

委嘱して、同館でも鑑査を証明書交付を行なうようにした。昭和二十五年以降十カ年間の古美術品輸出鑑査証明書の発行件数は次表のとおりで、この輸出鑑査証明業務は非常な増加を示していることがわかる。

| 年 度 | 件 数 |
|-------|---------|
| 昭和 25 | 145 |
| 26 | 628 |
| 27 | 1,534 |
| 28 | 3,618 |
| 29 | 7,860 |
| 30 | 8,930 |
| 31 | 16,538 |
| 32 | 17,625 |
| 33 | 34,209 |
| 34 | 27,529 |
| 計 | 118,615 |

卒直にいつて、これら輸出古美術品の大半は一般以下の水準のものである。ところが、うっかりしていると所在不明になつて転々としていた重要美術品等が混入している場合があつたり、未指定でも重要文化財の指定基準にスレスレのものがあつたりして、担当技官が苦しむことも多い。将来、重美整理が一段落して認定物件という枠がはずされた場合には、ますます困難の度をますますであらうし、一方ではいまのところ未指定の明治美術に対する欧米の関心が高まりつつあるので、これについても慎重に考えなければならない。

これらの業務については、特に古美術業者等の協力にまつところも多い。昭和三十四年七月に東京の古美術商や梱包運輸業者等が集まつて「日本古美術品輸出協会」が結成され、輸出鑑査証明申請業務を代行するとともに、相戒めて指定、認定物件の海外流出防止にも協力してくれることになつた。まだ発足後日も浅くて多くを期待することは無理であるが、善意の業者との連繋は今後一層に強化して、この人達の協力をも求めなければならないと考えている。

第三章 建造物の保護

昭和二十五年に文化財保護法が制定されてから今日まで十年の間に、国宝・重要文化財等建造物保護の事業は著しい進展をみせている。それらの実績は、建造物の指定、修理、防災施設その他あらゆる点で明らかであるが、いまそれを修理棟数によつて戦前の最盛期である十カ年と比較してみると、約三倍以上に達していることをみても明らかであろう。(第一表参照)

| 年 度 | | 年 度 別 修 理 棟 数 の 推 移 | 年 度 | |
|-------|-----|---------------------|-------|-----|
| 修 棟 数 | 理 数 | | 修 棟 数 | 理 数 |
| 昭和 5 | 24 | | 昭和 25 | 82 |
| 6 | 10 | | 26 | 88 |
| 7 | 8 | | 27 | 39 |
| 8 | 16 | | 28 | 63 |
| 9 | 22 | | 29 | 91 |
| 10 | 30 | | 30 | 55 |
| 11 | 27 | | 31 | 72 |
| 12 | 31 | | 32 | 41 |
| 13 | 23 | | 33 | 69 |
| 14 | 19 | | 34 | 56 |
| 計 | 210 | | 計 | 656 |

建造物保護の事業が、昭和二十五年以降このような進展をみせたことにはいろいろ理由があげられる。大きくは第

二次世界大戦後における各国の文化財に対する認識の国際的な高まりがあつたこと。日本の貴重な文化財群を形成する京都・奈良が戦災から護られ、それらの文化財が諸外国に紹介されて観光誘致の大きな目的となつたこと。また国内的には、戦時中放置された保存事業の蓄積、法隆寺金堂内部の炎上や金閣寺の焼失等悲しむべき事件が文化財愛護のひとつの契機となつたこと等がそれである。しかしながらこのような条件とともに、文化財保護の制度の確立が、建造物保護の上に果たした役割りはきわめて大きいといわなければならない。その最も根本的なものは、旧国宝保存法から一歩を進めて、文化財保護法の中に新たに規定された次の諸点である。

まず第一の特徴は、旧国宝をすべて重要文化財とし、その中で特にすぐれたものを新たに国宝に指定したことである。これは建造物の重点的保護対策を講ずる上で最も基本的な役割りを果たしたといえる。第二の特徴は社寺所有と個人所有の差別を廃して、平等の原則のもとに補助金が交付できるようになつたことである(同法第三十五条)。この規定ほど建造物の保護の上に大きな影響をもたらしたものはないであろう。旧国宝保存法においては、管理については、補助金を交付する規定がなく、修理についても社寺所有の国宝についてのみ補助金の交付を規定していたからである。また所有者が必要な報告等にそむき修理を行なわない場合には、委員会が直接行なうことができるようになったこと(同法第三十八条)も大きな特徴であつた。第三には新たに管理団体の制度を規定したことである(同法第三十二条の二、第三十四条の三)。これは委員会が、所有者による管理が困難であるか、または不適當であると認めるときは管理団体(地方公共団体かその他の法人)を定めて行なわせ、またその場合、修理をも行なわせることができるようにしたことである。第四には、環境保全の規定である。これは旧国宝保存法にはまつたくなかつた考案方であつて、建造物の場合、それ自身の保全はもちろん保存のために害があると思われるような場合であつても、地域を定めて一定の行為を制限したり、(危険な行為等)、禁止したり(危険物の設置等)することができるようにしたことである(同法

第四十五条)。

次に建造物保護について重要なことは、保存についての科学的調査と研究である。文化財保護委員会の附属研究機関である東京国立文化財研究所においては、P・C・P等による建造物の防虫、防霉、防湿等について、あるいは木材等の接着、硬化、腐蝕、防錆、古代釘の調査等について基礎的な研究を行なつてゐる。また奈良国立文化財研究所においては建造物の解体調査、建造物遺跡の発掘等、古代建築に対する科学的な調査研究が進められている。建造物の科学的保存については、これらの二つの機関によつて基礎的な研究が行なわれているので、やがてその資材、技術等のうえにも進んだ保存の方法が図られることが期待されるのである。

しかし一方、建造物の保存について科学的な保存の方法が発見されたとしても、修理技術者の存在がなければ、保存事業の目的を果すとは不可能である。さいわい古社寺建築の修理技術は、それら修理技術者によつて今日まで伝承されてきた。それは古建築を愛する人びとの伝統の力によつて維持されてきたが、最近では必ずしも楽観を許さない状態に至つてゐる。理由は幾多あるが、この道を希望する人が年とともに減少の傾向にあることである。これら技術者の養成と処遇については根本的な対策を講じなければならない時期にあると云つてよいであらう。

国宝・重要文化財といわれる建造物は現在二千棟以上を数えるが、その大部分は木造であるので、それらはいずれも三百年程度を経過することに解体修理を行なわなければならない。また、床まわりの半解体修理は約百年ごとに、屋根では瓦銅ぶきは六十年ごとに、またかやぶき、ひわだぶき、こけらぶき等は約三十年ごとにそれぞれふき替えを行なわなければならない。

全国では、このような修理を必要とするものが五〇〇棟から六〇〇棟に達している。

委員会では、それら未修理建造物の修理計画として「今後二十九年における建造物の保存修理計画」の構想のもと

に、具体的な「保存修理五カ年計画」をたて、緊急に修理を要するものから早期実施を図るよう努力している。

前述のとおりこれら建造物の大部分は木造であるので、修理とならんでその防災対策は緊急不可欠の要件である。さいわい文化財保護法施行と同時にその重要性がみとめられて、防災施設に対しても補助金が支出されるようになった。そして、修理、防災等の予算は、全般的にみて漸増の傾向をたどり、一応着実な進展をみせてきたということが出来る。(第二表参照) しかし現在なお修理における要修理棟数は五〇〇ないし六〇〇棟、防災施設における未設置六〇四カ所(全国八〇五カ所のうち)がある。この現状と、将来の計画の中にこの推移をみると、なお今後によくを期待しなければならない。

第二表 建造物保存修理費の推移
(昭和35.3.31現在)

| 区分 年度 | 国有建造物 | 修理費 | 保存補助金 | 修理補助金 | 防災施設補助金 | 計 |
|----------|---------|-----------|---------|-------|---------|-----------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 昭和25 | 18,141 | 182,000 | 18,063 | | | 218,204 |
| 26 | 20,900 | 283,274 | 24,768 | | | 328,942 |
| 27 | 36,118 | 254,796 | 34,170 | | | 325,084 |
| 28 | 46,595 | 296,143 | 40,030 | | | 382,768 |
| 29 | 42,819 | 276,710 | 32,868 | | | 352,397 |
| 30 | 30,491 | 238,100 | 25,028 | | | 293,619 |
| 31 | 63,550 | 240,650 | 22,693 | | | 326,893 |
| 32 | 89,100 | 234,850 | 30,832 | | | 354,782 |
| 33 | 81,964 | 226,125 | 37,726 | | | 345,365 |
| 34 | 77,540 | 237,126 | 48,490 | | | 363,606 |
| 計 | 507,218 | 2,469,774 | 314,668 | | | 3,291,660 |

これを要するに、これら建造物保護の事業は、単に国の行政によつてのみ達成されるものではなく、むしろ法以前の問題として、国民の文化財に対する自覚と責任こそ最も根本的なものであろう。

以下、建造物の各種保護事業について順を追つて述べることにする。

第一節 建造物の調査指定

建造物の調査指定に関する事業は、(一)国宝の調査指定、(二)重要文化財の調査指定(重要美術品等認定物件の再調査による重要文化財指定および未指定物件の重要文化財指定)、(三)その他の調査指定、(四)指定の解除、の各項目にわたっている。以下これらについて項を分けて過去十年の経過をかえりみることにする。

(一) 国宝の調査指定

これは重要文化財のうちから新しい意味で厳選した国宝を指定することである。国宝指定の基準は、文化財保護法第二十七条第二項にあるとおり「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもの」、さらに具体的にいえば昭和二十六年五月十日付で文化財保護委員会から告示された国宝及び重要文化財指定基準(第三篇二参照)にしたがひ、「重要文化財のうちきわめて優秀で且つ文化史的意義の特に深いもの」を選ぶのである。これをさらに常識的というならば、国宝は日本建築の歴史の骨組みを定める重要な遺構といつてもよいであろう。日本の建築が木造として世界で独自の発達をとり、かつ他に類のないほど良好に保存されていることを思えば、国宝の指定はその基準どおりきわめて意義が深いことである。その上指定制度上からみても、明治三十年以来その名を「特別保護建造物」あるいは「国宝(旧)」と改めてはきたが、一貫して指定は一段階であつたのであるから、重

第一表 重要文化財(建造物)指定の経過
(昭和35.7.31現在)

| 種別 | 重要美術品等指定 | 美術品等指定 | 未指定物件 | 計 | (参考)重要美術品消滅 |
|-------------|----------|--------|-------|-----|-------------|
| 昭和26.9.22 | 1 | 1 | 6 | 6 | |
| 27.3.29 | 14 | 14 | 7 | 14 | ※12 |
| 27.7.19 | 4 | 4 | 6 | 10 | 5 |
| 27.11.22 | 10 | 10 | 8 | 12 | 10 |
| 28.3.31 | 5 | 5 | 27 | 32 | 5 |
| 28.6.13 | 5 | 5 | 44 | 49 | |
| 28.8.29 | 19 | 13 | 1 | 13 | 21 |
| 28.11.14 | 22 | 19 | 1 | 20 | |
| 29.3.20 | 22 | 19 | 1 | 23 | |
| 29.9.17 | 32 | 37 | 19 | 37 | 21 |
| 30.2.2 | 10 | 37 | 2 | 37 | |
| 30.6.22 | 12 | 32 | 5 | 37 | 21 |
| 31.6.28 | 13 | 10 | 22 | 32 | 13 |
| 32.2.19 | 14 | 10 | 21 | 40 | 12 |
| 32.6.18 | 14 | 12 | 24 | 46 | |
| 33.5.14 | 12 | 13 | 13 | 25 | 12 |
| 33.11.29 | 14 | 14 | 15 | 28 | 14 |
| 34.6.27 | 4 | 12 | 17 | 14 | |
| 35.2.9 | 5 | 17 | 17 | 17 | |
| 35.6.9 | 14 | 20 | 1 | 20 | |
| 昭和26年以降指定解除 | | | 1 | 1 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 1 | 1 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 3 | 3 | 4 |
| 昭和26年以降解除 | | | 3 | 3 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 2 | 2 | 15 |
| 昭和26年以降解除 | | | 8 | 8 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 8 | 8 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 5 | 5 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 8 | 8 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 11 | 11 | |
| 昭和26年以降解除 | | | 22 | 22 | |
| 計 | 138 | 161 | 232 | 283 | 144 |
| | 161 | 232 | 407 | | |

※印は一部重文指定のものも重美資格消滅件数に含む

たゞければ幸いである。

(二) 重要文化財の調査指定

文化財保護委員会発足当時、重要文化財に指定されたとみなされた物件は一、〇五七件、一、六一六棟であった。これが現在では一、三四〇件、二、〇二三棟に増加している。(この経過は指定年月日別・都道府県別一覧として第三篇三に収録してある。)

この指定内訳は旧重要美術品等認定物件から重要文化財に指定されたものと、未指定物件から重要文化財に指定されたものとに分けられるが、第一表ではそのいずれの指定であるかをさらに指定年月日別に示した。なお、この間に

要文化財の中にさらに国宝を設けたことは、画期的な変化といわなければならない。なお国宝はあくまで重要文化財のうちから選ぶのであつて、国宝に指定されても重要文化財の資格を失うものではない。東照宮その他の指定で見られるように重要文化財の一部を国宝に指定する場合、その部分だけを分離するようなことをせずそのまま一部国宝指定として扱っているのは、この考え方が根柢となつていのである。世上往々にして、国宝、重要文化財の二段階があるように理解されている向もあるもので、ここに付言しておく。

さて国宝指定は、昭和二十六年六月九日付をもつて第一次指定決定を行なつて以来、現在までに十二回の指定を行ない、その数は一九六件、二三八棟となつていいる。これは重要文化財総数のうち、件数で一四・六三パーセント、棟数で一・七六パーセントを占めるものである。指定の経過は第三篇の「国宝建造物指定年月日別・都道府県別件数一覧」を見ても分るように、昭和二十九年年度までの三カ年間に一七〇件の指定を終つていいるのであるから、国宝指定はこの期間でおおよその作業を終つたとみることが出来る。その後今日までは、指定は年間数件を出さず、いわば国宝指定の肉付け、仕上げの段階であつたといえよう。この期間に指定されたものには、修理完了をまつて指定を行なつたものも多かつた。近年修理技術の飛躍的進歩にとともに、修理に際しては隠れた価値が発見されるものが多いので、このような指定方法がとられるのは当然のことであつた。またかつては調査のゆきとどかなかつた物件について、所有者の承諾を得て徹底的調査を行なつた場合もあつたし、方丈、車裏の類に集中して努力をかたむけた時もあつた。このような努力は、そのまま将来の国宝指定の態度につながるものであろう。これからは国宝指定の総仕上げを必要とする段階であり、そこにはこれまでにおとらない苦労が必要となることと思われる。(なお、今日までに国宝に指定された物件を時代別・種類別に分類して、第三篇建造物関係資料の項に掲出しておいた。ただし、年代決定にもまだ議論の分れていいるものもあり、また種類別分類も便宜にしたがつたまでであるから、この表は完全なものとはいいがたいが、一試案として見てい

第二表

| | | |
|-------------------|-------------|------|
| 重要美術品等認定物件（建造物の部） | 総数 | 360件 |
| 再調査の対象外の物件 | | 61件 |
| 内訳 | 戦災焼失 | 1件 |
| | 旧沖繩所在 | 2件 |
| | 灯籠（工芸の部に移管） | 58件 |
| 再調査の対象となつた重要美術品 | | 299件 |

は、指定の合理性を高めるため、既に重要文化財に指定されている物件の分割、統合も行なわれているので、このため生じた数字の異動もそれぞれ最後に一括してあらわしてある。

(イ) 重要美術品等認定物件の重要文化財指定

文化財保護法の成立にあつて重要美術品等の保存に関する法律は廃止されたが、重要美術品等の認定物件についてはなお自分の間効力を有するものと定められた。そのためこれらを再調査し、価値を有するものを重要文化財に指定することは、委員会として緊急を要する課題となつた。

再調査の対象となつた重要美術品の総数は二九九件であつた（第二表参照）が、このうち現在までに重要文化財指定を終つたものは一四四件であり、総数の四八パーセント強に相当する。重要美術品としては、木造建築及び石造物があるが、このうち石造物（多重塔、宝塔、宝篋印塔、五輪塔）には中世の優品が多く存在する。これらの再調査および指定はすでに大部分を終つていたので、近い将来全部を完了する予定である。

(ロ) 未指定物件の重要文化財指定

戦争中及び戦後は一時重要文化財の指定が停滞していたため、委員会発足当時には優秀なものが多数指定の候補にのぼつていた。昭和三十年ごろまでの重要文化財指定がかなりの数にのぼつていたことは、このような事情を反映した

ものであつた。これが一段落した後の指定はだいたい落ちついた数字を示している。しかしながら、なお年々価値の高い建造物の発見報告や申請があつていっているし、まだ未開拓の面も多いので、重要文化財指定はなお長期間継続してゆく必要がある。

指定の傾向からいえば、だいたいいち中世遺構に指定が集中していることは、明治以来の指定経過からみて当然であるが、近世社寺建築も若干加わつていいる。各地に残る東照宮建築の系統的指定等はその例である。また城郭建築も集中的に調査し、相当数の指定をみた。しかし近世の遺構はその数も多く、かつ初期のものはずでによく破損の度を加えつつあるのが現状であるから、従来ややもすると未調査に終つていたこの方面について、流派的、地方的調査を加えて系統的な指定の方向をとる必要がある。

次に従来まつたくかえりみられなかつた民家及び明治洋風建築の調査指定が現在の重要な課題となつていいるのである。まず民家については、その準備として各都道府県に予備調査を依頼し約五〇〇件の報告を得たので、これらによつて全国的な問題点を引き出すとともに、併行して特に優秀な民家の密集する地区を選んで集中的な調査を行なつた。岐阜県白川村及び荘川村、富山県平村及び上平村、宮崎県椎葉村などはその例であつて、代表的なものについては指定保存の途を講じた。なお石川県の能登及び奥南部については目下調査が進行している。明治洋風建築では、旧大阪造幣寮遺構をすでに指定したが、つゞいて東京、長崎、神戸、京都、山梨、北海道等洋風建築の集中する地域には予備調査を行なつており、指定保存の実があるよう努力している。たゞし民家、明治洋風建築とも、従来とはまつたくちがつた対象であるだけに、調査には格別の苦心と経費を要するのであるが、特別調査のための予算が現在なお認められていないので、調査計画が予期したほど進行していかないのは残念である。

(三) その他の調査指定

旧国宝である重要文化財についても、改めて重要文化財としての指定書を交付することになっている。委員会としてはその暫定措置として昭和二十五年十一月指定通知書を交付したが、これは早急に指定書交付に改むべき必要にせまられているわけである。しかるに重要文化財指定書に記載すべき名称、員数、構造及び形式等の事項が、古い指定書では簡にすぎたり、また不合理であつたりし、さらに厨子、棟札など当然つりたとして指定すべきものが放置されており、また員数の記載もない。したがつてこのまゝで指定書を交付すれば将来に疑義を残さないとかがらない。そこでこれを整備のうえ指定書を交付することとしている。

この整備のためには、いちおう現地に当り再調査する必要があるのであるが、本来このためにあるべき台帳調整費に旅費を欠くという矛盾があるので、指定調査や修理工事のかたわら、もしくは県文化財図録製作製事業等に協力依頼をうけた時などを利用して、細々と行なつてきたにすぎない。それでも茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、三重、鳥取、佐賀の各都府県所在の重要文化財は指定書交付を完了し、京都、兵庫、愛媛等の各府県ではその一部を終了している。しかし全体からみれば未交付のものの方が多い状態である。

(四) 指定の解除

過去十カ年間に国宝で指定を解除されたものはない。重要文化財でその指定を解除されたものは五件、八棟があるが、このうち鹿苑寺金閣、東照宮御供所(愛知、鳳来山)金桜神社中宮本殿、同東宮本殿、延暦寺大講堂、同鐘台等はいずれも火災焼失によるものであり、文昭院靈廟、有章院靈廟はともに改葬移転したために指定を解除したものである。

第二節 建造物の保存修理

国宝、重要文化財等、建造物の総数は二、〇二三棟(昭和三五・七・三一現在)である。またその種類は、城郭、宮殿、社寺、塔、靈廟、鐘樓、藏、橋、能舞台、書院、茶室、住宅等、実に多種多様にわたつている。いまこれらの建造物を所有者別にみると、第一表のとおりであるが、社寺所有が全体の八一パーセントを占めている事実は、その大半が社寺建築であることを示している。国有一三五棟のうち一三二棟および公共有一三二棟のうち九八棟は城郭である。その他の一〇八棟は私有建造物で主なものは民家二七棟、靈廟二二棟、石造一六基等である。

第一表 (昭.35.8.1現在)

| 区分 | 要財 | |
|-----|------|-------|
| | 重文化財 | 棟 |
| 所有 | | |
| 国 | 13 | 135 |
| 公 | 8 | 132 |
| 共 | 50 | 724 |
| 社 | 163 | 924 |
| 神 | 4 | 108 |
| 寺 | | |
| 院 | | |
| その他 | | |
| 計 | 238 | 2,023 |

重文化財の棟数は国宝の要財を合む

一棟で総数の四十八パーセントをしめており、ことに京都、奈良の国宝一一一棟は総国宝数の五十パーセント、重要文化財六五二棟は全国総棟数の三十パーセントに当つている。この事実からみて京都、奈良の両古都がわが国の文化財の上に占める位置が、いかに大きいかわることができる。(第三篇二参照)

また、これら建造物を時代別にみると第二表のとおりである。国宝では鎌倉時代の六六棟が最も多く、江戸、桃山時代がこれについている。国宝二三八棟は、総棟数の十一パーセントにあつているが、これら国宝が各時代のいか

第二表
(昭35.7.31現在)

| 区分 年代 | 重要文化財 | |
|----------|-------|-------|
| | 棟数 | 棟数 |
| 飛鳥 | 5 | 6 |
| 奈良 | 21 | 26 |
| 平安 | 28 | 49 |
| 鎌倉 | 66 | 318 |
| 室町 | 33 | 575 |
| 桃山 | 42 | 378 |
| 江戸 | 43 | 664 |
| 明治 | | 6 |
| その他 | | 1 |
| 計 | 238 | 2,023 |

重要文化財の棟数は
国室の棟数を含む

に厳選された建造物であるかを物語っている。また平安時代以前の古代建造物が八一棟現存している事実は、ひとつの偉観というべきであろう。

第三表 保存修理費の推移
(昭和35.3.31現在)

| 区分 年代 | 総額 | 国有建造物修理費 | | 保存修理費補助金 | |
|----------|-----------|----------|-------|-----------|------|
| | | 金額 | % | 金額 | % |
| 昭和25 | 200,141 | 18,141 | 9.0 | 182,000 | 91.0 |
| 26 | 304,174 | 20,900 | 6.9 | 283,274 | 92.5 |
| 27 | 290,614 | 36,118 | 12.4 | 254,496 | 87.6 |
| 28 | 342,738 | 46,595 | 13.6 | 296,143 | 87.0 |
| 29 | 319,529 | 42,819 | 13.4 | 276,710 | 88.0 |
| 30 | 928,591 | 30,491 | 11.4 | 238,100 | 88.6 |
| 31 | 304,200 | 63,550 | 20.9 | 240,650 | 79.1 |
| 32 | 323,950 | 89,100 | 27.4 | 234,850 | 72.6 |
| 33 | 308,089 | 81,964 | 26.6 | 226,125 | 73.0 |
| 34 | 314,666 | 77,540 | 24.6 | 237,126 | 75.4 |
| 計 | 2,976,692 | 507,218 | 17.02 | 2,469,474 | 83.0 |

国室、重要文化財等、建造物の現有状況は以上のとおりであるが、その保存修理事業は、国有建造物の修理を委員会が直接責任をもつて行なう直営の修理事業と、国の補助金と負担金（都道府県と所有者の分担する金額）とでまかなわれる修理事業の二つに分けられる。この両者の年度別十カ年の推移は、第三表によつて明らかのように、直営による修理費は毎年上昇線をたどつて、三十四年度では初年度の四倍以上に達している。今後注目してよいひとつの傾向であろう。

一方、昭和二十六年から二十九年度における修理費補助額のふくらみは、災害費補助の加算であつて、実際には平均額の二億三千万円程度が堅持されたとみてよいであろう。保存修理費補助額からみれば、進展をみせたといふことができる。修理棟数と一棟当り補助額の推移は、第四表のとおりであるが、ここで昭和二十七年の修理棟数が、三九棟と急激な減少を示しているのは、昭和二十五・六年度における災害のため、その復旧修理のしわ寄せがあつたこと、したがつて新規着工の多くは継続となつて翌年にくりこされたためである。さらにこの年は昭和二十三年度か

第四表
(昭和35.3.31現在)

| 区分 年代 | 修理棟数 | 修理費補助額 | 1棟当り補助額 |
|----------|------|-----------|---------|
| | | 千円 | 万円 |
| 昭和25 | 82 | 182,000 | 222 |
| 26 | 88 | 283,274 | 322 |
| 27 | 39 | 254,496 | 404 |
| 28 | 63 | 296,143 | 470 |
| 29 | 91 | 276,710 | 304 |
| 30 | 55 | 238,100 | 433 |
| 31 | 72 | 240,650 | 334 |
| 32 | 41 | 234,850 | 572 |
| 33 | 69 | 226,125 | 328 |
| 34 | 56 | 237,126 | 423 |
| 計 | 656 | 2,338,202 | 356 |

ら開始された「修理五カ年計画」の最後の年にもあたり新規工事をその面からもおさえたこと等がその理由となっている。また三十二年度における減少は、翌年度への繰り越し、すなわち継続件数が多かつたことによつてゐる。そのことは修理費補助額が例年と變りのないことをみても明らかである。また一棟当り補助額の平均が三百五十万円と低額となつてゐることは、災害のため応急修理を行なつた小修理棟数まで加算されてゐるためである。

修理の種類別棟数は、第五表のとおりである。これによると解体修理は全体の約五十パーセントであり、次が屋根

第五表 工事種類別修理棟数の推移

| 区分 年度 | 解体 | 半解体 | 屋根替 | ぬり工 ぬり事 | 計 |
|----------|------|-----|------|------------|-----|
| | | | | | |
| 25 | 21 | 6 | 55 | | 82 |
| " 26 | 32 | 9 | 43 | 4 | 88 |
| " 27 | 18 | 2 | 19 | | 39 |
| " 28 | 43 | 7 | 13 | | 63 |
| " 29 | 59 | 3 | 28 | 1 | 91 |
| " 30 | 26 | | 29 | | 55 |
| " 31 | 41 | 6 | 25 | | 72 |
| " 32 | 22 | 2 | 16 | 1 | 41 |
| " 33 | 36 | 6 | 26 | 1 | 69 |
| " 34 | 26 | 1 | 27 | 2 | 56 |
| 計 | 324 | 42 | 281 | 9 | 656 |
| 百分率 | 49.2 | 6.4 | 43.0 | 1.4 | 100 |

(昭和35. 3. 31現在)

替修理の四十三パーセントとなつてゐる。解体修理は最も根本的な修理であるから、その修理棟数の推移は要修理建造物の推移をも物語るものである。

第六表 工事種類別修理棟数の推移

| 区分 年度 | 解体 | 半解体 | 屋根替 | ぬり工 ぬり事 | 計 |
|----------|------|-----|------|------------|-----|
| | | | | | |
| 5 | 19 | 2 | 3 | | 24 |
| " 6 | 8 | | 2 | | 10 |
| " 7 | 8 | | | | 8 |
| " 8 | 15 | | 1 | | 16 |
| " 9 | 16 | | 6 | | 22 |
| " 10 | 26 | 1 | 3 | | 30 |
| " 11 | 18 | 1 | 6 | 2 | 27 |
| " 12 | 24 | | 7 | | 31 |
| " 13 | 17 | 2 | 4 | | 23 |
| " 14 | 16 | | 3 | | 19 |
| 計 | 167 | 6 | 35 | 2 | 210 |
| 百分率 | 79.0 | 3.0 | 17.0 | 1.0 | 100 |

また昭和九年を中心とする前後十カ年間における「工事種類別修理棟数の推移」をみるに(第六表)、解体修理は、

全体の八十パーセントをしめ、のこりが半解体と屋根替修理の計二十パーセントとなつてゐる。この第五、第六表の比較によつても、昭和二十五年以降十カ年間における建造物修理事業の推移を知ることができる。

一 国の直営による修理事業

姫路城の修理

姫路城の修理は昭和九年秋、関西地方を襲つた風水害による災害復旧工事として西の丸の建物から着工し、その後継続工事として天守の北側の諸櫓および門、塀等を完成したが、戦争中および戦後は諸建物の応急修理に止まり、昭

和二十五年から天守閣をふくむ本格的な大工事を再開した。その間ジエーン台風による被害の復旧工事を追加し、それと並行して施工することとした。以下昭和二十五年から現在までの十カ年間の修理の歩みを概観してみることとする。

△昭和二十五年△ 菱の門、ぬの門、りの一渡櫓、りの二渡櫓、チの櫓、菱の門西方および同西南方土堀を解体して根本修理を行なうとともに、菱の門西南方土堀下の石垣、りの門前石垣を積みかえることとした。

菱の門は、予算一千万円をもつて実測調査として建物を解体し、木部の補修と軸組み、軒組み、壁の下付けまで行ない、屋根は土居ぶきまでを完了した。菱の門西方土堀と同西南方土堀はこれを取りほどき、木組み、壁体の築立て、屋根の瓦ぶき、壁の中ぬりまでを終り、また菱の門西南方土堀下石垣とりの門前石垣は、とりほどきから積みかえまでを完成した。

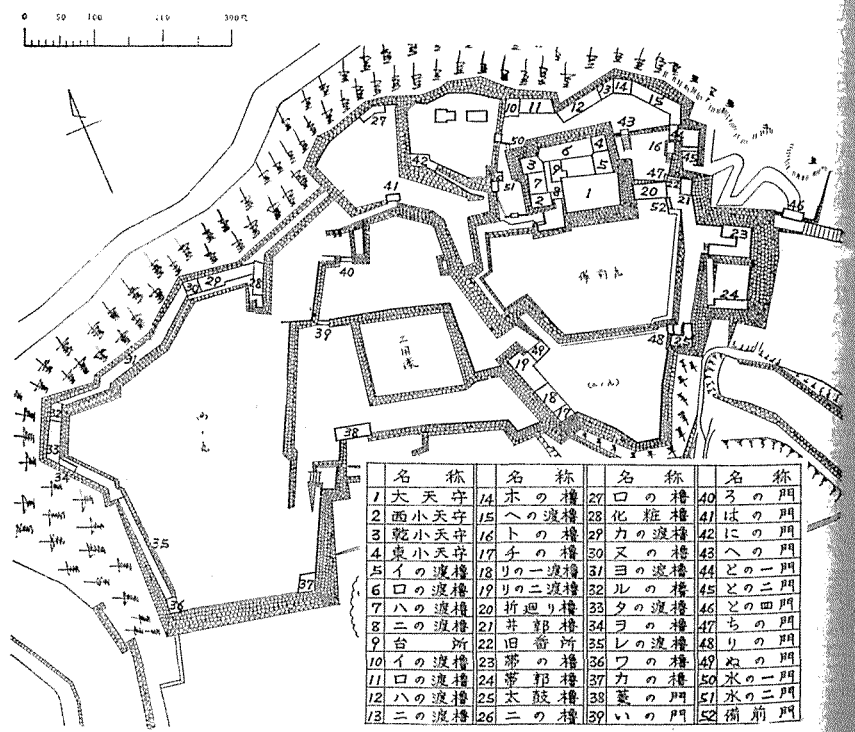
ぬの門、りの一渡櫓、りの二渡櫓、チの櫓については、調査と解体のための素屋根を設けたにとどまった。(予算千三百万円)

ジエーン台風による復旧工事は、大天守ほか三六棟と、二の櫓南方土堀とその他二件の屋根瓦の一部さしかえおよび壁の修理等であつた。

△昭和二十六年△ 前年度からの工事を引続いて行なうとともに、新たに菱の門東方の土堀、いの門東方の土堀等の根本修理を行ない、さらにチの櫓下の石垣および菱の門東方土堀下の石垣等の積みかえ工事を加えた。

この中で前年度から継続した工事のうち、菱の門および土堀の二カ所の工事をそれぞれ完成させた。また、りの一渡櫓、チの櫓は調査のうえ建物をとりほどき、木部の補修と組立てを終り、屋根の瓦ぶきと荒壁ぬりまで完了した。ぬの門、りの二渡櫓とともに調査のうえ解体し、木材の一部を購入した。

姫路城建物其他配置図



| 名称 | 名称 | 名称 | 名称 |
|---------|----------|---------|---------|
| 1 大天守 | 14 木の櫓 | 27 口の櫓 | 40 3の門 |
| 2 西小天守 | 15 への渡櫓 | 28 化粧櫓 | 41 ばの門 |
| 3 乾小天守 | 16 トの櫓 | 29 カの渡櫓 | 42 15の門 |
| 4 東小天守 | 17 チの櫓 | 30 スの櫓 | 43 への門 |
| 5 イの渡櫓 | 18 リの二渡櫓 | 31 ヨの櫓 | 44 どの二門 |
| 6 ロの渡櫓 | 19 リの二渡櫓 | 32 ルの櫓 | 45 どの二門 |
| 7 ハの渡櫓 | 20 折廻り櫓 | 33 タの渡櫓 | 46 どの四門 |
| 8 ニの渡櫓 | 21 井部櫓 | 34 ヲの櫓 | 47 ちの門 |
| 9 台所 | 22 田舎河 | 35 レの渡櫓 | 48 りの門 |
| 10 イの渡櫓 | 23 帯の櫓 | 36 フの櫓 | 49 ぬの門 |
| 11 口の渡櫓 | 24 帯部櫓 | 37 カの櫓 | 50 木の二門 |
| 12 ハの渡櫓 | 25 太鼓櫓 | 38 菱の門 | 51 木の二門 |
| 13 ニの渡櫓 | 26 ニの櫓 | 39 いの門 | 52 備前門 |

このほか本年度から新規着工した菱の門東方土塀は、解体して築立てより壁の上ぬり仕上げまでの全工程を完成し、いの門東方土塀は、調査ののち解体を行なった。また、チの櫓と菱の門東方土塀の石垣、いの門東方土塀の石垣は、いずれもとりにほいて積みかえ、工事を竣工させた。(予算 千三百二十五万円)

△昭和二十七年年度▽ 前年度から継続中であつた、りの一渡櫓、チの櫓、いの門東方土塀工事をそれぞれ竣工させるとともに、ぬの門、りの二渡櫓の工事については、木部の補修と組立て、屋根の瓦ぶき、壁面の荒壁ぬりまでを行なつた。

このほか本年度は新たに、りの門、太鼓櫓、帯の櫓、太郭櫓、太鼓櫓南方土塀、太鼓櫓北方土塀のそれぞれの解体修理工事に着工した。りの門は調査ののち解体し、太鼓櫓も同じく解体調査を行なつて木部の補修と組立て、さらに屋根瓦のふきあげ、荒壁ぬりまで完了した。

土塀工事については調査のうえ、とりほどきまで施工した。帯の櫓と太郭櫓には、素屋根を設け、建物の実測調査を行なつたあと解体して格納した。(予算 千五百万円)

△昭和二十八年年度▽ 継続工事のうち、ぬの門、りの二渡櫓、いの門東方土塀および太鼓櫓と、その南方土塀はそれぞれ竣工した。太鼓櫓北方土塀は、太鼓櫓につづく四間分を築立てより屋根瓦のふきあげまで施工し、さらにぬり壁および揚げぬりのうち、中ぬりまでを施工した。

帯の櫓については、建物下の石垣積みかえ工事をするため補足の木材を購入して軸部の補修を行ない、切りぐみにとどめた。また、太郭櫓は石垣の積みかえを終つて木部の補修を行ない、組立て野地までを完了した。

また新しく着工した腹切丸の石垣工事は、積みかえ面積千六百九十三平方米、姫路城石垣のうち最も大きいもので、着手に先立ち石垣の現状調査を行ない、二か所をボーリングを行なつて慎重に基礎の調査を終つたため、請負工

事によつて工事を完了させた。その他本年度新規に着工した建物は、帯郭櫓北方土塀、との四門とその東、西土塀、との一門、トの櫓で、いずれも解体して根本的修理に着工した。

帯郭櫓北方土塀は、石垣の積みかえに伴つて調査と取りほどきを行ない、との四門とその土塀は解体して軸部の補修を行なった。また、との一門、トの櫓にはともに素屋根を設けて、実測と調査を行ない一部所要の木材を購入した。(予算 千七百八十万二千円)

△昭和二十九年年度▽ 前年度から継続中の帯郭櫓を竣工させたほか、太鼓櫓北方土塀、帯の櫓、帯郭櫓北方土塀、との四門、との四門とその東西土塀、との一門、トの櫓、りの門についてもそれぞれ基礎工事、木部の補修および組立て、内部の雑作、土塀の築立て、壁ぬり及び屋根瓦のふきあげ等を施工した。

以上のほか、本年度は新たに井郭櫓とその南方土塀、ちの門、旧番所、トの櫓南方土塀、との一門東方土塀、との二門等の修理に着手したほか、旧番所下石垣の積直し工事も行ない竣工させた。

なお、大天守等の第二次計画の実行準備として、本年度は製材機その他の器具と足代丸太の管理のため、製材小屋と保存小屋とを設け、さらに工事場地域の境界には鉄製の柵をめぐらし、その他資料倉庫等の施設を施工した。一方、翌年度からの天守の解体修理にもなう基礎の調査のため天守の周辺と内部の五カ所で専門家の指導のもとにコアボーリングによる地質調査を行なった。(予算 千六百七十五万五千円)

△昭和三十年年度▽ 第二次計画として大天守周辺の諸建物に着手する計画で、大天守に素屋根をかける予定であつたが、その経費は認められなかつた。しかし前年度から継続の帯郭櫓北方土塀、井郭櫓とその南方土塀、との一門、トの櫓、りの門、との一門東方土塀、帯の櫓、太鼓櫓北方土塀、トの櫓南方土塀、ちの門、旧番所、との四門東方土塀等はすべて竣工した。

これと並行して、大天守を解体するために必要な各階の外部、内部にわたる綿密な写真撮影を行ない、併せて詳細な実測調査を行なつて実測図を作成した。その間入念な実施の設計が検討されるとともに、一方では、工事場地域の広場から大天守を結ぶ登り棧橋（延長百二十七米）を備前丸まで請負工事で架設し、さらに工事場地域内の排水工事を行ない、また材料運搬用に場内の各仮設物間と備前丸に連絡する軽便軌条を設けた。

《昭和三十一年度》本年度から工期八九年、総工費四億四千七百万円で大天守とその周辺の建物を根本的に修理する計画をたて、第一年度として予算は四千七百四十五万円が計上された。

大天守解体の着工式が五月三日挙行され、大天守工事は、素屋根架設の準備にかかった。

この素屋根は桁行（東西）四十九・七米、梁行（南北）四十三・九米、棟の高さ五〇米で、桧丸太を組み合わせボルトと鉄線で緊結し、屋根は波形の鉄板でふかれた大建築である。しかも建設される位置が高く、風圧も強く受けるので、その構造計算については専門家に調査を依頼し、結果をまつて実施設計をたてた。工事は請負工事をもつて施工した。この工事にともない備前丸から素屋根に登り棧橋を架設し、前年度に施工した作業広場からの登り棧橋と連結して、軽便軌条を延長し運搬を便利にした。素屋根を建設するにあたり建物の支障をきたす軒先や大天守と他の櫓の取り合わせ部分は、充分調査のうえ、部分的にはとりほどく箇所ができた。

大天守は各階にわたり、精細に綿密な実測をして、破損等の調査をし、記録写真の撮影も細部まで行なつた。解体の準備として各部材に整理の番号、記号をつけ、また破損、腐朽による取りかえ材の調査を進め、図面の調成を行なつた。

台所は実測調査をなし、とくに現状変更の箇所については綿密な調査を実施した後、解体して再用材の処理を行なつた。水の五門南方土塀も実測のうえ解体し、材料の片付けと整理を終つた、イの渡櫓とニの渡櫓の大天守取り合い

の部分は、調査して記録を作成し、部分解体を行なつた。

また共通工事として仮設物の工作小屋、P・C・Pしん透用小屋、ウインチ小屋、左官小屋を設け、仮設物の模様がえと修理を行なつた。また、場内の整地をし材料運搬用のトロ線をしき、作業広場の全面的な排水工を行なつた。その他材料の運搬用のウインチや電動機を備えるとともに、素屋根に運搬用リフト、トロリーブロックの機械設備をほどこし、軽便消火器、その他諸器具類も整備した。

防災施設としては、昭和三十年年度までに修理を完了した建物で、自動火災警報装置の設置してない、い、ろ、は、に、ち、との一、との二、との四の各門とイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各渡櫓、ロ、ト、帯、帯郭、井郭の各櫓、旧番所ならびに工場地域内の仮設建物（二十三棟）に能美式自動火災警報装置を設備した。（予算 四千七百四十五万円）

《昭和三十二年度》本年度は大天守の解体と取りかえ木材の購入を計画した。五月三日解体修葺（はつ）式を挙行して、解体に着手したが、解体にともないその記録写真を撮影し、各部の実測とともに仕様の調査を作成し、破損、その他の必要な調査を行なつた。また構造の調査により、構造的なものには専門家に依頼して調査を進める一方、解体は屋根の瓦おろしからはじめ、壁のはぎ落し等の順序で建物をとりほどいて、それぞれの指定する保存小屋に格納した。

取りかえ木材は調査にもとづいて軸組み補足の木材を購入した。その購入材積は二千四百五十石におよび、選木については全国的に行なつたものである。購入した木材は乾燥をはかるとともに柱、土台、床組材の二〇パーセントの木造り加工を進めた。壁の土は藁すさを切りこんで整理して処理した。取りおろした屋根の瓦は、よりわけて整理し、その一部の清掃を終つた。

また素屋根は、大天守の建物のとりほどきが進むにつれて内部に出来る空間を相互に水平と垂直につなぎ合わせ、

補強を行ない、内側の棧橋も増設した。

これと並行して大天守に続くイの渡櫓、ニの渡櫓の取りあいの所は、前年度にひきつづいて調査を進め、部分的にとりほどこいた。

共通の工事としては、保存小屋の増設と仮設物の内部に工事用の動力線を配備した。また防災施設として天守の周辺に消火栓を設け工事場にも自動火災警報装置を増設した。

かくて、大天守の解体修理工事もここに完全に軌道に乗ったのである。(予算 七千万円)

△昭和三十三年度▽ 本年度も大天守の基礎工事を継続施工するとともに補足の木材と屋根瓦を購入した。

五月三日地鎮修祓(ばつ)式を挙行した。基礎については石垣と地盤を根本的に調査するためその調査を専門家に依頼した。その結果現状を変更して新工夫による基礎定盤設計がたてられ、請負工事を実施することになった。木構造についても前年度に引続いて専門家に調査を依頼して、構造材の補強と調査を決定した。補足の木材も追加し、補強の金物類も部材にあわせて発注し購入した。木工事の木造り工作は約七〇パーセントを終り、防腐の処理をしてその一部を天守台まで運びあげた。また屋根瓦の破損調査にもとづき補足瓦を発注、鬼瓦、鯨(しゃち)を除いて購入した。壁の木舞木も伐採の時期をみて購入した。

また、補足木材のうち大天守西の大柱は、長さ二十五米七十五纏、末口五十八纏×四十七纏の巨材であつたため、その候補材に不適合材が出てその選木に困難が生じ、予定通り納入することが不能になり納期を延長して次年度に繰越すことになった。(予算 六千二百八十六万九千円)

△昭和三十四年度▽ 本年度は大天守の建物の組立てを主とし、部材の追加購入を行なつた。五月四日立柱式を挙行して、まわりの土台のすえつけより組立てに着手し、四重五階の軸部と床組みまで組立てを完了した。

また一重の軒出桁の取付け、隅と平の補強金物、地階と一階のそとまわりの壁下地用木舞かき等も終つた。

軸部構造材、補足用の雑作材、補強用の金物、屋根の鬼瓦と鯨(しゃち)、建具の補足材等も購入し、窓まわりや長押等の雑作材の補修と軒まわり茅負の木造り加工を終り、裏甲、榑の木造りを進めた。

なお、前年度より繰越した西の大柱の納入は、候補材(岐阜県付知裏木曾国有林)を運搬中に折損したので工期の関係もあつて契約を解除し、当初に計画した二本継ぎに変更して完納させた。

台所工事は、乾燥を必要とする板類と床材を購入し、大天守の取りかえ材で、軸組材に使用を変更してひきたてを行なつた。東、西、乾の各小天守とイ、ロ、ハ、ニの各渡櫓工事は、実測と調査を進め、実測図を作成し、各部の調書を作成した。また取りかえ材調書にもとづき補足木材のうち軸部、雑作材を購入して乾燥につとめた。

共通の工事として、乾、西小天守、ハ、ニの渡櫓に素屋根を架設し、防災施設工事は、姫山貯水池に隣接して鉄筋コンクリート造りのポンプ室を建設し、原動機とポンプの設備をして貯水池とポンプ、既設の消火栓に連絡した。またポンプ室には係員の詰所、便所、倉庫等を設け、動力線引きこみケーブルを埋設し、附属設備、室内配線、自動火災警報装置の利用による連絡電話も設備した。(予算 六千八百八十九万二千円)

このようにして姫路城の修理事業は、幾多の技術的な問題と困難にあいながらも、工事は着々と進んでいる。昭和三十六年度には大天守がほぼ完成し、三十八年度には城全体が竣工する予定になつてゐる。最後に姫路城保存修理工事の昭和二十五年以降における工程を要約して掲げておく。

着工 竣工

菱の門 昭和二五年度 昭和二六年度

菱の門および西南方土塀

着工 竣工

昭和二五年度 昭和二六年度

| | | | | | |
|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| 同下石垣および、り | 昭和二五年度 | 昭和二五年度 | ちの門および旧番所 | 昭和二九年度 | 昭和三〇年度 |
| の門前石垣 | 昭和二五年度 | 昭和二八年度 | 井 郭 櫓 | 昭和二九年度 | 昭和三〇年度 |
| ぬの門、リのおよ | 昭和二六年度 | 昭和二六年度 | 井郭櫓南方土堀 | 昭和二九年度 | 昭和三〇年度 |
| び二渡櫓、チの櫓 | 昭和二六年度 | 昭和二六年度 | トの櫓南方土堀 | 昭和二九年度 | 昭和三〇年度 |
| チの櫓下石垣 | 昭和二六年度 | 昭和二六年度 | ちの門、旧番所下石 | 昭和二九年度 | 昭和二九年度 |
| 菱の門東方土堀 | 昭和二六年度 | 昭和二八年度 | との一門東方土堀 | 昭和二九年度 | 昭和三〇年度 |
| いの門東方土堀 | 昭和二六年度 | 昭和二六年度 | との二門 | 昭和二九年度 | 昭和二九年度 |
| 菱の門東方土堀下石 | 昭和二六年度 | 昭和二六年度 | との二門東方土堀 | 昭和二九年度 | 昭和二九年度 |
| 垣の門東方土堀下石 | 昭和二六年度 | 昭和二六年度 | 大 天 守 | 昭和三〇年度 | 継 |
| リ | 昭和二七年度 | 昭和三〇年度 | 台 | 昭和三〇年度 | 継 |
| 太 鼓 | 昭和二七年度 | 昭和二八年度 | イの渡 | 昭和三二年度 | 継 |
| 太鼓櫓南方土堀 | 昭和二七年度 | 昭和二八年度 | ニの渡 | 昭和三二年度 | 継 |
| 太鼓櫓北方土堀 | 昭和二七年度 | 昭和三〇年度 | 西小 天 守 | 昭和三三年度 | 継 |
| 帯 の 櫓 | 昭和二七年度 | 昭和三〇年度 | 乾小 天 守 | 昭和三三年度 | 継 |
| 帯 郭 櫓 | 昭和二七年度 | 昭和二九年度 | 東小 天 守 | 昭和三三年度 | 継 |
| 帯の櫓、帯郭櫓下石 | 昭和二八年度 | 昭和二八年度 | 口の渡 | 昭和三三年度 | 継 |
| 帯の四門及東西土堀 | 昭和二八年度 | 昭和三〇年度 | ハの渡 | 昭和三三年度 | 継 |
| 帯郭櫓北方土堀 | 昭和二八年度 | 昭和三〇年度 | | | |
| との一門およびトの | 昭和二八年度 | 昭和三〇年度 | | | |

松本城の修理

松本城は文禄、慶長の間に石川数正が松本城を領するにおよんで城郭を増築した。現存する天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓はこの時に建てられたものと考えられる。

今回の保存修理工事は、築城以来の大修理で昭和二十五年度から国の直営工事として、松本市の協力のもとに解体修理に着手し、昭和三十年九月に竣工した。工事は昭和二十五年六月八日起工式を挙行後、辰巳附櫓、月見櫓の素屋根、乾小天守の素屋根および保存小屋、事務所等仮設物の一部の建設と月見櫓、辰巳附櫓、乾小天守の解体を行なった。昭和二十六年度は天守の素屋根および保存小屋、工作場等の仮設物の建設と天守の解体を行なった。

昭和二十七年から本格的工事に入り、昭和二十八年一月二十六日立柱式を、昭和二十八年十月三日上棟式をいずれも古式によつて行ない、昭和二十九年八月には乾小天守、渡櫓、同九月には辰巳附櫓、同十月には月見櫓を完成した。昭和三十年度には天守の残工事と防災工事を終え五カ年の歳月と四千六百七十一万七千円を要した全工事を完了して、昭和三十年十月一日竣工式が行なわれた。

今回の修理で、約三千石の素材の木材を使用した。その大部分は長野営林局の協力により、木曾産の榎および松を使用することができた。屋根瓦は耐寒性の強い、岐阜県関市産、奈良県奈良市産のものをを使用した。構造形式は在来の手法の伝承に努めたが、補強の筋違材は廃止して、東京大学生産技術研究所の指導に基づいて、新たに鉄筋を使用した。また木材の防蝕にはP・C・Pを使用し、その溶液に漬透またはこれを塗布した。瓦止用の銅線には耐酸性、耐アルカリ性の強いホルメット線を使用して、漆喰による銅の腐蝕を防いだ。

防災施設としては、消防署と連絡の専用直通電話を含む自動火災警報装置、容量百五十立方メートルの地下貯水槽、七十五馬力のガソリンエンジン、総揚程六十一メートル、揚量二立方メートルのタービンポンプを備えた消火栓

を内外に設置した。また避雷針を設置して落雷に備えた。

解体調査の結果とその他の資料によつて、窓、狭間、階段、高欄等に後世の変更がみとめられたので文化財専門審議会にはかり現状変更を行なつて旧規に復した。

福山城の修理

福山城の建物は戦災を受けたが、伏見三層櫓と筋鉄御門の二棟は災を免かれた。旧国宝指定以来修理を加えたことがなく、破損が甚だしかったので、昭和二十六年から国の直営工事として、修理工事に着手した。

昭和二十六年は伏見三層櫓と筋鉄御門の素屋根その他の仮設物の建設にとどめ、二十七年から筋鉄御門の解体工事に着手し、北側石垣の一部の積み直しから始めて、筋鉄御門を竣工した。昭和二十八年は伏見三層櫓に着手したが、この櫓は一、二階の軸組をのこして解体、昭和二十九年三月三十一日竣工した。(総工費九百六十万二千円)

この修理で伏見三層櫓の二階南入側中央の繫梁東面に「松の丸東やくら」の刻銘が発見されたので、豊臣秀吉築城の伏見城の櫓を移したものであることが明らかとなつた。また二階内部の間仕切壁、一階出入口外側の両脇の羽目板については文化財専門審議会にはかり、取り除いて旧規に復した。

熊本城の修理

熊本城で、重要文化財に指定されている建物は、宇土櫓、源之進櫓、四間櫓、十四間櫓、七間櫓、田子櫓、東十八間櫓、北十八間櫓、五間櫓、不開門、平櫓、監物櫓および長堀である。このうち宇土櫓が最も古く、加藤清正が築城当時の慶長年間の建築と推定される。その他の櫓等は江戸時代末期に建て替えられたものである。

もちろん戦時中は修理されることもなく、終戦後は、一時引揚者の収容所に使用されたりして、戦後の社会情勢の混乱した期間に、大部分の建物は床板、根太はもちろん甚だしいのは大引までも去られ荒廃するに任せられ、ほとんど倒壊寸前の状態であつた。

ようやくにして昭和二十七年から国の直営工事として、修理に着手することになり、同二十八年一月に着工した。工事は破損程度の軽微な宇土櫓は屋根のふき替えを主とした半解体工事とし、他は解体工事を行なうことにした。ただ宇土櫓もその続櫓の土台が甚大な蟻害を受けていることを修理中に発見したので、続櫓は解体修理を施した。

工事中の解体調査によつて確実な資料を得た事項については、現状変更の許可を得て旧規に復した。また五間櫓下の石垣の下部がひどくはらんでいたため、崩壊を防ぐために、擁壁を造つた。

各建物の修理は次表の順序で行ない、五間櫓、北十八間櫓、東十八間櫓は現在なお工事中であるが、その他はすべて完成した。各建物の修理は、昭和三十六年度で完了する予定で、またその後は引き続き防災工事が行なわれる予定である。

熊本城修理年度表

| | 着工 | 竣工 | | | |
|---|--------|--------|---|---|---|
| 平 | 昭和二十七年 | 昭和二十八年 | 七 | 間 | 櫓 |
| 監 | 昭和二十八年 | 昭和三十一年 | 十 | 四 | 間 |
| 長 | 昭和二十八年 | 昭和三十一年 | 四 | 間 | 櫓 |
| 宇 | 昭和二十九年 | 昭和三十一年 | 五 | 間 | 櫓 |
| 不 | 昭和三十一年 | 昭和三十一年 | 北 | 十 | 八 |
| 源 | 昭和三十一年 | 昭和三十一年 | 東 | 十 | 八 |
| 田 | 昭和三十一年 | 昭和三十一年 | 五 | 間 | 櫓 |
| 子 | 昭和三十一年 | 昭和三十一年 | 防 | 災 | 施 |
| | | | | | 設 |
| | | | | | 昭 |
| | | | | | 和 |
| | | | | | 三 |
| | | | | | 二 |
| | | | | | 年 |
| | | | | | 度 |
| | | | | | 継 |
| | | | | | 統 |

金沢城石川門の修理

金沢城石川門は金沢城の搦手の門で、表門、表門左右太鼓塀、多門、櫓、附属左右太鼓塀よりなり現在金沢大学に属し、金沢城の重要な遺構でいずれも重要文化財に指定されている。

この門は、屋根と外壁の破損が特に甚だしかったので、昭和二十八年二月から国の直営工事として修理に着手し、昭和三十四年三月三十一日全工事を終了した。

工事は破損の程度から、表門と塀は解体修理とし、他は半解体とした。昭和二十七年には、櫓の素屋根その他の仮設物の建設に止まり、昭和二十八年度は、櫓の屋根と壁を解体し、軸部のしめ直しを行ない、壁工事の半ばを終った。石川門の屋根は鉛板ぶきで、鉛には貴金属を混入してあるという言い伝えがあつたが、定量分析を行なつた結果では貴金属は検出されなかつた。昭和二十九年度には櫓工事を竣工し、多門に素屋根をもうけて解体に着手した。昭和三十年には、多門の屋根、壁の解体を終り、多門の下の石垣の切石積のゆるんだ箇所を積み直しを終わって、荒壁ぬり、屋根下地までを終了した。昭和三十一年には多門の残り工事を全部完了し、表門と左右太鼓塀の素屋根、足代等仮設物を建設して建物を解体し、表門は化粧軒まで完了した。昭和三十二年には表門と左右太鼓塀をおわり、新たに附属左右太鼓塀の解体修理に着手した。昭和三十三年には、附属左右太鼓塀を完了した。また修理のおわつた、石川門の櫓に避雷針を、各建物には自動火災警報装置を取付け、消防署との専用直通電話を設置した。なお総工費は三千三百四十二万円を要した。

金沢城は前田利家築城以来しばしば火災にあい、石川門も天明七年に再建されたが、泰平の世に加賀百万石の富をもつて建築されたものであるから、用材も吟味され、施工もていねいで、防火構造としての壁工事は、特に意をそそいだものであつた。

旧因州池田屋敷表門の移築と修理

もと因州池田屋敷表門として、旧丸之内大名小路（現丸之内三丁目）に建てられてあつた。明治二十四年芝高輪東宮御所の正門として移され、その後高松宮邸に引きつがれ、戦後昭和二十二年国有財産として、大蔵省所管に移つて取払いを予定されていたものである。

昭和二十六年九月重要文化財に指定され、昭和二十七年十月上野公園東京国立博物館構内に移築し、修理完了したのち、昭和二十八年二月文部省所管に改められた。

この工事は昭和二十七年七月実測調査に着手し、実測図を作製のうえ解体に着手、十一月中旬から運搬をはじめ、昭和二十八年三月に移転運搬を完了した。基礎工事は敷石を除いて年度内に完了したが、昭和二十八年においては継続工事として補足木材その他諸資材を購入し、木部の補修、組建て、上棟、屋根の本瓦のふきあげをはじめ、内部雑作、壁仕上等すべてを完了し、竣工した。なおこの工事に要した経費は、移転運搬費三百万円と修理費四百九十万円で、併せて七百九十万円であつた。

旧十輪院宝蔵（校倉）の修理

校倉は奈良市十輪院境内にあつたもので、明治十五年東京に移されて、東京国立博物館の裏庭に建てられたが、戦中に疎開する予定のため解体してあつた。昭和二十八年八月重要文化財に指定し、昭和二十九年七月から実測調査に着手し博物館裏庭から同館東側に移転することになった。礎石の移動から開始し、基礎を完全にするとともに、内部壁面の剝落防止を施し、木部の補修を行ない組み建てた。また屋根は本瓦ぶきにふき上げ、周囲亀腹、たたき漆喰に仕上げ、すべて竣工した。（総工費八十万円）

松山城（高梁城）の修理

松山城天守は昭和十四年に破損崩壊寸前のものを、当時の高梁町松山城址保存会が調査のうえ復旧修理を行ない、翌十五年に竣工したもので、昭和十六年五月国宝(旧)の指定を受けた。

建物は、四八〇メートルあまりの臥牛山頂に築かれた山城であるため、修理には非常な困難があった。城の二重櫓、土塀は昭和十五年、応急修理がほどこされ天守と同時に指定を受けている。

その後現状は、維持管理もゆきとどかず、建物の破損がはなはだしく、特に屋根瓦のゆるみ、欠損等のため雨もりを生じ、壁面の上ぬりは脱落寸前にあつた。なお、二重櫓の軸部もいたみがはなはだしく根本修理の必要があつて、昭和三十年度に修理計画が立てられ、三十二年度に至り初めて予算の一部(二百万円)が認められ着工することができた。

昭和三十二年度は修理前の写真を撮影し、綿密な実測と調査を行ない、各部の調査を作成した。二重櫓には素屋根を架設して建物の解体を終え、取替え材の調書にもとづいて補足木材の一部を購入して山上まで運びあげ、基礎工事までを完了した。また共通の仮設物としては、工作小屋、休憩所、登り棧橋と事務所を設けた。

昭和三十三年度は木工事、屋根工事を完了し、壁工事は荒打ちまで終つた。また建具工事は、出入口の引戸の取付を残して、その他は全部完了した。昭和三十四年度には、二重櫓の残り工事の荒壁のむら直しから上ぬりを終り、素屋根を解いてすべて完了した。天守工事は、実測調査のうえ屋根をふき替え、内外漆喰壁をぬり直し、外部下見板、内部床板、羽目板その他破損の箇所、各建具等の修理を行なつた。入口廊下は解体して基礎工事から組立て仕上げまですべてを完了した。土塀工事は解体し、基礎の石垣を修理して全工事を完了した。なお防災施設として、天守に棟上導体式避雷針を設置した。(総工費八百五十七万二千円)

赤門の修理

東京大学の赤門は旧加賀屋敷御守殿門で、文政九年徳川十一代将軍家斉の二十一番目の娘澁姫が加賀藩前田齊泰に嫁した際、前田家が御守殿門として建てたものである。昭和六年十二月国宝に指定され、その後昭和二十五年文化財保護法の制定によつて、重要文化財に指定された。

近年各所に腐朽と破損を生じたので、昭和三十四年十月から着工、三十四年度には、門、番所、繫^{つな}塀の解体を終り、附軸塀は屋根と壁の取解きを行なつた。昭和三十六年三月末、総額千三百二十万八千円で全工事を完了する見こみである。

二 補助金交付による修理事業

一 一般修理

△昭和二十五年年度▽ 昭和二十三年度から開始された戦後応急修理五カ年計画の第三年目である。予算は一億円を突破して、前年度に対しては約六割増、前々年度に対しては実に五倍にあたる飛躍的な増額をみ、ようやくインフレーションに対処し得るようになった矢先、この年の九月にはジェーン台風・キジア台風と相ついで台風の被害を受け、とくに関西・九州方面は近年まれにみる被害をこうむつた。従つて、その復旧が第一の主力となつた。被害は、屋根破損が多く相当の数にのぼつた。

本年度は施工棟数は災害復旧による修理工事をあわせ二七四棟、そのうち竣工一八一棟で、これは修理事業史上最大の工事数である。

竣工したもののうち主なものをあげると、金峯山寺樓門と元興寺極楽坊禅室はともに昭和十八年度から着工され、終戦前後は一時、工事中止のやむなきに至つていたが、今回前後八カ年の才月を費して完成したものである。禅室は

元興寺僧房の一部の後身で、この解体調査の結果、従来あまり明らかなでなかつた奈良時代僧房の形態が知られたことは大きな収穫であつた。

出雲大社本殿、神魂神社本殿、洞春寺観音堂等は、ともに昭和二十三年度から着工され竣工したもので、出雲大社は屋根替工事ではあるが、松皮葺の軒付けの厚さが約二尺五寸にもなつた大工事であつた。洞春寺観音堂は、当時破損の最も甚だしかつたもののひとつであつたが、もこしを板軒に、また虹梁・太瓶束を旧位置に復して、もこし付き三間唐様仏殿として特異な形態を呈するようになり、面目を一新した。

また、災害復旧工事八一件のうち、根本修理の必要なものは、円満院震殿、教王護国寺南大門、妙法院大書院、本願寺黒書院、法華寺本堂、唐招提寺経蔵、金剛寺樓門等の一四件で、これらの多くは次年度以降にも一般工事として継続されたが、その他は応急修理を主としたものであつた。

△昭和二十六年度▽ 前年度の災害復旧工事をのこしたまま、またまたこの年の秋台風にみまわれ、「保存修理五年計画」の遂行に大いに支障をきたすこととなつた。

一般工事で本年度に竣工した主なものは、延暦寺大講堂、大浦天主堂、喜多院書院、同客殿、円融寺本堂等である。なかでも大浦天主堂は原爆により大破したもので、昭和二十二年度から復旧工事に着手し、とくにステインドグラスはこまかな破片まで回収して検査し、補足のガラスはわざわざフランスからとりよせるなど、多くの苦心が払われた。また延暦寺大講堂は、銅板葺の屋根ふきかえ工事であるが、昭和三十一年十一月焼失したのは惜しまれる。

△昭和二十七年年度▽ この年度は「保存修理五年計画」の最後の年に当り、それをいかに遂行するかに重点がおかれたが、現状変更等のためにおくれたもののほかは、大抵当初の計画どおり完成することができた。他方また昭和二十五年度からひきつづいた災害復旧工事もまだ多少残つていたので、その継続工事を完結するためにも努力した。

このため、北陸・吉野地方の震災復旧工事のほか新規に着工したものは数件にとどまつた。

本年度の竣工建物のうち、瑞巖寺本堂、伊賀八幡宮社殿、薬師寺東塔は屋根替工事の大なるものであり、円満院震殿と妙法院大書院は、風害を契機とした解体工事であつた。また薬師寺東塔は屋根替と並行して相輪の補修を行なつた。なお一般屋根替工事として昭和二十四年度から施工中であつた平等院鳳凰堂は、この年十二月はじめて現場における専門審議会第二分科会が開催され、二十九年年度から特に重要な特殊工事として取扱われることになつた。

△昭和二十八年年度▽ 前年度において一応五カ年計画の大体をおえたわけであるが、工期の延長等によりこの年に完成したものもあつて、実質的には五カ年計画総仕上げの年度であつた。

本年度竣工した主な建物は、長勝寺三門、慈恩寺本堂、根津神社拝殿、窪八幡神社本殿、金剛寺本堂および樓門等で、いずれも継続事業でこの年に完成したものであつた。根津神社拝殿は、空襲によりほとんど全焼に近い被害をこうむつたため、復旧には焼損材や写真、実測図などに特に苦心があつた。新長谷寺本堂は明治修理に柱を入れかえたため、やはり苦心があつた。さいわい、当時の番付けがのこつていたので旧位置が判明した。そのため柱間装置、屋根などが復原できて、中世密教寺院本堂として面目を一新したものである。大山祇神社本殿は、今回の解体修理の際、応永三十四年の墨書が発見され、建立年代が確定した。

△昭和二十九年年度▽ 本年度は大報恩寺本堂、金蓮寺弥陀堂、大善寺本堂、本山寺本堂、太山寺本堂（愛媛県）、元興寺極楽坊本堂など鎌倉時代の代表的建造物の修理が同時に完成するという珍らしい時に当り、当時代の技法の比較調査研究にはこのうえない絶好の機会であつたといえる。

まず大報恩寺本堂の旧規の小屋組は、柱位置の天井通肘木交叉部に、断面矩形の小屋束を直接たて、貫もなく、棟梁として、要所に筋違を構えた古式の技法によつたものであることが判明し、中世小屋組の一半がうかがわれた。こ

れと同手法のものは大善寺本堂の通肘木上端にもみられたが、この方は復旧されなかつた。金蓮寺弥陀堂は、復原の結果、正面に広縁を構え、東側に小室を付属した面取り角柱の軽快な住宅風の小堂に復し、樺割の精粗の使いわけなど、まことにたくみであり、高野山不動堂などに類した数少い貴重な遺構を加えることとなつた。本山寺本堂は、礎石下端から正安二年の墨書が発見されて建立年代が確定し、太山寺本堂は前記諸堂とともに中世密教寺院本堂の性格を知るうえに重要な資料の数々を提供した。元興寺極楽坊本堂は、禪室とともに元興寺僧房の一部の後身で、特異な変化をたどつた堂である。また、丸岡城天守、松江城天守、高松城月見櫓などの城郭建築も相ついで竣工し、延暦寺は、大講堂につづいて、根本中堂の銅板葺替工事も完了した。なお、昭和九年に着工された法隆寺国宝保存修理事業は、金堂、新堂を最後にいよいよ完了することになり、特殊工事として終りを上げるとともに以後は一般工事として取扱われること、および二十四年後以降の平等院鳳凰堂工事が今年度から特殊工事として取扱われることになつたことも、経理上の大きな変化といえる。

△昭和三十年度▽ この年後で修理の完了したもののうち主なものは、教王護国寺大師堂および宝蔵、高台寺霊屋、円教寺大講堂、十輪院本堂および南門、松尾寺本堂、福智院本堂、大山祇神社拜殿等である。教王護国寺宝蔵は平安時代の校倉の手法を知るうえに貴重な資料を得た。十輪院本堂と南門は、板軒の手法と木瓦葺の旧材の発見などに注目すべきものがあつた。

△昭和三十一年度▽ 本年度完成したもののうち、最も重要なものは、なんといつても平等院鳳凰堂の修理完了(別項)である。

戦災復旧工事として長年続いていた根津神社本殿および幣殿、三溪園第二期工事の臨春閣、聴秋閣、月華殿等は一応完了の運びとなり、また彦根城天秤櫓および太鼓櫓、高知城第二期工事等もそれぞれ完了した。その他に岡山城月

見櫓および高松城月見櫓・波櫓・水手御門などがあり、城郭建築の細部手法にみるべきものがあつた。

なお、本年度は本願寺書院、浄土寺浄土堂、東大寺廻廊・中門、当麻寺本堂など、建築史上とくに著名な建物が新たに着工された。

△昭和三十二年度▽ 本年後は前年後から継続の大事工に方が集中されたため、竣工棟数は多少減じた。竣工したものの中には厳有院靈廟勅額門、弘前城北門・末申櫓、清水寺本堂(島根県)、青井阿蘇神社殿等がある。昭和二十三年度から十カ年間にわたつて継続された厳島神社社殿の修理も、西廻廊を最後として終了した。

なお、善光寺本堂(山梨)の屋根替工事が新たに着工され、巨大な建物であるだけに以後東大寺中門・廻廊、醍醐寺五重塔、延暦寺転法輪堂などと比肩する大工事となつた。

△昭和三十三年度▽ 本年度に竣工したものうち主なものは、延暦寺転法輪堂、苗村神社東・西本殿、本蓮寺本堂、屋島寺本堂等である。とくに解体調査により旧規が判明し、または復原されて面目を一新したものは、瑞巖寺庫裡および廻廊、円光寺本堂、唐招提寺宝蔵、竜岩寺奥院礼堂等である。

長期工事の終了したものとしては、弘前城天守ほか三棟、根津神社本殿および幣殿の裝飾工事、三溪園第三期工事、高知城第三期工事等がある。

本蓮寺本堂の屋根本瓦葺は明応年間に建立された後四百六十余年の間ふき替えた形跡がみられないこと、また瓦留釘に木釘を使用していたことなど、屋根ぶき仕様に重要な資料を提供した。円光寺本堂はおそらく復原の結果、修理前後で形態のいちじるしく変ぼうしたもののひとつである。入母屋造、本瓦葺が両流造、椽皮葺型銅板葺という、あたかも神社建築の外観を呈するに至つた。

唐招提寺宝蔵は先年竣工した同寺経蔵とともに、奈良時代校倉の旧規が判明して、貴重な存在となつた。竜岩寺奥

院礼堂は露仏の前の礼堂であるが、旧規が復されて中世山嶽仏教の一形態を知るうえに貴重な資料となった。また眼鏡橋(諫早)は、本明川の河川改修に伴う移築で、とりあえず部材の運搬を終つたが、昭和三十五年度以降に復旧工事が予定されている。

△昭和三十四年度▽ 本年度竣工した主なものには、照蓮寺本堂、醍醐寺五重塔、本願寺書院、浄土寺浄土堂、如意寺文珠堂および阿弥陀堂、法隆寺東室、八幡神社本殿ほか四棟(和歌山県野上)沼名前神社能舞台など、建築史上重要なものが多い。

醍醐寺五重塔の解体修理工事では、明和修理の際切りちぢめられた各重の高さを復し、隅の三手先斗栱を古式な組み方にかえ、また茅負形式の四回にわたる変遷の経過など、貴重な発見が多かつた。また初重内部の仏画、彩色模様、原色写真撮影、模写、模型による記録保存が行なわれ、図版の発行も予定されている。法隆寺東室は、とくに重要な建物とはいいがたいとされていたが、解体調査の結果、奈良時代僧房の一半がうかがわれ、また前身建物の存在や、建立後の経緯など変遷の過程が明らかにされて、建築史上益するところが大きであつた。浄土寺浄土堂は建築様式の関係から、後世軸部にはあまり大きな改変が加えられていなかったが、建具や左右小室が復旧整備され、また仏壇周囲の仮囲が取り払われたので、内部も明快となつた。照蓮寺本堂は、ダム建設に伴う移築工事で、平面や仏壇廻りの旧形式が明らかになり、とくに屋蓋がこの地方一般民家にみるものと同様の板ぶき屋根であつたことなど、真宗本堂の古い形態を知ることができた。

なお、この年八月と九月に台風七号および十五号によつて関西、中部地方が災害をうけたが、中でも被害が大きかつたのは修理中の善光寺本堂(山梨県)が傾斜し、また山門が倒壊した。しかし年度末にはこれらの復旧工事も若干始められることとなつた。

法隆寺の修理

△昭和二十四年度以前▽ 終戦後長く沈滞していた法隆寺保存の諸工事も、昭和二十三年五月に聖霊院修理工事が竣工し、引続き五重塔の工事が再開された。同年末補正予算による工費の増額があつて、やや軌道に乗りかけていた諸工事も昭和二十四年一月金堂罹災という悲しむべき事態に見舞われ、一時とん座のやむなきに至つた。

しかし二十四年度には金堂災害応急措置のための根本的計画がたてられ、焼損壁画の取りはずし用木枠の作成、焼損木部の硬化、焼損模写の記憶による複製が行なわれた。また他方五重塔工事では須弥山解体、空洞整備、秘宝調査等最も重要な諸調査の一部が行なわれた。この年十月には「法隆寺国宝保存委員会」が発足して、従来「法隆寺国宝保存事業部」が行なつていた事務の全般を継承することとなつた。

同年十二月には、五重塔の立柱式が行なわれ、また軒廻り、瓦、高欄、金具、空洞整備等の復原計画と、次年度以降軸部組立ての諸準備も整えられた。

△昭和二十五年年度▽ 五重塔工事は前年度に引続いて、小壁壁画の取外し、裳階、基壇、軸部補強等各部の現状変更と、軸組三重まで完了の予定で工事が促進された。途中シエーン台風による素屋根の被害復旧のため、多少工程の組替えを余儀なくされたが、年度末までにはほぼ所定の工事をおえることができた。

金堂では九月に壁画取外し用木枠の取付けを終り作業小屋に搬入を開始し、年度末までに搬入に成功した。また、新しく補足する二十八本の柱材の購入もおえ、一月からは焼損軸部の解体をはじめ、一応年度内におわるべきことなつた。

一方、金堂復旧工事に関連して、焼損軸部と壁面をそのまま別に組立てて保存すべき収蔵庫建設の議があり、小委員会により計画案の検討がはじめられた。

△昭和二十六年年度▽ 二十七年五月竣工を予定した五重塔工事は、四、五重の組立て、須弥山の取付け、その他裳階、屋根等いよいよ最終の仕上げ工程に入った。一方軒まわり規矩や補強の方針も逐次決定をみたが、五重の屋根勾配と相輪の位置を下げることに現状変更は許可されなかつたので、修理前の形式によることとなり、年度末に至り露盤の据付けを急ぎ、次年度以降施工する屋根ぶきの準備を整えた。

壁面保存工事は昨年度末搬入をおわつた壁体の梱包を取りはずし、その表面の硬化を行なう一方、背面荒壁部をけずり取りステンレス枠に取付ける作業を行ない、二壁分の作業をおわつた。また金堂工事では、高周波電気乾燥による原木の乾燥という新しい作業のための諸研究とその実施に全力がそがれた。

一方旧大宝藏殿の北方空地に収蔵庫の建設敷地が予定され、その予備発掘調査が終つて二十七年二月に地鎮祭が挙行された。

△昭和二十七年年度▽ 昭和二十七年五月、まず五重塔工事が竣工し、昭和十七年以降解体修理されていた塔婆を再び見得るようになつた。これによつて金堂工事も一段と進行し、九月には基壇の組立てを、十二月には立柱式を行なう運びにまで進捗した。また、内陣繫梁や支柱の撤去、隅組み、軒の出の復原、補強の方式等修理方針が決定された。

金堂立柱式に相ついで収蔵庫外郭工事の竣工式も行なわれたほか、焼損壁面四壁の硬化を終り、全工程の約半ばを処理することができた。このほか、五重塔工事終了による余剰人員の一部は伽藍保存施設工事にむけられ、土堀の修築、その他避雷針、石垣の整備が行なわれ、次年度に引継いで施工した。

△昭和二十八年年度▽ 前年に引続き金堂軸部の組立てが最も主要な工事で、十一月にはその小屋組工事を完了し、上棟式が行なわれた。この年、金具、屋垂み、妻飾りを復旧する現状変更は許可されたが、年来の懸案であつた大棟飾りについては、鴟尾をのせることが否決され、古式の鬼瓦をのせることとなつた。

その他の工事としては、残余六壁分の壁面硬化作業、警火装置、ドレンジャー等の防災施設、土堀の修築、収蔵庫内部設備等が施工された、なお昭和修理第一期工事の最終工事として新堂の解体が九月から始められた。

△昭和二十九年年度および三十年年度▽ 金堂の復元的調査も前年度までにほぼ完了しており、本年度はいよいよ最後の仕上げに入り、昭和二十四年以來の復旧工事は、昭和二十九年十一月三日をもつてこのごとく工事の完成をみたのである。

一方、飛天小壁、五重塔小壁、焼損材の処理もおわり、さきに内部施設を完了した収蔵庫内への搬入組立て作業も急速に進められ、一月にはその全工程を終了した。また取りはずし材その他、昭和修理により発見された重要な資料の保存整理等の残務もほぼ終つた。新堂もこれと相前後して竣工し、ここに昭和九年以來続行された二十件、二十二棟の昭和修理が一応完結したのである。

なお二十九年度には五重塔秘宝調査報告、聖靈院、五重塔の詳細な工事報告書や、保存工事業報告、また三十年度には新堂の工事報告書がそれぞれ印刷刊行され、引続いて金堂の工事報告書も準備されている。

平等院鳳凰堂の修理

平等院鳳凰堂の建物は、平安時代後期の建築技術を代表する遺構として、また当時の絵画・彫刻・工芸美術の粋を集めたものとして第一級のものである。

創建以來すでに九百年を経過し、その間数次の大修理を経ているが、近くは明治三十一年度から三十九年度にかけて、中堂の裳階一帯と軒桁以上の屋根、さらに両翼廊、尾廊に及ぶ大修理を行なつてゐる。また昭和初年にも屋根のふき替工事が行なわれている。

しかしながら戦中戦後に余儀なくされた不十分な管理から、戦後急激に屋根、とくに小屋組構架の破損が著しく、

その応急修理を必要として三カ年の継続事業として昭和二十四年末工事に着手し、国庫からも補助金を支出することになった。

△昭和二十五年年度▽ 本工事は前述のように中堂内部に豪華な彩色裝飾があり、板壁の壁面等もあるので、当初修理の範囲を極少に限りほとんど屋根替に止めたのである。工事に着手したのは予定よりやや遅れて二十五年年度には仮設物の建設と予備調査のみに終った。しかし調査の結果は、中堂の破損が予想外にひどく、軸部の不同沈下や構造のゆるみ、斗拱と軒まわり部材の偏荷重のための折損等、とうてい応急修理ではすまされず、根本的に修理の方針を立てなおす必要を認められたのである。

△昭和二十六年年度▽ 当初から屋根の解体を始めるとともに、詳細に検討した結果、小屋組から斗拱部まで解体の方針を決め、とくに修理のために専門委員会が組織された。このように二十六年度は中堂の解体調査ならびに中堂軒と小屋組の第一次仮組を行ない、尾廊と一部翼廊の修理を進めた。

△昭和二十七年年度▽ しかるに中堂の破損は意外に甚しかったので、とうてい軸部の解体とそれに伴う強化なしには、特殊な平安時代後期の構造構架を完全に後世に伝える方法がないとの結論に達した。かくして、この年十二月現地に専門審議会第二分科会が開かれ、その解体の方針が決定され、小屋組、床廻りの復旧、など重要事項が認められた。そのため設計を変更して中堂全部を解体する根本修理の方針を決め、工期も昭和三十年年度末までと変更された。

△昭和二十八年年度▽ 本年度はその変更計画に基づいて、改めて彩色裝飾の剝落防止作業を行なうとともに、仮収蔵舎を設置して十月に本尊の移転を行ない、天蓋、仏壇、扉等もそこへ移した。かくて中堂斗拱部内外の実測を進め、解体に着手し、とくに部材に残る旧手法の痕跡等が慎重に調査された。年度末には軸部、床まわりの解体に着手するまでに進み、中堂補修材の製材にも着手することができた。

△昭和二十九年年度▽ 中堂軸部と床まわりの解体が始まり、やがて壁画も仮収蔵舎に移し、基壇、裳階床まわりを旧規に復する現状変更が行なわれ、基礎地盤の調査も見とおしを得た。なお、年度末には基礎のコンクリート抗打ち工事をも終了した。

この年度で特記すべき事項は、基礎調査の結果、地盤の軟弱からコンクリート抗打地形を敢行したことである。建物全体の傾斜やゆるみの一端は、地盤のいちじるしい傾斜沈下によるものであったことがわかり、これを徹底的に補強した。そのほか建築部材の彩色文様の模写事業と、その原色版写真撮影の仕事が追加され、それに基づいて第二次の設計変更と予算の組みかえが行なわれた。昭和三十一年度工事了と予定された横写は、第一次として各部材文様の剝落現状の模写を行ない、約六ヶ月を費して完了した。

△昭和三十年年度以降▽ 三十年度に入つて礎石の据付けを終り、柱立て、壁画のはめ込み等が行なわれ、小屋組構架の復原と軒、斗拱部の補強法等がきまり、基壇も新しく壇上積に築きあげられ、翼廊の屋根工事も終った。彩色模写の第二次分各部材文様の復原模写も完了し、原色版写真も撮影を終った。難行した工事も三十一年度末までに全部を完了し、この大事業も無事に終了した。

この五年間の歩みは、始めは最少限の屋根葺替工事として出発し、途中再度にわたつて計画が変更され、ついに解体根本修理にまで発展した。その間現地で文化財専門審議会が開かれ、修理委員会も開かれること十数回に及び、文化財保護委員会からの技術指導もまた十回以上にのぼつた。現地の努力はもちろん、工事の特殊性から各種の困難を生じ、慎重な進行を要したことは法隆寺二十年の修理につぐものであつた。さいわい、十分な調査と周到な配慮によつて、この名建築を遺憾なく修理し得たことは大きな実績といふべきであろう。技術的な形式手法の保存復原はもとより、その保存のための補強や剝落防止の方法なども順調に行なわれ、模写、模型、原色写真に至るまで実行すること

ができたのである。内部の壁画および装飾模様については、文化財保護委員会から「平等院図譜」として「建築彩色篇」「壁画篇」の二冊が刊行されている。

日光二社一寺の修理

日光二社一寺（二荒山神社、東照宮および輪王寺）の指定建造物は、江戸時代初期の建築精華を示すものとして、まことに貴重なものである。それら重要文化財建造物は、二荒山神社二三棟、東照宮四〇棟、輪王寺三四棟、総数九七棟であり、うち国宝は九棟である。

元和・寛永の造営以来、幕府の丁寧な管理のもとに今日まで、その華麗な規模を伝えてきたが、それらの建物は、江戸末期から明治維新後にかけて管理も不十分であり、彩色や漆ぬりの剝落等の破損がはなはだしかった。

明治三十一年古社寺保存法が制定されて、二荒山神社本殿、東照宮本殿、輪王寺大猷院靈廟の修理が計画され、明治三十一年から同三十五年にかけて、総額二十万円におよぶ修理が行なわれ、更に明治三十七年から三十九年にかけては、工費二万余円の追加修理が行なわれた。明治四十三年には再び二荒山神社本殿、東照宮表門の補修が始められ、ひきつづき大正八年まで十カ年間、総工費三十二万余円の大工事が遂行された。それらの工事によって、ともかく日光の華麗な建築遺構は一応の面目を保つことができたのである。

しかしながら、その後は修理の機会のないまま戦争に入り、この期間において完全に荒廃したのである。

戦後、昭和二十四年に至つてはじめて国の手で日光二社一寺重要文化財建造物の修理計画が立てられ、翌二十五年四月から実施の段階に入った。また、それと並行して山内の防災施設工事をも始められることになった。

この実行計画は、工期七カ年、総工費三億円余にのぼる大事業で、二荒山神社八件、東照宮一五件、輪王寺一五件の建造物におよび、ともに放置できない漆ぬりと彩色等を主としたものであった。なお防災施設も、昭和三十二年度

まで経統する第一期工事の総工費は八千三百余万円の計画であった。

この大修理事業の着手にあつては、新たに「日光国宝保存委員会」を組織し、学界および技術界等の学識経験者を委員に委嘱して工事方針をたて慎重を期した。また、現地に同保存工事事務所を置き、技術者を常駐させ、震災による石垣、石棚等の復旧修理とともに表門、神橋等の修理から着手したのである。

日光二社一寺の修理は特別な漆と彩色の工事であり、大正年間に行なわれた修理記録にかんがみ修理に要する資材は東北地方から購入して、精製までを行なつた。特に技術職員については長期の養成計画を立てるとともに、工法についても科学的な調査と研究を重ね、その機構と機能に万全を期した。

・ 昭和二十五年―昭和二十七年 此の間に完成した工事は、二荒山神社神橋および銅鳥居、東照宮表門、神厩および水屋、輪王寺大猷院靈廟御供所および御供所渡廊等である。

また新たに着手したものは二荒山神社拝殿、東照宮本殿、石之間、拝殿および東西廻廊、輪王寺大猷院靈廟本殿、相の間および拝殿等である。

・ 昭和二十八年―昭和二十九年 昭和二十八年には機構の充実、特技職工の養成等も軌道に乗り、年間の工費も四千万円に達した。昭和二十九年には、二荒山神社本殿の修理と破損が甚だしく、かつ大建築である輪王寺本堂（三仏堂）の根本修理に着手したが、昭和二十五年から二十九年までの五年間の工費は総額一億五千万円に達し、国庫補助六千万円におよぶ大規模のものであった。また総工費の三分の二が漆ぬりおよび彩色の経費であることを見ても、その工事の特質を知ることができる。

・ 昭和三十年 此の年度で修理の完了したものは二荒山神社拝殿、東照宮石之間、大猷院靈廟本殿、相の間および拝殿等で、これに要した総工費は四千六百余万円である。なお継続事業としては二荒山神社本殿、東照宮本殿、

拝殿および廻廊等は継続修理とし、輪王寺本堂(三仏堂)は仮設工事を終つて、建物の解体に着手したのである。

△昭和三十一年度▽ 第一期計画として昭和三十七年度までに、年間およそ五千七百万円、総数三八件の修理をすべて完了するよう立案された。しかしながら、その後総合修理計画を検討した結果、東照宮五重塔ほか五件は第二期工事に改めて計画することとし、第一期には緊急修理の東照宮陽明門ほか八件を繰入れ、年間およそ総工費五千七百万円(最終年度のみ三千余万円)工期十カ年、総数四一件の修理を完了させようとする大事業に変更された。

△昭和三十一年度―昭和三十四年度▽ この間に修理の完了したものは、二荒山神社本殿および透塀、東照宮本殿、東西廻廊、拝殿、東廻廊附御所および同廊である。東照宮東西透塀および神楽殿、輪王寺本堂(三仏堂)は昭和三十五年度中に完了する予定であるが、このうち輪王寺本堂(三仏堂)は根本修理であつて、昭和三十二年には現状変更によつて内陣床張を土間に改め、仏壇を旧規に復した。

なお今後は昭和四十年年度まで工事を続行する計画で、完成のあかつきは工期十六カ年、総工費約七億四千万円に及ぶ予定である。

第三節 建造物の防災施設

国宝・重要文化財等、建造物の防災に対する諸施設は、過去十カ年の間、保存修理とならんで文化財保護のうえに大きな役割りを果たしてきた。昭和二十四年一月、法隆寺金堂内部の焼損は、全国の文化財所有者、管理者に多大の驚異を与えたが、同時に防災についての重要性があらためて認識される結果ともなつた。

文化財保護法の制定に伴い修理事業のみならず、防災事業に対しても補助金が支出されることとなり、新たな第一

歩をふみだすこととなつたが、じらい十カ年間における建造物の防災施設費補助額は左表に示すとおり、一応増加の傾向をたどつて進展をみせたといふことができる。しかしながら、ここ数年來の都市のいちじるしい発達、新たな

防災施設費補助の推移

| 区分 年度 | 防災施設費補助額 | 災害費補助額 | 計 | 施件 | 工数 |
|----------|----------|--------|---------|-----|----|
| | | | | | |
| 25 | 18,063 | | 18,063 | 82 | |
| 26 | 24,768 | | 24,768 | 17 | |
| 27 | 34,170 | | 34,170 | 21 | |
| 28 | 40,030 | 13,756 | 53,786 | 24 | |
| 29 | 32,868 | 12,421 | 45,289 | 11 | |
| 30 | 25,028 | | 25,028 | 5 | |
| 31 | 22,693 | | 22,693 | 4 | |
| 32 | 30,832 | | 30,832 | 6 | |
| 33 | 37,276 | | 37,276 | 19 | |
| 34 | 48,940 | | 48,940 | 13 | |
| 計 | 314,668 | 26,177 | 340,845 | 202 | |

社会状況の変転に伴う観光施設の大量進出等、文化財に対する防災施設もまた、従来とは格段の充実を要求される段階に至つてゐる。

さらに、防災施設を必要とする箇所(国宝、重要文化財等建造物の所在地)は全国で八〇五カ所にのぼり、この十年間にすでに施設を完了したものの二〇〇カ所を除いても、残る六〇〇カ所が、未設箇所であることは、今後飛躍的發展を期待しなければならぬであらう。すなわちこの十カ年の平均施工件数は、年間二〇件であるから全部に施設されるまでには、今後さらに三十年の才月を要することになるのである。委員会では、昭和三十五年度から新たに五カ年計画をたて、これらの施設の早期実現を期しているが、そのあらましは補助の総額十億円、施工件数二五二件(この

うち、とくにその規模と科学的手段とに考慮を要する特別防災施設二〇件を含む、一件当り平均工事費約三千五百万円)の規模をもつものである。

以上の計画が実現され、さらにまた防災施設が年ごとに充実されて行くことは望ましいことであるが、その施設の管理、保存、運用等についても十分な配慮がなされなければ効果を發揮することはできない。委員会では法隆寺金堂が焼けた一月二十六日を、文化財防火デーと定め、毎年全国的な規模で文化財防火の普及と啓もうを図っているが、既設の防火施設が実際に効果を發揮した事例としては、火災報知機によるもの四四件、自動火災報知機によるもの四件、他に避雷針、ドレンチャー、収蔵庫各一件がある。

なお、明治三十年、わが国に文化財の指定制度が確立されてから今日までの間に、火災によつて滅失した指定建造物は二五八棟である。このうち戦災によるものは二二九棟、失火等によるものは二九棟である。今後建造物の保護のうえにおいて火災によるものが皆無となる体制こそ第一の責務であろう。

以下この十年間補助金を交付して実施した防災施設事業について述べることにする。

昭和二十五年 全国的にみて特に文化財の集中地帯である京都、奈良に防災施設の重点をおくこととし、両市の市消防本部の協力を得て、京都市内五十六カ所、奈良市内十六カ所に合計百六十二基の火災報知機を設けた。これによつて一応両市の文化財に対する火災報知網を完備したのである。

また中尊寺、日光など合計十四カ所には自動火災警報装置を設置した。この装置は昭和八年に当時はじめて国宝蓮華寺木堂(三十三間堂)に設けたものであったが、たまたま昭和十一年五月四日未明、床下から出火の際いち早く警報されたので、床下の一部を焦した程度で大事に至らず消しとめたことがあつた。この事実もひとつの契機となつて、防災上ではたしかに有効な施設のひとつと考えられているのである。

このほか避雷針十一基、消火栓八カ所、貯水槽の新設、修理等六カ所の工事が行なわれ、備付け消火器は二十四カ所に及んでいる。また京都市の大徳寺と醍醐寺の防災に対しては、特に同市消防署の配慮で消防屯所が設けられたが、これに対して国は補助金を交付している。

昭和二十六年 ひき続いて全国的に重要な箇所の防災事業に主力をそそいだが、特に前年度から鎌倉市消防本部の協力を得てはじめた同市の重要文化財に対する火災報知機は二基を完了している。

また警火装置は前年度から継続している中尊寺、日光などをはじめとして、全国的には二十三カ所に設けた。(継続のもの四カ所)その他貯水槽十六カ所、避雷針九カ所、ガソリンポンプ六台を備えたのである。

なお、日光二荒山神社では、社殿と社務所との間に水幕ドレンチャーを設けた。

昭和二十七年 建造物修理についての行政は、前年度まで東京国立博物館保存修理課の所管であつた。したがつて国宝、重要文化財建造物に対する防災は、この年委員会が五カ年計画をたて直接その計画を実施する第一年度でもあつた。すなわち、この年度から宝物類防災、宝物類保存施設、記念物防災、記念物保存施設、環境整備等ひろい範囲にわたつて実施を開始したのである。

さてこの年度の主な施設事項は、日光の自動警報装置、水路開設工事、電動ポンプ修理等前年度からの継続事業と、新たに防災用の発電設備改良工事をはじめたこと。善光寺ではドレンチャー用の三六三立方メートル(二千石)入りの貯水槽を設けたこと。また京都市の石清水八幡宮では、下の谷川から揚水して境内に一〇〇立方メートル入りの貯水槽を設けたこと、小型ガソリンポンプを備えつけたこと。さらに大阪府の孝恩寺では、本堂前の河川氾濫による土砂崩れの復旧工事として、土どめ工事が施工されたこと等であつた。

このほか環境整備としては、奈良市春日大社と大神神社の境内の倒木防止の施設、それに薬師寺境内の排水工事を

施工した。

なお、この年度では京都、奈良に施設された火災報知機の修理のために、補助金を交付している。

昭和二十八年度 この年度の主なものは、日光の防災用発電設備改良工事が完成したことである。これは稲荷川の本流から集水して出力二三〇キロワットの発電機を運転して日光山内にある十四基の電動ポンプの電源とするものである。また善光寺では、ドレンチャー用のポンプとモーターのすえつけを終り、配電設備を完成している。これで同寺本堂上下層の屋根に設けたドレンチャーは、完全に作動することになった。滋賀県延暦寺では、京都大学防災研究所の指導で完全な防火水道工事と避雷施設が完成した。

この年、島根県の出雲大社では、不幸失火があつたが、幸い国宝である本殿は類焼をまぬがれたので、これも京都大学防災研究所の指導で貯水槽工事に着手した。また長崎の崇福寺と興福寺では防災施設のほかに防蟻工事が施工された。

昭和二十九年度 この年の主な防災施設は福井県丸岡城の天守の修理に伴い施工した消火栓設備と、京都大報恩寺本堂の屋根検皮ふきの復原に伴い施工した飛火防護のためのドレンチャーの完成である。また広島県厳島神社で、この年度から防火水道工事に着手した。

昭和三十年度 長野県善光寺では、昭和二十五年度から六カ年を費して防災施設事業を続行中であつたが、この年度でディーゼル機関による自家発電の設備を最後にすべて完成した。総工費として千八百九十六万三千円（内補助額八百四十七万四千円）を要したものである。

また静岡県富士山本宮浅間大社では、三カ年を費した本殿屋根上のドレンチャーが完成し、島根県出雲大社でも、四カ年計画で自動警報装置、自然流下を利用した消火栓および本殿両脇の放水銃、避雷装置、予備貯水槽等の施設が完成した。出雲大社の総工費は千四百二十八万四千円（内補助額九百三十七万八千円）で、この分については工事報告

書が印刷配布されている。

松江城では、この年天守の解体工事に伴い防災施設工事に着手した。また奈良法隆寺では大宝藏殿の防火改修工事が施工された。

昭和三十一年度 この年は、岩手県中尊寺で防火水道工事に着手、埼玉県喜多院でも建物の解体修理完了に引続いて防災施設工事に着手した。また京都市二条城では二の丸の西橋が腐朽したので、消防車の通行可能な鉄筋コンクリート造りの橋にかけ替えるという消防道路の整備を実施した。また奈良市の元興寺極楽坊では、民家に接している禅室の西側に防災のため上水道に直結した放水銃二基と消火栓を設置し、島根県松江城では、前年度に引続いて自動警報装置、避雷針、加圧式防火水道、予備貯水槽等の工事を完了した。

前年度の大火につづいて本年度も滋賀県延暦寺の大講堂を焼くという大きな災難があつた。十月十一日未明大講堂から出火して同建物と鐘台の二棟を焼失したものであるが、さいわいに昭和二十八年度施工した防火水道、四五〇トンの水源貯水槽、境内の屋外消火栓十基、屋内消火栓二基等の設備が完成していたので、山上の自衛消防隊の活動によつて隣接の重要文化財根本中堂、戒壇堂等が類焼をまぬかれたことは不幸中の幸いであつた。

昭和三十三年度 この年一月十二日、愛媛県石手寺では境内穴場地蔵の線香の不仕末から出火した。しかし昭和二十六年度に設置した自動警報装置がはたらき火災を未然に防止することができた。

また、この年の文化財防火デーには、文化財保護委員会と国家消防本部とが協同して作製したパンフレット「国宝および重要文化財などの防火措置実施心得」を印刷して全国の重要文化財所有者、管理者に配布し、防火管理の徹底を期した。

事業としては、山形県本山慈恩寺、滋賀県竹生島の都久夫須麻神社および宝蔵寺防災施設にそれぞれ着手した。ま

た広島県厳島神社の防火水道工事には四カ年を費してこの年に完成した。なおこの水源貯水槽は容量一、〇〇〇余ト
ンで、自然流下により境内に消火栓二二基、室内消火栓四基を配置した。

昭和三十三年度 三カ年の継続事業であつた若手県中尊寺の防火水道工事は、この年をもつて完成した。これは山
下の衣川の覆流水をポンプで揚水し、山上に設けた容量三六七トンの二つの貯水槽に導いてこれを水源としたもの
で、自然流下により境内に消火栓八基、放水銃一基をそれぞれ設置した。また金色堂と経蔵には延焼防止のため地上
より吹上式の水幕ドレンチャー装置を完成した。

山形県の本山慈恩寺は、前年度に引続いて貯水槽二カ所とガソリンポンプおよび避雷施設工事を完了した。また前
年度に着工した滋賀県竹生島では、都久夫須麻神社と宝蔵寺共通の防火水道工事を完了している。これは、琵琶湖の
水をポンプで揚水し、山上に容量一五〇トンの貯水槽を設けて自然流下とするもので、消火栓五基、水銃二基を設置
した。また大阪住吉大社では自動警報装置を設備し、奈良市元興寺極楽坊では、周囲に民家が密集しているので火除地
を設けるため環境整備に着手した。埼玉県喜多院では三カ年継続事業として実施してきた自動警報装置、容量一〇〇
トンの貯水槽二カ所、加圧式消火栓および書院松皮葺屋根にドレンチャーを装置、防火壁工事などを完了、広島県浄
土寺では、警火装置、貯水槽、ガソリンポンプ、漏電防止装置などの工事を完了した。

昭和三十四年度 昭和二十五年から十カ年の継続事業として実施してきた日光二社一寺の防災施設はこの年度で第
一期工事を完了した。総工費は約一億三百万円でこのうち国の補助額五千六百四十四万四千円である。

また施工した工事の内訳は自動警報装置、消火栓の修理、消火水路開設工事、発電設備改良工事、電動ポンプ改良
工事等で、設置したものは小型ガソリンポンプ、避雷針、ドレンチャー、サイレン等である。そのほか、東照宮本殿
裏の石垣積直し工事、中宮祠裏の流水土砂防止工事等も施工した。なお引続いて第二期特別防災施設を計画している

が、これは外部から山内への延焼防止対策、森林火災の防火対策、社寺建築物の防火的改修、消防道路の整備、大猷
院方面への水利の整備、ドレンチャー装置、炭酸ガス消火装置等が考慮される予定である。

石川県尾崎神社では本殿裏に高さ五メートルの鉄筋コンクリート造りの防火塀を築造し、京都大報恩寺では本殿の
周囲にそれぞれ高さ四メートル、三メートル、二メートルのブロック造り防火塀を築造して、周囲の民家からの延焼
防止を計った。また広島県厳島神社では先年防火水道が完了したが、この年度には全境内にわたつて避雷施設を施工
した。

また愛媛県松山城の防災施設は、昭和二十八年年度から七カ年間の継続事業として施工されたもので、この年度で一
応完了した。総工費千九百四十七万円（うち補助額千二百七万円）で、貯水槽、ポンプ加圧消火栓装置、送水管布設、
森林消火栓、警火装置、綜合操作室、水源ポンプ自動運転装置、送水切替弁設備などを施工したものである。

また滋賀県延暦寺の転法輪堂地区と大阪市住吉大社、岡山県吉備津神社ではそれぞれ消火栓工事を施工、滋賀県常
楽寺と長寿寺では共同して前年度から継続の綜合消火栓工事を完了した。

以上十カ年をふり返つて見ると、従来あまり手をつけられていなかった文化財の防災施設が、全国的にかなり広範
囲に施設され、その一部は有効な実をあげていることである。しかし防災施設が開始された当初は、全国的になるべ
く早く広く行きわたるよう計画されたため、予算の制約もあつて一カ所あたりの工事費が少なくなり、したがつて施
設の内容も初期防火の範囲を出ないものが多く、中にはその施設すら完成できないものが多かつた。

委員会においては、昭和三十四年度以来この点に着目し、また最近のいちじるしい都市の発達と、観光事情の变化
等によつて火災に対する危険はますますその度を増している事情から防災施設については重点的に完備したものを遂
次行なつて行くようにしているのである。

第四節 建造物修理技術者の養成

技術者の推移 古社寺の修理については大正の初期から昭和の初期まで、宮大工と称する別格の棟梁によつて、その技術指導の分野がうけもたれていた。それらの人達は当時の一般民間からの需要が盛んであつたから、必ずしも社寺建築に専従する要がなかつた。またその方が、暮しむきにもずつと効果的であつた。加えて洋風建築が盛んにとり入れられるようになると、それらの技術者達は洋風建築にはしり、古社寺の修理から遠のく傾向を示した。しかしながらこれにかわつて台頭してきた新しい技術者は、古社寺の修理について特別の情熱をもち、学校で建築学を学び、その仕事に対して専門に従事しようとする若い人たちであつた。かれらはまた、現場で実際に古建築の修理技術を、進んで身につけることを目的としていた人たちでもあつた。これらの人たちは、今日ではほとんどすでに第一線をしりぞき、現在はこれらの人たちの指導によつて修理技術を修得した人たちが、全国各地の修理工事現場の主任者として技術の指導に當つている。

技術者の養成 古建築の修理に従事する技術者には、非常に広いしかも専門的な知識が要求される。加えて現在の建築技術に通じていなければならぬことはもちろん、古い建築技法についても熟知していなければならず、さらに歴史的な知識と造形美に対する感覚、見識までも要求されるのである。

建造物の修理は城郭、社寺（本殿、仏堂、五重塔等）書院、茶室あるいは住宅等多種多様であるから、かような知識や技術を身につけ、しかも十分な経験をもつた信頼できる人でなければならぬ。そのような技術者は、総じて二十年以上の経験が必要とされている。十年の経験を有する助手級の人でも、たとえば建物の部材に残る痕跡や一片の古

材の発見によつて、古建築上の疑義を解き、あるいは新しい発見に寄与する等の場合がしばしばある。このような事實は、明治以来修理事業にたずさわつてきた人々の、たゆまざる努力によつて達成されたものであり、修理技術は長足の進歩を示したことができる。

ともあれ、文化財の修理事業がきわめて重要な仕事であるにもかかわらず、はなはだ地味で、しかも経済的にも特別の優遇をうけることがないため、新たにこの仕事に専門に従事しようと思ひ出す人はしだいに減じつつある現状である。そこに技術者養成の問題と同時にその身分の問題、社会保障の問題等今後解決すべきさまざまな問題が残されている。

前述のとおり修理技術者の養成は非常に長い経験を必要とするところから、現在それぞれの修理工事の現場で養成されている。しかし修理技法の統一的問題や建築上の諸理論、また指導者としてのより高い教養等を育成する意味からいつても、本格的な養成機関を設置することが急務とされている。だがこれも技術者の身分の問題等と表裏一体をなすものであるから、それらの問題と相まつて解決されるべき問題であろう。また、養成機関の設置ばかりでなく、特定の学校に建築技術のコースを特設したり、学生の委託制度、奨学制度の利用等も養成問題の一環として考慮されるべきであり、実現に努力がはらわれている。

委員会では昭和三十年から昭和三十三年まで毎年「修理技術指導者講習会」を開催してきた。これは現場の助手クラスの人たちの教育を主眼として、技術の伝承と同時に次代の主任者として必要な理論と実際とを習得することをねらいとしたものであつた。講習期間は毎年八月、十一月、二月の三期に分け、それぞれの月で十日間、計三十日、一日七時間として二一〇時間が当てられた。受講者数は、昭和三十年が二十名、同三十一年が二十九名、同三十二年が二十二名であつたが、講師、科目、科目別時間割と受講者数は次のとおりである。

技術者の現状 建造物の修理技術者は現在八一名（昭和三五・八・一現在）で、その内訳は第一表のとおりである。

第一表 (昭和35.7.31現在)

| 区分 | 人 | 員 | 平均 年齢 | 平均 経験年数 |
|----|----|---|-------------|-------------|
| 監督 | 3 | | 60.7 | 31.7 |
| 主任 | 42 | | 48.3 | 28.9 |
| 助手 | 36 | | 28.4 | 9.6 |
| 計 | 81 | | 総平均 39.9 | 総平均 20.4 |

すなわち監督、主任の計は総数の五五パーセントであり、その経験年数は平均三十年に達している。総平均経験年数でも二十年をこえている。このように長い経験年数は、高い年齢を意味する。すなわち監督、主任の平均年齢は五十四才であり、助手の平均年齢は二十八才である。また、監督、主任、助手の間にはそれぞれ二十年のひらきがある。助手が全体の四五パーセントであることから考えても、従来の経験年数を、より科学的な方法において補ない、処理すべき段階にあるようである。

第二表 (昭和35.7.31現在)

| 区分 | 平本 | 均俸 | 経年 経験年数 | 平均 年齢 | 均令 |
|----|--------|----|------------|----------|----|
| 監督 | 39,000 | | 31.7 | 60.7 | |
| 主任 | 29,302 | | 28.9 | 48.3 | |
| 助手 | 16,239 | | 9.6 | 28.4 | |
| 計 | 19,321 | | 20.4 | 39.9 | |

給与と経験年数、平均年齢の関係は第二表のとおりである。基本給は公務員にならつて経験年数、年齢、學歷等から算定されているが、一般公務員より数号上位に格付けされている。これは長い経験と技術の高度性からみて、むしろ当然であろう。

建造物修理技術者の問題は、文化財の修理にたずさわる全技術者の共通した問題である。それは修理技術者養成の問題につきながら、同時に身分処遇の問題ともなっている。修理事業が、文化財保護の手段として根本的なものであり、欠くことのできないものとすれば、修理技術者に関するこれらの問題の解決を考えずして修理事業は達成されないといつても過言ではないであろう。

第五節 建造物の記録保存（模写・模型）

国宝、重要文化財には台帳を作製することと定められている。しかるに戦前までの集積は戦争中の疎開及び戦後の混乱によつて、大部分散逸してしまつている。またわずかに残された台帳及びその原稿をみても、はたして今日そのまま適合するか否か、再検討の要がある。その例としては、台帳整備の後に修理が行なわれ、現状にかなり改変が加えられたものが挙げられる。そのようなものについては修理に際して作成された記録によつて照合しなければならぬのであるが、その修理記録もまた完備していないので、現状はほとんどすべてにわたり新しく書きかえの必要にせまられている。

去る昭和三十年三月の文化財専門審議会の第一・第二合同分科会において、台帳整備についての要望書が議決された。このことから明らかなように、台帳の整備はきわめて重大な事業である。しかるに過去十九年をかえりみると、遺憾ながら台帳整備はもつとも進捗を示していない事業のひとつに数えざるを得ない。

しからばなぜこのような状態であるのか。最大の原因は台帳整備予算に調査のための旅費が認められていないからである。建造物の場合、写真、図面にたよつて机上で台帳に記入できるものは、ほんのわずかなものであり、しかも完全を期したい。やはり現地に出張し、現地において調書を取ることが絶対に必要なものである。したがつてこれに対して旅費が認められないことは致命的であり、今後この点については抜本的な解決策が望まれる。

次に台帳に添えるべき図面及び写真は、幸いに戦争の災害から守られて、現在図面（ケント紙墨入）約一万二百枚、

写真二万枚以上（多くは四ツ切乾板付）を蔵している。図面写真の整備補充も近年あまり進捗していないが、それでも昭和三十三年度からは実測図面製作費が認められて、年間四棟ずつ実施できるようになった。記録および普及用としては、国宝図録海外版五集及び国内版六集、新指定重要文化財図説三集までがそれぞれ刊行されており、そのうちにはおのおの建造物関係が含まれている。

次に年とともに破損の度を加えてゆく壁画、建築彩色等については、正確な模写を行ない、またはこれを原色版印刷に付して図譜として刊行している。これらについてはあるいは模型を作製するなどしているが、それは学術的な資料としての記録ともなり、または日本建築の構造、意匠を理解する一助ともなっている。この経費は昭和二年度から特に認められたもので、現在までに左の事業が完成しまたは進行中である。

模写 仏教建築とその影響をうけた神社建築、あるいは古代の堂塔には絵画としてもすぐれた彩色がみられる。現在、国宝、重要文化財建造物の一部にみられる建築彩色のほとんどのものが年代の経過によつて年々剥落しあるいは剥落変色の危険がましている傾向にある。最近それらの剥落どめとして尿素樹脂等による化学的処置が行なわれるようになったが、必ずしもすべての状態に適合させることもできない。従つて重要な建築彩色はその描法とさらに復原模写を行なつて、本来の姿を永く後世に伝えることはわれわれに与えられた重要な使命であろう。

（第一表参照）

模型 模型は建築上の組立てのため複雑な継手、仕口等をはつきりと記録するうえに最もよい方法である。また移動ができるからいくつかの模型を一同に集めて構造上の比較研究ができる利点がある。

模型の作製はなるべく修理中のものであるいは修理済みのものであつても正確な記録のあるものから実施するようにして、しかもその構造、配置等がはつきり示されるものから実施することとしている。作製済みのものは

昭和二十三年に法隆寺国宝保存修理事業の一環として金堂ならびに五重塔の模型が作製され、また昭和三十一年、三十二年では醍醐寺五重塔の模型が作製されている。

図譜 図譜は広く一般の人々に建築とその裝飾彩色の美しさを知らせるために、最もよい方法である。図譜に収録する内容は模写をすべき部分と工芸的な部分である。（第二表参照）

第一表 模写・模型

| 年度 | 名称 | 工期 | 備考 |
|----------------|-------------------|--------------|---|
| 昭和 28 昭和 29 | 平等院鳳凰堂 (模写) | 昭 28.11—29.3 | 一部模型に彩色 東京国立博物館に保管 |
| 昭和 31 昭和 32 | 醍醐寺五重塔 (模写・模型) | 昭 32.4—33.3 | 白描模写保護委 員会保存模写 彩色模写(模 型)東京国立博物館に保管 |

第二表 図譜

| 年度 | 名称 | 備考 |
|-------|-----------|------------------------|
| 昭和 32 | 平等院鳳凰堂(1) | (1) 建築篇 |
| 昭和 33 | 同 (2) | (2) 彩色篇 (各 500 部出版) |
| 昭和 34 | 醍醐寺五重塔 | |
| 昭和 35 | | |

第四章 史跡名勝天然記念物の保護

第一節 史跡名勝天然記念物の指定

一 指定基準の制定

調査指定としてまず採り上げたことは、指定基準の制定ということであつた。史蹟名勝天然記念物保存法時代に指定物件の内容・種類を示して保存要目がつくられてきた。それぞれの性格に即して実際のであり、穩当に妥当なものであつたので、大体これに準拠することしながらも、學術的立場に立つて検討のうえ、その種別区分を改めたのである。(昭和二十六年五月十日文化財保護委員等告確第一号) いまここに新旧を対比掲載することとする。

| 指定基準 | 保存要目 |
|---|--------------------------------------|
| 史跡 一、貝塚、遺物包含地、住居跡(竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、神籠石その他の種類の遺跡 | 史蹟 一 都城跡、宮跡、行宮跡其の他皇室に係深き史蹟 |

| | |
|---|--|
| 二、都城跡、宮跡、太宰府跡、国郡庁跡、城跡、防塁、古戰場その他政治に関する遺跡 三、社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡 四、聖廟、藩学、師学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡 五、薬園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡 六、関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡市場跡その他産業交通土木に関する遺跡 七、墳墓並びに碑 八、旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域 九、外国及び外国人に関する遺跡 | 二、社寺の跡及祭祀信仰に関する史跡にして重要なもの 三、古墳及著名なる人物の墓並碑 四、古城跡、城砦、防塁、古戰場、国郡庁跡其の他政治軍事に係深き史蹟 五、聖廟、郷学、藩学、文庫又は是等の跡其の他教育学芸に係深き史蹟 六、薬園跡、悲田院跡其の他社会事業に係ある史蹟 七、古関跡、一里塚、窯跡、市場跡其の他産業交通土木等に関する重要な史蹟 八、由緒ある旧宅、苑池、井泉、樹石の類 九、貝塚、遺物包含地、神籠石其の他人類学及考古学上重要な遺跡 十、外国及外国人に係ある重要な史蹟 十一、重要な伝説地 |
|---|--|

名勝

- 一、公園、庭園
- 二、橋梁、築堤
- 三、花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四、鳥獸、魚虫などの生息する場所
- 五、岩石、洞穴
- 六、峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七、湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八、砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九、火山、温泉
- 十、山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一、展望地点

天然記念物

- 一、動物
- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその生息地

名勝

- 一、著名なる公園及庭園
- 二、著名なる橋梁及堤防築堤
- 三、著名なる花樹、花草、紅葉及鳥獸魚虫の名所
- 四、著名なる奇岩(材木岩、俵石、天然橋、石柱等)
- 五、著名なる峡谷及急流、深淵
- 六、著名なる瀑布
- 七、著名なる湖沼
- 八、浮島(例えば山形県大沼)
- 九、松林ある砂丘、砂嘴にして著名なるもの
- 十、著名なる海岸、島嶼その他景勝の地
- 十一、著名なる風景を眺め得る特殊の地点
- 十二、特色ある山岳、丘陵、高原、平原、河川及温泉地

天然記念物

- 其の一
- 一、動物
- (一) 現時日本に存在する著名の動物にして世界の

地

- (一) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (二) 自然環境における特有の動物又は動物群衆
- (三) 日本に特有な畜養動物
- (四) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生状態にある著名なもの及びその生息地
- (五) 時に貴重な動物の標本

他の部分に未だ発見せられざるもの

- (一) 比較的近世まで世界の他の部分にも存在せしも爾來漸くその数を減じ現時は僅に日本に於てのみ其の遺類の発見さるるもの
- (二) 日本の領域領海に存在し近時に至りて漸くその跡を絶たむとしつつあるもの
- (三) 日本特有の産に非ざるも東西著名の動物として之が保存の望ましきもの
- (四) 日本に於て発見さるる各種の象、犀、鹿等の巨獸及其の他著名動物の遺物発見地
- (五) 山地、平地、沼地、森林、泉湖、海浜、河海、島嶼、洞窟等に於ける特有の動物或は動物群全部
- (六) 日本に特有なる畜養動物
- (七) 家畜以外の動物にして海外より我国に移殖せられ現時野生の状態にある著名なるもの

二、植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

二、植物

- (一) 社叢、著しき並木、名木、巨樹、老樹
- (二) 代表的原始林、稀有の林相
- (三) 代表的高山植物帯
- (四) 珍奇なる植物の所在地
- (五) 著しき植物の分布の境界を示せる所
- (六) 培養植物の稀有なる原産地
- (七) 野生の樹木にして著しき畸態を現わせるもの
- (八) 絶滅に瀕せる植物
- (九) 池泉、湖沼、河海等に生ずる水草類、藻類、蘚類、苔類、地衣等にして珍奇なるもの
- (十) 洞穴内又は滝壺にして固有なる植物の発生せる所
- (十一) 泥炭地にして固有なる泥炭形成植物の盛に発生せる部分
- (十二) 海岸又は河湖の岸辺の砂丘にして固有なる砂

三、地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象

防植物の発生せる所

- (十三) 温泉の水源並是より流出する熱水又は温水中に固有なる下等植物の盛に発生せる所
- (十四) 固有なる原野植物群落
- (十五) 蘭類、羊歯類、石松類、蔓植物、地衣、蘚苔等盛に発生したる土地又は是等の植物の著しく生じたる林樹
- (十六) 陸地に遠からざる島嶼にして其の植物区系の特異なるもの
- (十七) 現に稀少となり又は稀少となるべき廣ある野生の有用植物

三、地質鉱物

- (一) 岩石及び鉱物の露出
- (二) 岩石、鉱物及び化石賦存の状態
- (三) 岩石、鉱物及び化石の成因を示せる状態
- (四) 地層の褶曲
- (五) 断層、裂罅、陥落

| | |
|------------------------|---------------------------------------|
| (六) 洞穴 | (六) 地層の整合及不整合 |
| (七) 岩石の組織 | (七) 洞穴 |
| (八) 温泉並びにその沈澱物 | (八) 火山岩の種々の構造 |
| (九) 風化及び侵蝕に関する現象 | (九) 温泉殊に間歇泉及其の他の火山現象並其の沈澱物 |
| (十) 硫気孔及び火山活動によるもの | (十) 湧泉 冷鉱泉 |
| (十一) 永雪霜の営力による現象 | (十一) 風化及侵蝕に関する現象 |
| (十二) 時に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本 | (十二) 泥火山 |
| | (十三) 地塊運動、地震火山活動に関する現象 |
| | (十四) 大気、水（永雪霜等を含む）及生物の堆積作用又は沈澱作用に依る現象 |
| | 其の二 |
| | 保護すべき天然記念物に富める代表的一定の地域 |
| | (天然保護区域) |

一 史跡名勝天然記念物の指定

(一) 特別史跡名勝天然記念物の指定

現在指定件数は左の通りである。

| | |
|-------------------|------|
| (イ) 特別史跡 | 43 件 |
| (ロ) 特別史跡及び特別名勝 | 5 |
| (ハ) 特別史跡及び特別天然記念物 | 1 |
| (ニ) 特別名勝 | 21 |
| 計 | 135 |

いまそれぞれの件名・指定基準等を左に列記する。
 特別史跡 (*は一件で指定基準の二項を兼ねたもの又は特別名勝としても指定になつたものである。)

| 一 | 指定基準項目番号 | 名 | 所在地 | 指定年度 |
|----|------------|-----|------|------|
| 1 | 尖石石器時代遺跡 | 長野 | 二十六年 | |
| 2 | 大湯環状列石 | 秋田 | 三十一年 | |
| 3 | 登呂遺跡 | 静岡 | 二十七年 | |
| 4 | 栗山古墳 | 奈良 | 二十六年 | |
| 5 | 王塚古墳 | 福岡 | " | |
| 6 | 石舞台古墳 | 奈良 | " | |
| 7 | 文殊院西古墳 | " | " | |
| 8 | *山上碑及び古墳 | 群馬 | 二十八年 | |
| 9 | 西都原古墳群 | 宮崎 | 二十六年 | |
| 二 | 指定基準項目番号 | 名 | 所在地 | 指定年度 |
| 10 | 岩橋千塚古墳群 | 和歌山 | " | |
| 1 | 藤原宮跡 | 奈良 | 二十六年 | |
| 2 | 平城宮跡 | " | " | |
| 3 | 太宰府跡 | 福岡 | 二十七年 | |
| 4 | 大野城跡 附四王寺跡 | " | " | |
| 5 | 水城跡 | " | " | |
| 6 | 基肄城跡 | 佐賀 | 二十八年 | |
| 7 | 安土城跡 | 滋賀 | 二十六年 | |

| | | | | | | | |
|----|------------|-----|------|----|----------------------------|----|------|
| 8 | 名護屋城跡並びに陣跡 | 佐賀 | 二十九年 | 10 | 無量光院跡 | 岩手 | 二十九年 |
| 9 | 熊本城跡 | 熊本 | 二十七年 | 11 | 大谷磨崖仏 | 栃木 | 二十八年 |
| 10 | 姫路城跡 | 兵庫 | 二十六年 | 12 | 臼杵磨崖仏 | 大分 | 二十六年 |
| 11 | 彦根城跡 | 滋賀 | 三十一年 | 13 | *巖島 | 広島 | 二十七年 |
| 12 | 名古屋城跡 | 愛知 | 二十六年 | 1 | 旧弘道館 | 茨城 | 二十六年 |
| 13 | 大坂城跡 | 大阪 | 二十八年 | 2 | 旧閑谷学校 附椿山石門・津田永忠宅跡及び黄葉亭 | 岡山 | 二十八年 |
| 14 | 五稜郭跡 | 北海道 | 二十六年 | 3 | 廉塾並びに菅茶山旧宅 | 広島 | 二十七年 |
| 15 | *巖島 | 広島 | 二十七年 | | | | |
| 1 | 山田寺跡 | 奈良 | 二十六年 | 5 | なし | | |
| 2 | 本薬師寺跡 | " | " | 6 | 新居閑跡 | 静岡 | 二十九年 |
| 3 | 斎尾庵寺跡 | 鳥取 | " | 1 | *日光杉並木街道 附並木寄進碑 | 栃木 | 二十六年 |
| 4 | 常陸国分寺跡 | 茨城 | " | 2 | 多胡碑 | 群馬 | 二十八年 |
| 5 | 常陸国分尼寺跡 | " | " | 3 | *山上碑及び古墳 | " | " |
| 6 | 遠江国分寺跡 | 静岡 | " | 1 | *鹿苑寺(金閣寺)庭園 | 京都 | 三十一年 |
| 7 | 讃岐国分寺跡 | 香川 | 二十六年 | 2 | *慈照寺(銀閣寺)庭園 | " | 二十六年 |
| 8 | 百濟寺跡 | 大阪 | " | | | | |
| 9 | 毛越寺跡 | 岩手 | 二十七年 | | | | |

三

| | | | | | | | |
|---|-----------|----|------|---|-------------|----|------|
| 3 | *醍醐寺三寶院庭園 | 京都 | 二十六年 | 6 | *廉塾並びに菅茶山旧宅 | 広島 | 二十七年 |
| 4 | *小石川後楽園 | 東京 | " | | | | |
| 5 | 本居宣長旧宅 | 三重 | 二十七年 | 9 | なし | | |

特別名勝 *印のものは特別史跡・**印のものは特別天然記念物にも併せ指定されている。

| | | | | | | | |
|---|-------------|----|------|--------|-----------------|----|------|
| 1 | *小石川後楽園 | 東京 | 二十七年 | | 岡山後楽園 | 岡山 | 二十七年 |
| | *旧浜離宮庭園 | " | " | | 栗林公園 | 香川 | " |
| | 六義園 | " | 二十八年 | 三、八 | 虹の松原 | 佐賀 | 三十年 |
| | *慈照寺(銀閣寺)庭園 | 京都 | 二十七年 | " | 天の橋立 | 京都 | 二十七年 |
| | *醍醐寺三寶院庭園 | " | " | 三、九、十一 | 温泉岳 | 長崎 | " |
| | 大仙院書院庭園 | " | " | 五、六 | 御岳昇仙峽 | 山梨 | 二十八年 |
| | 大徳寺方丈庭園 | " | " | " | 御八丁 | 三重 | 二十七年 |
| | 西芳寺庭園 | " | " | " | 三段峽 | 広島 | 二十八年 |
| | 二条城二之丸庭園 | " | 二十八年 | " | **上高地 | 長野 | 二十七年 |
| | 竜安寺方丈庭園 | " | 二十九年 | 六 | 十和田湖及び奥入瀬 溪流 | 青森 | " |
| | 金地院庭園 | " | " | 六、七 | 松島 | 宮城 | " |
| | 本願寺大書院庭園 | " | " | 七、十一 | | | |
| | 天竜寺庭園 | " | 三十年 | | | | |

八 *巖島 広島 " 毛越寺庭園 岩手三十二年
 九、十 富士山 静岡 岡梨 " " " "

特別天然記念物 *印は特別史跡、**印は特別名勝にも併せ指定されている。

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|--------|------|-----|-------------------|--------|------|
| 動物一 | カモシカ | 地域を定めず | 二十九年 | 四 | 土佐のオナガドリ | 地域を定めず | 二十七年 |
| 二 | オオサンショウウオ | " | 二十七年 | 五 | 野田のサギ及びその繁殖地 | 埼玉 | " |
| 三 | ライチョウ | " | 二十九年 | | ホタルイカ群遊海面 | 富山 | " |
| | 釧路のタンチョウ及びその繁殖地 | 北海道 | " | | 長岡のゲンジボタル及びその発生地 | 賀 | " |
| | 小湊のハクチョウ及びその繁殖地 | 青森 | " | | 高知市のミカドアゲハ及びその発生地 | 高知 | " |
| | 八代のツル及びその渡来地 | 山口 | 二十九年 | 植物一 | 羽黒山のスギ並木 | 山形 | 三十年 |
| | 鹿児島県のツル及びその渡来地 | 鹿児島 | 二十七年 | | 日光杉並木街道 | 栃木 | 二十七年 |
| | トキ | 地球を定めず | " | | 牛島のフジ | 埼玉 | 二十七年 |
| | コウノトリ | " | 三十一年 | | 大島の桜株 | 東京 | " |
| | | | | | 狩宿の下馬桜 | 静岡 | 二十七年 |

二

| | | |
|----------------|-----|------|
| 宝生院のシンバク | 香川 | 三十年 |
| 杉の大スギ | 高知 | 二十七年 |
| 相良のアイラトビカヅラ | 熊本 | " |
| 蒲生のクス | 鹿児島 | " |
| 東根の大ケヤキ | 山形 | 三十一年 |
| 加茂のクス | 徳島 | " |
| 石徹白のスギ | 岐阜 | 三十二年 |
| 野幌原始林 | 北海道 | 二十七年 |
| 春日山原始林 | 奈良 | 二十九年 |
| 大山のダイセンキヤラボク純林 | 鳥取 | 二十七年 |
| 古処山ツゲ原始林 | 福岡 | " |
| 立花山クスノキ原始林 | " | 三十年 |
| 青島亜熱帯性植物群落 | 宮崎 | 二十七年 |
| 尾久島スギ原始林 | 鹿児島 | 二十九年 |

十

| | | |
|-----------------|-----|------|
| 批檜島亜熱帯植物群落 | 鹿児島 | 三十一年 |
| アポイ岳高山植物群落 | 北海道 | 二十七年 |
| 白馬連山高山植物帯 | 長野 | 二十七年 |
| 早池峯山高山植物帯 | 岩手 | 三十二年 |
| 田島ヶ原サクラソウ自生地 | 埼玉 | 二十七年 |
| 都井岬ソテツ自生地 | 宮崎 | " |
| 喜入のリュウキユウコウガイ産地 | 鹿児島 | " |
| 鹿児島県ソテツ自生地 | " | " |
| 阿寒湖のマリモ | 北海道 | " |
| コウシンソウ自生地 | 栃木 | " |
| 内海のヤツコンウ発生地 | 宮崎 | " |

| 地質 | 御岳の鏡岩 | 埼 | 玉三十一年 | 八 | 白骨温泉の噴湯 丘及び球状石灰 石 | 長 | 野二十七年 |
|-------|-------------------|---|-------|-----|-------------------------|----|-------|
| 一、五 | 御岳の鏡岩 | 埼 | 玉三十一年 | 八 | 白骨温泉の噴湯 丘及び球状石灰 石 | 長 | 野二十七年 |
| 一、七 | 根反の大珪化木 | 岩 | 手二十七年 | 一、七 | 根尾谷の菊花石 | 岐 | 卓 |
| 一、五、七 | 焼走熔岩流 | " | " | 十 | 昭和南山 | 北海 | 道三十二年 |
| 八 | 鬼首の雌釜及び 雄釜間歇温泉 | 宮 | 城 | 四 | 根尾谷断層 | 岐 | 卓 |
| 一、七 | 岩間の噴泉塔群 | 石 | 川三十二年 | 十 | 湧玉池 | 静 | 岡 |
| 一、七 | 玉川温泉の北投 | 秋 | 田二十七年 | 六 | 大根島の熔岩隧 道 | 島 | 根 |
| 二、七、五 | 浅間山熔岩樹型 | 群 | 馬 | 一、六 | 秋芳洞 | 山 | 口 |
| 三、十一 | 薬師岳の圈谷群 | 富 | 山 | 九 | 八釜の甌穴群 | 愛 | 媛 |
| 一、七、九 | 魚津埋没林 | " | 三十年 | 二 | **上高地 | 長 | 野 |
| 六、十 | 鳴沢熔岩樹型 | 山 | 梨二十七年 | 天 | | | |

(二) 史跡名勝天然記念物の新指定

現在指定件数は、一、七四五件あり、そのうち文化財保護法施行以後の分は二三七件である。
次に主な動きを拾つてみることにする。

(1) 動産的徴証の指定

指定の原則は、指定基準にしたがいその実存例につき主体的に体系的な踏査を行なうものであつて、純学術的なことであるから、保護法施行の前後を通じて変るものではない。ただこの間従来の指定の方法の欠陥を補なう措置のと

られたことは、注目に値する。すなわち従来の指定の方法では、土地に固定したもののみに限られていた。この考え方は誤りではないが、元来遺跡と一体で、切り離すこと自体が不自然な遺物などの指定ということにまで及ばなかつたため、例えば古墳や貝塚の出土品など散逸のおそれのあるものもみすみす放置しておくことになつていたのである。この不備を補なうため昭和三十四年三月文化財専門審議会開催の際、第三分科会からこの対策につき委員長あて次のような要望書が提出された。

要 望 書

史跡名勝天然記念物については、従来主として土地、建物等不動産物件に着目して指定が行なわれてきたが、当該史跡名勝天然記念物の性質を明らかにする上に不可欠の動産的徴証(例えば史跡においては古墳の出土品の如きもの、名勝においては岡山後楽園の古図等、天然記念物においては昭和南山の隆起記録等)を逸している点で学術上十分でない憾みがある。

これらの徴証は散逸等の危険もあるので、可能な範囲でこの欠陥を是正するため、これらの徴証について附加指定を行なう等の措置を早急に講ぜられるよう要望します。

昭和三十四年三月二十五日

文化財専門審議会

第三分科会会長

楠 木 外 岐 雄

ここに指摘された欠陥は委員会としても痛感していたところであつたので、この要望書の線に沿つて措置を講ずることとなつた。委員会としては、これらの動産的徴証は、指定物件の附として指定する方針であるが、その程度は散

逸のおそれがあるものに対する緊急の措置を原則とし、重要文化財の指定を受けている等、保護に万全の措置のとら
れているものには及ばないことにしている。

このことは、指定方針の画期的な進歩というべきである。

(2) 古墳の保存

戦後の混乱に乗じ、大阪府下において、例えば履中天皇陵の南に接する大塚山古墳の如き著名な古墳が相当数破壊
され、学術資料の滅失を憂える声が高かつたが、情報を得た時は既に收拾のつかないような事態に陥つてい
る状況で遺憾に思つていたところ、たまたま堺市の百舌鳥古墳群中でも屈指のいたすけ古墳が採土業者の手によつて破
壊されるとの情報を得て、委員会は急速これが指定の措置を行なつて保護することができた。と同時にこれを機会に
堺市の仁徳天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群と美陵町の応仁天皇陵を中心とする道明寺古墳群の保存に重点を置くこ
ととした。前者に対しては仁徳天皇陵の陪塚と認められる長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳を指定し、後者において
は、たまたまその一部である鍋塚古墳が住宅地として開発されようとしたので、道明寺古墳群の一部として、古室山
古墳を主墳とする古室山古墳群（鍋塚古墳、赤面山古墳、大鳥塚古墳、助太山古墳を含む）や城山古墳（後円部の一
部は陵墓参考地）を指定したのである。この前後府下において指定になつたものに、丸山古墳、大石塚小石塚古墳、
摩湯山古墳、二子塚古墳、黒姫山古墳、今城塚古墳等がある。土建開発業者等のいち早い行動や所有者の事情等が、
厚い壁となつて保存を最も困難にしている地域において、これだけ遂行したことは、その努力と苦心たるや並々なら
ぬものがある。

(3) 江戸城跡の指定

中世近世城郭は、いま系統的に調査指定されつつあるが、多年の懸案であつた江戸城跡が指定されたことは注目す
べきである。皇居という特殊な地域だけに、指定地域の設定は不十分ではあつたが、現状としてはやむを得ない。こ
れで常磐橋門跡、外堀跡、浜御殿たる旧浜離宮庭園、高輪大木戸跡、品川合場等と合せて江戸城とそれに関連する主
要な遺構が指定されたことになつた。これらは浜御殿を除いて惣構、江戸への出入口等、城下町の形態に関連あるも
のであるが、史跡弘前城跡においても長勝寺構、南溜池等の惣構を指定し、城下町の形態保存に留意したことは、近
世城郭の特性の保存上当然といえは当然であるが、比較的閑却されていたこの分野に積極面を出したものとして注意
すべきである。

(4) 名勝

まず庭園について見ると、ほぼ戦前までに重要なものの指定は終つたかに見えるかもしれないが、なお価値あるも
のが少なからず残つていて、例えば桂離宮、修学院離宮等も未だ指定の段階に至つていない。庭園は、「名勝」とい
う範疇の下では、由緒のはつきりした、後世の改変の手の加わらない（加わつてもその事情のわかっているもの）現状
が、庭園としての観賞的価値のすぐれたものが選ばれるのは当然のことであつて、庭園史上価値ある遺構というだ
けで選ばれるものではない。

この十年間での指定庭園中の異色ともいへべきものは、明治時代に作庭されたものが取り上げられたことである。
すなわち山縣公の無鄰庵庭園、西園寺公の清風荘庭園（いずれも京都市）、及び盛美園（弘前市）の三園である。いずれも
寺院の庭園ではなく、ことに最後の一つは弘前地方にひろく行われる作庭形式を代表する住宅の庭園であることに注
意したい。

自然の名勝では、富士山および黒部峡谷の指定を特記しておきたい。この日本随一の名山と大峡谷との指定はむし
ろおそきに失した感があるかもしれないが文化財保護法制定以前から永く懸案となつていたものである。

別表 天然記念物分類件数表

(昭和35.3.31.現在)

| 分類 指定種別 | 動物 | 植物 | 地 物 | 地 質 | 天然 区域 地 | 保護 (動・植) | 動物 ・ 植物 | 動物 ・ 地物 | 植物 ・ 地質 | 植物 ・ 地物 | 計 |
|--------------------|-----|-----|--------|--------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|
| | | | | | | | | | | | |
| 史跡および 天然記念物 | — | 2 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | 3 |
| 名勝および 天然記念物 | — | 4 | 26 | — | 2 | — | — | — | — | 1 | 33 |
| 天然記念物 | 132 | 511 | 144 | — | 1 | — | — | 1 | — | 2 | 791 |
| 天然記念物 および 史跡 | — | 2 | 1 | — | — | — | 1 | — | — | — | 4 |
| 天然記念物 および 名勝 | — | — | 8 | — | — | — | — | — | — | — | 8 |
| 計 | 132 | 519 | 180 | — | 3 | — | 1 | — | 1 | 3 | 839 |

三 史跡名勝天然記念物の整理

(一) 第二類の整理

史蹟名勝天然記念物保存法の時、指定物件の格を第一類(国家的なもの)と第二類(地方的なもの)に分けていたことは、さきに述べたところであるが、本法施行にあたっては、指定は重点的に国家的なものを対象とすることとなった。したがって第一類はそのまま指定を継承したが、第二類は一応全部解除することにしたのである。

第二類の件数は七六件(史跡二件、名勝二五件、天然記念物四七件、名勝天然記念物二件)である。

(二) 仮指定の整理

仮指定は、史跡名勝天然記念物の如く野外など外部にあつて不慮のき損破壊のおそれが多いものにとつては機宜の措置であつた。しかしながらその期間が限定されていなかったため、直ちに本指定になつた場合以外は、とかくそのまま存置される傾きがあり、ひいては仮指定そのものが本指定に準ずるといふ一種の行政的な措置に利用されるが如

(5) 天然記念物

昭和二十六年六月、四十八件に及ぶ天然記念物(うち四十件は植物)を指定して、戦争後保留されていたものを整理した。現在天然記念物の総数は(名勝又は史跡と併せて指定になつていゝものを含め) 八一一件となり、史跡名勝天然記念物の約半数に及んでゐる。主なものを次に挙げる。

(1) 尾瀬

福島、群馬、新潟の三県にまたがる八九〇〇ヘクタールはわが国随一の高層、高位、広域湿原地帯であつて自然の一大宝庫を形造つてゐる。既に昭和八年に天然記念物調査報告も刊行されており、文部省時代から電源開発に對してその保護を主張してきたのであつたが、昭和三十一年によろやくこの全域を天然記念物に指定し、文化財保護法に基いて保護の万全を期することとなつたものである。

(2) 秋吉台

山口県美祿郡下にあるこのわが国最大のカルスト台地は、旧来日本陸軍の演習場であつたためその全域を天然記念物に指定することができず、わずかにその一部の地獄台山を指定し得たにすぎなかつた。戦後も行政協定により在日米軍の演習地となつていたが、更に爆撃演習場とする計画が発表されたことが一つの契機となつて日本學術會議等の建言等保護の世論をまき起し、昭和三十三年三月「秋吉台」として広地域を天然記念物に指定することとなつたものである。

なお天然記念物を動物・植物・地質・地物に分類した指定件数は別表のとおりである。

き観を呈するに至り、根本的な整理は困難となつていたのである。もとより仮指定そのものの性質から見ても長く存置すべきものではなく、この整理、すなわち本指定又は解除は従来とも行なつてきたのであるが、保護法の改正（二九・五・二九）により、仮指定の効力は指定後二年に限られることになつたのは、けだし当然の措置であつた。しかし本指定の可否決定に要する調査の都合もありまた数も多いので、改正以前の仮指定は特例として三年以内に整理することになつた。かくて新指定よりも優先してこれが整理に当り、三十二年度において終了した。

第二節 史跡名勝天然記念物の防災施設

史跡名勝天然記念物の防災措置としては、(一)保存施設、(二)防災施設、(三)買上げの諸事業があるが、以下これらについて項を分けて述べることにする。

一 保 存 施 設

史跡名勝天然記念物の指定は、官報告示が基本的な法律上の手続きではあるが、実際問題としてはこのことを遺跡そのものについて標示しなければ、一般には指定物件であることを知らせることができない。したがつて物件を標示する標識、性質を示す説明札、指定地域を画す境界標等は保存上必須のものである。また物件の性質、所在地の状況等に応じて囲柵、支柱、覆屋、整地等のようなものも、当然必要となつてくる。これらを総称して保存施設といつのである。施設の名にはふさわしくはないが、動物の餌料の補助も、このうちに含まれる。つまり総じて指定物件を現状のまま保持する上に欠くことのできない措置を指すのである。

昭和二十五年度から三十四年度までに施行済みのものが二〇八件、ほかに将来永続する特殊なものが六件ある。したがつてこの特殊な六件を除いた要施行件数六八九件に対する竣工率は三十三パーセント強である。(第三節別表参照)六件は特別天然記念物釧路のタンチョウ、同野田のサギ、同土佐のオナガドリ、同鹿児島のとつ及び天然記念物八代のとつ、同見島牛の餌料であつて、これらは現状においては将来とも補助する予定である。

保存施設は、定跡的で地味なためか、とかく軽視されやすいが、指定物件の存在を確保する上に重要なもので、その実施状況の二、三を紹介することにする。

- 1、動物の餌料は、その棲息、渡来、飼育等が地元において少なからぬ負担となつてゐるもの、放置しておいては餓死などにより絶滅のおそれのあるもの等を対象とするのである。例えば釧路のタンチョウは、冬の採餌が困難なので、餌の補給をすることに重点を置いたもので、この給餌の結果、これに加えて地元の熱烈な保存活動もあり、終戦時の二十羽から現在百四十七羽にのぼつてゐるのである。鹿児島のとつは、渡来の際採餌のため耕地を荒らすので、特に餌を与えてその被害を軽減し保存の円滑を計るものである。
- 2、山梨県の天然記念物万休院舞鶴マツの附近樹林に松喰虫が発生し、この名木にも移つてくるおそれがあつたので、これをすつぱり覆う大きな金網の覆屋を造り、併せて燻蒸を行つたが、非常な効果を挙げた。
- 3、宮崎県は、古墳群として指定したものが多く八件ある。いずれも、百、二百、三百をもつて数えるものであるが、これらは野外にあり隣接耕地等から蚕食されがちなので、各古墳についてそれぞれ標識、囲柵、番号札を設けることとし、特別史跡西都原古墳群を始めとして一貫して全部にわたるべく目下継続施行中である。

次に優良日本犬(鶉)章のことについて付記すると、優良日本犬(鶉)章の制度は引続き施行され、昭和二十八年七月(三十二年九月改正)優良日本犬章及び優良日本鶉章交付規程を設けた。すなわち都道府県の教育委員会が主催し又は保

存団体と共催する審査会や品評会などで、厳選の結果優良と認められたものに交付することとし、審査会はそれぞれ年二回以内とし、その都度三頭又は三羽を限度として交付することになっている。

文化財保護委員会発足後現在までの賞の交付数は、日本犬では交付規程制定までに一四五頭、交付規程制定後に一、〇一七頭、計一、一六二頭、日本鶏では、八十羽に交付している。

二 防 災 施 設

防災施設は、文化財保護法施行後、法隆寺金堂焼損にかんがみ積極的に採り上げられたものである。その予防的であることにおいて広い意味で保存施設に含まれるものであるが、非常の災害に対する措置を特に採り上げたものである。

史跡名勝天然記念物においては、旧宅、藩学等の建物の火災予防として街路報知機、自動火災警報機、消火栓、貯水槽、ドレンチャイ、ポンプ、避雷針等をその状況に応じて設置しているが、これと並んでしばしば台風襲われる地域の護岸補強、(特別天然記念物鹿兒島のソテツ自生地、同青島亜熱帯性植物群落)豪雨時に出水の危険のある地点に対する堰堤及び排水溝等の設置(特別名勝史跡竜安寺方丈庭園)など、自然災害に対する措置も考慮されている。

施行済件数は二十一件で、別に昭和三十六年度竣工予定の継続のもの一件がある。このうち建物防災は十八件、自然災害対策のものが三件ある。建物については、防災施設を要するものは総数五十三件であるから、竣工率は約三十四パーセントである。(第三節別表参照)

三 買 上 補 助

文化財保護法には、指定物件そのものに対する補償の規定はない。指定地域外に対して、保存のための環境保全の命令を出した場合においてのみ、それによつて損害を受けた者に補償することになっているだけである。また指定にあつては、行政上の実務問題としては権限を有する者の同意を得ることによつて円滑を期しているのであるが、法では「委員会は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。」とあつて、所有者、占有者の意向の如何にかかわらず一方的に指定することができるのである。

これらの原則は原則として、一方所有権の尊重も法の命ずるところであり、加えて終戦後の社会状態においては到底原則のみでは収拾し得ない場合が多く、ここに買上げが採り上げられることになつたのである。

その発端は、堺市のいたすけ古墳である。この優秀な前方後円墳は未指定であつたが、採土業者はこれを買収して採土にとりかかつた。大阪府においては大塚山古墳等がとり崩された近い例もあつて、これが保存に対する世論が高まり、委員会としてもこの保存を決定したのであるが、同時に採土業者の損害も無視することはできず、指定のうえ管理団体となつた堺市をしてこれを購入させ、これに国庫補助を行なつて解決したのである。昭和三十年年度のことである。

もとより指定物件の総べてに対して行なうのではなく、所有者、管理団体等の事情を慎重に勘案のうえ実施するものであり、管理団体の購入に対する国庫補助として行なうのであるが、保護法の実施上このことは画期的なこと、これまでに買上げの補助を行なつたもの五件、地域広大なため現在継続しているもの一件がある。

画期的とは言つたが、しかし重要文化財には既に国に対する売渡しの申出の規定があり、これが散逸を防止するた

めのものであれば、史跡名勝天然記念物においてもかかる措置が行なわれるようになってきたのは、あるいは自然の勢いというべきかも知れない。

第三節 史跡名勝天然記念物の保存修理

保存施設が現状をそのまま維持するための施設であるのに対し、保存修理は、き損したりしたものに対し手を加える場合である。

昭和二十五年以来修理してきたものは、別表の保存修理の項にあるとおりであるが、その内容を一々挙げることは省略し、主なものについて紹介することとする。

記念物保存事業実績表(自昭和二十五年 至昭和三十四年度)

(二五・七・三一現在)

| 事項 | 年度 | | 計 |
|------|--------|--------|--------|
| | 二五年度 | 二六年度 | |
| 修理 | 九、七〇〇 | 三、八〇〇 | 一三、五〇〇 |
| 補助額 | 三、四〇〇 | 三、九〇〇 | 七、三〇〇 |
| 完了件数 | 九 | 七 | 一六 |
| 保存 | 一、五〇〇 | 三、三〇〇 | 四、八〇〇 |
| 補助額 | 一、四〇〇 | 一、九〇〇 | 三、三〇〇 |
| 完了件数 | 九 | 七 | 一六 |
| 施設 | 三、五〇〇 | 一、四〇〇 | 四、九〇〇 |
| 補助額 | 九〇〇 | 六〇〇 | 一、五〇〇 |
| 完了件数 | 一 | 一 | 二 |
| 計 | 一五、五〇〇 | 一〇、四〇〇 | 二五、九〇〇 |

| 事項 | 年度 | | 計 |
|------|-------|-------|-------|
| | 二五年度 | 二六年度 | |
| 保存 | 三 | 三 | 六 |
| 完了件数 | 三 | 三 | 六 |
| 施設 | 一、二〇〇 | 三、六〇〇 | 四、八〇〇 |
| 補助額 | 一、一〇〇 | 二、五〇〇 | 三、六〇〇 |
| 完了件数 | 一 | 一 | 二 |
| 災害 | 一 | 一 | 二 |
| 完了件数 | 一 | 一 | 二 |
| 計 | 五 | 五 | 一〇 |

(一) 近世城郭

(1) 五稜郭跡(特別史跡) 五稜郭が完成してから略々百年、正門、脇門の石垣には、らみやゆるみが生じ、また堀護岸の石垣は随所で崩壊し始めてきたので、これらの修理を行なうこととし、昭和二十七年から着工、目下の進行状況では、昭和三十八年度に完了の見込みである。

(2) 大坂城跡(特別史跡) 大阪市爆撃によつて、大坂城の被害も相当のものであつたが、各所で石垣の崩壊をきたし、放置するときには被害が波及するおそれもあり、また青屋口櫓門の下層部があやうく遺つていたので、昭和二十九年頃からこれらの修理を実施し、ようやく旧観に復しつつあるのであるが、最近もと旧造兵廠の敷地になつていた青屋口から玉造口に至る外堀跡を市において整地することになつたところ、工場の基礎工事のため全く、滅したかと思われていた外側護岸の石垣が、損されながらも旧規をたどり得ることが発見されたのである。これを機会に市において公園造成の一環として、ゆんせつを行ない堀として復旧することになつたが、この外堀は豊臣氏時代の大

坂城を考える上にも重要であり、したがって修理工事内容を追加し、この護岸石垣の復旧についても補助することになった。一応の予定では昭和三十九年度をもって全工事を修了する計画であるが、これが竣工すれば、江戸城と並んで近世城郭の模範となる往時の大坂城の構えは、ほぼ復原し得ることになるのである。

(3) 姫路城跡(特別史跡)終戦後間もなく、地元の中堀の一部、久長門跡から野里門跡間を埋立てる計画があつたが、姫路城は単に城郭建築のみが優れているのでなく、これを擁して内堀中堀のめぐる城郭の規模がよく遺つているところに特色があるのであるから、この規模を保存する見地から、いゆんせつ、工事に着手することになり、昭和二十五年以来継続してきている。更に最近しゆんせつ、の進行とともに、これと平行して堀全体の通水の便を計ることになり、昭和三十五年からはその工事にも着手した。中堀内の旧練兵場の地域も逐次都市計画によつて整備される予定であり、天守閣を中心とした堂々たる構えの旧観を取戻すことによりやく目途のついたことは喜びに堪えない。

上記のほか、弘前城跡、名古屋城跡、熊本城跡等、修理の成果を挙げつつある例は多い。

㊦ 臼杵磨崖仏(特別史跡)

磨崖仏が部分的にもせよ長い年月の間にき損されてきていることは遺憾であるが、それにも増して憂うべきは、仏体の彫られている阿蘇泥溶岩の岩層自体が亀裂し、また地下水の浸透等があり、かくて剝離倒壊、腐蝕の危機にさらされていたことである。この対策こそ保存上根本的な問題であつた。

ところがたまたま既に亀裂によつて剝離してやや前方に傾いていたホキ石仏が、昭和二十七年の災害のため傾きが著しくなり、単に丸太の支柱のみでは役に立たなくなつた。かくて当時九州大学工学部教授であつた應部屋福平博士の指導により、補修工事を行なうことになつた。すなわち石仏の岩壁は亀裂によつて分離し、その空隙に土が埋り、樹根が侵入繁殖し、更に冬期水分が凍結膨脹する等悪条件が重なつて空隙は益々拡大し、石仏は押し倒されて行くので

ある。工事の概要は、この空隙を清掃のうえ岩壁を岩体には、ぞとモルタルで接着することで、この工事は成功した。しかるに最も規模の大きい古園十三仏の仏体下部に当る岩層と粘土層との境界面から水がしみ出し、この水が岩層に浸透、これによつて岩体の腐蝕仏体の糜爛が著しくなつてきた。これを機会に改めて全仏体の健康診断を行なうことになり、岩質の調査に熊本大学教授松本唯一氏を、修理工法の設計に同教授藤芳義氏を頼むし、慎重検討の結果、浸透する水は別に集水してトンネルによつて他に排水し、雨水が仏体面を洗うのを避けるためには仏体上部に排水溝と庇を設けて岩層を常に乾燥状態におくこととし、また阿蘇泥溶岩に起りがちな亀裂を防ぐためには、鉄筋を要所に縦横に挿入埋込んで、いわば岩体全部を緊縛することになつたのである。こう言えば簡単なようではあるが、前例のない工事であるうえ、彫刻をいささかも損なうことのないようにするのであるから困難な工事であつた。しかし例えば岩壁乾燥の結果、今まで湿気のため気付かれなかつた彩色が現れてくるなど効果はたちまち発揮された。これによつて後世永く良好な状態で仏体を観察鑑賞し得ることになるのである。なおこの工事において、また将来においても、既に離れている仏頭や手足等の接合は全然行なわれないこととしている。これはいたずらに後人の手によつて、しかもある時代の見解で微妙な芸術品の純粋性が傷つけられることを恐れるからである。なおこの工事は昭和三十三年度に始まつたが、三十六年度に完了の予定である。

㊧ 庭園建物の復旧

庭園建物と樹石池泉との絶妙な配置が庭園の生命であることは言うまでもないが、今次の戦災によつてその建物を失つたものが少なくない。その内でも(史名)常磐公園(借樂園)、(特名)岡山後樂園、(特名特史)旧浜離宮庭園は、その庭が優秀なだけ特にその空白感が強く、名勝の指定の要因である鑑賞にたえることという点で極めて遺憾であつた。かくて終戦後借樂園の好文亭、後樂園の延養亭、旧浜離宮の中島の御茶屋の三件については、構造材料等焼失前

のありし日の姿にこれを復原建築する計画をたてていたのである。しかるに昭和二十五年七月、金閣焼失のことがあつたが、金閣は正に企画中の建物復旧に該当するものであつたので、まずこれに着手することとし、昭和二十七年年度から二十九年度にわたつて施工のうえ竣工した。これは実測図、焼損材等資料が具備していたので従来通り復旧できたのである。このように途中不慮の椿事のため当初の企画の実現は遅延していたが、ようやく昭和二十九年度から借楽園好文亭の復原に着工、三十二年度に竣工した。ついで同じ三十二年度から岡山後楽園延養亭の復原に着工、さらにこれに続く榮昌の復原も追加することになり、目下工事中である。

金閣の、軽快さの内に荘重さを蔵した緊張した形態と金色の気品ある輝きがかもし出すその美しさはさることながら、義満時代の文化が健康明朗なものであつたことを如実に示したことは収穫の一つであつた。また濃緑の杉木立を背に、前に平地を控え、小高い台地の端に立つ好文亭あつてこそ、借楽園は生き生きとし、その瀟洒な内にも、幾分の素朴さを含んだ姿は、いかにも東国の藩主らしい趣をもち、特異の景観をなしている。総じてわが国の誇るべき庭園美のここに復旧されたことは、まことに慶賀すべきことである。

(四) 旧弘道館

広大な建物も創立後百余年、その間十分な修理も行なわれていないので、各所で不同沈下をきたし、屋根も傷んで雨洩りがあり、更に明治以後建物縮小の際、部分的に変更したところもあつて、要するに全体にいたみ、がはなはだしくなつていた。また正門、孔子廟正門、番所、鐘楼等すべて修理期に達していたので、昭和三十三年度から修理にとりかかり、三十六年度竣工の予定である。

(五) 名勝橋梁二題

天下の奇橋といい、三橋という。その一橋には説もあるが、猿橋、錦帯橋がその内に含まれることは間違いない。

猿橋は、かつては砲車も通つたというほどであるが、全体に腐朽甚しく、昭和二十四年度着工、二十六年度に竣工した。錦帯橋は、昭和二十五年九月キジア台風のため流失したのを、その工法保存の意味もあり、土地に伝わる工匠の技術よつて再現したものである。(昭和二十六年から二十八年年度まで)

前者は兩岸相迫る深い桂川の峡谷に架けたもので、後者は錦川の大河奔流するところ、石積み橋台に水切りの巧を凝らし、それを連ねて虹の様に掛けた姿は人のよく知るところであるが、両者いずれもこれを中途で支える橋杭を立てることができず、ここに猿橋は峡谷の最狭部を利用して駄木の構造を創案し、錦帯橋は広い河幅を越えるために木造のアーチ橋を編み出したのである。ただ奇巧と佳景に酔う前に、先人の労苦と創意に敬意を表すべくここに文化財保存の意義をあらためて覚るべきであろう。

(六) 災害復旧

終戦後不思議に増えたのは台風被害である。災害復旧としての予算の枠のもとに施工したのは別表のとおりである。

別表 記念物災害復旧費

| | 経費 | 補助金 |
|-----|-----|---------|
| 二五年 | 一一件 | 六、八七六千円 |
| 二六年 | 四 | 二、一六四 |
| 二七年 | 一 | 三〇〇 |
| 二八年 | 三七 | 一〇、八九八 |
| 二九年 | 二六 | 九、三六二 |
| 合計 | 七九 | 二九、六〇〇 |
| | | 三、一六四千円 |
| | | 九四三 |
| | | 一八九 |
| | | 七、六二九 |
| | | 六、四二六 |
| | | 一八、三五一 |

註 二六件のうち一一件は前年度からの継続

第四節 史跡名勝天然記念物の特別調査及び記録保存(模写)

一 天然記念物の特別調査

昭和三十四年から文化財保護委員会は、トキ・コウノトリ・アホウドリ・アマミノクロウサギ・キタタキ・シラコバト・阿寒湖のマリモ等、滅失または衰亡に瀕している貴重な天然記念物の保護対策を講ずるため、記念物特別調査費を新たに設け、先ずトキの実態調査から開始し七月に調査員を派遣した。

トキは昭和九年指定当時は五十羽ぐらゐは生息するものと想像されたが、戦後急激に減少し、調査開始前には約二十羽と推定されるに至つた。ところが石川県羽咋市・輪島市、新潟県両津市・新穂村の各トキ保護会に綿密な調査を依頼し、小中学生に配布した調査票を回収した結果は、石川県に六羽、新潟県に四羽計十羽がほぼ確実な数字であることがわかつた。最近になつて新潟県で三羽の幼鳥が巣立つたが、石川県では違反等のため更に減少した模様である。文化財保護委員会は調査の結果に基き、山林の保護、給餌、給池地新設、農薬対策等必要な措置のため逐次予算を要求しトキの種属の保護を行なう方針である。

昭和三十五年度には更にマリモとコウノトリの実態を調査中である。

北海道釧路のタンチョウが戦争直後約二十羽に減少したものが人工給餌のため現在約百五十羽となり、また同じく戦時中一、二羽で氣息えんえんとしていた土佐のオナガドリが地元努力で現在ほもはや種属衰滅のおそれはなくつたがそのような成果を前記の稀少動物にも期待するものである。

二 記録保存(模写)

記録保存とは、遺跡破壊に當つて記録にとつておくことである。これは当然やつておくべきことであるが、万やむを得ない場合の窮余の一策であることを銘記すべきである。ところがこれが何か高級な保存技術でもあるかのような錯覚を起させ、ひいては安易な妥協に流れるおそれがないこともないことは保存上戒心すべきで、原物の保存こそが眞の保存なのである。

ところが古墳の壁画などは、かかる保存の途を講じながらも、なお自然の褪色や剝落をまぬがれ得ない現状であり、また不測の災害に備えてここに記録保存の要が起こつてくるのである。華麗な壁画をもつて著名な王塚古墳(特別史跡)もまたこのやくをまぬがれ得ないのである。しかも古墳の底の下には陸坑が通つているといわれ、旁々この古墳の模写の必要が痛感されており、以前個人的に、また研究機関において模写が行なわれたこともあつた。これらが資料として意味のあることは疑いないが、反面専門家によるものでないため全貌を伝える点では十分でなかつた。かくて委員会は、経費は全額国庫より支弁することとし施行はこの分野に経験豊かな東京芸術大学助教日下白光氏に依頼、模写に着手したのであつた。画面の大なること、書面の複雑なること、着色の多彩なること、しかもこれが模写はまた精緻を極め、経費の関係もあり、石室内という悪条件も重なつたが、完成には昭和三十年代から三十三年度まで実に四カ年を要した。この優れた成果に力を得、併せて折から竹原古墳壁画新発見のこともあり、委員会は、優秀な壁画の体系的模写保存を決議し、本年度までに左表のとおり五件実施しているが、古墳壁画に専門画家がいどんだのはけだし最初のこと、ただに保存上画期的な成果が挙げられているばかりでなく、これによつて飛鳥時代直前六世紀頃の絵画の様相が究明されれば、日本古代文化せん明に寄与するところ極めて大なるものと期待されるのである。

なお委員会発足以来、委員会が実施した壁画の模写は別表のとおりである。

| 別表 | | 年度 | 古墳名 | 壁画数 | 所在地 |
|----|------------------------|----|-----|-----|-----------|
| 三〇 | 王塚古墳 | 4 | | 18 | 福岡県嘉穂郡桂川村 |
| 三一 | " | 6 | | 2 | " 鞍手郡若宮町 |
| 三二 | " | 3 | | 6 | " 浮羽郡吉井町 |
| 三三 | 竹原古墳 | 6 | | 3 | " |
| 三四 | 珍敷古墳 附鳥船塚古墳 古畑古墳 | 1 | | 6 | 佐賀県鳥栖市 |
| 三五 | 田代太田古墳 チブサン古墳 | 6 | | 1 | 熊本県山鹿市 |

第五節 史跡名勝天然記念物の現状変更

一 現状変更の取扱

史跡名勝天然記念物の指定は、指定物件の保護、その現状維持の必要上一定の地域を画して現状をき損破壊から護る予防措置である。この地域に対して、この現状に手を加え、形態を変えることが現状変更である。したがってこの現状変更は発掘調査のような学術的行為も含むのであるが、保存上常に問題となるのは、保存の目的とは相反する行為によつて指定物件をき損しようとするものである。

かかる現状変更が避けられなければならないことは当然であるにしても、社会通念上必要であり、且つ他に代替地を求め得ない場合等は、それが指定の本質に絶対的な悪影響を及ぼさない限り、許可する場合もあり得るわけであり——また一度誤れば破壊に導くわけで——その可否の判断は特に慎重を要するのである。要するに社会の必然の動きに対して、保存の本質を逸脱することなしにいかに対処して行くかということであり、これが現状変更をこの章の中に収めたゆゑんであり、保存上最も基本的なことである。

現状変更の許可権は、史跡名勝天然記念物保存法では地方長官にあつたが、その独走を避けるため、重要と認められるものについては本省と打合わせようにとの依命通牒によつて、判断の公正を期していたのである。しかしながら法律と依命通牒との比重の差により、現状変更の処理上遺憾な点がないわけではなかつた。事実指定物件の取扱いは、指定の際の方針によつて処理すべきであるし、また判断の地域差をなくしてその統一を計ることも必要であり、保護法で許可権を委員会に移したのは保存行政上適宜な措置であつた。そしてこれとともにその処置が与える社会的影響の少なくないことにかんがみ、文化財専門審議会への諮問事項として判断の公平を期している次第である。

以上が現状変更取扱いの骨子である。

二 現状変更の動き

昭和二十八年以降における史跡名勝天然記念物の現状変更取扱い件数を、その原因の種類別に分類して別表に掲げておいた。これらの現状変更が保存に与える影響の程度は、必ずしもこの表の比率と一致はしないが、大勢は知ることが出来る。通観するに、建築物等と開発とに大別されるが、この二つは保護法以前でも変らない。しかしその規模と頻度、種類の豊富さにおいては格段の差である。人口の累増、そしてこの四つの島においてその生活の糧と国

別表 現状変更原因別件数一覧表 自昭和28年度 至昭和34年度 (昭和35. 3. 31現在)

| 年度別 | 原因別 種別 | 建築物等の 設置 | 道路の 新設改 修整備 | 開墾、 農地整 備、樹木 伐採 | 植樹等 緑地等 整備 | 観光施設 設置等 イ、駐車 場等 | 鉱物採取 および 採石、採 土 | ダム、埋 立、埋立 都市 | 防等公共 施設設 計画、護 岸砂 | 捕獲 | その他 (発掘) | 計 |
|-----|-----------|-----------------------------|-----------------------|--------------------------|---------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------|--------------------------------|-------------|---|
| | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 史名天 小計 | 109 95 4 208 | 9 8 0 17 | 15 23 7 45 | 1 2 0 3 | 1 7 4 12 | 4 11 0 15 | 0 0 13 13 | 2 0 0 2 | 141 146 28 315 | | |
| 29 | 史名天 小計 | 114 101 5 220 | 9 8 2 19 | 16 21 12 49 | 5 3 1 9 | 0 1 0 1 | 15 15 1 31 | 0 0 18 18 | 5 1 0 6 | 164 150 39 353 | | |
| 30 | 史名天 小計 | 101 69 7 177 | 13 14 3 30 | 14 19 10 43 | 1 2 2 5 | 0 2 2 4 | 11 7 2 20 | 0 0 14 14 | 5 0 0 5 | 145 113 40 298 | | |
| 31 | 史名天 小計 | 145 141 9 295 | 11 11 1 23 | 20 20 18 58 | 0 3 0 3 | 1 1 0 2 | 13 11 7 31 | 0 0 16 16 | 4 0 0 4 | 194 187 51 432 | | |
| 32 | 史名天 小計 | 177 143 13 333 | 12 12 2 26 | 26 18 56 100 | 2 4 2 8 | 1 6 0 7 | 15 13 2 30 | 0 0 19 19 | 6 0 0 6 | 239 196 94 529 | | |
| 33 | 史名天 小計 | 216 195 17 428 | 20 13 4 37 | 21 29 25 65 | 0 1 0 1 | 0 4 1 5 | 25 30 7 62 | 0 0 25 25 | 3 0 1 4 | 285 262 80 627 | | |
| 34 | 史名天 小計 | 195 172 11 378 | 10 18 7 35 | 19 19 27 65 | 3 4 1 8 | 1 3 0 4 | 28 25 4 57 | 0 0 25 25 | 14 5 6 25 | 270 246 81 597 | | |
| 計 | 史名天 小計 | 1,057 916 66 2,039 | 84 84 19 187 | 131 139 155 425 | 12 19 6 37 | 4 24 7 35 | 111 112 23 246 | 0 0 130 130 | 39 6 7 52 | 1,438 1,300 413 3,151 | | |
| | % | 64.7% | 5.9% | 13.5% | 1.2% | 1.1% | 7.8% | 4.1% | 1.7% | 100% | | |

の富を支えようとする数々の企画等々。その波が文化財にもよせて来るのはけだし当然で、これがどこかで現状変更として文化財にぶつかってくる。

これらのうちには、施工者の善意、社会的な必然性に裏付けられたものもあるが、文化財に対する認識の欠如、不十分、軽視に基づくことなどが少なくない。また都市計画や地点の選定にしても、文化財の地域に対して、あたかも不毛の原野に教科書通りの設計を行なうような態度で臨むことはいかがであろう。つまり創意と工夫の貧困さも見逃せぬことである。要するにこれらを通じていえることは、文化財保存が国土保全の一ジャンルとして建設的な面を有しているということに対する認識の欠如である。この根本的な欠陥の導くところ、無断現状変更や、現状変更を前提としての全体計画の設定と予算化、関連地域の着工、竣工後に現状変更の申請を行なう等、事前連絡に不十分な場合が多い。しかも遺憾なことに、政府諸機関が自ら施行し、又は許認可を与える場合にしばしば事前連絡が行なわれず、国の意志が二途に出ることとなり、累を国民に及ぼすようなことになるので、「文化財保護に関する関係官庁間の連絡強化」について、昭和三十二年六月十一日左のとおり閣議了解が行なわれた。

「近時、国土開発その他の事業の施行等に当り、文化財保護に支障をきたすおそれが少なくないので、文化財の保護と事業の施行等との円滑な調整を図つて文化財の保護に遺憾なきを期するため、関係各省各庁間における相互の連絡をいつそう緊密にするものとする。」

このように文化財に指定してあること自体が、決して文化財の保全の確約とならない場合もあるということは奇妙なことである。がただ指定したというだけでは、社会から浮き上つていない場合のあることも考えなければならぬ。指定ということも、単に法による規制だけでなく、社会に融け入つて初めてその目的が達せられるのである。言うべくして中々困難なことで、そのためには、いうところのPRが必要であろう。がPRといえば印刷物を刊行し、ポスタ

一を張り、講演会や見学会を催して自己満足だけに終る場合が多いことも警戒しなければならぬ。

保存の当事者としては、遺構の保全はもとよりのことであり、また他に迎合する態度は厳に戒めなければならぬが、文化財の特性に即した保存工事、例えばそれを中心とした整備を行ない、あるいは観覧者の便も考慮する等、最も手近かな、ある意味では卑近なものによるPRに務めるべきであり、進んではその地域社会の都市計画等に対して積極的に発言参加するようにしなければならぬ。つまり文化財保存の陥り易い孤立を避けるように努力することが、十年を振りかえり、今後に期待するところである。

次に若干の事例を挙げておく。

(一) 電源開発

戦争直後の電力ききんによる新しい電源地帯の開発、既設電源の拡充は、指定された湖水や河川に多大の影響を与えた。

阿寒湖(マリモ)、猪苗代湖(ミズスギゴケ)、十和田湖及び奥入瀬溪流の三方所は、寒地の冬季電源として重要な意義をもっている。戦時中の国策に沿ってやむを得ず緩和されていた貯水及取水の制限は戦後旧に復するどころか、かえって使用量を増大する勢を示した。しかも不慮の夏季渇水、暖冬異変等が伴って、マリモの枯死は大量に及び、ミズスギゴケはほとんど衰滅し、十和田湖岸の水際植物は傷ついた。幸い逐時他の電源開発が進捗して、その後の被害はやんだが、一度受けた痛手を回復するには相当の年月がいる。

次に中国地方において電力資源の開発が、指定されている各所の河川に及んだことは特記に値する。長門峡、三段峡の主流の流域変更、小鹿溪、帝釈川、旭川(湯原オオサンショウウオ生息地)はダムが建設され、あるいは湛水しあるいは下流の減水をきたした。福島県只見川中流の柳津発電所の建設によつてウグイ生息地が湛水し、魚は集まる

が旧時の景観は一変した。

電源開発は流路の変更、取水、湛水量の加減、人工的放流などにより景観保全との調整の途があるが、その影響が数十年を経て現われるので慎重を期する必要がある。例えば天竜峡はるか下流の秦阜ダムは、当初はもちろん名勝地域の水位に影響はなかつたのであるが、堆積土砂がダム位置から次第に後退して河床を上げ、現在では急流の奔とうする天竜峡の絶景は失われている如きである。

黒部第四発電所建設に伴ない名勝黒部峡谷の流量はいちじるしく減少することになり、熊野川上流一帯の大規模な電源開発は特別名勝八丁の風致に影響を及ぼす。特別名勝松島の地域内に建設された大火力発電所の煙突も同様である。電源開発事業の公益性を考慮すればこれらは万やむを得ないものであるが、埼玉原長滞(名勝および天然記念物)のほとんど全域を水没し、しかも出力量も大したことのないようなものは論外である。

水力資源が開発しつくされ、発電方式も火力を基幹とし水力は主に最大使用時のみをまかなうようになり、更に原動力も期待できるとすれば、特別天然記念物尾瀬における電源開発についてもつと大局的な高所から調整して保護の適正をはかりたいものである。

(二) 鉱業

(1) 平尾台——セメント原料である石灰石が鉱業法による鉱物となり、その採掘に鉱区を設定することが必要となつたため問題化したのは、平尾台カルスト(福岡県)である。昭和八年に既にその天然記念物としての重要性は認められていたが、軍用地であつたために指定することができなかつた。ようやく昭和二十七年十一月に指定されたが、惜しむらくは鉱区設定にわずかにおくれたためその一角に石灰石の採掘を許可せざるを得ない結果となつた。通産省、土地調整委員会、小倉市、福岡県、豊国セメント会社、石灰石鉱業協会などと累次にわたる討議を行つた末やむを得ず

許可することとなつたのであるが、鉱区取消要求について土地調整委員会と小倉市との間に訴訟が起り未だ解決を見ない。平尾台問題は国会にも取上げられ、終に文化財保護法を一部改正して鉱業権との調整に関する条項（法第七十二条の二）を設けるまでに発展したが、次の温泉岳及び北投石の問題とともに、地表鉱物については保存と開発とが全く相いれない性質のものであることも銘記せしめられた次第である。

(四) 玉川温泉の北投石(秋田県)——世界に稀な温泉鉱物である北投石の生成する指定地域は、一帯の硫黄原で、地形としてもその価値が認められている。二十五年申請のこの地域内における玉川鉱山会社の硫黄採掘は、通産省等の反対を押し切つて二年後の二十七年八月不許可になり、種々開発側の物議をかもしながらも、とにかく終結したかに見えた。ところがたまたま秋田県が無断で毒水（源泉は北投石生成の源泉と同じ）の排除工事を行い、北投石生成河川の流域を変更するという暴挙をあえてしたの手がかりとして、二十八年六月再び硫黄採掘の申請を提出して来た。委員会はあらためて詳細慎重に実地調査と審議を行った末二十九年五月厳密な条件を付してこれを許可したのである。その条件は、源泉に対する理化学的影響を調査しつつ、支障のない限度で段階的に採掘地域を進めてゆくものである。しかしこの鉱山会社も再度の条件違反（許可外採掘）をやつて、条件履行の能力と誠意との欠除を暴露した。

最終段階の採掘は、昭和三十四年末までと許可指令されたが、同年春、同鉱山会社は倒産してしまつた。したがつて既採掘跡は惨たんたる状態のまま放置され、一部山腹の崩壊を招来した。

硫黄採掘は事実上終熄したので、鉱区取消の処分が行なわれれば、鉱業問題は根絶するわけである。会社の採掘跡地の崩壊防止工事は林野庁が一応施工したが、まだ北投石に対する防災状態は完全ではない。

(イ) 史跡金ヶ崎城跡——南北朝時代、北陸における南朝の拠点であつた金ヶ崎城跡は、極めて良質な石灰岩で構成さ

れた丘陵であつて、戦時中、特に採掘促進のためトンネルを穿ち、セメント運搬用の鉄道路線を敷設したほどであるが、戦後敦賀セメント株式会社において指定地域外の所有鉱区採掘の結果、指定地域線を画して断崖となり、保全上危険となつたので、安全な角度となるまで指定地域の採掘を許可することとなつた。第三者から見れば、指定地域の保全を予想して採掘すべきであるとの意見は出るであらうし、事実そのとおりではあるが、採算を前途とする会社と文化財保存との相剋をまざまざと見せた現状変更である。

(三) 農林業その他の産業

史跡胆沢城跡に耕地整理が行なわれることになつたが、ほとんど全部耕地の指定地としては、住民の生活上拒否することは事実上困難であり、許可することになつたが、この機会に内城と伝えられていた地域を発掘することになり、その結果正庁と認められる遺構が発見され、この地域が緑地として除外保存されることになつたのは幸いであつたし、また指定地域の広大すぎるとの批評の当らないことの証されたのも注意すべきことであつた。

名勝や天然記念物に指定されている場所は海岸や岩石地を除いて、ほとんど森林に蔽われている。そして国有林もあれば私有林もあり、私有林には極めて零細な植林地も含まれている。年間処理される現状変更の内容の大半は市街地の建築物の増新築等で、これにつぐものは山林の伐採である。多くは指定物件の本質に影響を与えないかぎり認められるように取計らわれているが、原始林、その他林相そのものが指定の対象となつている場合、その森林が広大であればあるほど経済的活用との間に問題が起き易い。二十八年に申請された山梨県富士山原始林の施業計画案の如きはその代表的なケースである。

農業との関係では赤井谷地濕原植物群落(福島県)の一部を戦後開拓農地として認めた例がある。また馬宮村サクラソウ自生地(埼玉県)は戦時中の国策に沿つて開墾されてしまつたので二十六年に指定を解除した。静狩泥炭形成植物

群落(北海道)も同様である。このような平地にある植物群落地は、その価値が一般には理解しがたく、また一見荒廃のままに放置されているような状態を示しているので、農耕の対象に擬せられる等その価値を軽視される場合が少なくない。

(四) 道路等

最近道路鉄道等、交通路線の飛躍的な整備拡充によつて、困難な問題が多い。

都市計画八号線が特別史跡、特別名勝旧浜離宮庭園の園内を貫通しようとする計画は、園外河川を埋立てこの上を通すことによつて主景観のき損を回避できたのであるが、首都高速道路公団による自動車専用道路の建設は、いま幾多の問題を起している。前記八号線道路上に高架道路が公団によつて架せられたが、この一連の道路の一条は、江戸城跡半蔵門から千鳥ヶ淵を経て北の丸に至る間の堀沿いに路線を設定、法面をカットし、一部堀を埋め立てる計画である。また喰違門跡土橋の左右において堀を若干埋めることも考えられている。これらは堀そのものの形態を変更するばかりか、江戸城の史跡的景観がもし出す独得の美観をき損することになるのは極めて遺憾である。またこの道路は、旧白金御料地(天然記念物・史跡)の中央部を貫通することになった。この案は委員会の申入れによつて撤回されたが、どこに迂迴道路を求めるとか、動植物の死命を制する自動車の排気ガスと騒音の悪影響を避けるためには路線は指定地から三〇〇メートル以上離すことを要し、現在なお折衝中である。名神道路には被害はなかつたが、東海道新幹線が、史跡老蘇森の北端部をカットすることになった。老蘇森は、古代信仰の杜の実存例として古く、また類例乏しく貴重なものである。しかしその国策的な性格にかんがみ、かつここを避けることによつて前後相当区間の路線を変更することになるので、かたがた譲歩することになった。これらは最近の事例であるが、さかのぼつて、昭和二十九年末、特別史跡平城宮跡北部県道を日米行政協定により拡幅整備することになったが、この路床から建築跡が

発見された。許可条件に従い、工事を中止し、翌年初頭これを調査したが、従来何人も想像もしたことのないところだけに意外であつた。このことによつて朝堂院跡の大体の規模以外は五里霧中であつた平城宮跡に対し、全面的検討の機運が高まつてきた。

また特別史跡遠江国分寺跡の中央部を横断する道路計画があつた。これは磐田市当局が耕地となつていて表面上の現状から道路適地と判断したものであるが、検証のため発掘調査を行なつたところ、金堂、講堂、廻廊等の徴証が検出され、大正十二年指定の際に設定された指定地域が極めて適切妥当なことが証された。この結果道路は中止となり、その規模のせん明によつて特別史跡に指定されたが、たまたまこの地が市の中央部にあり、発展性のある土地で、住宅地化の動きがあつたので、市教育委員会はこれを買収整備することになり、国においても買収費を補助した(昭和三十三年より三十五年まで)。現状変更計画とその中止の注意を機縁として、初めて地元において指定地の性格が理解される——裏を返せば平素のPRの不足であるが——ことが屢々あるが、これはそれらの中で、いわば禍を転じて福となした好例である。

(五) 住宅

住宅難打開のための住宅建設は相当な速さと密度とをもつて進んでいるが、最近は何地構想のもとに一挙に大きな面積を占める傾向のあることは注意すべきである。総じて住宅は、生活権に直接触れるので、問題は簡単ではない。既存住宅地については原則として許可の方針を採っているが、開発の場合は解決に困難を伴う場合が多い。

最近の事例中主なものを挙げておく。

(イ) 史跡川尻石器時代住居跡——ここに町営の住宅団地が計画された。露出している住居宅は当然除き、また遺物が散布し、住居跡の想定されている地域は発掘調査を行なつたところ、住居跡が発見されたので、当初の計画を若干

変更し保存の実の挙がるようにして許可された。

(ロ) 史跡秋田城跡——護国神社が無断でその境内の一部である城の外割土塁と思われる幣切山を削平、分譲地として開発した。直ちに中止を命じ、調査したところ遺構が発見された。城跡は地域も広く、うちに聚落、学校、神社等もある。これを機会として全面的な調査のうえ、保存方針を立てることとなり、国の直営として昭和三十四年度から発掘調査を開始し、遺構も発見されつつある。前述の住宅は解消することになった。

(ハ) 特別史跡平城宮跡——佐紀の昔からの聚落の改築程度は別として、地下に遺構の予想される耕地にも住宅地開発のきざしが現われ始めたが、県道改修(○道路参照)の際の遺構発見後組織的な調査は格別の展開もなく、差当りの住宅の解決は取扱い上不利益な状況にあつた。かくて昭和三十四年度から、国立奈良文化財研究所が先ず県道北側地区から調査を開始し、目下継続中であるが、建築遺構が相次いで発見されつつある。これら一連の遺構が究明された暁、これに即した保存方針が立て得ることとなる。

これら一連特に後二者に通ずるところは、地域広大なること、地下遺構が調査されていないことの二つである。かくて地域の縮少と指定の際の発掘調査を求める批評もあるが、この批評は傍観者的で実情にそわない傾きがないでもない。地域が広大であるというが、遺跡の特性、その構自体が大きいのであるから、指定地域が広大になることは避けられない。奈良や鎌倉の大仏が大きすぎるとは誰もいうまい。指定地域の設定は、環境の社会的条件を考慮することは当然で、かえつて考慮し過ぎるとの批評さえあるが、基本は遺跡に即することで、一見もつともらしい小細工をろう、することは邪道である。指定前の調査は筋としては正しい。しかし小規模は別として、広大なものは、現状ではほとんど不可能である。筋を生かそうとして時の移る間に遺跡は破壊されてしまう。かくして遺跡の性格を見通して指定するのが常識であり、胆沢城跡(○農林業参照)や前掲秋田城跡、平城宮跡にしてもこの見通しは誤つていなかったことを

証するもので、むしろ早くこの予防措置の行われていたことに感謝すべきである。もとよりそのまま放置しておいてよいというのではない殊に社会状況の変化に沿って、遅まきの批評はあるが、調査の開始されたことは文化財保存上一つの進歩である。

(六) 観 光

観光資源の開発のため、また観光業者の企業意のための現状変更が増加する勢いはすさまじいものがある。主な二、三の事例を拾つてみることにする。

(イ) 史跡東大寺旧境内における、いわゆる新若草山ドライブウェイは、国会の論議にものほり、世上の注意をひいた。もともと肥鉄土採取運搬用通路であつたのを事業家的構想から観光道路に衣替えしたもので、正倉院に対する塵埃、排気ガスの影響の有無など、世評はかなり厳しいものがあつた。事実法を軽視した強引さや、官庁間の連絡の不十分など、遺憾な点はあつたが、関係各官庁がこれを認めたのは、一つは奥山周遊道路の開発のこともあり、また新しい奈良の展望ルート地点の開発という観点もあつたのである。要は上記の通りであるが、このことを、述べるよりも、かかる事実の発生した背景を考えるのが重要である。それには二つ観点がある。一つは任意の、またこれをおるような観光事業者の宣伝、便宜供与による観光客の奈良への殺到である。奈良は正に今や観光客のついでである。この無制限の人海は何等かの形で文化財に悪影響を与えずにはおかないこと。もう一つは交通機関の変化である。すなわち自動車、バスが常識となつた現在、徒歩や人力車を主とした時代と諸施設や行楽の方法が一変したと。この二点の事実を前にして、誰でも現実の勢いが文化財保存の傍らを猛烈なスピードで走り抜けて行くような不安を覚えるであろう。東大寺旧境内といい、名勝奈良公園というこの中枢部を指定しながら、常に偶発的な案件の処理に追われ、いたずらに観光企業の趨勢を敷ずるのみである現状は、何らかの形で打開する必要があると痛感する。

これはひとり奈良だけではない。特別史跡・特別名勝厳島などのロープウェイ、天然記念物・史跡屋島や史跡金山城跡、史跡円教寺境内、史跡、天然記念物、延暦寺境内のドライブウェイにしても、これが全部悪いというのではないが、文化財としての積極的な管理指導の不十分なところを、他に乘せられているような観を呈しているのは遺憾である。かくて他方本願的ではあるが、奈良にしても文化財保存を考慮に入れた上での都市計画が望ましいし、それより前に、奈良をどういう性格として把握し、整備するか根本的構想が先決問題であろう。これはすべてのところに通ずる問題でもある。殺到する観光客に便宜を与えることのみが都市計画ではない。現状のままであれば、十年前も、十年後の今日も、これからの毎日も、文化財は孤立の運命を歎くのみである。がここに一つの朗報がある。新若草山ドライブウェイが正倉院に達しないうちに、これを北方に迂回させる計画が、委員会の要請により、建設省、県、市の協力のもとに実現しようとしていることである。ここに従来望んで遂に果し得なかつたことも、一致協力すれば実現し得るといふ実証を得たのである。この態勢が、今後の奈良の全域にわたることを切に期待するものである。やや白書めくが、しかしこれが十年に得た苦い経験であり、将来への戒めでもある。

(四) 天守閣の再建は、異常なブームとして世の話題となつていゝことであるが、最初に企画された名古屋城といひ、それに引続く各地の再建事業は、もとより観光資源など財政的な狙いのあることはいうまでもないが、その根底にあるのは城下町都市としての天守閣に対する郷愁である。城郭は元来郷土的色彩の最も強いものであるから、その地域の天守閣の再現を望む希望感情は無視できないものである。委員会が許可したのも主としてこの点をくんだからにほかならない。また石器時代住居跡や奈良時代の宮跡や寺跡ほどの稀少性のないこともその理由の一である。しかしながら天守台の特徴を保存するためには、天守閣の設計上無理かと思われるほどの条件を付している。例えば同じ穴倉式天守台であつても、大坂城の穴倉内面の石垣が全部構造上の犠牲となつてき損されているのに対し、名古屋城や

熊本城は、穴倉の旧態をよく遺しているのを見ても判る。ところがこの趨勢に刺戟され、近江電鉄株式会社が特別史跡安土城跡に天守閣を建てるという企画を立てたが、これは不許可とした。すなわち天下統一の途上とはいへ、政權所在地たる安土城の純粋性を保つこと。近世的城郭の始めであり、その天守台の学術上の価値、稀少性は、諸大名の天守台の比肩し得るものではないこと。更に信長公記の記載のみをもつては、構造上確たる資料とはなし難いこと等の理由による。事理明白である。ところがあまねく文化財という立場から極めて残念なことがあつた。伏見城跡の純然たる観光天守閣の建築である。明治天皇陵と桓武天皇陵との間にある花畑といわれる、天守閣と全然關係のない郭に、何等典拠のない天守閣が設計建設されたのである。晩年の秀吉の居城であり、その薨じたところとして伏見城は遺構もよくのこり、指定の価値も十分にあつて特別史跡にもなり得るものであるが、本丸、二の丸等が御陵であるため、指定していなかつた。花畑は宮内省財産であつたが物納され、次いで払下げられていたという。人あるいは言うであろう、仮指定をすべしと。正に然りであるが、すべて後手。指定しておかなかつたのを悔むのみである。

(五) 名勝種差海岸(八戸市)中の勝地である遙望石に、昭和三十三年に地元個人が無断で二階建木造家屋を建てた。その目的は遊覧者の休憩、宿泊等に供しようというものである。文化財保護委員会は再三再四撤去方を通告したが、当人は全く誠意を示さないので昭和三十四年三月青森地方裁判所八戸支部に過料罰則適用の請求を行ない、また強制撤去のための準備を進めた。四月右八戸支部で審問が開かれたが、支部長判事は違反者の非をさとし強く謙意を促がした結果、さすがの違反者も自主的に撤去することを決意した。撤去、原状回復を待つて委員会は罰則適用の申立てを取り下げ、一年余にわたつたこの事件は終結をみた。

名勝地におけるこの種の無断建築に対してこのように嚴重な態度で対処し、罰則適用、強制撤去の実施の直前の段階にまで進んだ例はまれである。本件は裁判官のあつせんという違例の措置で完結したが、もちろん委員会は保存上

重大な影響を及ぼす悪質な行為については、法に於てらして厳格な処分を行なう方針である。

(ニ) 特別名勝松島における展望塔無断建築は昭和三十五年初頭から世上を賑わしたが、観光事業等のため文化財が損傷される傾向が目立つようになり、更に単なる建造物からロープウェイ・ケーブルカーをはじめドライブウェイ等大企業として計画されるものが増加してきた。特に特別名勝富士山における登山地下ケーブルの計画については既に好ましからぬものとして事前に計画者側の反省を促がした。文化財は活用せねばならないが、そのために文化財の本質をあやうくするような観光施設は、強く制限せねばならない。

(四) 動物の捕獲

昭和三十四年末岡山県警察本部は岡山市内の運動具店で一枚のカモシカの皮を発見した。これを発端として特別捜査本部を設けて関西、関東にわたる捜査を展開した結果、密猟頭数三二四頭、被疑者数一六四名(内逮捕一四名)、送致九三名に及び、五名に起訴公判を請求、三名が罰金に処された。

天然記念物保護上の違反について警察当局がこれほど大規模な捜査を行ったことはなかつたし、本件が及ぼした影響力は多大であつて、その後北海道を除く全国的に大小のカモシカ違反が次々と明るみに出された。

昭和三十五年には長野県警察本部でも特別の捜査を行ない同様多大の効果をあげたが、この仕事は非常な困難を伴うもので、警察力をもつてしなれば全貌を明らかにすることはできない。カモシカの保護は、現在の段階ではまず捕獲の取締りが緊急であつて警察当局の協力は感激にたえないところである。

宮城県江ノ島におけるウミネコの卵の盗採、八戸市蕪島周辺におけるウミネコの捕獲、更には石川県輪島市におけるトキの射殺などの違反が最近起つたが、保護鳥獣に関する違反の取締り強化は、従来狩猟法による処分のみが一般に行なわれ警察当局も文化財保護法の適用については消極的であつたが、右のカモシカ事件を契機として文化財保護法

に対する関心が高まりつつある。

第五章 埋蔵文化財の保護

文化財保護法の中に埋蔵文化財の保護に関する諸事項がとりあげられたことは、従前、この種のものに対する体系的な保護規定がととのわず、各方面からの要望が強かつただけに、まことに時宜を得たものであつた。しかし、その内容自体がかなり多岐にわたり、取扱いも複雑であり、一般に周知されないうらみもあつたが、十年を経た間に、次第に、その趣旨も徹底し、ようやく軌道にのつてきた感もあるのである。

第一節 埋蔵文化財の発掘の届出および遺跡発見の届出の処理

土地を発掘して埋蔵物である文化財について調査しようとする者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて事前にその土地の都道府県教育委員会を経て文化財保護委員会に届けなければならぬ。その期間は当初二十日前までと規定されていたが、その後実際の運営上いろいろの支障をきたすことが多いので、昭和二十九年七月から施行された法律改正により三十日前までに届け出ることに変更された。委員会はこのような届出を受理した際に、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときはその届出のあつた発掘に関して必要な事項を指示することができる。普通、書類が完備しその発掘が適当と認められる場合は、その旨を発掘申請者に通知し、あわせて発掘上の注意事項並びに出土品があつた場合の手続き等を記した書類を添付している。また当該地の都道府県教育委員会にもその旨を通

知し、市町村教育委員会にも連絡をとり、慎重に調査を実施するよう留意している。一方、発掘担当者が発掘の経験に乏しかつたり、単に興味本位に濫掘すると考えられたり、または短期間では濫掘の恐れがあると考えられた場合などのように、その発掘を届出のとおりに行なうことが埋蔵文化財の保護上適切でないと考えられた場合は、適当な指導者を参加してもらうとか発掘方法を指示するなど種々の助言をあたえている。しかしながら、埋蔵文化財の保護上不適当と認められる場合は聴聞会を開いたうえ、これを禁止又は中止する措置をとることができる。

また、昭和二十九年七月に行なわれた法律改正により、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、やはり三十日前までに届出を必要とすることになつた。これによつて近年いちじるしくなつた土木工事による遺跡の破壊をできるだけ防止する一助になつた。

さて、保護法制定以来今日まで委員会が受理した発掘届の件数は左のとおりである。

埋蔵文化財発掘届件数一覧表

(昭和三十五年十月六日現在)

| 年度 | 件数 |
|----|-------|
| 25 | 102 |
| 26 | 254 |
| 27 | 235 |
| 28 | 238 |
| 29 | 220 |
| 30 | 239 |
| 31 | 279 |
| 32 | 316 |
| 33 | 313 |
| 34 | 345 |
| 35 | 228 |
| 計 | 2,769 |

このような措置によつて、貴重な遺跡が濫掘等によつて破壊されることを防ぎ、また土木工事等によつて消滅する

前に記録保存をとるなどの適切な方法を講じているのである。しかしながら、今日なお興味本位による、あるいは盗掘による無届けの発掘も跡を絶たぬようであるし、まして、土木工事による遺跡の破壊は次第に活潑になりつつある。すなわち、住宅団地・道路・学校・工場・ダムまたはゴルフ場等の開設や、開墾等はますます激増する傾向にあり、そのために遺跡はかなり危機にひんしている。ことにこれらの土木工事には大型の機械力を用いる関係で、一瞬にして遺跡の消滅する可能性も大である。土木工事による遺跡破壊の対策は、今日の緊急な問題である。

保護法施行以来今日まで、委員会はこのような埋蔵文化財の保存に対し発掘届出の励行や土木工事関係方面への協力依頼などに対してできるだけの手をうつつてきたが、これらを列記することも十年間の歩みを回顧するうえに必要と思うので、頰をいとわず記すことにしよう。

1 昭和二十五年十一月七日付文委総第二十五号（各都道府県教育委員会あて）

「埋蔵文化財発掘届出書規則及び遺跡発見届出書規則の施行について」

文化財保護法による埋蔵文化財発掘届ならびに遺跡発見届の趣旨を説明し、管下の関係団体に周知徹底するよう依頼したもので、発掘届・発見届の様式ならびにそれらの記載要項を添付したものである。

なお右と殆んど同文のものを昭和二十五年十一月二十八日付文委保第十一号で直轄及所轄学校長・日本学術会議会長・日本考古学協会委員長・日本考古学会会長・日本人類学会会長にそれぞれ発送している。

2 昭和二十五年十二月十一日付文委保第二十六号（各都道府県教育委員会あて）

「埋蔵文化財発掘について」

1の徹底方を重ねて依頼するとともに、今後埋蔵文化財保護行政を進めて行く上に必要な遺跡の基本台帳を作成することを依頼したものである。

3 昭和二十六年六月二十七日付文委保第三十四号（各都道府県教育委員会あて）

「埋蔵文化財発掘について」

夏期休暇を控え、濫掘等を防止するよう依頼したものである。

なお同日付文委保第三十三号で日本考古学協会委員長あてにも右の趣旨を伝え、会員にも協力を依頼した。

4 昭和二十六年九月二十五日付文委保第七十一号（各都道府県教育委員会あて）

「埋蔵文化財の取扱について」

埋蔵文化財関係の法律運用に関する基本方針をたてたもので、事来今日まで原則的にこれを中心として實際上の事務的処理を行なってきた。発掘届を受理してさしつかえないと思われたものにその旨申請者に通知する際同封している印刷物は、本通牒の「別紙三」を基本として作製したものである。

5 昭和二十六年九月二十五日付公文総第一六二号（国家警察本部刑事部防犯課長あて）

「埋蔵文化財の取扱について」

埋蔵文化財は遺失物法の適用を受けるので、その実際の取扱について国家地方警察本部防犯課と数次の折衝を重ねたうえ、その結果を国家地方警察本部刑事部長から各警察管区本部長及び各都道府県方面警察隊長・六大都市警察長にそれぞれ通知された。

6 昭和二十七年五月三十一日付文委保第六十六号（建設大臣あて）

「埋蔵文化財保護協力量依頼について」

道路工事・堤防構築等の公共事業に伴い遺跡が破壊されようとしていたり、また遺跡が発見された場合等は直ちに都道府県教育委員会と連絡して、いん滅を防ぐよう関係出先機関への徹底方を依頼したものである。

これに基づき建設大臣官房文書課長より昭和二十七年六月六日付書発第五十五号で各出先機関に通知した旨の回答をうけた。したがって委員会は更にこのことについて昭和二十七年六月二十日付文委保第六十六号で各都道府県教育委員会にこの旨を通知し、協力を依頼した。

7 昭和二十七年十二月二十四日付文委記第三十三号（各都道府県教育委員会あて）

「埋蔵文化財保護強化の措置について」

発掘届出書に記載されたとおりの発掘が行なわれるように発掘担当者の承諾書を添付するか、不備な書類は各都道府県教育委員会で受理しないようにするとか、悪質な違反者への罰則適用の準備とか、概要報告書の提出期限を六カ月以内と取決めるとか、公共事業による遺跡の滅失を防止する措置等従来の規定を一層強化しようとしたものである。なお実現はしなかったが、これに伴って各都道府県に埋蔵文化財連絡調査員を置く制度も一応考慮されたのである。

8 昭和二十八年四月二十日付で委員長より日本考古学協会委員長あてに埋蔵文化財の保護について協会々員の協力を得たい旨を依頼した。

9 昭和二十九年十二月十五日付文委記第一〇四号（建設省事務次官あて）

「埋蔵文化財保護協力方依頼について」

公共事業に伴う遺跡の発見等については、前掲6項のとおり依頼したところであるが、更に保護法の一部改正に伴い、その目的が埋蔵文化財の調査以外であつても周知の遺跡を掘る際には届出が必要となつたので、これが円滑に実施できるよう協力を要請したものである。

これについては昭和三十年一月十日付建設省二十九文書第七号で建設事務次官より本省各局長・本省各地方建設局

長・各都道府県知事あてに通知した旨の返答があり、これに基づいて各都道府県教育委員会へは昭和三十年一月二十八日付文委保第一〇四号でその旨を委員会より通知した。

10 昭和三十年四月二十二日付文委記第二十七号（農林大臣あて）

「埋蔵文化財保護協力方依頼について」

前掲9項と関連して農林省関係にもその趣旨を徹底してもらうため、協力を依頼したものである。

これについては昭和三十年五月十三日付三十総第四四〇号で農林大臣官房長より関係局長あてに依頼が発せられ、前項同様に委員会よりその旨を各都道府県教育委員会に昭和三十年六月十五日付文委記第二十七号で通知した。

11 昭和三十三年三月六日付文委記第七号（日本住宅公団総裁あて）

「住宅建設に伴う遺跡の破壊について」

住宅建設、ことに大規模な住宅建設が盛んに行なわれるようになり、その工事に伴って遺跡が破壊されることが憂慮されるので、住宅公団あてに注意を喚起するとともに、その保護に協力を依頼したものである。

12 昭和三十三年五月一日付文委記第二十八号（各都道府県教育委員会あて）

「遺跡台帳の作製等について」

前掲2の通知と関連し、その後の基本台帳作製の状況を聞くとともに、あわせて緊急に調査を要する遺跡の有無等について照会したものである。

13 昭和三十四年五月十三日付文委記第三十二号（各都道府県教育委員会あて）

「埋蔵文化財の盗掘、濫掘等について」

古物売買業者等が関係して正規の手続きを経ずに出土品が散逸する憂いがあるので、それらを未然に防止するよう

依頼するとともに、あわせて無届けの発掘や濫掘の防止をも重ねて依頼したものである。

次に、遺跡発見届について述べよう。土地の所有者または占有者が開墾、耕作、工事等の偶然の機会に、貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく十日以内に委員会に届けなければならぬ。この届けを受理した委員会は、できれば係官を現地に派遣してその実状に応じて適切な指示を与えるのもつとも望ましいのであるが、実際には人手も少ない現在、それはとうてい不可能なので、とくに重要とみなされた遺跡の場合を除いて大抵は地元において適切な保存の措置を講ずるよう依頼するとともに、やむを得ず破壊されなければならぬ場合は、事前に記録保存の措置をとり、いたずらにいん滅することを防止している。これらを受理した件数は次表のとおりである。

| 年度 | 件数 |
|----|-------|
| 25 | 21 |
| 26 | 196 |
| 27 | 111 |
| 28 | 165 |
| 29 | 168 |
| 30 | 171 |
| 31 | 150 |
| 32 | 141 |
| 33 | 116 |
| 34 | 97 |
| 35 | 78 |
| 計 | 1,324 |

第二節 埋蔵文化財の発掘調査

文化財保護法の中に、委員会は埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、自ら埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる旨の規定がある。これは、主として史跡に指定されているような

重要な遺跡について更に調査の必要がある場合とか、史跡に指定する必要のあるものでその範囲や性格を明らかにし保存の対策を要するものとか、または破壊されようとするものとか調査が困難と思われるような遺跡に対して、それとの関係遺跡についての専門家を委嘱し、権威ある陣容をもって慎重かつ十分な調査を行なおうとするもので、その結果については、委員会より埋蔵文化財調査報告書として逐次刊行するとともに、遺跡に対しては今後の保存施設を考慮して、ややもすれば発掘後に破壊されがちな遺跡を十分保護する措置をとっている。文化財保護委員会発足以来、今日まで行なつたものについて簡単な解説をなすことにする。

吉胡貝塚(よしこかいづか)

所在地 愛知県渥美郡田原町。調査期日 昭和二十六年三月二十二日―同四月十日。調査員 齊藤忠(責任者)・後藤守一・八幡一郎・中山英司・澄田正一・久永春男等。愛知県教育委員会と共同調査。

調査概要 かつて大正年間に清野謙次博士等が発掘を行ない、約三百体という多数の人骨が出土したので有名な貝塚であるが、史跡指定の必要もあり、その性格や地域を一層明らかにする目的をもつて調査した。その結果、縄文式文化の後期から晩期にわたつて営まれたもので、ことに縄文式武器において、後期から晩期にかけて前後六期の層序の中に包含されていることがわかり、また二十五体の人骨、七個の甕棺、すなわち人骨は全部で三十二体分が発見され、伸葬が三例、屈葬が十五例、甕棺葬七例、不明七例があり、葬制のうえでも注意すべきものがあつた。このほかに十体分の犬骨が発見された。貝塚の広さもほぼ確認され、昭和二十六年に史跡として指定された。昭和二十七年に埋蔵文化財調査報告第一として「吉胡貝塚」が刊行された。

大湯環状列石(おおゆかんじょうれつせき)

所在地 秋田県鹿角郡十和田町。調査期間 昭和二十六年七月二十六日―八月八日(第一次)、昭和二十七年八月五日

八月十五日(第二次)。調査員 齊藤忠(責任者)・長谷部言人・後藤守一・八幡一郎・大場磐雄・武藤鉄城・奈良修介・半田市太郎等。秋田県教育委員会と共同調査。

調査概要 この遺跡は昭和七年に土地の人により発見されたもので、その後、昭和十七年に一部が調査され、ついで同二十一年に学術調査が行なわれ、遺跡の特殊性と重要性とが学界に認識されるに至った。その後遺跡は荒廃するにまかせられていたので一部堆積している土砂を整理し、この特殊な遺跡の全貌をあらわし、積極的な保存措置を講じようとしたのである。遺跡は国道をはさんで二カ所に存し、それぞれ字名をとつて東のものを野中堂遺跡、西のものを万座遺跡と称した。調査の結果、いずれも数個ないし十数個で組まれた組石遺構が集まつて内外二帯の二重の環状を形成したものであり、野中堂遺跡は外帯の外周縁の径が約四十メートル、万座遺跡では約四十五メートルがはかられた。整美した組石遺構がそれぞれ一個ずつ内外帯の間に存している。遺構は火山灰層によつておわれており、一帯に縄文式土器、石器等が包含され縄文式時代の後期の所産であることがわかつた。昭和二十六年度においては、表土の排除や基礎的な調査を主としたものであるが、昭和二十七年には更に個々の組石を精査し、更に十四例について組石下の調査を行ない、その結果、組石下にいわゆる小判形プランの拡穴のあつたことを明らかにし、これが墓穴でなかつたかという推察が有力になつた。また、近接地にだ円ないし円形の小屋と想定される建物の柱穴の存在をみとめることができた。縄文式時代の特殊な遺跡として昭和三十一年に特別史跡に指定され、保存施設を行なつた。報告書は、埋蔵文化財発掘調査報告第二として、「大湯町環状列石」の名で昭和二十八年に刊行された。

無量光院跡(むりようこういんあと)

所在地 岩手県西磐井郡平泉町。調査期間 昭和二十七年十月二十一日—十一月三日。調査員 齊藤忠(責任者) 福山敏男・服部勝吉・吉永義信・三宅敏之・伊東延男・田中喜多美・板橋源等。岩手県教育委員会と共同調査。

調査概要 無量光院は藤原秀衡の建立した寺院であり、その遺跡も残存し、早く大正十一年に史跡に指定されていたが、その四至をたしかめ、規模を明らかにして積極的な保存措置を講ずる必要があり調査を行つた。その結果、南北約二七三メートル(九百尺)・東西約二四二メートル(八百尺)の四至が明らかにされ、本堂は正面五間、側面四間、基壇は正面約一九メートル(六十二尺)・側面約一六メートル(五十四尺)の規模で、左右に翼廊があり桁行折れ曲り延長九間、梁間一間であることが判明し、本堂の前面には大形の埴が敷設されていたことをもたしかめた。また、中島は現在田圃の中に存したが、西方中間及び東方の三方所にそれぞれ建物のあつたことが明らかにされた。更に苑池の形式も判明し、総じてこれらが宇治平等院の規模と類似していることがわかり、平安時代後期における寺院規模の性格を知るうえの貴重な資料をもたらした。昭和三十年に特別史跡に指定された。なお報告書は埋蔵文化財発掘調査報告第三「無量光院跡」として昭和二十九年に刊行された。

志登支石墓群(しとせきばぐん)

所在地 福岡県糸島郡前原町。調査期間 昭和二十八年十二月十五日—同月二十五日。調査員 齊藤忠(責任者) 鏡山猛・藤田亮策・八幡一郎・田中幸夫・森貞次郎・渡辺正氣・原田大六等。福岡県教育委員会と共同調査。

調査概要 支石墓は大陸における古代墓制の一つとして著名であるが、近年北九州の地域を中心として存することが確認された。わが国古代文化の性格及び大陸文化との関係を知るうえに重要な意義をもつものである。この支石墓群は水田の中の畑地にあつて次第に削平され、また耕地整理によつて消滅する危機にもひんしている。十分な調査をしたうえ、積極的な保護対策を講ずる必要があつたのである。調査の結果、百二十坪という地域に十基の支石墓があり、上石には上下両面とも平らかな石や巨大な亀甲形の塊石があり、支石は一個ないし三個で、下部構造として塊石を布置して長方形の石囲いをし又は塊石を敷設したもので、打製石鏃・磨製石鏃が発見され、また支石墓群の間に

甕棺が八個見出しされた。弥生式時代の前期及び中期に推定される墓地であることがわかった。昭和二十九年史跡に指定され保存されることになった。報告書は埋蔵文化財発掘調査報告第四「志登支石墓群」として昭和三十一年に刊行された。

平城宮跡

所在地 奈良県奈良市佐紀町。調査期間 昭和二十九年一月十一日—同月二十九日。調査員 齊藤忠(責任者)・原田淑人・浅野清・末永雅雄・小泉顕夫・榎本龟次郎・服部勝吉・黑板昌夫・杉山信三・釣田正哉・中村春寿・岩城隆利・岸俊男・溝辺文和・小島俊次等。

調査概要 平城宮跡は昭和二十七年に特別史跡に指定されている。昭和二十八年十二月、大極殿跡北方約二百間の一条通りにあたる道路に対して日米行政協定に基づく道路拡張工事が行なわれ、これに伴って堀立柱の遺構が発見されたことが動機となり、緊急に調査する必要があるため、文化財保護委員会は奈良県教育委員会とともに平城宮跡遺跡調査会と協力してこれを行なった。その結果、大極殿跡の北方約三六四メートル(二百間)の位置に東西に長く走る通路の付近に、同じく東西に長い堀立柱をもつ建物跡が二つと礎石をもつ建物跡とが重複して存在することをたしかめた。礎石をもつ建物跡はほぼ道路の下に当っており、堀立柱の建物から北に偏し時期の上からも後れているとみなされる。北側にはみごとな溝石が連続し、更にこれと平行する南側の溝の存在もみとめられ、内部に根固めの栗石群も検出され、柱間隔は約四メートル(十三尺)、柱間四十七間をもつて東西約一八二メートル(六百尺)にわたって連続する建物の存在していることが考えられるに至った。報告書は埋蔵文化財発掘調査報告第五「平城宮跡」として昭和三十一年に刊行された。

四天皇寺境内(してんのうじけいだい)

所在地 大阪市天王寺区元町。調査期日 昭和三十年七月四日—八月二日(第一次)、同三十一年七月十日—八月五日(第二次)、同三十二年四月十日—五月十六日(第三次)、同三十二年七月二十日—八月五日(第四次)、同三十二年十月十二日—十一月十一日(第五次)。調査員 齊藤忠(責任者)・内藤政恒・榎本龟次郎・蔵田蔵・藤沢一夫・三宅敏之・上田宏範・釣田正哉・坪井清足・金関恕・村川行弘・村井昂雄・藤島亥治郎・福山敏男・服部勝吉・浅野清・川上貢・伊藤延男・内山哲・鈴木嘉吉・工藤圭章・沢村仁・石井昭・金正基・藤岡謙二郎等。大阪府教育委員会と共同調査。

調査概要 四天王寺はわが国で建立された寺院の中で最も古いもの一つであり、いくたびもの罹災に失われながらもそのつとどよく旧地に復興され、境内地は昭和二十六年に史跡に指定された。しかし昭和二十年の戦災で焼失した主要伽藍がらんの復興が計画されるに及び、今回は鉄筋コンクリートによつて再建されることになった。これは従来と異なる大規模な基礎工事を伴うものであり、史跡保存の見地からは喜ぶべきことではないが、寺院本来の宗教活動の根元をなす建造物の再建であり、かつ市街地にある事情をも考えればやむを得ぬもので、むしろこの際事前に地下遺構の調査を実施することとなり、前記のように三カ年にわたり各方面の専門家を動員して発掘を実施したのである。発掘地域は南大門、中門、廻廊、西重門、塔、金堂、講堂と主要伽藍全部にわたり実施された。次にその主な成果を記そう。八南大門の創建時は掘立式の一種の柵門のようなもので二度にわたつて建てられ、その後間もなく相ついで基礎を伴う門が造られたがその柱跡は全く検出されなかつた。これは近世の柱が旧位置のそれを踏襲したものと考えられる。近世の規模は桁行五間、梁間二間であるが、それ以前は桁行三間、梁間二間の瓦積基礎であつたことも認められた。八中門の創建時の遺構は東西約十七メートル(五十六尺)、南北約十四メートル(四十六尺)という規模は確かめられたが、柱位置はわからなかつた。しかし奈良時代は正面三間約九メートル(三十尺)、側面二間約六メートル(二十尺)

のやや小形な門があつたことがわかり、かつ礎石位置のうち少なくとも一カ所は創建時の礎石跡を守つて見られるものがあつた。天徳災害後の中門は南北を約九・七メートル(三十二尺)に縮少し、東西は約十八・二メートル(六十二尺)に拡張した細長い土壇上に正面五間、側面二間に建てられたが、慶長再建の際さらに拡張され、元和、文化とほとんど同位置を踏襲していた。八廻廊・西重門、東西廻廊とも創建当初は約三・三メートル(十一尺)間の二十八柱間と推定され、西重門が門の形を整えたのは天徳災害後のことで、それ以前にも小門のようなものがあつたことが推察された。八塔ノ基壇内はコンクリートで強固に築かれていたので、周辺部を調査したがその上層を基本にして解釈すると飛鳥期と奈良前期との間に一度火災にあい、奈良前期のある時期になんらかの工事がなされ、それがさらに奈良後期から天徳以前のある時期にかなり大規模な工事が営まれ、この際境内に広く瓦敷を施した上に小砂利を敷いて表面をならした形跡がうかがわれた。また南北両間の中央部に接して幅約一・〇メートル(三・五尺)の二列の平瓦列が発見され、それぞれ金堂、中門へ続く参道の遺構であることが分つた。金堂、文化再建の金堂が戦災まで残つていたのであるが、正面三間、側面二間の内陣の四周にも、こしをつけたものであつた。元和再建のものはそれぞれ礎石掘方が検出され、正面五間、側面四間が推定されたが、四周のこしの跡はすでに失なわれていた。また文化の礎石下には根石があり、その下に台石があつたが、この台石のほとんどすべては円形造出のある礎石の転用であつた。この台石による柱間は東西三間、南北二間となる。創建当初の適確な遺構はついに検出されなかつたが、恐らくこれが創建時の規模を踏襲したものと考えられる。八講堂、創建は飛鳥時代にさかのほることなく、奈良時代前期に至つてようやく建立されたと考えられ、その規模は正面八間、側面四間であつたが、当時の屋根の軒先圧痕が発見されたことは注目すべきことであつた。すなわちこれは隅角を含む南面のもので、十本の丸柱が扇柱の痕跡を残して検出されたのである。以上を通じて出土遺物は古瓦類が最も多く、飛鳥時代から近世まで各時代にわたつてゐる。その他各種の土器片が多

数発見され、また奈良時代前期の金銅製風鐸も出土している。報告書未刊。

成川遺跡 (なりかわいせき)

所在地 鹿兒島県揖宿郡山川町成川。調査期間 昭和三十三年七月十九日——同年八月七日、調査員 齊藤忠(責任者)・河口貞徳・八幡一郎・杉原莊介・金関丈夫・國分直一・乙益重隆等。鹿兒島県教育委員会及び山川町と共同調査。

調査概要 土取りのために遺跡が消滅されることになつたので、その未然に緊急に調査したものの。その結果、弥生時代終末期に属する一大共同墓地であることがわかつた。すなわち百三十八坪(四五五平方メートル)の地域について調査したところ、人骨は総数二百十三体発見され、これらが砂地にごく簡単に埋葬されていた。人骨のかたわらには土器・鉄器等が発見され、土器は完形を保つたもの百七個で壺、甕が主である。また鉄製品も鉄鍔・鉄刀子等の鉄製利器が主で、約百八十一個検出された。遺骸のそばには板石をたてたものも見い出され、特殊な標識をもつことも考えられた。人骨は調査の対象になつた二百体について見ると、成人骨百九十四体、小兒人骨六体、男女の性別のわかつたものでは男六十五体、女三十七体であつた。女は東位屈葬が多く、男は西位伸展が多かつた。男性二十六例の平均身長は一六〇・八〇メートルで、身長低く顔面も低く、しかも下肢と脛骨がながいことがわかつた。報告書未刊。

8 秋田城跡

所在地 秋田市寺内町。調査期間 昭和三十四年七月二十四日——同年八月十二日(第一次)、同三十五年七月二十三日——同年八月十七日(第二次)。調査員 齊藤忠(責任者)・内藤政恒・板橋源・福山敏男・奈良修介・半田市太郎・三宅敏之・大川清・大和久震平・岩崎卓也・氏家和典・佐々木博康等。秋田県教育委員会及び秋田市と共同調査。

調査概要

秋田城は奈良時代から平安時代にわたつて東北地方の開発経営の前進基地として存続した重要な古城柵

埋蔵文化財緊急調査補助物件一覧

(昭和35. 10. 30現在)

| 年度 | 名称 | 調査の主体 | 緊急補助の理由 |
|----|--------------------------|------------|---------|
| 31 | 愛知古窯跡 | 愛知県教育委員会 | 愛知用水工事 |
| 32 | 愛知古窯跡 | 愛知県教育委員会 | 愛知用水工事 |
| " | 平城宮跡 | 奈良県教育委員会 | 住宅建設 |
| " | 磐舟柵跡 | 村上市教育委員会 | 採土工事 |
| " | 大和川遺跡 | 大阪府教育委員会 | 流失破壊 |
| 33 | 愛知古窯跡 | 愛知県教育委員会 | 愛知用水工事 |
| " | 平城宮跡 | 奈良県教育委員会 | 住宅建設 |
| " | 磐舟柵跡 | 村上市教育委員会 | 採土工事 |
| " | 岩木山麓遺跡 | 弘前市教育委員会 | 岩木山麓開拓 |
| " | 大宅麿寺跡 | 京都府教育委員会 | 名神道路 |
| 34 | 愛知古窯跡 | 愛知県教育委員会 | 愛知用水工事 |
| " | 岩木山麓遺跡 | 弘前市教育委員会 | 岩木山麓開拓 |
| " | 印旛沼周辺遺跡 | 千葉県教育委員会 | 干拓工事 |
| " | 名神道路関係遺跡(愛知・岐阜・滋賀・大阪・兵庫) | 関係各府県教育委員会 | 名神道路 |
| 35 | 愛知古窯跡 | 愛知県教育委員会 | 愛知用水工事 |
| " | 岩木山麓遺跡 | 弘前市教育委員会 | 岩木山麓開拓 |
| " | 印旛沼周辺遺跡 | 千葉県教育委員会 | 干拓工事 |
| " | 玉造遺跡 | 加賀市教育委員会 | 開墾 |
| " | 篠束遺跡 | 小坂井町教育委員会 | 豊川放水路工事 |

をして記録保存を作成する必要があるが多くなつた。これは本来土木工事関係者が自らの負担において専門学者を依頼して行なうことが望ましいのであるが、日本の現状においては、このような措置のとられることが少なく、結局、所在する市町村や県の教育委員会がわずかの予算措置を緊急に講じて間にあわせることが多い。しかも、これもなんら予算的な裏付けもなく支障をきたすこともあり、専門学者のグループが持ち寄りの経費などで処理する場合も見受けられ

埋蔵文化財を包蔵する土地が土木工事等によつて破壊されようとする傾向が著しくなるに伴つて、破壊未然に調査

第三節 埋蔵文化財の緊急調査

の一つであり、昭和十四年に史跡として指定された。しかるに指定地域が広範囲にわたるため都市計画による公共施設・住宅建設等の現状変更問題が頻繁におこり、早急に規模・遺構等を明確にして積極的な保存対策を行なう必要にせまられ調査を実施することになつた。昭和三十四年度においては垂直航空写真及び実測図を新たに作成するとともに、四カ所の地域について発掘調査した。その結果、秋田城は内城と外郭とは自然の地形を利用したが、内城は城の西北寄りに南をかなめとして扇形に開けており、そのまわりに土塁がめぐらされていることがわかつた。しかも、内城のほぼ中央に近く東西にながく並列する掘立柱が存しており、これはほぼ三・六メートルの間隔を置いて十三本発見され、その付近に重要な中心的な建物の存することも予想された。また内城の外であるが掘立柱による建築跡の一部も顕現された。ことに内城の内部のこれらの遺構も土塁なども、必ずしもすべてが秋田城建設当時(天平五年)のものでなく、また一時期に同時につくられたものでなく、少なくとも三度位の変転のあつたことが埋土層の上からも考えられたが、これは文献による秋田城の沿革とも合致するかも知れぬという興味ある事実を見出した。昭和三十五年度においては柵列を追求し、これが一つの囲柵を構成していることをみとめるとともに、その南がわに柵列のつて瓦葺きの建物があり、門跡でないかとも考えられた。また、建物を拡大し、南面する金堂跡とその北に講堂跡とがあることをたしかめ寺院跡を確認し、文献に見える四天王寺に推定することの適当なことが考えられた。その他住居跡や土塁の構造などに新知見を加えることができた。

る。このような事態があるにつけても、委員会においては緊急な問題としてとりあげられてきたのであるが、幸いにも昭和三十一年度からは地方公共団体に対する緊急調査の補助の途も講ぜられるに至った。もつともこの経費も少なく広く行きわたらぬうらみもあるが、とにかく埋蔵文化財の保存と活用とに一つの道が開かれたものというべきである。 (前頁一覽表参照)

第四節 遺跡の所在調査

埋蔵文化財の保護対策を十分に行なう場合、遺跡の所在を明確にすることが必要である。いわば、遺跡の戸籍台帳ともいふべきものを作成することである。これは、土木工事等によつて破壊されようとする地域に、どのような埋蔵文化財包蔵地があるかを早急に把握して適切な対策を講じたり、土木工事により破壊されるものに対する法的措置を強化しようとするためにも必要であり、保護行政上欠くことができぬ重要さがある。しかも学問の見地から考えても、研究の基本的なものとして学界方面からも大きい関心の寄せられているものである。従来各都道府県においても学者の協力のもとにこの種の企画を考え実行に移したところも少なくなかった。また、委員会においてもさきに記したように昭和三十三年五月一日付をもつて遺跡台帳作成を依頼している。しかし、本来これは全国画一的に行なうことにおいて成果があるものであり、しかも十分な予算措置の裏付けがなければできないことである。幸いに、昭和三十五年度においては、文化財保護委員会は国庫補助によつて次の各府県教育委員会に対して台帳作成を依頼することができた。すなわち福島、神奈川、長野、静岡、愛知、滋賀、大阪、奈良、岡山、広島の十府県で、調査は一定のカードを作製して記入することにしており、種別・名称・参照地図・所在地・地目・土地所有者・包蔵地の概要・出土品・包蔵地の価値・文献等の各項目にわかれている。ひきつづき他の都道府県教育委員会に依頼し、昭和三十七年度をもつて終了したいと考えている。

第五節 出土品の国有と現物譲与

文化財保護法制定以前は埋蔵物の取扱いについてきわめて区々であり、統一を欠いていたが、この点を深く考慮して保護法では新たに埋蔵文化財の取扱規定を整備したのである。したがつて同法によれば埋蔵物として警察署長に差出された所有者の判明しない物件で、文化財と認められるときは直ちに警察署長は当該物件を委員会に提出し、委員会は当該物件が文化財であるかどうかを鑑査し、文化財と認めるときはその旨を警察署長に通知することになつていく。しかし埋蔵文化財でその所有者が判明しないものの所有権は国庫に帰属するが、この場合に委員会は当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつその価格に相当する額の報償金を支給するのである。ただし発見者と土地所有者とが異なるときはこの報償金は折半して支給する立て前である。今日まで国が報償金を支給して保有することとした埋蔵文化財は七十二件である。(第三篇八参照)

なお委員会はその保存並びに効用上とくに国が保有する必要がある場合を除いて、その発見者および土地所有者とにその受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。この場合譲与した文化財の価格に相当する金額は報償金から控除することになつていくので、委員会は普通現物を両者に譲与することとして処理してきているが、この種の文化財が適正に一括保存されるためにあらかじめこのことに関して関係者の同意書を提出してもらふことにしている。以上の手続きに関する各年度別による件数は次表のとおりである。

埋蔵文化財収蔵庫建設一覧

(昭和35. 10. 30現在)

| 年度 | 所在地 | 出土遺跡名 | 備考 |
|----|-----|-----------|------------|
| 28 | 長野県 | 平出遺跡 | 史跡 |
| " | 静岡県 | 登呂遺跡 | 特別史跡 |
| 29 | 長野県 | 平出遺跡 | (継続) |
| " | 静岡県 | 登呂遺跡 | (継続) |
| " | 長野県 | 尖石器時代遺跡 | 特別史跡 |
| 30 | 長野県 | 尖石器時代遺跡 | (継続) |
| " | 千葉県 | 金鈴塚古墳 | 仮指定史跡 |
| 31 | 愛知県 | 吉胡貝塚 | 史跡、委員会発掘 |
| " | 千葉県 | 金鈴塚古墳 | (継続) |
| 32 | 愛知県 | 吉胡貝塚 | (継続) |
| " | 青森県 | 亀ヶ岡石器時代遺跡 | 史跡 |
| 33 | 青森県 | 亀ヶ岡石器時代遺跡 | (継続) |
| " | 秋田県 | 大湯環状列石 | 特別史跡、委員会発掘 |
| " | 千葉県 | 芝山古墳群 | 史跡 |
| 34 | 秋田県 | 大湯環状列石 | (継続) |
| " | 千葉県 | 芝山古墳群 | (継続) |
| " | 静岡県 | 蜷塚遺跡 | 史跡 |
| 35 | 静岡県 | 蜷塚遺跡 | (継続) |
| " | 福岡県 | 志登支石墓群 | 史跡、委員会発掘 |

埋蔵文化財は土中にそのまま埋蔵されている状態におかれているものに本質的なものがあるが、土中から遊離したいわゆる出土品もこれと関連して重要な意義をもっていることはいうまでもない。もつとも、これらの中には重要文化財や国宝に指定されているものもあつて別途に保存の途も講ぜられているが、この種の出土品の多くは破片等も含まれて相当の多量に達することが通例であり、しかもこれらがすべて一括して保存されることに意義があるのである。このような点から、これらを一括保存する収蔵庫の建設が要望されているが、幸いに、昭和二十八年度以降国庫補助の対象となつた。そして、史跡に指定されている土地から出土したものや、国自ら発掘調査して得た出土品や緊急調査の補助をして得た出土品等について、次のように収蔵庫が設けられた。これらはそれぞれその関係遺跡の近くに設けられ、活用がはかられている。

第六節 埋蔵文化財の防災施設

| 年度 | 件数 | |
|----|------|-----|
| | 現物譲与 | 済件数 |
| 28 | 2 | |
| 29 | 88 | |
| 30 | 65 | |
| 31 | 49 | |
| 32 | 38 | |
| 33 | 143 | |
| 34 | 198 | |
| 35 | 13 | |
| 計 | 596 | |

(ただし昭25・26・27年度は現物譲与物件はなく)
(昭和三十五年十月六日現在)

第六章 民俗資料の保護

第一節 文化財保護法と民俗資料

昭和二十五年制定当時の文化財保護法には「民俗資料」という文字が、次のように用いられていただけであつた。
第二条 この法律で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。

一、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国に
つて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）

すなわち民俗資料は「有形文化財」の一種としてのみ認められていたにすぎない。しかるに民俗資料とは本質的に見て内容が広範囲におよぶばかりでなく、物心両面にわたる人間生活の全領域に関係するものであるから、有形の文化的所産だけでなく、無形の文化的所産をも含んでいること、また日常生活に深く根ざすものであるから、実用性が重んじられて芸術的な鑑賞の対象とはならず、したがつてこれに対する評価の態度や基準にもおのずから他の文化財とは異なるものを認めなければならなかつたのである。

このようなわけで昭和二十九年の文化財保護法の一部改正にあつては民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離し、別個な性格のものとして独立させることとなつた。すなわち改正前は「文化財」を①有形文化財②無形文化財③史跡名勝天然記念物の三種に分けていたが、改正現行法では①有形文化財②無形文化財

財③民俗資料④記念物の四種に分けることとなつた。

第二条 この法律で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。（一および二は省略）

三、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）

と定められたのがこれである。そして新たに重要民俗資料の指定制度を設け（法第五十六条の十）有形の民俗資料のうち重要なものに限つてこれを指定する一方、無形の民俗資料の保護に関する制度を設け（法第五十六条の十八）特に資料的価値の高いもの等についてはこれを選択して委員会自ら記録の作成・保存・公開を行ない、または適当な者に対し当該無形民俗資料の公開、もしくはその記録の作成・保存・公開に要する経費の一部を補助しうることにした。すなわち民俗資料を有形のものとなつたものと無形のものに分け、前者については指定制度を、後者については選択制度を採用することとし、それぞれの基準を制定した（昭和二十九年十二月二十五日文化財保護委員会告示第五十八号・第五十九号）したがつて文化財専門審議会に諮問すべき事項も次のように追加された。

（一）重要民俗資料の指定及びその指定の解除（法第二十一条第二項第十号）

（二）無形の民俗資料のうち委員会が記録を作成等すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択（法第二十一条第二項第十三号）

（三）重要民俗資料の買取（法第二十一条第二項第十二号）

（四）重要民俗資料の管理に関する命令（法第二十一条第二項第十一号）

これとともに次のような文化財保護委員会規則も定められた。

（一）重要民俗資料指定書規則

(三)重要民俗資料台帳規則

(三)国宝・重要文化財、又は重要民俗資料の管理に関する届出書等に関する規則

なお初めは文化財専門審議会の第一分科会に「考古民俗資料部会」というのがあったが、のち「民俗資料部会」を分けて第三分科会に移し(昭和二十七年)別に専門委員を任命。昭和二十九年の法一部改正後、これを補充して今日におよんでいる。

このようにして民俗資料の保護体制はようやく整つてきたが、前にも一言したように民俗資料は他の文化財と異つた性格を有するので、民俗資料保護の必要なことから説明しなければならぬような次第であつた。この意味で東京都や長野県の教育委員会が主催した「民俗資料講習会」(昭和二十八年の六月と十月)は啓蒙的な意義を有するものであつた。

また民俗資料は主として日常の實際生活に深く根ざしたものであるからその実用性が重んじられ、生活様式が変化するると全面的に価値を失つてしまうことがあり、文字どおり「弊覆の如く」捨てられてしまう場合が多い。したがつて速かに残存状態を調査し、正確な記録を作成しておく必要があり、有形のものではできるだけ多く現物を収集しておくことが最も緊要である。実用性を失つた民俗資料については個人による保存を期待することがむずかしいので、公立の民俗資料館や国立の民俗博物館を設立して収集保存することが理想的な対策であり、事実、諸外国においては専らこの方法を採用している。そこで文化財保護委員会事務局においても昭和二十八年秋以来「国立民俗博物館」設立を企画立案し、昭和二十九・三十の両年度に予算を要求したが、遺憾ながら承認されなかつた。しかしこのことの根本的な意義は動かしがたいものであるから、設立実現を期して努力しなければならぬと信ずる。

また民俗資料には同類のものが多いたるが普通なので、稀少性だけを基準にして評価することは妥当でない。そこで

広範囲にわたる実態調査を実施し、代表的・典型的なものを抽出するための比較研究を必要とし、それに要する経費を昭和三十二・三十三の両年度に要求したが、これも承認されなかつた。しかしこのことの必要性は今も失われていないので、何等かの形で実施しなければならない。

このように民俗資料の保護は発足以来根本的な困難さをふくんでいるが、昭和二十九年の法の一部改正以来、指定制度や選択制度が確立したので漸進的に行政上の実績を挙げつつある。

第二節 民俗資料の指定並びに選択

一 重要民俗資料の指定

昭和二十九年十二月二十五日に告示された重要民俗資料指定基準は次のようなものである。

一、次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、製作技法、用法等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

- (一)衣食住に用いられるもの。たとえば衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (二)生産・生業に用いられるもの。たとえば農具、漁獵具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (三)交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (四)交易に用いられるもの。たとえば計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (五)社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具、警防刑罰用具、若者宿等

(内) 信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

(ロ) 民俗知識に関して用いられるもの。たとえば曆類、卜占用具、医療具、教育施設等

(ハ) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの。たとえば衣裳道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

(ニ) 人の一生に関して用いられるもの。たとえば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

(ホ) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

二、前項各号に掲げる有形の民俗資料の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し特に重要なもの。

(一) 歴史の変遷を示すもの

(二) 時代的特色を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

(四) 生活階層の特色を示すもの

(五) 職能の様相を示すもの

三、他民族に係る前二項に掲げる有形の民俗資料又はその収集でわが国民の生活文化との関連上特に重要なもの。

この基準によつて、まず「重要民俗資料」に「おしらさまコレクション」ほか五件を指定し、昭和三十年二月三日官報に告示した。これが第一回の指定である。

この第一回の指定物件に例をとつて一言説明を加えると「おしらさまコレクション」というのは日本民族学協会(会長渡沢敬三氏)が所有し民俗学博物館(東京都下保谷町)に保管されている民間信仰資料である。おしらさま信仰は今でも東北地方の一部に残っているが次第に衰亡しつつあるため、その用具もしたがって散逸の運命をまぬがれない状況にあり、この日本民族学協会所蔵の「おしらさまコレクション」のようなものは最も貴重なものといわざるを得ない。

いのである。そこで指定基準の第一項第六号——すなわち信仰に用いられるもの、第二項第三号——すなわち地域的特色を示すものに該当する典型的にして特に重要なものと判定されたわけである。このような形体をコレクション指定と呼びならわしているが、民俗資料は一点一点の個体的価値に比較的乏しく、収集された系列的価値に重きが置かれる例が多い。しかし個体指定の例がないわけではなく、第一回の指定にあつても「ともど」や「諸手船」のような割り船の類は明らかにそれである。この割り船については全国的に残存状態を調査した結果、順次指定すべきものは指定する方針で、その後も「どぶね」(昭和三十四年四月二十二日指定)・「アイヌのまるきぶね」(昭和三十一年六月三日指定)・「定江崎のまるきぶね」(同)・「大船渡のまるた」(昭和三十三年四月十八日指定)などが指定されている。このような個体指定の場合でも、全国的な系列を背景として考慮することになっているのである。また前述の「おしらさま」も人形という観点からは長野の「七夕人形」(昭和三十年四月二十二日指定)や福岡・大分の「傀儡子」(昭和三十一年四月二十六日指定)につながる系列に位置づけされるものであつて、このようなところに民俗資料の特質があるのである。したがつて民俗資料の全国的な実態調査を各系列ごとを実施して比較研究することの必要性が、ここにも感じられるのである。

二 無形の民俗資料の選択

前にも一言したが、無形の民俗資料のうちとくに価値の高いものについてはこれを選択して、委員会みずから記録の作成、記録の保存もしくは記録の公開を行なうことになつてゐる。このほか委員会は適当な者に対して当該無形民俗資料の公開もしくはその記録の作成、記録の保存もしくは記録の公開をさせ、これに要する経費の一部を補助しうることになつてゐる。この選択の場合ほとんど慎重を期す必要があるので文化財専門審議会に諮問することになつて

いるが、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準は次のように定められている。

一、次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

- (一)衣食住に関するもの、たとえば服飾習俗、飲食習俗、居住習俗等
 - (二)生産・生業に関するもの、たとえば農耕、漁獵、工作、紡織等に関する習俗
 - (三)交通・運輸・通信に関するもの、たとえば旅行に関する習俗等
 - (四)交易に関するもの、たとえば市、行商、座商、両替、質等の習俗
 - (五)社会生活に関するもの、たとえば社交儀礼、若者組、隠居、共同作業等の習俗
 - (六)口頭伝承に関するもの、たとえば伝説、昔ばなし等
 - (七)信仰に関するもの、たとえば祭祀、法会、祖霊信仰、田の神信仰、巫俗、つきもの等
 - (八)民俗知識に関するもの、たとえば曆数、禁忌、卜占、医療、教育等
 - (九)民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの、たとえば祭礼行事、競技、童戯等
 - (十)人の一生に関するもの、たとえば誕生、育児、年祝い、婚姻、葬送、墓制等
 - (十一)年中行事に関するもの、たとえば正月、節分、節句、盆等
 - (十二)無形の民俗資料のうち、前項には該当しないが、重要民俗資料の特質を理解するため特に必要なもの。
 - (十三)他民族に係る前二項に掲げる無形の民俗資料で、わが国民の生活文化との関連上特に重要なもの。(昭和二十九年十二月二十五日 文化財保護委員会告示第五十九号)
- この基準によつてまず選択されたものは、昭和二十九年度の「正月行事」その他四種目である。わが国の正月行事

は信仰にも生産にも社会生活にも関係があり、非常に重大な意義をもつものであつたが、次第に内容外観が衰退変化し、所によつては全く廃絶してしまつた例もあるので、全国各地の典型的なものを速かに採訪記録しようとするものである。このような習俗のほかは技術的なものの記録を作成することも必要であるから、重要民俗資料に指定された「蔓橋」や刳り船の製作工程を選択した例もある。

三 指定または選択された民俗資料

このように、文化財保護委員会では民俗資料を有形のものとなし、指定ならびに選択の制度をもつて保護に当たることとなつたが、これを表示すれば次のようである。

重要民俗資料

昭和三十年二月三日指定

| 名 | 称 | 員数 | 所有者 |
|-------------|------|--------------|-----|
| おしらせまコレクション | 三三三体 | 日本民族学協会(博物館) | |
| 背負運搬具コレクション | 六二点 | 日本民族学協会(博物館) | |
| 山袴コレクション | 一一九点 | 宮本馨太郎 | |
| とんど | 一隻 | 焼火神社 | |
| 諸手船 | 二隻 | 美保神社 | |
| 祖谷の蔓橋 | 一件 | 西祖谷村 | |

昭和三十年四月二十二日指定

| どぶね | 一隻 | 直江津市(博物館) |
|----------------|-----|-----------|
| 七夕人形コレクション | 四五点 | 松本市(博物館) |
| 長良川鵜飼用具 | 一式 | 長良川鵜匠組合 |
| 阿波藍栽培加工用具 | 一式 | 藍住町(公民館) |
| 昭和三十一年四月二十六日指定 | | |
| 傀儡子(くぐつ) | 四七体 | 八幡古表神社 |
| 傀儡子(くぐつ) | 六〇体 | 古要神社 |
| 名つけ帳・黒箱 | 一式 | 若一王子社宮講 |

昭和三十三年六月三日指定

浜田の泊屋

一棟 浜田部落

アイヌのまるきぶね

一隻 国(北大博物館)

江崎のまるきぶね

一隻 山口県(博物館)

東米良の狩猟用具

一式 東米良村

昭和三十三年四月十八日指定

大船渡のまるた

一隻 志田兼右衛門

久賀の石風呂

一件 久賀町

岸見の石風呂

一件 八幡部落

昭和三十四年五月六日指定

日立風流物

一基 神峰神社

アイヌの生活用具コレクシヨ

七五八点 馬場脩クシヨ

たたら製鉄用具

二五〇点 日立金属工業株式会社

民間信仰資料コレクシヨ

二九三点 松本市(博物館)

農耕用具コレクシヨ

七九点 松本市(博物館)

丹波焼コレクシヨ

一五〇点 守田種夫

民家(白川の合掌造)

一棟 日本民家集落

樽床山村生活用具

四七九点 芸北町

製塩用具

四九点 防府市

昭和三十五年六月十日指定

八郎瀧漁撈用具

七八点 昭和町

上三原田の歌舞伎舞台

一棟 永井春松その他

上総の井戸掘用具

九九点 千葉県(資料館)

高岡御車山

七基 御車山保存会

高山祭屋台

二三基 高山屋台保存会

飛驒のそりコレクシヨ

二三点 高山市(民俗館)

元興寺奉納板絵着色仏像

六四点

元興寺奉納紙本印仏像

八八点

元興寺奉納千体仏

六四〇点

播磨総社「三ツ山」ひな型

三基 射橋兵主神社

美保神社奉納鳴物

八四六点 美保神社

芸北の染織用具および草木染めコレクシヨ

一一一点 新藤久人

草木染めコレクシヨ

六八点 新藤久人

蓋井島「山ノ神」の森 四カ所 山根武夫その他

計 四十二件

記録作成等の措置を講ずべく選択された無形の民俗資料

昭和二十九年十一月選択

正月行事、年令階梯制、中馬制、蔓橋の製作工程、どぶねの製作工程

昭和三十年五月選択

田植に関する習俗、木地屋の生活伝承

昭和三十一年三月選択

背負運搬習俗、アイヌのユーカラ

昭和三十三年三月選択

狩猟習俗、傀儡子(くぐつ)の舞および相撲

なお、これらの選択されたテーマにつき、記録の作成された実績を年度別に表示すると次のようである。

昭和三十年度

正月行事

秋田県教委・新潟県教委

中馬制

長野県教委

蔓橋の製作工程

徳島県教委

木地屋の生活伝承

三重県教委

昭和三十一年度

年令階梯制(若者組)

高知県教委

田植に関する習俗

秋田県教委・広島県教委

木地屋の生活伝承

新潟県教委・愛知県教委

アイヌのユーカラ

北海道教委

計 十九種目

昭和三十三年三月選択

おしらあそび、ともの製作工程

昭和三十四年三月選択

八郎瀧漁撈習俗、有明海漁撈習俗、蓋井島「山ノ神」神事、播磨総社「三ツ山・三ツ山」神事、京都八坂神社の祇園祭

昭和三十五年三月選択

アイヌの建築儀礼および習俗

計 十九種目

昭和三十一年度

年令階梯制(若者組)

田植に関する習俗

木地屋の生活伝承

アイヌのユーカラ

計 十九種目

背負運搬習俗

日本民族学協会

昭和三十三年度

正月行事

三重県教委

年令階梯制(若者組)

静岡県教委

ドブネの製作工程

新潟県教委

田植に関する習俗

茨城県教委・新潟県教委

木地屋の生活伝承

岩手県教委

狩猟習俗

宮崎県教委

昭和三十三年度

年令階梯制(子供組)

長野県教委

田植に関する習俗

岐阜県教委

これらの記録は、文書・写真・録音テープ・幻灯スライド・映画フィルム等によつて作成されるのが普通であるが、文書記録は今後五カ年間で刊行する計画をたてている。

第三節 民俗資料の防災施設

指定された有形の民俗資料に対する防災上の施設として収蔵庫を建設する場合、その所有者または管理団体に補助金を交付することができる(法第三十五條)ので、昭和三十四年度には次の二件を採り上げた。

木地屋の生活伝承

宮城県教委・滋賀県教委

おしらあそび

東北大学宗教学教室

ともの製作工程

島根県教委

昭和三十四年度

正月行事

島根県教委

田植に関する習俗

岩手県教委

狩猟習俗

新潟県教委

京都八坂神社の祇園祭

京都府教委

播磨総社の三ツ山神事

兵庫県教委

蓋井島「山ノ神」神事

山口県教委

計 三十一件

(一) 芸北町立民俗資料収蔵庫

これは昭和三十四年五月六日指定の「樽床八幡・山村生活用具」四七九点を収蔵するもので、建坪は三十坪である。

(二) 防府市立海洋民俗資料収蔵庫

これは昭和三十二年六月三日指定の「江崎のまるきぶね」一隻と昭和三十四年五月六日指定の「製塩用具」四九点を収蔵するもので、建坪は三十坪であるが、そのうち十五坪を第一期分として昭和三十五年度に施工した。

第七章 無形文化財の保護

文化財に対する保護は古くから行なわれ、歴史上多くの事例をみることは、第一編総説において詳述されておりである。しかしながら無形文化財は有形文化財の保護に較べるとき必ずしも積極的な保護措置がとられていたとはいえない。無形文化財は民衆の生活と密接に結びつき各時代の生活方式、時代感覚のもとにはぐくまれ、みがきあげられ、時代の推移とともに、あるいはますます盛行し、あるいは時流に合わずして衰滅の危機にさらされながらも、その激しい流れをくぐり抜けて今日まで独自の伝統を築き上げてきたのである。

戦後文化財保護の行政を担当していた文部省は、無形文化財に関する国の保護の早期実施について慎重な研究を進め、また芸術の積極的育成のために昭和二十一年三月社会教育局に芸術課を設定し、演劇、音楽、舞踊等の振興をはかるとともに、日本の古典芸能についても野上豊一郎、小宮豊隆、久保田万太郎、河竹繁俊等をメンバーとする古典芸能調査会を設け、その対策を協議した。そして、この結果、国による無形文化財の記録事業として、宮内庁楽部の芝祐泰氏により現存する雅楽の総曲を採譜、豊竹山城少掾氏等による義太夫の風の研究等が実施され、ようやく無形文化財に対して国の保護が加えられる路線が敷設されるに至った。しかしこのような事業も無形文化財の総合的な保護方策からみればきわめて断片的で微力なものに過ぎず、これの強化については文化財保護法が制定されるまで待たなければならなかつたのである。

第一節 無形文化財の選定

昭和二十五年五月三十日、文化財保護法が制定され、無形文化財の保護が明記され、国家の無形文化財に関する保護行政が軌道にのることとなつた。この保護法の無形文化財に関する規定は次に掲げる二条より成るものであつた。

(助成)

第六十七条 無形文化財のうち特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡する虞のあるものについては、委員会は、その保存に当ることを適当と認める者に対し、補助金を交付し、又は資材のあつ旋その他適当な助成の措置を講じなければならない。

2 前項の補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(公開)

第六十八条 委員会は、前条の規定による措置を受けた者に対し、三箇月以内の期間を限つて、当該無形文化財の公開を命ずることができる。

2 前項の場合には、第五十一条第三項から第六項までの規定を準用する。

3 前条に規定する無形文化財の保存に当つている者から、その保存に係る無形文化財を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合には、第五十一条第七項の規定を準用する。

国が無形文化財保護の第一の手段としたものは、無形文化財に対する助成の措置(法第六十七条)であり、しかもその対象となる無形文化財は、その要件としてそのもの自体の価値が高いことと同時に国が保護しなければ衰亡する虞のあることを必要とした。したがつてそのもの自体に価値があつても、内容的、経済的に自立盛行している無形文化

財は保護の対象として取り扱われず、無形文化財の保護方策としてはいささか消極的な規定であつた。
 ところで、昭和二十六年五月に開催された専門審議会は、保護法の規定に基いて、助成の措置を講ずべき無形文化財の選定の基準を次のように定めた。

助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準

左に掲げるもののうちわが国文化の精髓を象徴し、古典的文化財として芸術的価値が高いもの、又はわが国民生活の伝統に根ざし、わが国文化の特質を保有し、歴史的意義を有するもの

- 一、芸能関係
 - 音楽、舞踊、演劇、その他のうち、たとえば雅楽、舞楽、声明、能楽、狂言、人形芝居、歌舞伎、琵琶、尺八、浄瑠璃、地唄、三曲、長唄、端唄、民謡、神楽、郷土芸能、民間伝承、行事等
- 二、工芸技術関係
 - 漆工、金工、木竹工、染織、陶磁器、建築その他のうち、たとえば蒔絵、髹飾象嵌、銅鏡、甲冑、日本刀、装刀具、截金、砂子、木画、工芸、和紙、版画、唐組、和染、人形、玩具、轆轤、油菓、上絵付、七宝、規矩術等

さて、昭和二十七年三月に開催された文化財専門審議会は、この基準に基いて芸能関係にあつては舞楽の舞の型の記録他十件、工芸技術関係にあつては白石紙布の記録他三十五件の選定を行なつた。これは衰亡の一途をたどりつつある無形文化財を選んで補助金を出し得る対象としたものである。この選定はその後、昭和二十七年十一月、芸能三件、工芸技術二件、同二十八年三月、芸能四件、工芸技術六件、同二十八年十一月、芸能一件、工芸技術九件、同二十九年三月、芸能七件、工芸技術三件が追加された。選定の対象とされた無形文化財を列記すれば次のとおりである。(いくつかの対象を一件として選定しているのもあるので、選定件数と選定対象数とは必ずしも一致しない)

助成の措置を講ずべき無形文化財一覽

| | | | |
|-------|-------------------|------------------------|------------------------|
| 文 | 楽 | アイヌに関連する詞曲、歌舞、祭礼等……北海道 | 黒川能……山形県東田川郡黒川村春日神社 |
| えんぶり | 舞……青森県八戸市近辺 | 谷地の舞楽……山形県西村山郡谷地町 | 野馬追……福島県原町市 |
| 山伏神楽 | 年……岩手県稗貫郡内川目村 | 流山踊……福島県原町市 | 田楽躍……茨城県久慈郡金砂村 |
| 延 | 年……岩手県西磐井郡平泉村毛越寺 | 田楽舞……栃木県宇都宮市馬場町二荒山神社 | 白 |
| 法印神楽 | 等……宮城県牡鹿郡、桃生郡、本吉郡 | 白 | 白 |
| 鹿 | 踊……宮城県諸郡 | 神代舞……群馬県群馬郡室田町榛名神社 | 秩父屋台囃子……埼玉県秩父市 |
| 霜月神楽 | ……秋田県平鹿郡八沢木村保呂羽山 | 潤戸の式三番……埼玉県南埼玉郡蓮田町潤戸愛右 | 潤戸の式三番……埼玉県南埼玉郡蓮田町潤戸愛右 |
| 大日堂祭堂 | ……秋田県鹿角郡宮川村小豆沢大日堂 | 神社 | 神社 |
| 飾山囃子 | ……秋田県仙北郡角館町 | 獅子舞……埼玉県、東京都各地 | 獅子舞……埼玉県、東京都各地 |
| 番 | ……山形県飽海郡蔵岡村杉沢 | 田遊……東京都板橋区赤塚 | 田遊……東京都板橋区赤塚 |

車 人 形……東京都八王市市近辺

チヤツキラコ……神奈川県三浦郡三崎町

舞 楽……新潟県西蒲原郡弥彦村弥彦神社

綾 子 舞……新潟県刈羽郡鶴川村女谷下野

人 形 芝 居……新潟県佐渡郡

麦 屋 踊……富山県東礪波郡平村

稚 児 舞……富山県魚沼郡野村

ジャンガラ節……石川県石川郡野々市町

かんこ 踊……福井県大野郡五箇村上打波、下

打波

水海の田楽、能舞……福井県今立郡上池田村水海鶴甘

神社

人 形 芝 居……山梨県北都留郡笹子村追分

冬 祭……長野県下伊那郡神原村坂部諏訪

神社

遺 山 祭……長野県下伊那郡遠山地方

雪 祭……長野県下伊那郡且開村

二十五菩薩来迎会……長野県北佐久郡南大井村平原十

念寺

神 代 踊……岐阜県大野郡宮村水無神社

金 蔵 獅子……岐阜県吉城郡国府村

高 山 祭……岐阜県高山市

舞 楽……静岡県周智郡一ノ宮村小国神社

鹿 島 踊……静岡県熱海市来宮来宮神社

田 楽 能……静岡県磐田郡水窪町

藤守の田遊……静岡県志太郡静浜村藤守大井八

幡宮

花 祭……愛知県北設楽郡

田 楽 躍……愛知県北設楽郡段嶺村田峰

さん 候 祭……愛知県北設楽郡段嶺村三都橋

鳳来寺の田楽……愛知県南設楽郡鳳来寺村

狂 言……三重県宇治山田市馬瀬町

伊勢神宮の御田植式……三重県志摩郡磯部村、度会郡

四郷村

人 形 芝 居……三重県志摩郡安乗村

太 鼓 踊……滋賀県坂田郡大原村

曳 山 狂 言……滋賀県長浜市

壬生大念仏……京都府京都市中京区壬生

蹴鞠……京都府京都市上京区猪熊中立売

上ル

閻魔堂狂言……京都府京都市上京区千本

京都の六斎念仏……京都府京都市下京区吉祥院・同

市右京区桂、乙訓郡久世村

八瀬赦免地踊……京都府愛宕郡八瀬村

祇 園 祭……京都府京都市東山区祇園町南側

八坂神社

舞 楽……大阪府大阪市天王寺区元町四天

王寺

お田植神事……大阪府大阪市住吉区住吉町住吉

大社

大久保 踊……兵庫県三原郡八木村

人 形 芝 居……兵庫県三原郡市村三条

おん 祭……奈良県奈良市春日野町春日若宮

神社

国 栖 奏……奈良県吉野郡国栖村浄見原神社

田 楽……和歌山県東牟婁郡那智町熊野那

智神社

仏 の 舞……和歌山県伊都郡花園村遍照寺

傘 の 踊……鳥取県岩美郡宇倍野村

人 形 芝 居……鳥取県岩美郡倉田村円通寺

大元神 楽……鳥根県邑智郡

佐陀神 能……鳥根県八束郡佐太村佐陀神社

鷲 舞……鳥根県鹿足郡津和野町

神代神 楽……鳥根県大原郡海潮村

神 殿 神 楽……岡山県川上郡平川村

白 石 踊……岡山県小田郡白石鳥村

囃 し 田……広島県山県郡新庄村

沼 隈 踊……広島県沼隈郡

神 鼓 舞……山口県熊毛郡上関村祝鳥

諫 鼓 踊……山口県熊毛郡勝間村

南 条 踊……山口県岩国市

鷲 踊……山口県山口市

人形芝居……徳島県

蹴鞠……香川県仲多度郡琴平町金刀比羅宮

滝宮念仏踊……香川県綾歌郡滝宮村

八鹿踊……愛媛県宇和島市

船踊……愛媛県温泉郡興居島村

太刀踊……高知県

竹のはやし……福岡県筑紫郡太宰府町太宰府天満宮

満宮

ハンヤ舞……福岡県八女郡星野村

幸若舞……福岡県山門郡瀬高町大江

大御田祭……佐賀県神埼郡仁比山村仁比山神社

社

面浮立……佐賀県小城市芦刈村

銭太鼓踊……佐賀県西松浦郡

ジャンガラ念仏……長崎県北松浦郡平戸町

蛇踊……長崎県長崎市上西山町諏訪神社

棒踊……熊本県人吉市藍田町大塚

佐伯神楽……大分県佐伯市

鶴崎踊……大分県鶴崎市

夜神楽……宮崎県西臼杵郡高千穂町

白太鼓踊……宮崎県児湯郡上穂北村

太鼓踊……鹿児島県一円

棒踊……鹿児島県一円

鹿島踊……東京都西多摩郡小河内村

古川祭……岐阜県吉城郡古川町気多若神社

ほうか……愛知県南設楽郡鳳来寺村、東郷村

翁舞……奈良県奈良市奈良坂町奈良豆比古神社

題目立……奈良県山辺郡針ヶ別所村上深川八桂神社

隠岐神楽……島根県知夫郡知夫村姫宮神社

祇園山笠……福岡県福岡市社家町柳田神社

川久保の田楽……佐賀県佐賀郡久保泉村川久保

二、工芸技術関係

漆芸 河面 冬山 東京都渋谷区代々木 富ヶ谷町一四六八

用具 小宮又兵衛 東京都目黒区中目黒 三ノ一〇九二

塗 松波 多吉 東京都世田谷区上北 沢町一ノ九五 椎名方

木 團 木内 省吉 東京都豊島区長崎四ノ二七

江戸小紋 小宮 康助 東京都葛飾区上平井 町二三七一

黄八丈 東京都八丈島

長板中型 東京都一円

木版画 東京都一円

上絵付(黄地紅彩) 加藤土師蒔 神奈川県横浜市港北区日吉

小千谷縮 小千谷縮布 新潟県小千谷市 技術保存会 (代表西脇亮三郎)

銅 羅 魚住安太郎 石川県金沢市長町五

沈金前 大峰 石川県輪島市 上絵付(九谷) 徳田八十吉 石川県小松市大文字 町九五ノ一

墨流し 広場治左衛門 福井県武生市蓬来町 三七

志野 ゆ 荒川 豊蔵 岐阜県多治見市大畑 町二丁目

揚子のり 山田 栄一 愛知県愛知郡鳴海町 神明六四

織部 焼 加藤唐九郎 愛知県名古屋市中区 海部郡七宝村

七宝 愛知県名古屋市中区 山町翠松園

織部 加藤唐九郎 愛知県東春日井郡守 山町翠松園

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

伊勢型紙 道具彫 中島 秀吉 三重県鈴鹿市寺家町 伊勢型彫刻組合

| | | | |
|----------|---|------------------|---------------------------|
| 天目 | ゆ | 石黒 宗磨 | 京都府京都市左京区八瀬町 |
| 植物染・藍染 | | 伊藤富三郎 | 京都府京都市中京区油小路通夷川上ル |
| 辰 | 砂 | 宇野宗太郎 | 京都府京都市東山区泉涌寺東林町三七 |
| 羅 | | 喜多川平朗 山本熊太郎 | 京都府京都市上京区烏丸下立売上ル 東西織物所 |
| 鳥 | 梅 | 井尾浅次郎 | 奈良県添上郡月瀬村桃香野 |
| 規 | 炬 | 術 吉田種次郎 | 奈良県奈良市北袋町 |
| 備 | 前 | 琥 金重 陶陽 | 岡山県和气郡伊部町伊部 |
| 存 | 清 | 香川 勇 | 香川県高松市古馬場町一四 |
| 菟 | 醬 | 磯井 雪枝 | 香川県高松市西浜新町 |
| 日 | 本 | 刀 高橋 金市 | 愛媛県松山市道後石手一 |
| 上絵付(色鍋島) | | 今泉今右衛門 佐賀県西松浦郡有田 | |

| | | | |
|-------|----------------|--|-----------|
| 植物染 | 〔紫根染〕 | 栗山文二郎 | 秋田県鹿角郡花輪町 |
| 御所人形 | 野口 光彦 | 東京府文京区久堅町二七 | |
| 衣裳人形 | 平田 恒雄 | 東京都台東区上野桜木町五四 | |
| 蒔 | 繪 高野 重人 | 東京都文京区高田老松町七六 | |
| 螺 | 細 片岡照三郎 | 東京都港区麻布網代町一 | |
| 布目象嵌 | 鹿島 栄一 | 東京都台東区谷中清水町一五 | |
| 京友禪 | 田畑 喜八 上野 為二 | 京都府京都市中京区小川通夷川下丸屋町四五三 京都府京都市中京区猪熊通三条上ル姉猪熊町六三三 | |
| 御所人形 | 岡本正太郎 | 京都府京都市下京区御幸町通 | |
| 三つ折人形 | 岡本 庄三 | 京都府京都市中京区押小路富小路東入橋町六三三 | |

このようにして選定された無形文化財に対しては、記録の作成として芸能関係で二十六年度に映画「文楽」、二十七年度に芸術院会員野口兼資の記録映画「羽衣」、二十八年度に中村吉右衛門の映画「盛綱陣屋」を作製、工芸技術関係で二十七年度に「木版画」他十六件の技術記録、二十八年度に「銅羅」他十五件の技術記録を実施し、その他の補助として芸能関係で二十七年度に秋田県「大日祭堂」他十三件に対し衣裳補修費の補助、長野県「雪祭」他二件に対し映画作製費の補助を行ない、工芸技術関係で二十七年度に東京都松波保真、河面の塗及び特殊蒔絵の実技講習の補助を行ない、更に公開として芸能関係で毎年東京都で開催の郷土芸能大会の他に、京都府他二県に対しても郷土芸能公開の交付金を交付、工芸技術関係で二十八年度に東京国立博物館において無形文化財選定日本伝統工芸展を開催、翌二十九年三月東京三越本店、名古屋丸栄百貨店、大阪高島屋において第一回無形文化財日本伝統工芸展を開催し日本伝統工芸展は以後毎年秋に開催している。

はじめて国の保護対象とされた無形文化財の保護行政が発足し、以上のような事業が実施されてきたにはきたが、関係者の努力にもかかわらず、僅か二カ条から成る法律の不備はいかんともしがたく、行政担当者はもちろんのこと、有識者の間からもこれらの改正を望む声が強く、他の有形文化財に関する規定の事項をも含めて、文化財保護法の改正が行なわれるに至つた。

第二節 無形文化財の指定および認定

昭和二十八年十一月十三日に開催された専門審議会において、「無形文化財及び民俗資料に関する保護規定の整備について」という建議が行なわれた。前述のとおり、改正前の文化財保護法の無形文化財に関する規定は僅か二カ条

から成る簡単なものであり、法的にきわめて不備であることを誰もが痛感していた。しかもその保護の対象が一そのものの自体の価値の高いこと」のほかに、更に「国が保護しなければ衰亡する虞のあるもの」という要件を必要としたため、いきおいその保護行政は消極的にならざるを得ない状態にあつた。そこで前記の建議が行なわれることになつたのであるが、これが契機となつて識者の意見が徴され、種々討議が重ねられた結果、昭和二十九年五月に至つて現行の文化財保護法が成立した。

この改正により、無形文化財の保護に関する条章は二カ条から七カ条に増え、内容的にも十分とはいえないまでも、改正前から比較すれば遙かに整備されてきたものとなつた。(本篇第一章第三節二参照)

法改正にともない、これに基いて指定、認定、選択の三基準(第三篇二参照)は、昭和二十九年十一月の専門審議会に諮問され、同年十二月に決定された。ここにおいて国による無形文化財の保護は、これまでの消極性を捨てて積極的な保護行政を実施することができるようになつた。これまで助成の措置を講ずべき無形文化財として選定されていた無形文化財は、新しい改正法の実施にともなつて白紙に返され、新しい基準に則つた重要無形文化財の指定が慎重な審議を経て決定されることになり、昭和三十年二月十五日、その第一次指定及び認定が行なわれた。

第一次指定として芸能関係では能シテ方ほか九件、工芸技術関係では石黒宗磨ほか十七人が認定された。この重要無形文化財として芸能関係では喜多六平太ほか十人、工芸技術関係では鉄釉陶器ほか十四件があげられ、その保持者国家指定制度は有形文化財の建造物、美術品等における国宝制度に比せられるもので、無形文化財の保護行政のうえにおける画期的なことといえよう。しかも無形文化財の保持者が認定されるというところから「人間国宝」なる新聞用語まで生まれ、各種報道機関を通じて内外に宣伝され、無形文化財という言葉は全国に広がつて流行語になるほどの反響を呼んだ。

第二次指定認定は同年五月十二日に行なわれ、芸能関係四件、二人三団体、工芸技術関係八件、十一一団体が指定認定された。第二次指定において注目すべきことは、団体指定が行なわれたことである。すなわち、芸能関係における雅楽、人形浄瑠璃文楽、ならびに工芸技術関係における小千谷縮・越後上布(指定当初の指定名称は越後縮)がそれであるが、これらはいずれもその技の発現が特定の一個人によつてのみ行なわれるものではなく、個人の技の総合されたものが、無形文化財を形成するため、その技の保持者として団体が選ばれることになつたのである。

なお、第二次指定と同時に第一次選択が行なわれ芸能関係では天台声明ほか七件(郷土芸能八件を一件として計算)工芸技術関係では祥瑞ほか六件が記録作成等の措置を講ずべきものとして選択された。

第三次指定認定は、昭和三十一年四月二十四日に行なわれ芸能関係四件、六人、工術技術関係七件、六人一団体が指定、認定の対象となつた。

第四次指定、認定は、昭和三十二年四月二十五日、工芸技術関係で久留米緋一件のみが団体指定となり久留米かすり保存会が保持団体として認定された。

これと同時に第二次選択も行なわれ、芸能関係六件、工芸技術関係二十一件が選択された。

第五次指定、認定は昭和三十二年十二月四日、この時には芸能関係の団体指定として能楽が一件一団体として対象となつた。この団体指定にあつては、既成の団体を保持団体とせず、技のすぐれた人々によつて新たに日本能楽会を結成したことが注目される。

第六次指定、認定ならびに第三次選択は昭和三十五年四月十九日に行なわれ、芸能関係二件、六人、工芸技術関係二件、二人が指定認定され、工芸技術関係二件が選択された。

以上の六次にわたる指定、認定ならびに三次にわたる選択についての詳細は別記(第三篇六参照)のとおりであるが、

重要無形文化財の保持者には高令者も多く、このためすでに死亡して認定を解除され、これにもなつて指定も解除されたものが芸能関係三件四人、工芸技術関係二件二人あるので、現在の重要無形文化財指定認定総件数は、芸能関係が各個指定十六件二十二名、総合指定三件四団体、工芸技術関係が各個指定二十八件三十三名、総合指定三件三団体、計、各個指定四十四件、五十五名、総合指定六件、七団体となつてゐる。

第三節 無形文化財の保存

文化財保護法の制定により、無形文化財の保護に關することが法に規定されて以来、無形文化財の保護行政はずで十年を経過したが、この間に昭和二十九年の同法の改正が行なわれるに至つて、無形文化財の保護に關する条項が一応整備され、これにしたがつて重要無形文化財の指定制度が設けられ、これによつて指定された重要無形文化財については、国自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行ない、又はその保存に要する経費の一部を補助し、公開に要する経費の国庫負担を行ない、重要無形文化財以外の無形文化財についても、国自らその記録の作成、保存、公開を行ない、また、記録の作成、保存、公開に要する経費の一部を補助することができるようになった。

以上のような法律の趣旨に則つてこれまでの保護行政は実施されてきたのであるが、これの具体的な保護方策としては、芸能、工芸技術等の技および作品の記録、技および作品の公開、伝承者の養成、資料および作品の買取り、その他に大別することができるので、これ等の手段による保護事業がこれまでの十年間にどのような実績を残してきているかについて述べることにする。

一 技および作品の記録

無形文化財は人を媒体として成立するものであるから、無形の「わざ」だけを抽出し、これを直接的に定着化することは不可能である。したがつてこれを保存するためには間接的ではあるけれども種々の記録の方法を講じて総合的に記録資料を残すことが必要とされる。芸能の場合、「わざ」の発現即ち作品そのものであつて、「わざ」の発現としての行動が同時に作品の形成化であり完成化であつて、「わざ」の発現としての行動の終止は、また同時に作品の終止でもある。このため芸能における技の記録は貴重ではありながらも、あくまで間接的な保護手段と見做すことができる。芸能のこれまでの技の記録としては、雅楽の採譜から能の囃子の録音、義大夫節の録音、歌舞伎の演技演出等の記録、平家琵琶、一絃琴、八雲琴、河東節、一中節、富本節、宮蘭節等の古典音楽の録音、文楽、能、歌舞伎等の演劇、舞踊の映画による記録等が行なわれてきた。これの詳細については別表を参照されたいが、毎年秋に開催される全国民俗芸能大会において実施される総合的な記録は、映画による動きの記録、舞型の採録、写真による記録、録音ならびに採譜、文書による伝承の記録、衣裳、小道具、採物等のスケッチ等が行なわれ、これによつてきわめて貴重な記録が収集されている。

工芸技術の場合には、芸能の場合とは異なつていて、「わざ」の発現の結果が作品として定着されるので、この作品とともに製作工程の記録を残すことによつて、極めて貴重な記録資料とすることができる。したがつて工芸技術関係においては技および作品の記録は芸能と異なつて第一義的な意味を有することになるのである。例えば昭和二十七年以降実施されている技術記録としては、完成品、文書記録(写真挿入)を作成するとともに工程見本、工具見本等を附加することによつてかなり精度の高い記録がとられている。なおその他にも映画による製作工程の記録も行なわ

れている。(第三篇六参照)

二 技および作品の公開

工芸技術では無形の「わざ」の発現の結果が作品として定着するが、芸能の場合には、その発現の結果を有形のものとして残すことは不可能である。すなわち、芸能においては、その「わざ」の発現が常に時間性と空間性を有しながら、決して質量性を持たないところにその特色があり、したがってこれの保存と活用をはかるためには、公開が最も重要な手段の一つとされる。現在まで芸能の公開は、重要無形文化財に指定された芸能を一室に集めて、その披露する国家指定芸能特別鑑賞会を東京で三回大阪、神戸で各一回行ない、同じく重要無形文化財に総合指定されている雅楽については二回、能楽二回、文楽については指定されたのを機に文楽座因会、文楽三和会の合同公演として特別公開し、更に日本の各地に遺存している民俗芸能のすぐれたものを東京に集めて全国民俗芸能大会を昭和二十六年から十回、昭和三十四年度からはこれと併行して全国を五ブロックに分け、それぞれのブロックにおいて民俗芸能を公開するブロック別民俗芸能大会等を開催して相当の成果を挙げてきている。

これらの公開の中でも、特に昭和三十年三月二十九日歌舞伎座で開催された第一回国家指定芸能特別鑑賞会には天皇皇后陛下下の行幸啓を仰ぎ、無形文化財に対する認識がさらに深められた。

一方、工芸技術においても、もちろんこの公開をなおざりにしてよいものではない。秘伝として一般に公開されることのなかつた塗(松波式引べら)、特殊蒔絵(河面式)、等が技術講習会の開催によつて一般に紹介され、さらに昭和十九年三月からはじめられた日本伝統工芸展等の展覧会の開催によつてすぐれた作品の公開が行なわれ、同時に会場内において螺鈿、金襴手等の秘伝の公開、専門家による工芸教室等の事業が行なわれて、伝統的な工芸技術の保存と

活用がはかられている。

この日本伝統工芸展には内外からの関心が寄せられており、昭和三十年十月の第二回展には天皇皇后陛下下の行幸啓、昭和三十一年十月第三回展および翌年の第四回展には皇太子殿下の行啓、さらに昭和三十五年十月第六回展には日本駐在各国大使の特別観覧があつて、日本の伝統に根ざした工芸技術は着々その声価をひろめつつある。(第三篇六参照)

三 伝承者の養成

無形文化財は人を媒体として成り立つものであるから、これの保存のためには、無形の「わざ」が人から人へ伝えられ継承されてゆくことが不可欠の要件となる。したがつて、無形文化財を常に正しく保存継承してゆくためには、単に現在の無形の「わざ」の保持者を保護の対象とするばかりでなく、むしろその「わざ」を受け継ぐ後継者にも強力な保護を与えることが必要とされる。しかしながら前述のように戦後の混乱は貴重な無形文化財の存立をおびやかすほどの激しい経済変動をまきおこし、生活技術的な面の多い無形の「わざ」を無力化してしまつた。このため進んで無形文化財の保存のための後継者、伝承者とならうとする有為の青年が少なくなり、一時は無形文化財のあるものは全く廃絶の一途を辿ることになつてしまつた。

委員会は、無形文化財の正しい保存のためには正しい伝承者の養成が必要であるとして、無形の「わざ」の伝承者の養成に意を用い、芸能にあつては能楽、文楽、工芸技術にあつては正藍冷染、伊勢型紙、漆芸等の伝承者の養成に補助金と交付し、また工芸技術の越後縮、結城紬、久留米緋に關しては技術保存のためにそれぞれ補助金を交付している。以上の事業の内容は次のとおりである。

芸 能 関 係

| 番号 | 名 称 | 実施年度 | 実 施 内 容 | 備 考 |
|----|--------------------------------|--|--|--|
| 1 | 文楽伝承者養成 (文楽座因会) (文楽座三和会) | 昭和二八年度 昭和二九年度 昭和三〇年度 昭和三一年度 昭和三二年度 | 伝承者養成費補助金交付 因 会 講 師 2 人 生徒 5 人 三和会 講 師 1 人 生徒 3 人 太夫三味線人形計 16 人 | 文楽伝承者の第一期養成計画で期限は五ヶ年である。 因会代表者 豊竹山城少掾 三和会代表者 桐竹紋十郎 |
| 2 | 文楽伝承者養成 (文楽三業養成会) | 昭和三三年度 昭和三四年度 昭和三五年度 | 文楽三業養成会 講 師 9 人 生徒 12 人 太夫三味線人形計 37 人 | 文楽伝承者の第二期養成計画で期限は五ヶ年、本年はその第三ヶ年目である。 生徒は前・中・後期生(経験年数一年以上十年未満)と研究生(同十年以上二十年未満)とである。 養成に関しては因会、三和会が合同して文楽三業養成会を創つた。 会長 豊竹山城少掾。 |

| 番号 | 名 称 | 実施年度 | 実 施 内 容 | 備 考 |
|----|----------------------|--|--|---|
| 3 | 能楽伝承者養成 (能楽三役養成会) | 昭和二九年度 昭和三〇年度 昭和三一年度 昭和三二年度 昭和三三年度 | 能楽三役養成会 講 師 19 人 生徒 16 人 囃子ワキ狂言 5 人 謡 教養 計 21 人 | 能楽伝承者の第一期養成計画で期限は五ヶ年である。 生徒は年令・経験年数等により養成生徒と練習生に分れている。謡と教養は兼修である。 会長 安倍能成 |
| 4 | 能楽伝承者養成 (能楽養成会) | 昭和三四年度 昭和三五年度 | 能楽養成会 講 師 11 人 生徒 17 人 囃子ワキ狂言 5 人 謡 教養 計 24 人 | 能楽伝承者の第二期養成計画で期限は五ヶ年、本年はその第二ヶ年目であるが第三ヶ年目からは増員の予定である。 生徒は養成生徒と練習生(第一期終了者)とである。 会長 信貴英蔵 |

工 芸 技 術 関 係

| 番号 | 名 称 | 実施年度 | 実 施 内 容 | 備 考 |
|----|---------------------|----------------------------|--|--|
| 1 | 香川県漆芸研究所 (蒔醬・存清) | 昭和三〇年度 昭和三一年度 昭和三二年度 | 伝承者養成費補助金交付 年度所員 蒔醬存清 研究生 備考 30 年 2 人 5 人 5 人 磯井如真 香川宗石 | 香川県漆芸研究所第一期養成計画の期限を五ヶ年とする 初代 所長、久保隆美 (香川県立高松工芸高等学校校長(兼務))転出による |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----|-------------|-----------|-----|----|-----|-----|------|-----|----|-----|-----|-------------|-----|----|-----|-----|---|---|-----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|----|---|------|-----|-----|----|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|---|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|
| | 2 香川県漆芸研究所 (蒔罫・彫漆) | 3 伊勢型紙研究所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和三三年度 昭和三四年度 | 昭和三三年度 | 昭和二九年度 昭和三〇年度 昭和三一年度 昭和三二年度 昭和三三年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>31年</td><td>4人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>所員 明石聖</td></tr> <tr><td>32年</td><td>4人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>大西忠夫</td></tr> <tr><td>33年</td><td>4人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>公開講座を 開講</td></tr> <tr><td>34年</td><td>4人</td><td>10人</td><td>10人</td><td>同</td></tr> </table> | 31年 | 4人 | 10人 | 10人 | 所員 明石聖 | 32年 | 4人 | 10人 | 10人 | 大西忠夫 | 33年 | 4人 | 10人 | 10人 | 公開講座を 開講 | 34年 | 4人 | 10人 | 10人 | 同 | <table border="1"> <tr><td>35年</td><td>4人</td><td>4人</td><td>20人</td><td>備考</td></tr> <tr><td>年度</td><td>所員</td><td>研究者</td><td>研究生</td><td>備考</td></tr> <tr><td>師</td><td>中堅技師</td><td>研究者</td><td>研究者</td><td>備考</td></tr> <tr><td>33年</td><td>6人</td><td>8人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>32年</td><td>6人</td><td>8人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>31年</td><td>6人</td><td>8人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>30年</td><td>6人</td><td>8人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>29年</td><td>6人</td><td>8人</td><td>5人</td><td></td></tr> </table> | 35年 | 4人 | 4人 | 20人 | 備考 | 年度 | 所員 | 研究者 | 研究生 | 備考 | 師 | 中堅技師 | 研究者 | 研究者 | 備考 | 33年 | 6人 | 8人 | 5人 | | 32年 | 6人 | 8人 | 5人 | | 31年 | 6人 | 8人 | 5人 | | 30年 | 6人 | 8人 | 5人 | | 29年 | 6人 | 8人 | 5人 | | <table border="1"> <tr><td>35年</td><td>1人</td><td>2人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>34年</td><td>1人</td><td>2人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>33年</td><td>1人</td><td>2人</td><td>5人</td><td></td></tr> </table> | 35年 | 1人 | 2人 | 5人 | | 34年 | 1人 | 2人 | 5人 | | 33年 | 1人 | 2人 | 5人 | |
| 31年 | 4人 | 10人 | 10人 | 所員 明石聖 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32年 | 4人 | 10人 | 10人 | 大西忠夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33年 | 4人 | 10人 | 10人 | 公開講座を 開講 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34年 | 4人 | 10人 | 10人 | 同 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35年 | 4人 | 4人 | 20人 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 所員 | 研究者 | 研究生 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 師 | 中堅技師 | 研究者 | 研究者 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33年 | 6人 | 8人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32年 | 6人 | 8人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31年 | 6人 | 8人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30年 | 6人 | 8人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29年 | 6人 | 8人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35年 | 1人 | 2人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34年 | 1人 | 2人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33年 | 1人 | 2人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二代 所長、後藤孝一 (兼)香川県立高松工業高等学校長 | 香川県漆芸研究所第二期養成計画の 期限を五ヶ年とする。 本年度は第一年度である。 | 伊勢型紙研究所は(鈴鹿市白子公民館内)におき第一期養成計画の期限を五ヶ年とする。 所長 北村薫 (組合長兼務) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|-----|--|--|-----|----|----|--|--|-----|----|----|--|--|---|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|-----|----|----|----|--|
| 4 伊勢型紙研究所 | 5 正 藍 冷 染 (伝承者養成) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和三三年度 昭和三四年度 | 昭和三三年度 昭和三四年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>35年</td><td>6人</td><td>10人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>34年</td><td>6人</td><td>5人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33年</td><td>6人</td><td>5人</td><td></td><td></td></tr> </table> | 35年 | 6人 | 10人 | | | 34年 | 6人 | 5人 | | | 33年 | 6人 | 5人 | | | <table border="1"> <tr><td>35年</td><td>1人</td><td>2人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>34年</td><td>1人</td><td>2人</td><td>5人</td><td></td></tr> <tr><td>33年</td><td>1人</td><td>2人</td><td>5人</td><td></td></tr> </table> | 35年 | 1人 | 2人 | 5人 | | 34年 | 1人 | 2人 | 5人 | | 33年 | 1人 | 2人 | 5人 | |
| 35年 | 6人 | 10人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34年 | 6人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33年 | 6人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35年 | 1人 | 2人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34年 | 1人 | 2人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33年 | 1人 | 2人 | 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二期養成計画は期限を5ヶ年とし 本年度は第2年度である。研究員を毎年5人にかぎり養成年限を5ヶ年とする。 鈴鹿市長 杉本龍造 | 正藍冷染の伝承者養成は昭和34年度より昭和36年度まで3ヶ年計画で本年度は第2年度である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

四 資料および作品の買取り

民間にあつても無形文化財に関する種々の記録が行われており、また無形文化財の保存のためにぜひとも必要とされる貴重な資料が散逸の危険にさらされている場合もあるので、これらの諸資料を国で買い取つて無形文化財の総合的な保護事業の一環とすることが考えられ、芸能においては、各地に遺されている芸能資料の買取りおよび記録映画等の購入が行なわれている。工芸技術においては、無形の「わざ」の発現の結果が作品として定着するので、この作品の買取りは特に工芸技術の保存活用手段として極めて重要な意味を持つので、昭和三十四年度から相当多額の手当措置が講じられるようになって、年々、重要無形文化財保持者の作品およびこれに準ずる者の作品が多数買収取られ

てきている。(第三篇八参照)

五 民俗芸能の調査

民俗芸能の公開については、先にふれたところであるが、民俗芸能についてはその調査もきわめて不十分で、この調査と今後の保存の対策については一更の検討を要するものである。

民俗芸能は古くより日本各地に遺存してきたものであつてこれらの中には、当然重要無形文化財として指定の対象になり得るものが存在しているはずである。しかしながら、これ等の民俗芸能は日本全国にわたつて散在し、その数は万余の多きに達しているもので、これについての完全な調査もできていないのが実情である。これまで委員会が指定してきた芸能はすべて雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞等のいわゆる中央的芸能であり、地方芸能としての民俗芸能の指定は一件もなされていなかった。このため委員会としても早急にこれの悉皆調査を実施して随時民俗芸能の指定を行なうたいと考えている。このため調査の方法としては、各都道府県教育委員会を通じて行なうほか、昭和二十六年から開催している全国民俗芸能大会あるいは昭和三十四年度から開催のブロック別民俗芸能大会等をも通じてその調査の万全を計つている。元来民俗芸能は各地方の民俗や生活と密接に結びついているために、生活の変遷にともなつて次第に変化してゆくものである。このため戦後における生活の激変が民俗芸能に及ぼす影響は大きく、次第にその原形を損いつつあるのが現状である。したがつて早急に調査を完了して指定をすべきものは指定し、その保存に万全を期さなければならない。(第三篇六参照)

第四節 国立劇場

一 国立劇場設立運動の経過

昭和二十五年、文化財保護法の制定により国の保護対象に加えられた芸能については、更に昭和二十九年の文化財保護法改正によつて重要無形文化財国家指定制度が創設され、一応その保護体制が整えられてきたのであるが、芸能に関する総合的な保護方策の完全な実施のためには、まだまだ十分とはいえない。このため委員会においてはこれの対策について芸能施設調査研究協議会等を設けて種々検討を重ねた結果、総合的な保護方策を強力に推進する中心機関の設立が緊要であるとして、昭和三十一年三月国立劇場の設置を決定し、その後この実現のために非常な努力をはらつて、現在、すでに敷地をパレスハイツ跡(千代田区隼町)に確保するまで至つた。

ところで国立劇場の建設については古く明治の頃から先覚者達によつて考えられ進められてきたものであつた。このころにその運動の主なものを書き記すると、

- (1) 明治三十九年、伊藤博文を中心とした各界有志による国立劇場設立発起人会の開催。
- (2) 大正十年、鳩山一郎の国立劇場設置論。
- (3) 昭和十二年、中村吉蔵博士、中村歌右衛門等を中心とした国立劇場早期設置論が実を結び、「国立劇場に関する建議案」の帝国議會通過。
- (4) 昭和二十二年、片山内閣による国立劇場設立運動。

(5) 昭和二十三年以降、歴代文部大臣による国立劇場設立運動。

などがある。しかし、これらの運動はいずれも時期尚早等のこともあつて不幸にして結実を見るに至らなかつた。もちろんこれら運動は国立劇場の設立ということで軌を一にしてはいるものの、その設立趣意において必ずしも一致していたわけではなく、現在、委員会が検討している国立劇場も、これらの運動を背景にしながら、その設立意図において過去の一連の動きとは当然異つたものがあるのである。しかしながら、国立劇場の敷地が確定し、その建設計画が具体的に検討されるようになったのは、今回の設立運動がはじめてのことであり、その意味で待望久しかつた国立劇場の設立は国民一般の注視を集めて大いに期待されているわけである。

二 芸能施設調査研究協議会の設置

今回の国立劇場設立計画は芸能施設調査研究協議会の設置からはじまつた。すなわち、文化財保護委員会は、芸能に関する総合的な方策を推進する中心機関の設立の緊要性を感じ、昭和三十年七月、諮問機関として芸能施設調査研究協議会(会長安倍能成)を設置して「芸能の保存発展の基本方策はいかにあるべきか」について諮問した。

これに対し、同協議会は昭和三十年十二月に「国立劇場を早急に設置すべき」旨の中間答申を行ない、昭和三十一年三月に至り、国立劇場構想の内容について次のような内容の最終答申を行なつた。「芸能に関する諸種資料の収集・保存・展観、芸能に関する調査・研究・考証ならびに記録の作成、芸能伝承者の養成ならびに一般芸能基礎教育の実施、芸能の公開等の諸種事業を総合的に推進実施し、もつて日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存するとともに新しい世代の芸能の創造発展をはかることを目的として国立劇場を設置すること」とし、これの実施に必要な資料収集機関、後継者の養成機関とともに、主な公開施設として古典芸能のための「大劇場(一、五〇〇人収容)、小劇場(一、〇〇〇人収容)、音楽大ホール(二、五〇〇人収容)、音楽小ホール(七〇〇人収容)、オペラ劇場(二、〇〇〇人収容)、能楽堂(五〇〇人収容)」の六つを設立することとした。ただし、これは国家財政の実情に鑑み、第一次計画としては古典芸能の大劇場、小劇場を建設すること」という付帯条件がつけられた。

右の内容の答申を受けた委員会は、この答申を尊重して直ちに「国立劇場設立基本要綱」を決定した。

三 国立劇場設立準備協議会の設置

昭和三十一年四月、閣議決定に基き国立劇場設立準備協議会が設置されたので、委員会は、さきの「国立劇場設立基本要綱」の適否および細部の具体的構想について諮問を行なつた。同協議会は同年八月に至つて大劇場(一、五〇〇人収容)と小劇場(一、〇〇〇人収容)の二つの公開施設を内容とする中間答申を行なつた。

一方、国立劇場の敷地としては当初からパレス・ハイツ跡(千代田区隼町)を第一候補地とし、大蔵省に申請していたが、この決定に手間取つていたため、計画を進めるまでには至らなかつた。

ところが昭和三十二年二月に大蔵省より「パレス・ハイツは国立劇場敷地としては見込み薄」との意向が漏らされるに至つたので、同年七月、国立劇場設立準備協議会は「パレス・ハイツの早急決定が困難である場合には、大宮御所の一部割愛方について宮内庁に懇請する」旨の建議を行ない、委員会は同年十月より宮内庁との交渉に入つた。

同年十二月、宮内庁は大宮御所の一部(青山一丁目交叉点寄り約八、〇〇〇坪)所管換えを承諾する意向を表明したのであるが、時の大蔵大臣がこれに難色を示し、国立劇場の敷地は再び元のパレス・ハイツ跡に当てられることになつた。その後大蔵省の諮問機関である国有財産中央審議会は数回にわたつてパレス・ハイツ跡について検討を加え、昭和三十三年十一月、ようやくこれを国立劇場の敷地として決定した。

敷地の決定をみたので、国立劇場の設立計画はいよいよ具体的建設の段階に入り、国立劇場設立準備協議会は同年十二月次のような公開施設を内容とする答申を決定した。公開施設として、第一劇場（古典芸能の上演に適したものとす、現代芸能の上演にも応じよう工夫する。収容人員二、〇〇〇人程度）、第二劇場（現代芸能の上演に適したものであり、この答申に基づいて、委員会事務局は建築設計懸賞募集の準備事務を進めることとした。しかし、これに対して芸能界の一部より修正意見が出されるに至つたので国立劇場設立準備協議会は、昭和三十四年五月、公開施設の内容を第一劇場（古典芸能の上演を主とし、収容人員は一、五〇〇人程度）、第二劇場（現代芸能の上演を主とし、収容人員は二、〇〇〇人程度）および能楽堂（収容人員七〇〇人程度）と修正答申し、さらに、六月にはこれに第三劇場（文楽、邦楽、邦舞等の上演に適するものとし、収容人員八〇〇人程度）を追加答申した。

以上の四つの公開施設を含む建設計画の実施について、建築基準法の特別許可を得るべく、同年七月頃より内々東京府建築局の意向の打診を行なつたが敷地内を通過する高速度道路計画との関連、駐車場計画についての条件、建物周囲の空地の必要性、その他の制約から第二劇場の高さの特別許可を得る見込みのないことが明らかとなつたので、同年九月国立劇場設立準備協議会は、パレス・ハイツ敷地内には第一次計画として、第一劇場、第二劇場管理関係施設のみを建設し、別に新たに敷地を求めて、第二次計画として第三劇場、能楽堂を建設するとの方針を第一案とし、もしパレス・ハイツに第二劇場を建設することが建築基準法その他の制約により不可能な場合には、第一次計画として第一劇場、第三劇場、管理関係施設のみを建設し、第二劇場、能楽堂は第二次計画として新たな敷地を求めて建設するという第二案とを答申した。

右の答申の第一案を基として、文化財保護委員会は、数カ月にわたり、建設省管轄局、東京都建築局の内意をうかがいつつ検討を加えた結果、昭和三十四年十二月に至り、公開施設の内容を第一劇場（日本の古典芸能の上演を主としたものとし、収容人員は一、三〇〇人程度）および第二劇場（現代芸能の上演を主としたものとし、その収容人員は一、八〇〇人程度）と修正した。そして、この修正案に「パレス・ハイツに隣接する地域約一、三〇〇坪（四二・九アール）の土地を確保すべきこと」のほか八項目の条件を付せば特別許可を得られる見込みがついたので、昭和三十四年十二月十九日、国立劇場実施要綱を決定するに至つた。

しかし、文化財保護委員会の努力にもかかわらず、東京都側に提示した土地の買収その他の諸条件をみたすことはきわめて、困難であるばかりでなく、同時にこの案で建設することの建築計画上の難点は余りにも多すぎるという結論から最近に至り建設実施要綱の一部を計画変更することも考慮されはじめてきている。

いずれにせよ、七十余年にわたる国民の宿願であつた国立劇場を設立するため文化財保護委員会は最大の努力と熱意をはらつてその早期実現を期している。

第八章 文化財の普及活用

第一節 文化財の普及と活用

わが国が長い歴史と数多くのすぐれた文化財をもっていることは広く世界に認められているところで、世界的見地からすれば、日本全体が一つの博物館であるといつても決して過言ではないであろう。このように多数の優れた文化財をもつことはわが国の誇りであるとともに、これを護りこれを次代にひき継ぐこともまたわれわれ国民の誇りの一つであり、また同時に義務であろう。

しかし、これら伝統ある貴重な文化財を保存し永遠に後世に伝えるばかりでなく、これを現在に生かし、その中からいろいろな優れたものを汲みとり、われわれの生活内容を豊かにすることもまたわれわれ国民に与えられた義務であり権利であるといえよう。

文化財保護法の第一条にも述べているように、文化財の保存と活用こそ文化財保護行政の楯の両面であり、この両者が相まつてはじめて文化財の完べきな保護ができるのである。

文化財の保存の方法には、創建または製作当初の原形に復する復元的方法や現状維持を図る現形保存の方法、あるいはフランスの一部で行なわれているような修理技術者の創作を加える芸術的方法等があるように、文化財の活用にも歴史、考古、美術、建築、民俗、芸能、宗教、動植物または地質鉱物等の学術資料としてこれを活用する学術的方

法、芸術作品としてまた芸術創作上の規範としてこれを鑑賞しまたは活用する芸術的方法、あるいは一般の文化教養を高め生活内容を豊かにするためにこれを活用する一般的総合的方法等があるが、いずれの方法をとるにしても文化財を活用するためにはそれを大切にとり扱い、国民の文化向上に資するものでなければならぬ。文化財に対しては、これを悪用するがごとき、あるいはその本質をき損するがごとき、さらには文化財そのものを破壊するがごときことがあつてはならないことは言うをまたないところである。文化財の活用はあくまで文化財あつての活用であつて、文化財そのものを失つては保存も活用もありえない。いわゆる宝のもちぐされ、的に文化財を死蔵し、保護の手も加えないで徒らに腐朽荒廢にまかせることはもちろん保存とも活用とも縁のないことであるが、それにもまして最近一層憂慮されるのは活用に名をかりた観光等による文化財の悪質な利用である。

文化財と観光の関係は、文化財の保存と活用の関係によく似ている。文化財の保護と観光はそれぞれ独自の趣旨のもとに別途な道を歩いているのであるが、社会的な面においては両者は手を握り、もちつもたれつの表裏一体の関係にあると言える。真の意味の文化財の保護なくしては文化財の観光はありえないし、また正しい意味の観光なくしては文化財の活用はありえないからである。

近時わが国はもちろんのこと、世界各国においても観光に対する需要はますます増大し、観光のあり方とその対策については各国とも真剣にとり組んでいるのが現状である。観光の基本的目的の一つが知的、美的、文化的なものへの接触によるとすれば、その量と質において文化財が最大の観光資源であることは疑いの余地がない。その点、正しい観光と文化財が結びつくことは当然なことであると言わなければならぬし、現にイタリアでは観光地であるがゆえに文化財がよく管理され、護られているという。かくあつてこそ、はじめてそこに高い文化が築かれ、両者の文化的意義が果されるものといえよう。

一方また無知による文化財の損壊にも憂慮すべきものがある。法隆寺金堂をはじめ鹿苑寺金閣、延暦寺大講堂等の罹災の例にまつまでもなく、各地に無知に文化財の破壊または汚損の事例がひんぴんとして起っている。これらは関係者の間に細心の注意が足らなかつたという批判や非難もあろうが、さらに広く見れば、これら貴重な文化財が焼けるまで国民一般が文化財に対して無関心であつたことにも遠くその原因があるといえよう。

要するに文化財を保存し、それを活用するためには、文化財を理解し、尊重する精神、すなわち文化財保護の思想を広く一般国民に滲透させる必要がある。文化財を保護することはその任にある当事者や文化財の所有者あるいは専門家など、一部の関係者の力だけでなしとげられるものではなく、国民全体の協力があつて初めてできることなのである。文化財保護の施策の中でも最も重要なものの一つであるので、文化財保護委員会は発足以来この面の活動に特別な努力を払つているのである。

第二節 文化財普及活動の推移

文化財保護委員会発足直後は、事務機講の整備のためその主力がもつばら部内の地固めに費やされたので、この時期には文化財の普及活動にもさして見るべきものがなかつたが、昭和二十六年三月事務局の中に臨時調査普及室が設けられ、翌昭和二十七年八月企画連絡課が設けられるに及んで、刊行物の発行、映画の製作、指導者講習会の実施等の文化財の普及活動はここを中心としてきわめて活発に行なわれるようになった。

文化財保護委員会発足後三年を経過した昭和二十八年頃には、文化財保護行政も一応軌道に乗り、戦後着手された各地の文化財の保存修理もつきつきと完成して保護事業の実効を現わすとともに、文化財に関する全般的施策もほぼ

全国的に普及徹底した。また昭和二十九年五月には文化財保護法の改正が行なわれて、無形文化財や民俗資料等の新しい分野の保護事業も飛躍的な発展を見たので、事務局では庶務課が中心となつて文化財の保存ならびに活用事業と密接に関連した新しい普及活動を行ない、これを通じて文化財保護思想の一層の強化徹底を図つた。昭和二十九年十一月の文化財保護強調週間の設定、昭和三十年一月の文化財防火デーの設定、同年八月文化財映画フィルム貸出規定の裁定等がこれである。一方わが国の伝統ある古美術品を広く海外に紹介する日本古美術品海外展覧会は、昭和二十六年講和条約の締結を記念してサンフランシスコで開催したのを皮切りに、昭和二十八年にはアメリカ五都市において、また昭和三十三年には欧米四カ国においてそれぞれ盛大に開催され、画期的な成果を挙げた。

このようにして昭和三十五年八月には文化財保護法が施行されてから十周年を迎えた。文化財の普及活用事業もこの間次第にその形式内容を整備充実させ、なお今後発展を期している。

以下この十年間の普及活用事業のうち主なものを事項別に述べよう。

第三節 文化財の普及活用事業

一 刊行物の発行

(一) 国宝図録

国宝図録は文化財保護法によつて新たに指定された国宝(美術工芸品および建造物)をその写真と解説によつて広く内外に紹介するためのもので、国内版(B5版)と海外版(National Treasures of Japan)(A4版)の二種類がある。国内

版は指定された国宝をもれなく収め、海外版はこれらの国宝の中から外国人に理解され易いものを抽出して英文の解説を付したものである。国宝図録の作製はまず海外版から着手し、昭和二十七年二月に海外版第一集を発行、ついで同年十一月に国内版第一集を発行した。海外版は主として外国政府、美術館、研究機関等に配布、国内版は関係省庁、都道府県教育委員会、主要図書館、美術館等国内関係方面に配布したが、両版ともその後も毎年継続して刊行し、現在まで海外版第五集および国内版第六集が刊行され、海外版は英文国宝選集として、また国内版は国宝写真全集として最も権威あるものとなっている。

(四) 文化財目録

文化財保護委員会が指定した国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物、重要民俗資料および重要無形文化財の名称、種別、員数、所在地、所有者、管理者、保持者、指定年月日等を記載した目録で、国宝目録、重要文化財目録、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物一覽、重要民俗資料一覽、重要無形文化財一覽、埋蔵文化財要覧等がある。これらは昭和二十六年の国宝第一次指定、昭和二十七年の重要文化財第一次指定、昭和二十七年および昭和二十八年の特別史跡名勝天然記念物の第一次および第二次指定、昭和三十年の重要民俗資料および重要無形文化財の第一次指定以降、指定の都度それぞれ刊行されたが、昭和三十三年には、これらすべてを集大成した指定文化財総合目録を刊行した。これは昭和三十三年三月末日現在における指定文化財の総目録で、美術工芸品篇、建造物篇および史跡名勝天然記念物・重要民俗資料・重要無形文化財篇の三冊(A5判)からなり、総頁数一四〇〇頁余に及ぶ大冊である。

(五) 文化財要覧

文化財要覧は文化財保護行政の事務必携であるが、最初の昭和二十六年度版および昭和二十七年度版の二回は文化財保護行政の解説書、参考書としての性格が強かつたのにくらべ、それ以後発行した昭和三十年、三十一年および三十五年版の三冊は資料を中心とした事務便覧としている。

(六) 機関紙

文化財保護委員会の最初の機関紙は昭和二十六年十二月に創刊した文化財月報(タブロイド判)で、これはその後リーフレット(B5判)に形式を変えたが、以後昭和二十九年三月の終刊号まで十七号を発行した。次いで昭和二十九年十二月から雑誌形式による季刊文化財(A5判)を創刊したが、一年をまたぎ翌昭和三十年七月(第三号)をもって廃刊となり、以後四年間機関紙の発行は停止された。この間機関紙的役割りを果たしたのは「日本文化財」で、これは文化財保護委員会の監修により、昭和二十九年五月財団法人奉仕会から発行された月刊雑誌であるが、まる二カ年余にわたり継続発行されたのち昭和三十一年六月号を以つて廃刊された。

このように文化財保護委員会の機関紙は苦難の道を歩んだが、昭和三十四年七月タイプ印刷による「文化財情報」(B5判)を創刊し、以後月々の情報を迅速に伝達しながら、昭和三十五年八月現在第十四号を出している。

(七) 文化財学習指導書

学習指導書として文化財保護委員会が監修発行したものに昭和二十七年日本教育新聞社から発行された学習指導における文化財の手引(A5版)と、昭和二十八年新光閣から発行された文化財の理解と鑑賞(A5判)の二冊がある。前者は小、中、高等学校の指導基準にしたがって文化財を整理集成した教師用指導書として、また後者は文化財のすべての部門を網羅した学習参考書、または一般の入門解説書としてきわめてすぐれたもので、後述の文化財指導者講習会のテキストとして好評を博したものである。

以上の文化財保護委員会発行の各種刊行物は、その都度直ちに都道府県教育委員会をはじめ関係方面に配布され、

文化財保護の施策の普及徹底のうえに基本的役割りを果たした。

出版物(普及用)一覽

| (刊行物名) | (発行年月年) |
|----------------------------------|--------------|
| 国宝図録(国内版) | 第一集 昭和二十七年一月 |
| " | 第二集 昭和二十八年三月 |
| " | 第三集 昭和三十年三月 |
| " | 第四集 昭和三十三年三月 |
| " | 第五集 昭和三十四年三月 |
| " | 第六集 昭和三十五年三月 |
| 国宝図録(海外版) | 第一集 昭和二十六年二月 |
| " | 第二集 昭和二十七年二月 |
| " | 第三集 昭和二十八年三月 |
| " | 第四集 昭和三十一年七月 |
| " | 第五集 昭和三十四年三月 |
| " | 第六集 昭和三十六年六月 |
| " | 第七集 昭和二十七年三月 |
| 国宝目録 | 第二集 昭和二十七年三月 |
| 第一集 | 昭和二十六年六月 |
| 第五集 | 昭和三十四年三月 |
| 第四集 | 昭和三十一年七月 |
| 第三集 | 昭和二十八年三月 |
| 第二集 | 昭和二十七年二月 |
| 第一集 | 昭和二十六年二月 |
| 第六集 | 昭和三十五年三月 |
| 第五集 | 昭和三十四年三月 |
| 第四集 | 昭和三十三年三月 |
| 第三集 | 昭和三十年三月 |
| 第二集 | 昭和二十八年三月 |
| 第一集 | 昭和二十七年一月 |
| 第四集 | 昭和二十八年三月 |
| 第五集 | 昭和二十九年三月 |
| 第六集 | 昭和二十九年三月 |
| 第七集 | 昭和二十九年一月 |
| 第八集 | 昭和三十年三月 |
| 第九集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十一集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十二集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十三集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十四集 | 昭和三十一年一月 |
| 重要文化財目録(美術工芸品篇) | 昭和二十七年三月 |
| "(建造物篇) | 昭和二十七年一月 |
| 特別史跡名勝天然記念物・史跡 | 昭和二十八年八月 |
| 名勝天然記念物一覽 | 昭和二十八年一月 |
| 追加一 | 昭和二十八年一月 |
| 追加二 | 昭和二十九年三月 |
| 追加三 | 昭和二十九年一月 |
| 追加四 | 昭和三十年三月 |
| 第三集 | 昭和二十七年一月 |
| 第四集 | 昭和二十八年三月 |
| 第五集 | 昭和二十八年一月 |
| 第六集 | 昭和二十九年三月 |
| 第七集 | 昭和二十九年一月 |
| 第八集 | 昭和三十年三月 |
| 第九集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十一集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十二集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十三集 | 昭和三十一年一月 |
| 第十四集 | 昭和三十一年一月 |
| 重要文化財目録(美術工芸品篇) | 昭和二十七年三月 |
| 重要無形文化財一覽 | 昭和三十年四月 |
| 指定文化財総合目録(美術工芸品篇) | 昭和三十三年三月 |
| "(建造物篇) | 昭和三十三年三月 |
| "(史跡名勝天然記念物、民俗資料、無形文化財篇) | 昭和三十三年三月 |
| "(民俗資料、無形文化財篇) | 昭和三十三年三月 |
| 指定文化財総合目録(史跡名勝天然記念物、民俗資料、無形文化財篇) | 昭和三十三年三月 |
| 追加一 | 昭和三十三年三月 |
| 追加二 | 昭和三十四年三月 |
| 追加三 | 昭和三十四年三月 |
| 追加四 | 昭和三十五年三月 |
| 重要民俗資料一覽 | 昭和二十九年一月 |
| 追加一 | 昭和三十年三月 |
| 追加二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五 | 昭和三十一年一月 |
| 追加六 | 昭和三十一年一月 |
| 追加七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八 | 昭和三十一年六月 |
| 特別史跡名勝天然記念物・史跡 | 昭和三十一年三月 |
| 名勝天然記念物一覽 | 昭和三十一年一月 |
| 追加五 | 昭和三十一年一月 |
| 追加六 | 昭和三十一年一月 |
| 追加七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八 | 昭和三十一年六月 |
| 重要民俗資料一覽 | 昭和二十九年一月 |
| 追加一 | 昭和三十年三月 |
| 追加二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加二十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加三十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加四十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加五十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加六十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加七十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加八十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十一 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十二 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十三 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十四 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十五 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十六 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十七 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十八 | 昭和三十一年三月 |
| 追加九十九 | 昭和三十一年三月 |
| 追加一百 | 昭和三十一年三月 |

| | | | | | | |
|-----------------|-----------|----|-------|-------|-----------|---|
| 文化財要覧(昭和二十六年度版) | 昭和二十七年 | 三月 | 文化財月報 | 自第一号 | 自昭和二十六年一月 | 委 |
| " (昭和二十七年年度版) | 昭和二十八年 | 三月 | | 至第十七号 | 至昭和二十九年三月 | |
| " (昭和三十年版) | 昭和三十一年 | 一月 | 季刊文化財 | 第一号 | 昭和二十九年一月 | |
| " (昭和三十一年年度版) | 昭和三十一年一〇月 | | " | 第二号 | 昭和三十〇年三月 | |
| " (昭和三十五年版) | 昭和三十五年三月 | | " | 第三号 | 昭和三十〇年七月 | |
| 学習指導における文化財の手引 | 昭和二十七年 | 三月 | 文化財情報 | 自第一号 | 自昭和三十四年七月 | |
| 文化財の理解と鑑賞 | 昭和二十八年 | 三月 | " | 至第十五号 | 至昭和三十五年九月 | |

二 普及用映画の製作

文化財保護委員会はつとに映画、スライド等の視聴覚教材が文化財の普及面に果たす役割りの重要性に着目し、委員が発足当初からその製作には積極的な態度で臨んだ。

(一) スライドの製作

まずスライドについては、文化財についての理解を深めるための学校の教材および一般の鑑賞用として昭和二十六、二十七年年度にわたって絵画、彫刻、工芸品等二五四点の原色および白黒原板を作製し、昭和二十八年年度にもスライドで見る日本の文化財(解説書付、スライド一組九〇枚)を作製して一般に貸出したが、遺憾ながらスライドの作製およびその貸し出し状況は必ずしも十分とはいえなかつた。

(二) 映画の製作

これにひきかえ、映画については無形文化財の記録と活用をも兼ねて積極的にその製作に乗り出し、昭和二十六年

度には「文楽」、「羽衣」、昭和二十八年年度には「盛綱陣屋」、「歌舞伎の話」等を企画製作しさらに昭和三十一年度からはカラーフィルム三十五ミリ版による本格的普及用短篇映画の製作に着手して、昭和二十四年度までに「雅楽」、「法隆寺」、「日本の庭園」、「日本の舞踊」の四本を製作した。「文楽」は艶容女舞衣(酒屋の段)のお園をあやつる吉田文五郎の演技を、「羽衣」は羽衣の天人を演ずる野口兼資の演技を記録収録し、「盛綱陣屋」は中村吉右エ門劇団が演ずる近江源氏先陣館の九段目(盛綱陣屋の場)の全幕を、また「歌舞伎の話」は松本幸四郎の暫をはじめ、実川延若、阪東寿三郎の楼門五三桐、中村吉右エ門、中村勘三郎の盛綱陣屋、市川海老蔵、尾上梅幸、尾上松緑の源氏店、中村歌右エ門の京鹿子娘道成寺等を収めたものであるが、これらの中には現在すでに故人となつた名優の演技も記録されていて、普及用映画としてばかりでなく、記録映画としてもきわめて価値の高いものである。

また「雅楽」は雅楽の歴史、楽器の編成等を系統的に説明するとともに、宮内庁楽部の演ずる万歳楽、越天楽、貴徳、太平楽、故蝶等を収めたもの。「法隆寺」は法隆寺昭和大修理の完成を期に、法隆寺の伽藍をはじめ、釈迦涅槃像および群像、玉虫厨子、金堂釈迦三尊像等を収めたもの。「日本の庭園」はわが国における各時代の代表的名園である毛越寺、西芳寺、大仙院書院、醍醐寺三宝院、桂離宮、小石川後楽園等十二の庭園を収めたもの。「日本の舞踊」は各種の民俗芸能や重要無形文化財の保持者である梅若六郎、井上八千代、花柳寿輔等が演ずる能、上方舞、歌舞伎舞踊等を収め、日本の舞踊史を扱つたものである。

なお、「雅楽」は昭和三十三年海外紹介映画コンクール外務大臣賞および同年教育映画祭特別賞、第三回ネルビー国際舞踊映画祭ゼノア市金賞を、「法隆寺」は昭和三十三年度芸術祭文部大臣賞および同年教育映画祭最高賞を、「日本の庭園」は昭和三十四年度海外紹介映画コンクール特別賞を、「日本の舞踊」は昭和三十五年度上半期東京都教育映画コンクール銀賞をそれぞれ受賞した。また、以上の四本はいずれも外務省その他によつて英語版に吹き込まれ、海外

紹介の上で一役を担っている。

以上はいずれも三十五ミリ版フィルムが、文化財保護委員会はこれらの十六ミリ版も複製するとともに、その他各種文化財映画を講入し、これらを併せて一般に貸出しその普及をはかっている。

③ 映画の貸出し

普及用映画の一般への貸出しは昭和二十六年から実施してきたが、次第にその利用者が増えてきたので、昭和三十年八月委員会は「文化財映画フィルム貸出規程」を裁定し、以後これによつて一般への貸出しを行なうこととなつた。

文化財映画フィルム貸出規定の骨子は、

(イ) 三十五ミリ版一卷(上映回数一回)につきモノクローム二百円、カラー六百円、十六ミリ版一卷(上映回数一回)につきモノクローム百円、カラー三百円とする。ただし国の機関が主催する映写会への貸出しについては無料とする。

(ロ) 映写会が営利を目的とする場合、その他事務局長が不適当と認める場合には映画フィルムの貸出しは行なわれない。

(ハ) 文化財保護委員会が所有する文化財保存用映画フィルムの貸出しは行なわない。ただし特別の理由がある場合にはこの限りでない。

というもので、この規則によるフィルムの貸出し状況は次のとおりであるが、その利用度は年とともに増大の傾向を示している。

昭和三十年度(八月〜三月) 三八回(六二本)
昭和三十一年度 五五回(八一本)

昭和三十二年度 五一回(八一本)

昭和三十三年度 七六回(一二五本)

昭和三十四年度 一一四回(二二六本)

昭和三十五年度(四月〜七月) 四五回(六五本)

一方、フィルム利用対象は学校および民間団体がその大部分を占めているが、地域的に見ると東京が最も多く全体の六割強を占め、これに東京近辺の関東各県を合わせるとほとんど全体の八割以上を占めている。これはフィルムの輸送管理や貸出し日数等の制約からやむを得ないことであるが、普及を目的とした映画の使命からすれば、これは必ずしも満足すべき状態とはいえない。しかし、文化財保護委員会が、文化財保護法施行十周年を記念して昭和二十五年八月から以後満二カ年にわたつて実施する「全国巡回文化財映画会」は、この欠点を補つて余りあるものといえよう。

また最近ではテレビ放送にもこれらのフィルムを相当数貸出しており、今後テレビを通じての文化財の普及活用は一層顕著になるであろうし、またそうなるよう期待したい。

文化財保護委員会製作(又は購入)普及用映画一覧

(昭和三五・八・一現在)

| 題名 | 規格 | 格 | 巻数 | 上映一回毎料 | 上映時間 | 製作担当社 | 委員会製作(買上げ)年度 |
|-----|----|------|----|--------|------|--------|--------------|
| 美の殿 | 白黒 | 一六ミリ | 二 | 二〇〇 | 約二〇分 | 新理研映画社 | 昭和二十五年製作 |
| 楽堂 | 白黒 | 三五 | 三 | 六〇〇 | 三〇 | 松竹 | (東京国立博物館) |
| 文の殿 | 白黒 | 一六 | 三 | 三〇〇 | 三〇 | 松竹 | 昭和二十六年・製作 |

| | | | | | | |
|-----------|----|----|-----|----|-------------|------------|
| 上代彫刻 | 白黒 | 一六 | 二〇〇 | 二〇 | 三井芸術プロダクション | 昭和二六年度・製作 |
| 生きている人形 | 白黒 | 一六 | 三〇〇 | 二五 | 東宝 | 昭和二六年度・買上げ |
| 鶴匠 | 白黒 | 三五 | 六〇〇 | 二五 | 松竹 | 昭和二六年度・買上げ |
| 羽衣 | 白黒 | 一六 | 三〇〇 | 二五 | 松竹 | 昭和二六年度・買上げ |
| 奈良には古き仏たち | 白黒 | 三五 | 八〇〇 | 四二 | 日本観光写真映画社 | 昭和二七年度・製作 |
| 桃山美術 | 白黒 | 一六 | 四〇〇 | 四二 | 蜂の巣プロダクション | 昭和二七年度・製作 |
| 能の話し | 白黒 | 三五 | 四〇〇 | 二〇 | 三井芸術プロダクション | 昭和二七年度・製作 |
| 歌舞伎の話し | 白黒 | 一六 | 二〇〇 | 二〇 | 日本観光写真映画社 | 昭和二七年度・買上げ |
| 盛綱陣屋 | 白黒 | 一六 | 六〇〇 | 三〇 | 松竹 | 昭和二七年度・製作 |
| 鎌倉美術 | 白黒 | 一六 | 八〇〇 | 九〇 | 松竹 | 昭和二八年度・製作 |
| お婆さんと子供たち | 白黒 | 三五 | 六〇〇 | 三〇 | 三井芸術プロダクション | 昭和二八年度・製作 |
| 室町美術 | 白黒 | 一六 | 二〇〇 | 三〇 | 蜂の巣プロダクション | 昭和二八年度・買上げ |
| 江戸美術 | 白黒 | 一六 | 三〇〇 | 三〇 | 岩波映画社 | 昭和二九年度・製作 |
| 桂離宮 | 白黒 | 一六 | 二〇〇 | 二〇 | 新理研映画社 | 昭和三〇年度・買上げ |
| 雅楽 | 白黒 | 三五 | 六〇〇 | 二五 | 電通映画社 | 昭和三〇年度・買上げ |
| 平安美術 | 白黒 | 一六 | 二〇〇 | 二〇 | 日映科学映画社 | 昭和三一年度・製作 |
| 日光 | 白黒 | 三五 | 二〇〇 | 二〇 | 三井芸術プロダクション | 昭和三一年度・製作 |

三 文化財指導者講習会

| | | | | | | |
|---------|------|----|-----|----|--------|------------|
| 法隆寺 | 総天然色 | 三五 | 二〇〇 | 二五 | 岩波映画社 | 昭和三二年度・製作 |
| 古代の美 | 白黒 | 一六 | 六〇〇 | 二五 | 岩波映画社 | 昭和三二年度・製作 |
| 日本の庭園 | 総天然色 | 三五 | 二〇〇 | 二〇 | 岩波映画社 | 昭和三三年度・製作 |
| 日本の舞踊 | 総天然色 | 三五 | 二〇〇 | 二〇 | 岩波映画社 | 昭和三三年度・製作 |
| 志野部分天然色 | 天然色 | 一六 | 二〇〇 | 二〇 | 日本映画新社 | 昭和三三年度・買上げ |

以上のような各種刊行物や視聴覚資料を通じて行なう普及活動と並んで普及の面でゆるがせにできないものは講習会である。講習会を通じて施策の普及徹底を図ることは、普及資料等によるより一層有機的かつ直接的であるので、その効果はさらに大きいと言えよう。

文化財保護委員会は昭和二十七年、文化財関係法令の趣旨の普及徹底ならびに文化財学習指導とその実際についての指導者講習会を全国八地区において開催した。

受講対象は都道府県教育委員会の文化財関係職員、同指導主事、市町村教育委員会の文化財関係職員および小・中・高等学校教員等であつたが、教育委員会職員と学校教職員を受講の対象としたのは、文化財保護の施策を徹底させる際、前者が行政面で、また後者は教育面で最も重要な役割りを果たすと考えたからである。以後この講習会は毎年実施してきたが、当初文化財の学習指導の研究討議に重点をおいたこの講習会も、昭和二十九年度からは、文化財の部門別専門的講義と臨地指導を中心に行ない、さらに昭和三十一年度からは、上代、平安時代、中世、近世の時代区分による時代別文化財講習会を実施し、これを昭和三十四年度をもつて一応完了した。

このように文化財指導者講習会も三回にわたつてその方法、内容を変えたが前後八回、二十二会場における受講者は延べ約三、四〇〇名におよび、これらの指導者が現職において文化財保護を推進する原動力となつていていることはきわめて高く評価されなければならないであろう。

以下文化財指導者講習会の実施状況を示すと次のとおりである。

昭和二十七年文化財指導者講習会

| 地区 | 開催地 | 会場 | 期日 | 受講者数 | 共催(文化財保護委外) |
|-----|-----|---------|-----------|------|-------------|
| 北海道 | 札幌 | 札幌東高校 | 9・29~10・2 | 八七名 | 北海道教委 |
| 東北 | 平泉 | 平泉小・中学校 | 6・4~6・7 | 二六四名 | 岩手県教委・岩手大学 |
| 関東 | 鎌倉 | 湘南高校外 | 5・28~5・31 | 二〇〇名 | 神奈川県教委 |
| 中部 | 岐阜 | 長良高校外 | 9・11~9・14 | 二六五名 | 岐阜県教委・岐阜大学 |
| 近畿 | 京都 | 京大工学部外 | 9・15~9・18 | 一四〇名 | 京都府教委 |
| 中国 | 島根 | 教育会館外 | 5・7~5・10 | 二六四名 | 島根県教委 |
| 四国 | 琴平 | 善通寺中学校外 | 5・19~5・22 | 一三二名 | 香川県教委・香川大学 |
| 九州 | 福岡 | 社会教育会館 | 5・12~5・15 | 一四〇名 | 福岡県教委・九州大学 |

昭和二十八年文化財指導者講習会

| 地区 | 開催地 | 会場 | 期日 | 受講者数 | 共催(文化財保護委外) |
|-----|-----|---------|-------------|------|-------------|
| 北海道 | 塩釜 | 市公民館 | 6・29~7・1 | 一五〇名 | 宮城県教委・東北大学 |
| 関東 | 日光 | 日光小学校 | 6・24~6・26 | 一四五名 | 栃木県教委・宇都宮大学 |
| 北陸 | 金沢 | 市中央公民館外 | 10・21~10・24 | 八〇名 | 石川県教委・金沢大学 |

| 近畿・中国 | 奈良 | 奈良学芸大学 | 10・19~10・21 | 一三八名 | 奈良県教委 |
|-------|----|--------|-------------|------|------------|
| 四国 | 高知 | 市中央公民館 | 10・26~10・28 | 八〇名 | 高知県教委・高知大学 |
| 九州 | 別府 | 別府公民館 | 10・13~10・16 | 一二〇名 | 大分県教委・大分大学 |

昭和二十九年文化財指導者講習会

| 開催地 | 会場 | 期日 | 参加者数 | 内容 |
|-----|----------|-----------|-------|---|
| 東京 | 東京国立博物館 | 10・4~10・9 | 約九〇名 | ①共通科目(文化財保護行政、日本文化、日本美術) ②選択科目(建造物、記念物、美術工芸品、埋蔵文化財、無形文化財、民俗資料) |
| 京都 | 京都国立博物館外 | 10・4~10・9 | 約一〇〇名 | |

昭和三十年文化財指導者講習会

| 開催地 | 会場 | 期日 | 参加者数 | 講義 | 臨地指導 |
|-----|---------|-----------|------|--|---|
| 東京 | 東京国立博物館 | 10・3~10・7 | 約六〇名 | 文化財保護行政 日本美術史 日本の建築 日本の庭園 日本の芸能 日本の工芸技術 | 東京国立博物館陳列品・同六窓庵・校倉・黒門・早稲田大学演劇博物館・日本伝統工芸展(三越)・鎌倉の文化財 |
| 奈良 | 奈良学芸大学外 | 10・3~10・7 | 約四〇名 | 文化財保護行政 奈良県の文化財 日本建築史 | 極楽院・福地院・十輪院・頭塔・法隆寺・中宮寺・川原寺・橋寺・石舞台古墳・飛鳥大仏・薬師寺 |

| | |
|-------|------|
| 日本美術史 | 唐招提寺 |
| 埋蔵文化財 | |

昭和三十一年度～昭和三十四年度文化財指導者講習会

| 年 度 | 会 場 | 期 日 | 参加者数 | 講 義 | 臨 地 指 導 |
|---------|--------------|-------------|-------|----------|---------|
| 昭和三十一年度 | 東京国立博物館 | 6・25～6・28 | 約二〇〇名 | 上代の文化財 | 都内主要美術館 |
| 昭和三十二年度 | 京都市 豊国小学校 | 10・26～10・29 | 約一七〇名 | 平安時代の文化財 | 京都の社寺 |
| 昭和三十三年度 | 東京国立博物館 | 10・21～10・24 | 約二六〇名 | 中世の文化財 | 鎌倉の社寺 |
| 昭和三十四年度 | 東京国立博物館 | 11・9～11・13 | 約二六〇名 | 近世の文化財 | 日光二社一寺 |

四 文化財保護強調週間

文化財保護委員会は普及活動をさらに拡大強化するため、昭和二十九年から文化財保護強調週間を実施し、全国的運動を展開した。

文化財保護強調週間は昭和二十九年十一月三日、法隆寺金堂の竣工式が挙行されたのを機にこの日を中心に十一月一日から七日までを週間として設定したもので、昭和三十年には文化財保護法施行十周年を記念してさらに活発に運動を展開し、以後毎年この週間を中心に中央地方を通じて各種の記念行事を実施し、これを通じて一般国民の文化財に対する理解と認識を深めることに努めている。

第一回および第二回文化財保護強調週間の実施状況は次のとおりである。

昭和二十九年(第一回)文化財保護強調週間行事

- 1 文化のつどい(十一月四日、日比谷公会堂)
 - 講演「文化と政治理念」(田中耕太郎)、漫談「文化財四方山話」(徳川夢声)、映画「鎌倉美術」「盛陣屋綱」
 - 2 記念ポスター(法隆寺伽藍の原色写真)
 - 国鉄主要駅をはじめ全国各地に掲出
 - 3 記念郵便スタンプ(法隆寺金堂を図化したもの)
 - 奈良県をはじめ全国主要都市の郵便局で使用
 - 4 NHNラジオ全国放送
 - イ、高橋委員長記念講演(十一月三日) ロ、文化財お国めぐり(十一月三日) 丹頂鶴(釧路)、霜月神楽(秋田)瑞厳寺(仙台)、魚住為楽氏とドラ(金沢)、犬山城(名古屋)、平等院(京都)、松江城、小泉八雲旧宅、菅田庵(松江)、高橋貞次氏と刀(松山)、一絃琴(高知)、大浦天主堂(長崎)
 - 5 奈良県記念行事
 - イ、文化財火災防災運動 ロ、講演と映画の会 ハ、文化財愛護の標語募集
 - 6 京都市記念行事
 - 記念講演会(京都市古文化保存協会)
- 昭和三十年(第二回)文化財保護強調週間行事
- 1 文化のつどい(十一月三日、日比谷公会堂)
 - 講演「文化財の意義」(青野季吉)、NHK公開録音「話の泉」、映画「歌舞伎の話」
 - 2 指定記念雅楽特別鑑賞会(十一月二日、日比谷公会堂)

- 3 第二回伝統工芸展(三越本店)
- 4 第六回全国郷土芸能大会(十一月五日、日本青年館)
- 5 文楽合同公演(東京および大阪)
- 6 天然記念物優良日本犬展覧会(十一月二十三日、日比谷公園)
- 7 ポスターの掲出(都電、都バス内)
- 8 NHK「趣味の手帳」の放送
 - イ、富士や上高地の天然記念物(十一月三日)辻村太郎
 - ロ、仏様のお腹から出たもの(十一月四日)倉田文作
 - ハ、失われゆく民家(十一月五日)関野克

これらの強調週間行事のうち、「文化のつどい」はその後も強調週間の記念中央行事として毎年実施し、昭和三十一年には講演「日本の芸能」(河竹繁俊)とNHK公開録音(とんち教室)等、昭和三十三年の第五回文化財保護強調週間について(竹山道雄)とNHK公開録音(民謡をたずねて)等を行なったが、昭和三十三年の第五回文化財保護強調週間からは名称を「文化財映画を鑑賞する集い」と改め、各種の文化財映画を上映して多数の観衆に深い感銘を与えた。なお、文化財保護強調週間の諸行事はその後次第にマンネリズムに陥り、あるものは強調週間運動とは別の立場から実施され、またあるものは日程の上から週間を逸脱する等の傾向もあつて、この週間の実施の方法についてはなお検討を要する面もあるように思われる。しかし、その反面、地方においては最近直接間接にこの週間の週間の趣旨が着実に滲透し、かなりの反響を示すとともに、その効果も徐々に現われて来ているのでこの点も考慮のうえ今後の方策が考えられなければならないであろう。いずれにせよ「文化財保護強調週間」は秋の文化週間の一環をなすものであるので、遠大な計画のもとに堅実な前進が図られなければならないであろう。

五 文化財防火デー

前述のとおり昭和二十九年の秋には法隆寺金堂の落慶を記念して「文化財保護強調週間」を設定したが、翌三十年には同金堂が罹災した一月二十六日を「文化財防火デー」と定め、国家消防本部(現在消防庁)と協力して全国的に文化財防火運動を展開することとした。

文化財防火デー設定の趣旨は、言うまでもなく法隆寺金堂の災害を再びくり返さないことを強調するとともに、これを機会に文化財保護に対する一般国民の認識を新たにすることにあり、この日が丁度火災の多い時節にあつてゐるため、第一回文化財防火デーには各都道府県教育委員会が中心となり、地元消防機関や文化財の所有者、管理者等の間で熱心に防火演習や防火施設の点検整備等、各種の防火措置がとられた。

文化財の防火運動そのものは決して派手なものではないが、文化財のように所有者にとつても、また国家的に見てもかけがえない貴重なものについては、とくに不時の災害に対する用意が肝要であり、したがつて日常の管理が重要なものとなつてくる。幸い文化財防火デーはその後も一月二十六日を期して毎年実施され、年とともに熱心にまた真剣に行なわれてきているが、文化財保護委員会では国家消防本部と協力し、昭和三十二年の第三回防火デーには「国宝および重要文化財等の防火措置実施心得」を製作して文化財の所有者その他の関係方面に配布して文化財の管理の徹底を期するとともに、昭和三十五年の第六回防火デーには火災予防診断に重点をおいて全国十六都府県百余市区町村における防火演習等を推進するなど、平素における文化財の管理と火災予防の重要性を強調し、文化財防火対策の徹底を期している。

また各地における文化財防火デーの実施状況は、京都市のように、防火演習をはじめ、文化財周辺民家の防火診

断、関係社寺の防火施設点検、査察、たきび煙草禁止地区の指導、講習会、座談会、映画会、展示会、スライド、ピラ、ポスター、広報車等による普及広報活動等あらゆる面から多彩な防火運動を展開する所もあれば、日光二社一寺、松本城、その他のように組織的な訓練を行なう所もあり、また一方では長野県や東北、中国、九州等の山間僻地で全村民を挙げて行なう挙村的防火運動等もあつて、その方法は種々多様であるが、現在まで前後六回にわたつて行なわれた防火デーを合わせれば全国のかんりの数の文化財を中心としてこの趣旨が徹底し、その効果は着々と現われつつあると言える。文化財保護委員会は、防災施設の拡充強化と相まつて今後も防火デーの普及徹底にはなお一層の努力を払う方針である。

六 海外における日本古美術展覧会

わが国の美術工芸品は二千年の歴史を背景に日本固有の造型美を備えているので、近年諸外国においてもますますわが国の文化財の価値を認識してきている。これら伝統あるわが国の古美術品を戦前においてはロンドン、ボストンおよびベルリンの三都市において展覧したが、戦後も文化財保護委員会発足後アメリカおよびヨーロッパ大陸において前後三回にわたつて日本古美術展を開催した。

サンフランシスコ日本古美術展覧会

「サンフランシスコ日本古美術展覧会」は、昭和二十六年九月サンフランシスコで締結された講和条約を記念し、文化国家日本古来の面目を世界に示すとともに、日米両国間の親善を図ることを目的として、文化財保護委員会とアメリカ側主催者が共同して開催したもので、わが国から御物二件、重要文化財三九件をはじめ国有および社寺、個人等所有の絵画、彫刻、書跡、工芸、考古等計一七八件の美術工芸品が遠く海を渡り、九月五日から十月七日までの三十

二日間毎日昼夜にわたつてサンフランシスコ市デ・ヤング美術館において展覧され、二十万に近い入場者に深い感銘を与えた。観覧者の中には在留邦人や、アメリカ人をはじめ、講和会議のためサンフランシスコに集つた世界各国の人々も多数交つていたので、わが国の文化財を世界に広く紹介した点でまさに画期的役割を果たしたと言える。なお、わが国からは団長として高橋委員長が本展に同行したほか、文化財保護委員会事務局および国立博物館の関係官六名がこれに随行した。

この展覧会は戦度初めて実施された大規模な展覧会であつたが、その予想以上の成功は米国各地に大きな反響を呼び、その後一年半をまたずに再び米国において同様の展覧会を開催させる結果となつたのである。

アメリカ巡回日本古美術展覧会

サンフランシスコ展の直後、同展と同じような日本古美術展覧会を米国の東部でもぜひ開催されたいという強い要望が米国各界の有力者からなされ、昭和二十八年、戦後第二回目の日本古美術展覧会を米国五都市において次のとおり開催した。

| (開催地) | (会場) | (会期) |
|--------|------------|------------------------|
| ワシントン | 国立美術館 | 昭和二十八年一月二十五日から二月二十五日まで |
| ニューヨーク | メトロポリタン美術館 | 同三月二十六日から五月十日まで |
| シヤトル | シヤトル美術館 | 同七月九日から八月九日まで |
| シカゴ | シカゴ美術館 | 同九月十五日から十月十五日まで |
| ボストン | ボストン美術館 | 同十一月十五日から十二月二十五日まで |

この展覧会には御物一件をはじめとして、国宝十二件、重要文化財五十七件、重要美術品六件、その他十五件、計

九十一件、百十八点の絵画、彫刻および工芸品が出品され、その質においては前回のサンフランシスコ展をはるかに凌ぐもので、五会場における入場者は約四十三万人を数え、米国各地に与えた影響は極めて大きいものであった。またこの展覧会には、石沢团长以下九名の文化財保護委員会関係職員が同行し、展観のほか新聞、テレビ、ラジオ、ポスター、リーフレット、講演、映画、スライド、列品解説等を通じて広汎な普及及び啓もう活動を行ない大きな成果をあげた。

このように前後二回にわたつて行なわれた日本古美術展は、米国において予期以上の成果を収めたばかりでなく、カナダをはじめ欧州諸国にも異常な反響を呼び、やがて戦後三回目の日本古美術展が欧州において開催されることとなつたのである。

欧州巡回日本古美術品展覧会

昭和二十八年に開催されたアメリカ巡回日本古美術展の直後、オランダ、ベルギー、スイス、フランス、イギリスおよびイタリアの各国は、日本古美術品展覧会の開催方を外務省を通じ正式に文化財保護委員会に申し入れてきた。当時文化財保護委員会としては、米国における日本古美術展の成果にかんがみ、欧州主要国において日本古美術品展覧会を開くことは文化の交流および国際親善上きわめて有意義であると考へたが、アメリカ巡回展実施の直後であり、また出品物の保存上の影響も考慮しなければならぬので、慎重な態度をもつてこれに臨んだ。しかし昭和三十一年四月ようやく機が熟し、翌三十二年四月から一カ年間フランス、イギリス、オランダおよびイタリアの四国において日本古美術品展覧会を開催することに決定し、その準備を進めたが、たまたまスエズ問題を契機とする近東および東欧の政情悪化の情勢に直面したので、関係各国と協議のうえ一年間延期することとし、ようやく翌昭和三十三年四月から開催の運びとなつたのである。

出品物は絵画および彫刻(殖輪、土偶を含む)のみ百四十三件とし、その内訳は国宝三十五件、重要文化財八十五件、重要美術品六件、御物関係五件、その他十二件で、その質においては前二回の米国展をさらに凌ぐものであった。これらの出品者は前回と同様に、国、地方公共団体、財団法人、社寺、個人等であつたが、今回はとくにその梱包輸送に深甚な注意を払い、あるいはゲルを封入して梱包内の相対温度の変化を軽減し、あるいはメチルプロマイド燻蒸による梱包内の虫害対策を講じ、あるいはまた彩色顔料の剝落防止処置および微害対策を講ずるなど危険防止に関するあらゆる科学的処置を講じて輸送中の安全を図つた。

四カ国における開催地、会場および会期は次のとおりである。

| (開催地) | (会場) | (会期) |
|-------|---------------------|-----------------------|
| パリ | 国立近代美術館 | 昭和三十三年四月十五日から六月二日まで |
| ロンドン | ヴィクトリア・アンド・アルバート美術館 | 同七月一日から八月十七日まで |
| ヘーグ | ヘーグ市立美術館 | 同九月二十三日から十一月九日まで |
| ローマ | パラツツォ・デイ・エスポジチオーネ | 同十二月十八日から昭和三十四年二月一日まで |

各会場における入場者はパリ会場が約五万人、ロンドン会場が約三万人、ヘーグ会場が約四万人、ローマ会場が約三万人計約十六万人であつた。これは欧州における外国美術展としては最も盛況を示す数と言われる。

各開催都市は開会前から異常な反響をよび、報道機関は開会後も連日大見出しの記事や論説、写真をのせ本展のすばらしさをたたえた。一方、観覧者はどの会場でも日本美術の真価に驚嘆し、感激し、熱心に何かを学びとろうとしていた。本展が開催四カ国に与えた影響は計り知れないほど大きなものであつたと言ふことができよう。

なお、わが国からは本展の派遣団長として、パリ、ロンドン会場には神田京都国立博物館長が、またロンドン、ヘーグおよびローマ会場には田中東京国立文化財研究所長がそれぞれ派遣され、その他七名の担当官がこれに随行した。

第四節 文化財保護法施行十周年を迎えての普及活動

文化財の普及活用事業は以上のとおり文化財保護法施行以来十年にわたつて多方面にその足跡を残してきた。この十年間に文化財保護委員会がなしてきてきた文化財の保護事業そのものはさらに輝やかしい業績を築きあげたといえよう。もちろん明治以来の長い保存の歴史と今後も恒久的につづく文化財保護事業の性格からすれば、この十年の歩みも決して長いとは言えない。また現在の法律や制度そのものにも問題は少なからず残されており、今後改善を要する点は多々あるであろう。しかし、戦後における最も重要な時期にあたり、文化財の保護事業を過去の如何なる時代におけるよりもさらに隆盛に導くとともに、文化財が未だかつてなかつたほど広く一般国民に親しまれるようになることとは、今後も永久に記憶されることであろう。

この時にあつて、文化財保護委員会はこの十年の業績を結集して各種の記念事業を実施し、過去を反省するとともに文化財保護の将来への発展を期するため、昭和三十五年一カ年間を通じ文化財保護委員会の主催または後援により、次のような文化財保護法施行十周年記念事業を実施することとした。

- 1 文化財保護法施行十周年記念大会(昭和三十五年十一月二日、社会事業会館)
- 2 都道府県文化財専門委員研究協議会(同七月十八日、十九日、東京国立博物館)
- 3 全国巡回文化財映画会(同八月一日、昭和三十七年七月三十一日)
- 4 都内巡回文化財映画会(同十月一日、十一月三十日)
- 5 第七回日本伝統工芸展(同九月二十七日、十一月二十七日、東京、名古屋、京都、大阪、高松)
- 6 日本伝統工芸秀作展(同十月五日、十一月十三日、名古屋、京都、高岡)
- 7 第二回ブロック別民俗芸能大会(同七月、昭和二十六年二月、横浜、盛岡、高松、名古屋、長崎)
- 8 第十一回全国民俗芸能大会(同十月二十八日、二十九日、日本青年館)
- 9 国家指定芸能特別鑑賞会(同十月二十七日、歌舞伎座)
- 10 日本国宝展(同十月一日、十一月六日、東京国立博物館)
- 11 新収名品展(同四月十九日、五月二十二日、東京国立博物館)
- 12 日本の説話画展(同五月一日、五月二十九日、京都国立博物館)
- 13 天平地宝展(同四月十日、五月十日、奈良国立博物館)
- 14 文化財保護の歩み(同十月、文化財保護委員会編集発行)
- 15 国宝事典(昭和三十六年三月、同右)
- 16 日本の文化財(昭和三十五年十月、文化財保護委員会監修発行)
- 17 文化財周遊旅行(同九月、十一月)

以上のうち一部はすでに実施して事業を終了したが、十一年二日(水)の「文化財保護法施行十周年記念大会」は文化財保護委員会と都道府県教育委員会とが共催して、記念式典を挙行し、多年文化財の保護に功績のあつた者を表彰するとともに、特別講演および国家指定芸能特別公演等を行ない、十周年の全国中央記念大会とする予定である。

一方各都道府県においても、昭和三十五年秋を中心に文化財功労者の表彰、管内民俗芸能の公開、美術展覧会、映画会、講演会、講習会、協議会等の開催、記念出版、文化財見学旅行等各種の記念行事を実施しようとしている。

このように文化財保護法施行十周年記念事業は中央地方を通じて全国的に多彩に展開されるが、文化財保護委員会はこれを期して今後なお一層文化財保護思想の普及徹底を図るつもりである。

文化財保護の徹底は平素における国民一般の協力なくしてできることではない。なかんづく、文化財保護の必要が、その活用の方法の如何にかかっていることにかんがみ、今後は一般国民の文化財そのものに対する理解と文化財の活用に対する正しい認識を喚起することに重点をおいてその普及事業を推進する方針である。文化財の普及活用は未だ決して十分とはいえない。今後なお一層の努力が必要とされるのである。

第九章 国立博物館の沿革と事業

第一節 東京国立博物館

一序 言

東京国立博物館は明治維新の後、旧幕府の施設を引継いで、東京大学の前身である大学校に揺籃の時期を過したが、明治四年、文部省が設けられるに及んで、政府の諸省庁がまだ設置されない以前に早くも設けられた。当時は、単に博物館と称して、陳列資料を収集するために努め、また、博覧会事務局と協力して欧米と文化の交流に力をつくし、国内では古くから伝わった歴史的な遺物を保存することにも尽していた。いずれも欧米の博物館事業にならったのであるが、初期博物館の開設、創業時代にあつて目ざましい活躍をして、博物館に対する社会の期待にこたえた。また、他方では、国内産業を開発するための政府事業の一環となつて殖産興業に資する事業をも並行して行い、その規模、事業の内容は総合博物館の体系をとるとともに行政的な運営の面も行なつていた。明治十九年に宮内省の所管に移り、帝國博物館、又は帝室博物館と名を改めて近年に至るまでの間に収蔵品の充実を計り、国民有志者の助力を得て陳列館を、あるいは増設しあるいは復興して態勢を整えてわが国の代表的な博物館をなすまでになつた。これらは、当博物館の伝統と館員の絶えざる努力によるものであるが、内外諸方面各位が、当館に寄せられた厚意と多大の

支援による賜であると云わなければならぬ。

現在、当館は文化財保護委員会の附属機関として東京国立博物館と称している。このようにして、当館は過去において幾度もその主管を替えているけれども社会各位が当館に寄せる期待は変ることなく近年は増々その量を加えてきている。当館はその経過から深く考慮してこれにこたえることを期している。ここに当館の沿革と事業を記すにあたり、その変遷については三時期に分けた。初期のおよそ十六年間は文部省、内務省、農商務省の各省に順次主管を移しかえた時期であり、第二期は明治十九年から昭和二十二年までの六十三年間は宮内省の所管となつた時期である。第三の時期は、昭和二十二年から同二十五年までは文部省に属し、その後文化財保護委員会に属してから十年、すなわち現在の段階である。これらの時期において、それぞれ組織機構の改正にともなつて事業方針にも相違をなしたが創設以来九十年になんなんとする永い歴史と伝統を有して、終始、斯界の業務を継承してきた足跡はわが国の博物館史の主流をなすものと云うことができよう。この沿革と事業についてはさきに帝室博物館略史（昭和十二年刊）があり、後に東京国立博物館略史（昭和二十七年刊）がある。ここには仔細をつくし難く、記述の正浩を期し難いが、大綱をとり概要を記すこととする。

二 博物館創設の事情

わが国の博物館は幕末明治初年の頃に、西欧の文物が取り入れられた一環の中に、欧米の博物館に対する知見を基にして、国内の実状に即して設けられたものである。欧米の博物館の事情については幕末開国の頃から次第に情況を知り得ていたのであつたが、直接、具体的に知る機会を得て博物館を建設しようする気運をなしたのは、一八六二年（文久二年）、英国に開かれた第四回万国博覧会並びに、一八六七年（慶応三年）に仏国のパリで開かれた第五回万国博覧

会などである。前回には竹内下野守一行が幕府の使節として参観したのであつて、一行の中に福地源一郎、箕作秋平、福沢諭吉等が随行していた。後者の時には清水民部大輔が使節としておもむき、山高石見守、洪沢栄一などが派遣された。そして幕府、薩摩、佐賀藩などから参加出品をした。派遣された使節たちは博物館や博覧会の状況を見て国民の知識を広め、社会教育のためにも、産業を興振する上にも博物館が必要であることを悟つて帰り、わが国にもこのような催しをしたいと考えたわけである。その一端として、パリ博覧会に出張したうちの有志者は博覧会に出陳された諸外国の品物の一部を譲りうけて持ち帰り、展示方法など見たままを小規模な形で展覧会を催した。これらは博物館建設や博覧会事業の先駆活動といふことができよう。この頃には、中国の上海や、香港で出版された漢訳英園博物館案内などが伝わつていたし、国内の刻版もあつて博物院、博物館という言葉も行なわれていたようである。

文部省博物館の設置 当時はあたかも維新改変の時であつて征東大総督が湯島聖堂を摂受していた。明治政府は先ずもつて諸学振興のため幕府から受け取つた聖堂学問所の施設をおこして大学校とし、幕府の洋学所、物産局の機関であつた藩書取調所を継承して大学南校とし、物産局はそのまま引いで西洋の風にならつて各地の物産や文明機械類を集めたり、また、生産者に勧誘して生産品の出品を請うなど手を尽して博覧会の準備を始め、大学南校物産局の主催で博覧会を開いた。出品者はもちろん、一般の参観者は一堂に集められた品物や新しい発明機械類を見て深い感興を受けたものと見えて、この博覧会は非常な好評を博した。これがわが国において組織的な形で実施された官設の博物館事業の最初の催しである。博覧会に展示された品物の種目や数量は詳かでないけれども、物産局が洋学系の機関であつたし、その一部にパリ博覧会から持ち帰つた品物があり、また国内物産を集めて催した経過から見て理科学的な品や物産展のようなものであつたと思われる。博物館の最初の館長となつた町田久成はこの時、大学大丞であつてこの事業を取り扱つていた。そして洋学系の活動の盛んなのに比して、わが国の由緒ある古典的宝物類が顧みることな

く、軽んぜられている弊風を憂えて、歴史的な遺品を保護し収集保管することが急務である点を指摘して、官命をもつて各地の神社寺院の実状を調査したり、旧藩士の所蔵のうち由緒ある歴史的な品を大学南校物産局に出品することを勧誘して古器物の保存のために尽力した。

明治四年に大学校が廃止され、七月には文部省が設置され、次で九月に文部省の部局として、南校物産局は博物局と改められた。博物局と云い、博物館と云つてその区別は混用されていた観もあるが、藩書取調局を継承したもので、その収集品と湯島聖堂の積奠器類をあわせて大成殿を博物館として陳列することとなつた。これは常設の国立博物館が設けられた最初であつて、東京国立博物館の前身である。なお幕府の聖堂学問所には十数万巻の和漢洋の書物を収蔵していた。これを引き継いで書籍館とし、小石川薬園、九段薬園などをも併せて博物館は図書館、植物園を経営した。

文部省博物館当時の事業 この頃、オーストリアのウィーン市で一八七三年（明治六年）を期して第六回万国博覧会を催す計画があつて、わが国に参加出品をするよう要請してきた。前に万国博覧会に参加した経験はあるけれども、明治の新政府として国際事業に正式の参加をするのは初めてであるため、特に大政官正院に博覧会事務局を置いて準備を進めたが、実際には、博物館側の職員がその経験を積み、資料も博物館に整つていたので、出品物の集荷や出陳の運営には博物館が当り、明治四年九月から準備にかゝり、翌五年三月、万国博覧会の予備事業として大成殿博物館に先ず博覧会を開いた。

万国博覧会への出品物は国産物を主としたが、由緒ある歴史品を加える方針であつて、歴史品は大成殿で取り扱われるが、国の物産品は収容力がないので、事務局は、日比谷門内にあつた名東（徳島）長浜（滋賀）の出張と、山下町の旧佐土原藩、旧中津藩、および、幸橋の旧鹿兒島藩の屋敷を借り受けて事務局をここに移し、品物を収納した。こ

れらの仕事は専ら博物館が担当したので、博物館は設置された時から万国博覧会の仕事をして来たので、その事業の性質から博覧会事務局と合同することが適當であるということになつて、両者は併合され、博物館の主体は山下町に移つた。これから後、明治十五年まで山下町博物館が主な展示場となつた。

ウィーンの万国博覧会は好評のうちに会期を終えた。帰国する際に、わが国の出品物で外国側で希望する品を、互にその国の出品物と交換したり、寄贈を受けたり、また購入して、新規な品に替えた。博覧会で収集した品は相當の數に上つたようである。これらの品は便船を得て順次に帰国した。博物館はこれらの将来品を展示して万国博覧会報告展を催した。出陳の品には発明機械、欧州の農具、工業用機械類、食料品およびその分析見本、洋風建築の模型、庭園離型、寶石、モザイクなど各種類の生活生産用品、美術工芸品があつて工芸作家、技術家の関心を呼び、明治七年三月一日から四月三十日まで五十日間の予定で開会したのであるが、観覧者を収容することができず、また、開期中に帰国する予定であつた追加出品数百点を積んだ仏国輸送船が静岡県伊豆沖で難破した事故もあつたりして、会期を延長し、後から入港した一、二の便船に積んだ品物を追加し、六月二十日まで百十余日のロングランの催しとなつた。この博覧会は海外文化を紹介し、生産興業の事業を促進するために役立つて、博覧会としての効果をあげたが、また、博物館事業の効益である点を周的するところが少なくなかつた。

内務省博物館に移管 これより先、明治六年内務省が設けられた頃から博物館事業と博覧会事業の性質について分離、合併の論議があつて制度の改正が要望されていた。明治八年三月三十日博物館は内務省に属することに改められた。

当時の博物館の状況について見ると、建物は前に述べたように旧時の建物を改修したもので山下町に在つて敷地およそ一万四千坪（四六二アール）、日本式家屋九棟に新たに三棟を増築し、都合十二棟の建物を陳列場とし、外に事

務所、休憩所など二、三の建物があった。陳列館の運営の外に事務局の業務を加えて仕事は外面的であり、取り扱う品の種類も範圍も広く、收藏品も急に増加していた。職制はたびたび改正されたが事業が複雑になったにもかかわらず、内部組織は必ずしもそれに応じて細目がなく職員の数も多くなき臨時の雇人を充てていたようである。收藏品の量は明らかでないが、建物の規模が狭くて増加する品物の収納に支障する記事が庶務雑類の書類に見えることからすると相当に多くあつたと思われるのであつて、官庁用建物の余裕ある部屋を貸与されたいという請求をしばしば文部省に依頼した文書もある。

入場者数が必ずしも博物館利用者の全部ではないと思われるが、その一端を見ると、明治七年一月中、六日間の入場券一千四百二十七枚、二月中、同じ日数で千三百六十四枚を出している。一日平均二百三十人前後の数である。季節によつては多い日もあつたと見える。博物館が当時入場者のために木札を用いたことがあるが、その常備用として三千枚を回転させていたことがあるが、その利用数の一端を知ることができよう。ウイーン博覧会の帰朝報告展覧会の際には、外務省、内務省、大蔵省、教部省、工部省、文部省、司法省、陸軍省、海軍省、宮内省、開拓使、東京府等近県の要請によつて各官庁に配布した切符だけで二万枚をこえている。

博物館外における館外活動も少なくなかつた。他に類似の文化施設が無い時期で博物館の取り扱う品物の種類も範圍も広く多面的であつたから社会の各方面に接した。中でも大学南校物産局の時から社寺の宝物調査をした事業は引き続き行なわれた。廃藩の後、旧藩士族の間に承した品物の依託出品、献品などは時代の交換期であつたからすぶる多かつた。明治八年から十年にかけて奈良東大寺大仏殿で行なわれた博覧会は館外活動の例である。

この博覧会が機縁となつて国費をもつて法隆寺の堂門を修理することを条件として百五十余件三百余点の宝物類を宮内省に献納することとなり、その事務取扱い、保管は博物館がこれに當つた。

上野公園に博物館を建設 博物館は旧藩邸の屋敷を借りて臨時に使用していたのであるから、いずれは欧米の博物館のような本建築を造ることにしていた。当時の事情をかえりみると世界の各国ではいずれも立派な博物館があつて、各国とも産業を開発する気運が盛んで博物館を利用して博覧会を催していた。その数例をあげるならば、アメリカのフィラデルフィア、英国ロンドン、濠州メルボルンは明治八年、フランスのパリは明治十年、濠洲シドニーは明治十二年に大博覧会を開き、わが国でも参加出品をした。これらの博覧会に参画して帰つた人々は、わが国の博物館が全く適しないものであることは痛切に感じたところであつたに相違ない。ウイーン博覧会に派遣された佐野常民は博物館の建設について西洋の資料を調査すべき内命を受けてワグナー等外国人通詞を伴つて出張したのである。帰朝に際して西洋の博物館の沿革、設立の来歴、諸規定、博物館に関する参考書などをたずさえて帰り、日本においては上野公園を建築の候補地として敷地、設計などの具体的な案を添えて政府に復命した。博物館長町田久成もまた博物館建設の案を提出し、明治十年第一回内国勸業博覧会を上野に開いた時に、その美術館を博物館に充て、やがてここに博物館を設ける予定とする案が承認されるまでに熟していた。内務卿大久保利通は終始この建議案を採択することに努め、もと寛永寺本坊跡二万九千八百余坪の地を敷地と定めることになつた。博物館が建設されることが決定されたことは一大朗報であつて、国内はもちろん諸外国からも応援のための資料を寄贈するものがあつた。

博物館の建築は英国建築技師 J. Conder の設計で工部局が掌に当り、明治十一年三月礎石をすえ、翌春に竣工させる予定であつたが経費がつかないため工事が進まなかつた。たまたま第二回勸業博覧会を催すことになつたので、博物館を博覧会場に利用することによつて国費の重複を省くこととし漸く成案ができて、明治十四年三月完成するこゝとができた。博物館の本館は煉瓦石造の二階建て階上十六室、階下十四室、合計三十室で、総面積千四百坪（四六二アール）余で、これに七十五坪余の一棟を附属としたもので、上野公園の緑樹の中に赤い煉瓦造りの新館ができた時

の景観はすこぶる偉観であつた。この建物は明治初期の洋風建築の代表的なものであつた。博物館は山下町から展示品をここに移し、明治十五年三月十五日、附属動物園とともに開館した。午後二時から公開し、およそ二時間ばかりの間に千四百人の入場者があつた。

農商務省に移管 博物館はこれより前、明治十四年四月七日農商務省の主管に移された。博物館の事業は自然科学、人文科学の両面にわたる各種の資料を展示してしたのであるが、その他に国民の産業の振興に役立つ事業を行なつていたことは前に述べたとおりである。ことに勸業博覧会と関連した仕事は新たに設置された農商務省の所管事項とされたから、自然、博物館も同省に所管替えとなつたのであるが、博物館の本来の仕事とは異なつた方向に深入りして行つたようである。その間に制度、組織にも改廃があつた。その主なものとして北海道札幌博物場の経営、聖堂、書籍館、小石川薬園の分離などがある。北海道拓事業は政府の重要な政策の一つであつて風俗、産業開拓事業の性質などを普及することに努めたのである。東京芝に北海道物産所があつたが、札幌の階築園に博物場を設け博物館の所管とした。その事業は殖民事業、山林事業、勸業試験場、物産製煉場、製鋼場、農学校等を経営し殖民、農林漁業の産物、製品器具を展示し、殖産業を振興するに役立つ事業をすることを目的としたものである。札幌博物場を経営した期間は長くなかつたが、アイヌに関する資料はよく収集された。現在当館にあるアイヌ資料は当時の収集品ですこぶる貴重なものである。

博物館が山下町に移つた後、湯島聖堂、書籍館、小石川薬園はもとのまま文部省の主管として残り、当博物館とは分離した。書籍館は後にこれを中心としてお茶の水博物館となり、小石川薬園は東京大学の所屬となつた。

三 宮内省経営時代の博物館

帝国博物館 明治十九年一月、農商務省は所管事務を刷新するために官制を改正するに當つて博物館の条項を載せず、博物館に対して宮内省に事務引継ぎすることを通知した。翌年五月になつて上野公園のうち二千七百坪（八九・一アール）、寛永寺本坊跡二万九千六百坪（九七六・八アール）余を皇宮附屬地に編入し、明治二十一年に博物館を一時宮内省図書寮の附屬にしたが施設、経営事業などについて考究を重ね、間もなく図書寮の附屬をやめ、帝国博物館に改め、同時に京都博物館、奈良博物館の三館を置くことにした。東京博物館は従前の沿革に従つて経営するのであるが、農商務省所管の時と違つて殖産興業に関する部門やそれに関連する事業を縮小して歴史、美術、美術工芸の部門を基本とすることに方針を改めた。理科学、天産など自然科学の部門や植物園、動物園もこれに伴つて文部省に移譲したい意向であつたが、文部省では経営上に難点があつて具体的に定められなかつたが、歴史、美術以外の部門が移されるのは時期の問題と見られる程度に話し合いが進められていた。したがつて博物館では制度を改正し、各課の取り扱う品物の種類、陳列室の配分などを定め、また陳列の順序、配列、説明、光線など公衆の観覧について改善した。京都、奈良の博物館は、その地域にある神社寺院に伝えている歴史的由緒のある宝物美術品を保存することを目的とするものであつた。明治二三年の頃から全国にわたつて歴史上の遺品を調査してきたのによれば、両博物館の地域は最も多く社寺があり宝物も多い。明治維新以後、寺祿社田がなくなり奉養も少なく社寺の経営が困難で宝物を保存することは容易の事ではなくなつた。この事情を調査した結果、博物館に宝物類を預かり、これを保護するとともに、一方公衆の観覧に供したいと考えられたのである。京都府知事、奈良県知事が行政的な接衝に当り、その協力を得て、実務は両博物館で取り扱うという構想であつた。

帝室博物館 宮内省の所管になつて、組織の改廃とともに博物館の事業の性格は非常に變つた。それでも、伝統の慣習というものは後に続くものと見えて、帝国博物館時代のおよそ十余年間は宮内省に移つてからも、全国的にわた

る調査や各地方機関との連絡や博覧会事務局との協力事業はすぶる密接であつた。全国宝物取調事業、内国観業博覧会、仏国における一九〇〇年万国博覧会に協力した仕事などはその現われと見ることが出来る。帝室博物館になつてからは、宮内省組織の内に統合され、従来のような政府事業と関係することが次第に薄くなり、また、教育学芸館を文部省に移譲し（大正六年）、上野公園、動物園を東京都へ下賜（大正十三年）、京都帝室博物館を京都市へ下賜（大正十三年）、竹の台陳列館第五号館を文部省に譲渡し（大正十五年）、動物、植物、鉱物などの収蔵陳列品を文部省、学習院、東京大学などに譲渡（大正十四年）することがあつて土地、建物、収蔵品などを離して、総合大博物館の形態が美術歴史博物館の体系に變つて行つたわけであるが、内面的には博物館の収蔵する展示資料のうち、典籍文書類は宮内省に保管する処置をとり、重要物件は皇室宝物類に登録し取り扱いを厳にする制度が定められるなどいわゆる宮廷博物的な性格を帯びて来たことも認められる。

しかし、当時の博物館活動の状況を見ると、帝國博物館の初期、明治二十三年現在で収蔵品は三万一千七百余点であつたが、十年後の明治三十三年には十一万点余となり、二十年後の明治四十三年には十五万点余、大正二年には十八万二千点余に増加している。大正十四年文部省、東京大学、学習院に譲渡した資料の数は九万七千四百九十八点で、博物館がその当時収蔵していた陳列資料の総数の約半数である。

博物館が社寺やその他個人収集家から寄託出品を受けていた数は八千点ないし一万点位であつた。

陳列館の状況は、年間の開館日数は、明治二十三年帝國博物館の初めの頃は百三日であつたが、明治二十四年は二百九十九日で、それ以後明治三十四年度頃までは大体年間三百日を開館していた。明治二十六年以降は年末年始の日間を休館したけれどもその外は無休で年間三百五十五日開館を常例として長くその風を實行して来ていた。観覧人の数は明治二十三年に年間を推算して一万九千余人であつたが、明治三十三年には二十二万七千七十七人、同

三十四年には二十四万一千余人に増加している。観覧人数の統計によれば、明治末年から大正年間にかけて年間二十万人をこえることがあつた。

博物館にはこのほか上野公園内の施設を利用して公衆の便宜を計る仕事があつた。その中でも、広く知られていることは第五号館の貸与である。第五号館は竹の台陳列館の名で知られている陳列館で、明治二十三年内国勧業博覧会の際に建て、広く一般の需要に応じて美術団体、共進会などの展示会場として貸していた。ことに文部省美術展覧会や日本美術院、二科会などの展覧会がこの会場を利用して常に展覧が行なわれるために上野公園が美術の道場と見られるに至つた。竹の台陳列館の利用は年間ほとんど休むことが少ないまでに利用されていた。

以下にこれらに関する資料を表出することとする。

博物館収蔵品統計表（明治三十三年から同四十一年までの頃）

| 種別 | 年次 | (明治二十三年) | 明治三十三年 | 明治三十四年 | 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 | 明治三十八年 | 明治三十九年 | 明治四〇年 | 明治四一年 |
|-------|----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歴史部 | | 一九、六三三 | 四〇、六三三 | 四〇、八三三 | 四六、七四四 | 五三、〇〇〇 | 五三、二四五 | 五三、二三三 | 五三、九九九 | 五三、〇〇六 | 五三、九七五 |
| 美術部 | | 四二四 | 六三〇六 | 六三、九一九 | 六四、七五五 | 七三、二四〇 | 七八、二二六 | 八、〇〇七 | 八、四四七 | 八、七四四 | 八、八八五 |
| 美術工藝部 | | 六五〇 | 一、三三三 | 一、四六六 | 一、五五五 | 一、六六六 | 一、七七八 | 一、八八八 | 一、九九九 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 天産部 | | 八、三三三 | 七、七九九 | 七、七九九 | 七、七九九 | 七、七九九 | 七、七九九 | 七、七九九 | 七、七九九 | 七、七九九 | 七、七九九 |
| 新収品数 | | (一、一〇〇) | 八、七九九 | 七、七九九 | 四、六六六 | 四、二二二 | 四、八八八 | 三、七七八 | 六、〇〇〇 | 四、九九九 | 三、五五五 |
| 累計 | | 三三、三三三 | 二二〇、〇〇〇 | 二二五、七九九 | 二二五、九九九 | 二二九、九九九 | 二三四、五五五 | 二三六、六六六 | 二四四、四四四 | 二四九、〇〇〇 | 二四一、九九九 |

寄託出品数の統計(明治三十三年から同四十一年まで)

| 種別 | 年度 | |
|--------|------------------|------------------|
| | 明治三十三年 | 明治三十四年 |
| 歴史部 | 受 卅 理返却 三五 | 受 卅 理返却 二六 |
| 美術部 | 受 三〇 理返却 二〇 | 受 二四 理返却 一四 |
| 美術工芸部 | 受 三六 理返却 元 | 受 三〇 理返却 三 |
| 天産部 | 受 一、二五 理返却 四〇 | 受 九一、〇元 理返却 〇 |
| 計(出品数) | 八、一九六 | 八、〇三三 |
| | 受 八、六九九 | 受 八、六九九 |
| | 理返却 三 | 理返却 三 |
| | 受 三〇 理返却 一五 | 受 二七 理返却 七 |
| | 受 三 理返却 四 | 受 三 理返却 五 |
| | 受 三九 理返却 〇 | 受 二九 理返却 〇 |
| | 受 九、五八〇 | 受 八、八五三 |
| | 理返却 一 | 理返却 一 |
| | 受 七、〇 理返却 元 | 受 七、〇 理返却 元 |
| | 受 三三 理返却 三 | 受 三三 理返却 三 |
| | 受 〇 理返却 〇 | 受 〇 理返却 〇 |
| | 受 一〇、五三 | 受 一〇、五三 |

博物館資料譲渡区分表

| 区分 | 譲渡先 | |
|-------|--------|--------|
| | 文部省へ譲渡 | 学習院へ譲渡 |
| 動物区資料 | 二二、八〇七 | 四八〇 |
| 植物区資料 | 四二、六二九 | 二、三五〇 |
| 鉱物区資料 | 二七、五六〇 | 二一〇 |
| 計 | 九三、九九六 | 三、〇四〇 |
| 合計 | 九七、四九六 | 四六二 |

この期間にあつて行なわれた主な事項は前に述べたが、参考のため少しく記述することとする。

全国宝物取調局の事業

博物館が社寺の収蔵品を調査して来たことは前にもたびたび記した。宮内省に移つてから殖産部門、自然科学の部門が軽減されたために美術歴史についての部門を活発にする転換期の事業と見ることもできるし、また、長い間、心がけてきた事業に対して本格的な調査にとりかかつたともいえる。宝物の調査にあつては、先ず各府県、地域別、所蔵者別に目録を作り、内容については古文書、絵画、彫刻、工芸品などの種目によつてそれぞれ重要な度に従つて七等級に分けて登録し、また、鑑査証を作つて品物に添え、重要品は写真に撮つて保存もした。この調査は明治二十一年から始めて三十三年六月まで十三ヶ年にわたり調査した宝物は二十万点に及んだ。この調査によつて歴史上、美術工芸上で優れたものあるいは参考となるものなど約八千点位であつたと見られる。明治三十年(法律第四十九号)古社寺保存法が制定されたので、宮内省博物館で行つた調査は廃止した。この事業は古社寺保存法に踏襲されたことは、社寺の建造物、宝物類にして歴史の証徴、美術の模範となるべきものを基準としたのは、宝物取調事業当時の態度であつたことを見ても理解される。

臨時全国宝物取調局鑑査表

| 種別 | 鑑査 | |
|-----|--------|--------|
| | 歴史上の徴 | 歴史上の徴 |
| 古文書 | 一、二 | 三 |
| 絵画 | 八三 | 二四七 |
| | 一八 | 五八〇 |
| | 三四 | 八八四 |
| | 八一 | 八一〇 |
| | 七四二 | 一〇三二 |
| | 八八 | 二二〇 |
| | 一六、八九九 | 六九、五七九 |
| 合計 | 一七、八七七 | 七五、四九五 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---------|
| 彫刻 | 六五 | 一八九 | 四九八 | 七九三 | 四二二 | 三二六 | 〇九五 | 四一、五四三 | 四六、九三二 |
| 工芸 | 四七 | 三九 | 一七五 | 三六一 | 九五四 | 一二七 | 四五四 | 五四、八一三 | 五七、八七〇 |
| 書蹟 | 二二 | 一〇 | 六〇 | 七〇 | 一六四 | 六三 | 一九〇 | 一八、三五九 | 一八、九八三 |
| 計 | 二二九 | 四八八 | 三三二 | 二〇二 | 四三二 | 三六〇 | 七三五 | 二〇一、一九三 | 二一六、九一一 |

帝国美術略史の編纂 博物館はその事業を行なう上から日本美術の歴史の変遷を記した美術史の編纂を考慮していたので、全国宝物取調べの仕事と関連して資料を整えていた。たまたま明治三十三年パリで万国大博覧会が催されるに当って、わが国も参加することになり、日本出品には生産輸出品もあつたが美術作家の出品も陳列するので日本美術史を編纂して各国に配布したい意向であつて博覧会事務を担当している農商務大臣から博物館に依頼して来た。この美術略史の編纂事業は資料収集や写真撮影の費用の不足の上からも、期限の点でも困難で一時中止になると思われたが、博物館は自からの予算を代替して種々の故障を克服して、他の仕事に優先して美術史の編纂の遂行に努め、仏文に翻訳して完成した。後になつて底本となつた日本文を改訂し日本帝国美術略史を刊行した。この書はわが国の綜合美術史として注目されている。

表慶館の建設 大正天皇が皇太子であらせられた明治三十三年二月十一日の紀元節に、結婚の大典を挙げられた。

この盛事を記念して東京市民は祝意を表わすために美術館を建てて献納する案を立て、東京府知事千家尊福、市長松田秀雄を主とする東京御慶奉祝会を組織して募金会員を募り、各府県、米國、ハワイの在留邦人など二万三千九百七十七人の賛助を得て博物館構内に美術館を建設することができた。建物は明治四十一年九月竣工し十月十日献納して表慶館と呼ばれることになつた。館の規模は前面二百八十尺（八四・八四メートル）、建坪三百九十五坪（一三・三アール）、

中央高樓尖頭まで高さ百十尺（三三・三三メートル）、ギリシヤ、ローマの古代風を参酌した様式で、外部は稲田産の花崗岩を用い、内部の中央広場や兩側階段の部分に大理石と仏國産七色の大理石モザイクを飾つた美しいものであつた、翌四十二年五月二十一日に東宮及東宮妃を迎え（大正天皇及皇后）美術品を陳列して開館式を行なつた。

博物館本館の復興建築 大正十二年九月一日に關東地方を襲つた大地震の被害は甚だ大きなものであつた。当館では、明治十四年に建設した赤煉瓦の本館ならびに附属館が大破したためこれを取り壊して、後は長く空地のままになつていた。表慶館が幸いにも破損しなかつたので、陳列を縮小して従来の本館で行なつていた各部門の陳列を行なうことにした。しかし、何分にも表慶館は室数も少なく狭く、陳列が充分でないために適時に陳列替を行い、また、春秋の季節には特別展覧会を催して、博物館が収蔵している品物以外に社寺その他收藏家の出品を請うて展覧の姿をあげたわけである。

宮内省では旧館に代えて再び陳列館を建てる計画であつたが遅々として進まなかつた。昭和三年、天皇陛下の即位大典が行なわれたのを機会に東京帝室博物館復興賛會が設けられ、徳川家達を会長とし、黒板勝美等は、全国各都道府県、朝鮮、満州、諸外国の有識者に呼びかけて東洋古美術館を建てて献納する事業を企てた。場所は旧本館の位置とし昭和六年十一月十日地鎮祭を行ない、昭和十年四月一日上棟式を行ない、同十二年十一月十日竣工式を行なつた。この新しく復興した陳列館は日本趣味を基調とする東洋式建築で南正面間口一〇九・二〇メートル、奥行七三メートル、高さ正面大棟で二九・二六メートル、総面積二一、五六二平方メートル。鉄骨鉄筋コンクリート造りである。内部は陳列室二五、収蔵庫六、収蔵をかねた陳列室三のほか、団体休憩室、特別観覧室、カタログ室、写真室、修理室を設けてあり、ことに陳列室の彩光、収蔵庫の温湿度の調節装置は美術博物館としてわが国最初の設備であつて当館の特色とするところであつた。これに附属した別館には講堂、図書庫があつて研究の便宜と普及活動に利用す

るために造られたのである。昭和十三年十一月十日開館式をあげた。この復興本館ができてから、当館の展観事業は全く面目を新たにした。

戦争と美術品の疎開 今次太平洋戦争が激しくなるにつれて由緒ある美術品を多数収蔵している当館としては災禍の波及することをおそれ、事前にこれらを守るために都市を遠く離れた僻地に数ヶ所の格納庫を選んで分散移送して保管する案を立て、昭和十六年から倉庫の設定をはじめ、一方では美術品の移送計画を立てた。昭和十七年から十九年まで数回にわたって移送し、昭和二十年には大量の美術品の大部分を移送することとした。しかし、収蔵品が八万件、十余万点を有するためにその輸送にはいちじるしい困難があった。職員は非常な難事の間をよく努力して大部分の美術品を四ヶ所の格納庫に分散した。その一は福島県麻耶郡翁島村の高松宮別邸、その二は東京都下横山村宮内省用地内、その三は岩手県二戸郡浄法寺町所在民有庫、その四は京都市北桑田郡山岡村常照寺外一ヶ所である。別に一部、奈良博物館倉庫及び正倉院境内旧倉庫に移したものもある。東京の陳列館は当分展示を行わず閉館することになった。

昭和二十年八月、戦争は終わったといつても直ちに治安が維持されるのではなかった。けれども、戦時状態から解放され、平和を希望する国民のために博物館事業にたずさわる者の任務は美術品を展示して静かに観覧の時を与えることであろう。当館は、幸いにして建造物も極く一部の被害で終り、陳列用品はいずれも疎開倉庫にあつて安全であつた。ここで、再び、旧態に戻つて東京の本館を開くために、疎開した美術品を東京に集め昭和二十一年三月二十四日、日本風俗展をもつて開館することができた。

四 東京国立博物館の現況

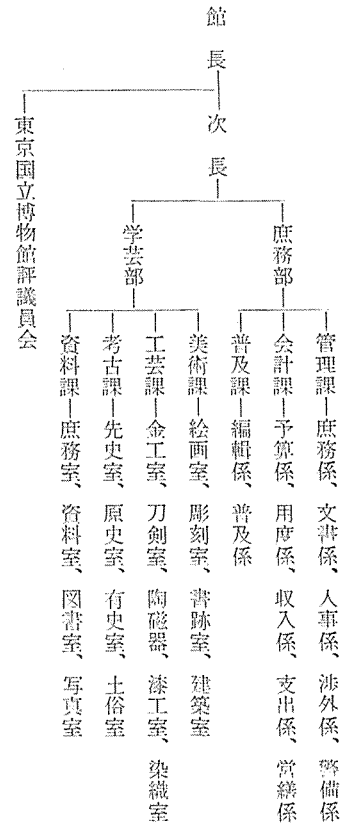
国立博物館に組織を替える。終戦後になつて、帝国博物館は宮内省から分離されるという説がしきりに伝えられた。皇室がこのような大規模の博物館をもつことが適切でないのか、また、宮内省が縮小されて博物館経営が困難となるためなのか、その理由についていろいろ臆測があつた。実際のところ、帝室博物館はその由緒からしても、収蔵品の内容から見ても、宮廷博物館と称するような皇室と直接関連するものがないことは沿革によつて明らかである。博物館に収蔵する品物のうち、皇室に関係ある品を宮内省に残して、その他の品と分離することが命令されて、宮内省から移管されることがほぼ明瞭となつた。

昭和二十二年五月三日憲法が公布された日を期して当館は、文部省社会教育局文化課国宝調査室、保存修理室および文部省附属美術研究所と合併して国立博物館に改め、文部省の所管となつて新たに発足することとなつた。その組織は陳列、事業、調査、保存修理、資料、監理の六課と附属美術研究所とし、もとの奈良帝室博物館を改めて国立博物館奈良分館とした。旧東京・奈良の両博物館を陳列場とし、全国の宝物を調査し、国宝の指定事業ならびに保存修理を実施し、これに研究所を併せた事業の内容はすこぶる大規模なもので、機構の上からいつても活動の面から見ても日本美術の行政と活用とをかねた博物館となつて事業はすこぶる活気の溢れたものとなつた。当館の沿革をかえりみるならば、明治の初めに創設された当時は恐らくこのような構想であつたであろうかと回想される。もちろんかの時はまだ体系も整わなかつたし、実質も伴わなかつたが、今日の規模と組織力とそして長い伝統の実績を蓄えた経験からすれば、当館の歴史の上で最も充実した時期であつたことができよう。

東京国立博物館の現状 昭和二十五年に文化財保護法が実施されて、さきに当館に合併された国宝調査、保存修理の仕事は文化財保護委員会の取り扱うところとなつて当館から分離し、また、美術研究所も合併を解いた。僅か四年を経ずに当館は文化財を保管し展示する事業を行なうための文化財保護委員会の附属機関となり、同二十七年奈良分

館も同じく奈良国立博物館として文化財保護委員会に属することとなった。
 かようにして当館は文化財保護法に定める博物館であるが、昭和二十六年法律第二八五号で博物館法が定められ、地方公共団体、又は私立博物館の行なう事業の基準が実施されているのかえりみて協調することが必要であると思われる。

組織と経費 当館の組織は文部省所管の頃とは違つて旧帝室博物館の機構に近い形に改められた。



東京国立博物館評議員会

当館の経費を歳出歳入の予算の上から見るならば、国費としての年間予算は平常はようやく増加しているが、収入は特別展覧会の企画が時流に適したため著しい増加を示した年もある。その事例は別表展覧事業の項にあげた観覧人数統計によつて知ることができる。ここには近年における事業経営費の一端を知る資料として昭和三十三年度の歳入歳出状況をあげて参考とする。

歳 入 二二、〇二一、〇〇〇円

| | |
|---------------|------------|
| 1 土地及水面貸付料 | 八九、〇〇〇 |
| 2 建物及物件貸付料 | 四六九、〇〇〇 |
| イ 大講堂その他貸付 | 三九一、〇〇〇 |
| ロ 映画フィルム貸付 | 七六、〇〇〇 |
| 3 入場料等収入 | 一八、五五六、〇〇〇 |
| 大 人 | 一〇、六八三、〇〇〇 |
| 学 生 | 四、一五五、〇〇〇 |
| 小 人 | 八一七、〇〇〇 |
| 学生団体 | 一、四二五、〇〇〇 |
| 学童団体 | 一、二九二、〇〇〇 |
| 一般団体 | 一一四、〇〇〇 |
| 特別観覧 | 七〇、〇〇〇 |
| 4 講習料 | 四九六、〇〇〇 |
| 友の会 | 一、六七九 |
| 少年少女のつどい | 九四一 |
| 夏期大学 | 六〇 |
| サマースクール | 八三 |
| 法隆寺献納美術史講座一六〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 刊行物賣払代 | 八五八、〇〇〇 |

| | |
|---------|------------|
| その他 | 五五五、〇〇〇 |
| 歳出 | 九一、四五六、〇〇〇 |
| 1 人件費 | 六五、三〇〇、〇〇〇 |
| 2 物件費 | 二六、一五六、〇〇〇 |
| 事業管理費 | 六、〇一九、〇〇〇 |
| 普及宣伝費 | 六、〇一八、〇〇〇 |
| 陳列品購入経費 | 七、五四五、〇〇〇 |
| 陳列経費 | 二、五四九、〇〇〇 |
| 特別展経費 | 一、九〇〇、〇〇〇 |
| 資料収集経費 | 七三四、〇〇〇 |
| 技官研究費 | 七九八、〇〇〇 |
| 施設整備経費 | 五九三、〇〇〇 |

収蔵美術品及び研究資料 明治の初期にあつて総合博物館の時代には所管の収蔵品の数は明らかでないが数十万点であつたと認められる。その後、廃止、分散があつて大正二年には、十八万点余に寄託出品を併せて常備品は十九万一千八百九十八点であつた。昭和十年以降には分離がないと思われるので同年の収蔵品数を基として最近における収蔵品数の増加傾向を表示し、併せて各所から寄託出品を受けている陳列用物品の数を表示した。昭和三十三年現在数は、収蔵品八五、七八七点、図書、写真、資料等一二二、八七五点。寄託出品等四、七九一点である。

博物館収蔵品数量

| 種別 | 年次 | (昭和十二年) | 昭和二十七年 | 昭和二十八年 | 昭和二十九年 | 昭和三十年 | 昭和三十一年 | 昭和三十三年 | 昭和三十三年 |
|----|----|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 絵画 | | 一、四六二、一一〇 | 一一〇、一一二 | 一一一、一三〇 | 一一一、一三八 | 一一一、一三八 | 一一一、一四三 | 一一一、一五五 | 一一一、一六三 |
| 書跡 | | 二、三三五 | 三、三五九 | 三、三七〇 | 三、三七三 | 三、三七八 | 三、三八六 | 三、三九二 | 三、三九九 |
| 彫刻 | | 一、四二〇 | 一、四九八 | 一、五〇〇 | 一、五〇二 | 一、五〇五 | 一、五〇二 | 一、五二二 | 一、五三二 |
| 建築 | | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 |
| 金工 | | 一九、五三八 | 〇、三六二 | 〇、四二〇 | 〇、四四四 | 二〇、〇五一 | 〇、五三二 | 〇、八一三 | 〇、八八七 |
| 刀剣 | | | 一八 | 二〇 | 二二 | 二六 | 二七 | 二八 | |
| 陶磁 | | 二、七二六 | 五、一一九 | 五、一四七 | 五、一五一 | 五、一五九 | 五、一六一 | 五、一六二 | 五、一六六 |
| 漆工 | | 三、七五一 | 四、〇一五 | 四、〇二三 | 四、〇二四 | 四、〇二七 | 四、〇二七 | 四、〇二八 | 四、〇二九 |
| 染織 | | 二、六四六 | 三、三三八 | 三、三四八 | 三、三六八 | 三、三九九 | 三、四〇九 | 三、四二二 | 三、四八一 |
| 考古 | | 三三、八四六 | 三、三五六 | 三、三六六 | 三、三六八 | 三、三六九 | 三、三六九 | 三、三六九 | 三、三六九 |
| 計 | | 六八、七一九 | 八四、九八四 | 九八、六八五 | 二八三 | 八五、五三〇 | 八五、六二七 | 八五、六八八 | 八五、七八七 |
| 図書 | | 四五、一九一 | 八二、二六九 | 〇九、〇七〇 | 六二、九七二 | 一六、六六九 | 五九、九七〇 | 二二、二七〇 | 九、〇七〇 |
| 写真 | | 三、八二六 | 一七、三六九 | 二二、一六九 | 二二、二三七 | 三四、九八八 | 七六、一三九 | 九四、七四二 | 六、〇〇〇 |
| 資料 | | 二、六〇二 | | | 九、三五九 | 九、三六八 | 九、三六八 | 九、三六八 | 九、三六八 |

各所より博物館に出品数

| 年次 | 報告承認によるもの | | | | 社寺寄託品 | | | | 個人出品 | | | |
|----|-----------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 | 昭和三年 |
| 繪画 | 二〇〇 | 二一六 | 二一六 | 二二四 | 一九九 | 一九九 | 一九九 | 一九九 | 一九九 | 一九九 | 一九九 | 一九九 |
| 彫刻 | 三三 | 五五 | 五五 | 五五 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 書跡 | 二四七 | 二四七 | 二四七 | 二四七 | 二七四 | 二七四 | 二七四 | 二七四 | 二七四 | 二七四 | 二七四 | 二七四 |
| 金工 | 二 | 二八 | 二八 | 二八 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 |
| 刀剣 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 |
| 陶磁 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 漆工 | 九 | 八 | 八 | 七 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 染織 | 四 | 四 | 四 | 四 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 考古 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 | 四六六 |

展観事業 陳列には本館と表慶館を利用している。本館は階上十室、階下十室、特別陳列室五室、計二十五室。表慶館は階上四室階下四室のほかに中央ホールおよび別に二室を備えて計八室と附属建物とがある。陳列室の配分は本館に絵画五室、彫刻三室、書跡二室、金工二室、刀剣一室、漆工三室、陶磁一室、染織二室、考古三室、表慶館に先史考古三室、原史考古二室、先史原史考古一室、有史三室、中央ホールは特別考古陳列としている。また、本館地階に

建築模型、古瓦、東南アジア彫刻類などの展示をしている。絵画、染織、刀剣類は普通一カ月乃至二カ月で陳列替をなし、浮世絵版画類は二週間を超えずに替えることもある。書蹟、漆工品は三カ月、彫刻、陶磁、考古学資料などは半年または一カ年の陳列をするが常備展示しているものもあり、その間に一部の品を適宜の時期に模様替えることがある。これらは、各種類によつてその保存の適切を計る趣意によるものである。このような各種別はあるが、常時に陳列している品物の数は多少増減はあるけれども概略して昭和三十五年七月現在、絵画一九一、彫刻七十五、金工一三一、漆工五十五、刀剣二十四、陶磁一四四、染織四十二、考古一、六四五、陳列品総数二、三〇〇余点に及んでいる。春秋の季節には特別の展覧会を催して広く江湖の観覧に供することは当館が数十年來行なつて来た伝統的な事業である。そのほかに各一・二室を用いてしばしば臨時の陳列も行なつてゐる。また屋外の庭園中にも幾つかの陳列品を芝生や樹草の間に配置している。観世音菩薩石彫、道祖神石彫、須弥山石、石人、石棺、供養板碑、陶製灯籠、鉄製灯籠、犧牛石彫、文人石彫、ジェンナー肖像などがその例である。近年に行なわれた特別展覧会の例をあげると次のようなものがある。

昭和二十五年年度

| | | | |
|---------------|-------------|--------------|------------|
| 法隆寺文化展覧会 | 五・一五―六・二六 | 役者絵と相模絵展 | 五・九―五・三一 |
| 国宝名古屋城美術特別展覧会 | 四・一―四・二〇 | 新収品特別展覧会 | 六・九―六・三〇 |
| 南画名作展覧会 | 一〇・二五―一一・二六 | 良寛遺墨展 | 七・九―八・一〇 |
| イタリヤ名画複製展 | 四・六―四・三〇 | 下村観山遺作特別陳列 | 九・一―一〇・一 |
| 甲冑名宝展 | 五・一―五・三〇 | 名作時絵硯箱特別陳列 | 九・一五―一〇・一五 |
| | | 現代フランス製版画展覧会 | 一〇・一〇―一一・三 |

昭和二十六年年度

| | | |
|--------------|-------|---------|
| アンリ・マチス展覧会 | 三・三十一 | 五・二三 |
| 宗達・光琳派展覧会 | 四・七 | 五・六 |
| 日本古代文化展覧会 | 一〇・二〇 | 一一・二六 |
| 新国宝特別展 | 六・一五 | 一六・二四 |
| 陽明文庫特別陳列 | 一〇・一五 | 一一・二八 |
| 絵画名品特別陳列 | 一〇・一〇 | 一一・二五 |
| 陶器特別陳列 | 一〇・五 | 一一・二五 |
| 菱田春草特別陳列 | 一一・一 | 一一・三〇 |
| 智積院襖絵特別展 | 一一・一 | 一一・二・七 |
| 高台寺蒔絵特別展 | 二・五 | 三・三一 |
| 昭和二十七年年度 | | |
| 日本染織美術特別展覧会 | 四・六 | 五・五 |
| 新国宝展覧会 | 四・三 | 四・二二 |
| 土俗美術特別陳列 | 五・三 | 六・一五 |
| 鐔名作展 | 五・一 | 三・一五・二八 |
| 飛香舎調度特別陳列 | 八・一 | 八・一七 |
| ロスアンゼルス展出品中国 | 六・二七 | 七・六 |

陶器展

| | | |
|----------------|-------|-------|
| 南方裂特別展 | 五・一五 | 一七・二五 |
| 薬師寺水煙特別陳列 | 五・二五 | 一八・一五 |
| ブラツク展 | 九・二〇 | 一〇・二六 |
| 博物館創設八十周年記念名品展 | 一〇・三 | 一一・五 |
| 新国宝特別展 | 一一・二五 | 一一・三〇 |
| 大山祇神社甲冑特別展 | 三・三 | 三・一五 |
| 選定無形文化財工芸技術内示展 | 三・一九 | 三・二九 |
| 昭和二十八年年度 | | |
| 新国宝重要文化財新指定特別展 | 四・一 | 四・一〇 |
| 横河コレクション東洋古陶磁展 | 四・一〇 | 一五・三一 |
| 書道名品展 | 一〇・一〇 | 一五・三一 |
| ルオール展 | 一〇・一 | 一一・一五 |
| 中国古代土器展 | 四・一〇 | 一五・三一 |

相州上物特別陳列
アメリカに於ける日本古美術展

昭和二十九年年度

| | | |
|-------------------|-------|-------|
| 新国宝重要文化財新指定特別陳列 | 四・一三 | 四・二五 |
| ゴヤ特別展 | 四・一六 | 五・五 |
| 刀装特別陳列 | 八・三 | 八・三一 |
| 昭和二七・八年度新収品展 | 八・一〇 | 八・二九 |
| 中国古玉特別陳列 | 九・四 | 一〇・二九 |
| 推来特別展 | 九・四 | 一〇・一〇 |
| 趙之謙作品展 | 九・四 | 九・三〇 |
| 岐阜県関市春日神社桃山能装束特別展 | 一〇・三 | 一一・三〇 |
| フランス美術展 | 一〇・一五 | 一一・二五 |
| 新国宝重要文化財新指定特別陳列 | 一一・二五 | 一二・二五 |

渡辺華山展

昭和三十年年度

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 新国宝重要文化財新指定特別陳列 | 四・五 | 四・一七 |
| 平等院鳳凰堂壁面模写特別陳列 | 四・八 | 四・一七 |
| アイヌ土俗展 | 七・二三 | 一一・二七 |
| 昭和二七年度新収品展 | 八・二 | 八・二八 |
| メキシコ美術展 | 九・一〇 | 一〇・二三 |
| 日本金銅仏展 | 一一・一 | 一一・三〇 |
| 登石如包世臣遺作展 | 一二・一〇 | 一・三一 |
| 近世蒔絵鞍轡特別陳列 | 一・一 | 一・三一 |
| 根来塗特別陳列 | 三・四 | 四・三 |
| 昭和三十一年年度 | | |
| 昭和三〇年度新収品展 | 八・七 | 九・二 |
| 古代の生活文化史展 | 四・一 | 一一・三〇 |
| 名槍特別陳列 | 六・五 | 一七・三一 |
| 新国宝重要文化財新指定特別陳列 | 四・五 | 一四・一五 |

| | | |
|----------------|----------------|-------------|
| 別陳列 | 中世の美術特別展 | 一〇・二三―一一・二四 |
| 雪舟特別展 | 欧州巡回展報告展示 | 一一・三〇―一二・五 |
| 康継名作展 | 仏教版画特別陳列 | 二・八一―三・一〇 |
| 江戸回顧展 | 鳳凰堂壁面模写特別陳列 | 三・八一―三・三〇 |
| 国宝重要文化財新指定特別陳列 | 中国朝鮮螺鈿器展 | 二・二五―三・九 |
| 昭和三十二年度 | 昭和三十三年度 | |
| 仏教美術特別展 | ペルシヤ美術展 | 五・二一―六・二二 |
| 平等院鳳凰堂壁面模写展 | 昭和三二年度新収品特別陳列 | 八・五―九・七 |
| 列 | 東洋古燈器展 | 九・二〇―一一・二六 |
| 国宝重要文化財新指定陳列 | ゴッホ展 | 一〇・二五―一一・二五 |
| 近世初期風俗画名作展 | 市川米庵遺墨並関係遺品陳列 | 一一・三―一二・二五 |
| ホノルル日本美術展報告展 | 醍醐寺五重塔壁面模写特別陳列 | 一・四―一・二五 |
| ギメイ美術館寄贈品展示 | 法隆寺献納宝物特別展 | 二・二〇―四・二二 |
| 三一年度新収品展 | | |
| 橋本雅邦名作展 | | |

観覧者について見ると、明治の初期から入場者はすこぶる多かつたことが知られる。今、その統計によつて経過を

見るに（便宜上ここでは明治二十三年以降、ある時期を五年づつ取り出して表出した）帝国博物館時代の明治二十三・四年から三十二・三年までは年間およそ六万から十万人であつた。帝国博物館の時代では明治三十三年以降、昭和十五・六年頃まで同じく十方乃至二十万人であつた。昭和十五年の六十九万人であつたのは第一回正倉院展覧会による特別の事情と見てよい。当館の現状では、この盛況をさらに増し進めたものであることを知ることが出来る。

博物館観覧者数（年次比較表）

| 年度 | 種別 | 大人 | 小人 | 団体 | 学校生徒 | 無料其他 | 特別観覧 | 計 |
|--------|----|---------|--------|----|--------|------|------|---------|
| 明治二十三年 | | 一七、六一六 | 五〇〇 | | 一、五六三 | | 六 | 一九、七〇三 |
| 同 二十四年 | | 六三、五四一 | 二、二〇七 | | 六、三二九 | | 一三 | 七二、一一七 |
| 同 二十五年 | | 七四、五六二 | 二、九〇一 | | 七、二一八 | | 一八 | 八四、七一六 |
| 同 二十六年 | | 九一、三四一 | 三、八四七 | | 六、二二四 | | 八 | 一〇一、四三一 |
| 同 二十七年 | | 九七、七五三 | 四、三三九 | | 八、七四一 | | 二〇 | 一一〇、八五三 |
| 明治三十六年 | | 一五九、六七四 | 八、二七二 | | 二五、八九七 | | 一一七 | 一七二、九四三 |
| 同 三十七年 | | 一二四、九四二 | 七、五四二 | | 二二、四五四 | | 一六二 | 一三二、五五五 |
| 同 三十八年 | | 二四五、〇四六 | 一四、一一三 | | 四〇、〇〇四 | | 二二〇 | 二二九、四〇九 |
| 同 三十九年 | | 二八〇、五一〇 | 一一、〇五八 | | 四四、二一五 | | 四一六 | 三三三、三〇三 |
| 同 四〇年 | | 一四三、三三六 | 五、四一四 | | 一五、三二三 | | 四一四 | 一六四、五〇八 |

| | | | | | | |
|-------|---------|--------|---------|---------|--------|--------------|
| 昭和元年 | 一六二、三七四 | 一一、五〇三 | 五、四三八 | 四二、四三四 | 三七、八二四 | 四七三、二六一、〇四五 |
| 同 二年 | 一五三、四六四 | 一三、五三七 | 三、〇一四 | 三四、〇〇二 | 一、七三六 | 四六七、二〇六、二二五 |
| 同 三年 | 一三五、五三六 | 九、三一六 | 三、二八三 | 四〇、〇二〇 | 七、七九三 | 四一六一九六、三六四 |
| 同 四年 | 一一一、二三四 | 八、三二二 | 二、五〇〇 | 三五、二七六 | 一六、三六八 | 五二六一七四、二一六 |
| 同 五年 | 七六、三三一 | 五、九九五 | 二、二一六 | 二六、四四三 | 七、三一四 | 四四七二一八、七四六 |
| 昭和二年 | 五五、八〇九 | 四、六二四 | 一、四三〇 | 一九、六六八 | 一三、三九八 | 一九四一三〇、六五六 |
| 同 二年 | 五三、八八五 | 五、二四六 | 一、六五九 | 一八、四五〇 | 九、三七五 | 一六二 八八、七七七 |
| 同 三年 | 八九、三三一 | 八、四八一 | 二、一三〇 | 四二、七四八 | 一二、〇四五 | 三七一五三、七七二 |
| 同 四年 | 二一六、三八一 | 二二、九三九 | 五〇六 | 九四、五五八 | 三〇、〇六八 | 四八三七〇、〇二二 |
| 同 五年 | 四三四、五七四 | 三四、七五二 | 二二、九七三 | 一三九、九四七 | 五六、四四二 | 二〇三六九八、九三一 |
| 昭和三〇年 | 一八三、〇三〇 | 八八、三九七 | 一三三、五〇五 | | | 八七四四〇五、八〇六 |
| 同 三一年 | 一九八、〇八六 | 二九、〇九六 | 一一五、五九一 | | | 七〇六三四五、四八一 |
| 同 三二年 | 二二九、〇二四 | 二四、九九二 | 一〇六、八九一 | | | 一、〇四六二六一、九五八 |
| 同 三三年 | 三一四、一八一 | 四八、三七二 | 四、五六二 | 二〇六、八九一 | 三、八二九 | 八七二四七八、六〇七 |
| 同 三四年 | 一九〇、五七四 | 四一、六一七 | 三〇九、〇一一 | | | 八九一五四二、〇九三 |

出版、講演会、講座 陳列館を観覧する人々のために館内の状況、陳列室の配分を示し、展示品の理解を助けるために

案内書、解説書の類を刊行して展観と呼応することとし、また研究報告、学報、収蔵品目録、展観図録、絵葉書の類を發行して当館の内容を知らせるとともに学界に対して裨益することに努めている。また館外の人に当館の行事を知らせるために博物館ニュースを刊行し、機関雑誌としてミュージアムを發行している。博物館ニュースは昭和二十二年九月以来、月刊をなして現在第一五九号に至り、ミュージアムは昭和二十六年四月刊行以来、月刊として現在第一二二号を發行した。

また昭和二十五年から映画の製作を始め、現在までに美術映画シリーズとして「美の殿堂」「東京国立博物館」「古代の美」「上代彫刻」「飛鳥美術」「天平美術」「平安美術」「鎌倉美術」「室町美術」「桃山美術」「江戸美術」の十一種を企画製作し、一般の利用に供している。

このほか、特別展覧会の開催に際しては記念講演を、また教師や研究家のためには随時特別講座や夏期大学等を開催して一般の研究のために資している。

館外活動 当館では収蔵品を館外の文化機関の展観資料として貸与してその事業の後援、助成、指導など館外の活動も行なっている。

美術品を展観して広く公衆に供覧するには、十分な施設を備え、十分な経験をもった博物館学芸員のような取り扱い者があつて初めてできることなのであるが、わが国ではこのような事業を行なうのに適当な施設が少なく、またそれらが特定の地域に限られているため、地方の中小都市では美術展覧会などは容易に行ない得ずに過ぎてきた。博物館法が施行されてからようやく地方公共団体や民間団体などで博物館事業を行なう機関が増加し、さらに新設される傾向にある。しかし、これらの美術館、博物館等においても未だに展示に必要な美術歴史的資料を整備することが困難な実状にあることは、現在最も考慮されなければならない課題の一つであると思われる。

このような環境にある各事業団体では、事業を行なうために当館に対して資料の貸与とともに指導や後援を求めてくるのが近年次第に増加している。当館では古く帝國博物館の頃にも収蔵品を貸与していたが、最近におけるこの種の事例は極めて多く、最近における新しい事実としてとくに注目される場所である。いまその状況を詳細には記述し難いので、昭和二十七年から同三十三年までの間に於ける貸与件数を表示してその一端を示すこととする。

博物館収蔵品を陳列のため館外に貸与した数

| 年次 | 昭和二十七年 | | 二十八年 | | 二十九年 | | 三〇年 | | 三一年 | | 三二年 | | 三三年 | |
|----|--------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 月次 | 件数 | 月次 | 件数 | 月次 | 件数 | 月次 | 件数 | 月次 | 件数 | 月次 | 件数 | 月次 | 件数 |
| 計 | 102 | 二、五六〇 | 124 | 二、六〇六 | 152 | 三、二〇九 | 122 | 二、六一七 | 157 | 三、四九七 | 167 | 三、三六二 | 158 | 二、三三八 |
| 海 | 1 | 二 | 1 | 四 | 5 | 六 | 1 | 九 | 2 | 四 | 4 | 六 | 4 | 三 |
| 三 | 11 | 二 | 11 | 一 | 11 | 三 | 九 | 七 | 11 | 二 | 16 | 八 | 10 | 七 |
| 二 | 2 | 七 | 2 | 八 | 7 | 四 | 一 | 五 | 5 | 四 | 9 | 八 | 9 | 一 |
| 一 | 3 | 一 | 3 | 〇 | 11 | 九 | 六 | 11 | 12 | 八 | 10 | 八 | 12 | 三 |
| 十 | 1 | 三 | 1 | 六 | 8 | 七 | 七 | 12 | 9 | 九 | 9 | 3 | 9 | 五 |
| 十一 | 10 | 七 | 10 | 五 | 14 | 一 | 二 | 6 | 12 | 八 | 10 | 二 | 9 | 九 |
| 十 | 12 | 二 | 12 | 三 | 15 | 五 | 三 | 25 | 25 | 二 | 25 | 〇 | 28 | 一 |
| 九 | 8 | 一 | 8 | 七 | 12 | 三 | 七 | 23 | 23 | 〇 | 二 | 二 | 10 | 二 |
| 八 | 7 | 八 | 7 | 四 | 5 | 一 | 一〇 | 12 | 12 | 二 | 八 | 五 | 7 | 一 |
| 七 | 9 | 〇 | 9 | 二 | 10 | 二 | 五 | 7 | 7 | 八 | 六 | 八 | 6 | 四 |
| 六 | 10 | 三 | 10 | 七 | 9 | 一 | 一 | 6 | 6 | 四 | 五 | 七 | 7 | 一 |
| 五 | 12 | 〇 | 12 | 二 | 18 | 一 | 八 | 23 | 23 | 五 | 二 | 二 | 22 | 二 |
| 四 | 16 | 四 | 16 | 五 | 27 | 九 | 三 | 14 | 14 | 七 | 九 | 三 | 31 | 二 |
| 三 | 五 | 八 | 3 | 二 | 2 | 二 | 七 | 14 | 14 | 九 | 二 | 二 | 1 | 二 |
| 二 | 12 | 九 | 19 | 五 | 17 | 二 | 七 | 14 | 14 | 二 | 三 | 二 | 1 | 二 |
| 一 | 16 | 四 | 19 | 二 | 17 | 三 | 七 | 14 | 14 | 三 | 二 | 二 | 1 | 二 |

貸与した対象は公私立博物館が最も多く、公共団体、文化団体、協会がこれに次ぎ、新聞社の事業部、社寺其他などがその他の主なものであつて、当館ではこの種の館外活動について深い考慮をはらつてゐる。また、海外諸国における博物館や文化団体等からの貸与依頼もあつて、最近国際間の文化交流に資する事業の実施もとみに多くなつてゐる。

このほか当館には講堂、六窓庵、春草廬、応挙館、九条館などの建物があるが、この建物を利用して一般の便宜を計ることも併せて行なつてゐる。

建物を貸與した回数

| 昭和三一年 | 昭和三二年 | 昭和三三年 | 昭和三四年 |
|-------|-------|-------|-------|
| 五三 | 六一 | 五〇 | 五一 |
| 三六 | 四一 | 三一 | 四三 |
| 四九 | 四八 | 四五 | 四八 |
| 七 | | | 一五 |
| | | | 一五 |
| 二五 | 一四 | 一七 | 二〇 |
| 四二 | 六二 | 四〇 | 四二 |

五 結 語

当館の沿革をたどればその歴史はまことに古く、創設当時の状況は明治文化史の一面を綴るものであつて、記してつきないものがある。しかも、当館の明治初期の事情をつまびらかにした論述はほとんどなく、当時の文書類もその多くが散逸している。この記述の中で創設の部分に紙数を費したのは幾分でも当時の状況を記したためであつ

た。宮内省時代の資料については他に記録も残されているので、あえて多くを語らずに略記にとどめた。また、現在の状況の項は最も関心を寄せるところであるが、事業の範囲が広く、内容も豊かで記述を尽し難い有様であるので、当然に記載すべき事項をも割愛しなければならなかった。

当館の位置は、国の制度の改廢にともなつてそのときどきに主管官省を替え、あるいは社会の時流に対応するため事業活動の上にはかなりの曲折があり迂餘の途をたどつてきた。しかし、当館が博物館事業をとおして社会教育のために尽してきた経過は終始一貫して変らなかつたといえる。今日当館が行なつている事業は展示の面においても、あるいは講演会、講座等の上においても、あるいはまた館外活動や国際交流等の面においても、未だかつてない程の盛況を示している。中でも館外活動と国際交流の發展は、現下の時勢が当館に対してますます大きな要請をなしている事情を物語るものであつて、この間に処して当館はその沿革と伝統とに深くかえりみるとともに、江湖の協力と支援にこたえるべく、今後一層の努力を傾けるつもりである。

一方、博物館のあり方についても現在問題は決して少ないとはいえない。美術博物館と歴史博物館の問題はその著しい課題の一つで、かつての宮内省の経営では歴史美術博物館を計画していたのであつたが、美術品の陳列館が猷納されて歴史と美術の均衡が變つた事情や、初期博物館が綜合博物館の体系であつたのに次第に特殊的個別的博物館の形に變つて来た経過などは、人文科学系博物館の在り方について今後なお考えてよい問題であろう。それはとも角として、本館は建設以來すでに長い年次を経て施設の上に改善を要する点が少なくなき、展示用収藏品については、その充実を計るだけでなく、その保存の方途についてもさらに考慮が払われる必要がある。また広汎かつ効果的な事業活動を行なうためには、各般について基礎調査の態勢を整えることが必要であろう。当館はこれらの点を慎重に考慮しつつ、今後さらに努力をつづけるとともに、将来の發展を期している。

第二節 京都国立博物館

一 京都における博物館の起こり

明治年間のいわゆる鹿鳴館時代と呼ばれる欧化主義の流れは、京都においてもととと普及し、また東京選都による産業、文化あらゆる方面への大きな打撃とその影響は、はかり知れないほど深くかつ広いものがあつた。京都府当局は、新しい体制の下における都市の再建設には常に積極的な努力を払い、また二、三の先進的な指導者もあつて、産業の指導や新しい技術の導入、また文化の建設にも極めて積極的な活躍をみせた。

わが国最初の小学校が建設され、また舎密局、解剖場、女紅場、染殿等の社会施設や、産業施設が他都市にさきかけて建設されていったことは有名な事実となつている。こうした気運に乗じて博物館もまた、明治八年四月京都御所の旧御米倉を拝借して開館された。この博物館は府営であり、当時の博物館の分類をみると、古典部には刑獄器類が含まれていたり、巧芸部の中には舎密利用類(物理化学の標本実験の如きもの)と機械製作類が相並んでおり、「工造事物」という一項をたてて、ここに彫刻、図画、撮影、楽器などの美術品をいれていた。この他にも天造部、農業部、土民部の三部が含まれていたのをみると、初期の東京博物館のあり方とよく似ていることがわかる。明治十年に刊行された「京都名所順覽記」によれば、この頃博物館は上京第三十一区河原町通二条南(今の京都ホテル附近)にあつた勸業場の中に移されていたようである。この博物館では一般からの鑑定に応じ「鑑明牒」と呼ぶものを発行していたといわれる。その鑑定員としては、近衛忠熙、冷泉為理、飛鳥井雅望等の公卿華族や、茶道三千家といった名門、大家が名を列

ねていた。その為京都に帝室博物館が建設されることになり、府立博物館は明治十六年に一応閉館され、藏品一千余点は後に本館に引きつがれた。現在も館蔵の列品台帳に京都府引継と書かれたり、参考資料の中に「京都博物館」と刻した蔵印を捺したりしたものが相当あるのは、こうした本館胎生期の歴史を物語っているものである。なお当時（明治九年）の出品物目録をみると、美しい銅版の一枚摺りて表紙もなかなか気のきいたものだし、記載の品々も現在国宝や重要文化財としてそうそうたるものが並んでいる。恐らく本館に関係のある出版物としては、ここらが一番古いところであろう。

一 一 帝国京都博物館の創設

明治二十一年に、九鬼隆一を主宰とする臨時全国宝物取調局が政府に設けられ、全国の古社寺宝物に対する計画的な大調査が実施されることとなった。これにより、現在日本の至宝といわれる古美術品が見出され、その価値が認識されることとなった。こうした調査の結果、京都、奈良方面には特にすぐれた社寺の宝物が多く、それらの大半が破損い、心滅の危険にさらされている事実が判明してきたので、これらを専門的に保存すべき施設が必要が調査にたずさわった人達の間から盛んに叫ばれるようになり、ここに奈良、京都の両地に至急国立の博物館を創設する気運が起つてきた。その後準備は着々と進められ明治二十二年五月には宮内大臣土方久元の名によつて両館の設置が両県の知事宛正式に達せられ、時の京都府知事北垣国道はこれに対し積極的な協力を惜しまない旨の回答を表している。これがすなわち本館の創立時に当る訳で、ちょうど七十一年前のことである。つづいて官制や受託規定（書陵部保管帝国京都博物館例規録第一号参照）なども制定された。

まず最初の創設のための仮事務所は一時府庁内に置かれ、敷地の決定をみた明治二十三年の秋に七条御料地内に移された。森本後淵が初代の館長に任命され、ここに本格的な創立の事業が進められることとなった。この博物館は東山を背にした一万数千坪に及ぶ敷地を有し周囲は三十三間堂、養源院、方広寺大仏、豊国神社、智積院、豊国廟、妙法院、新日吉社などによつて取り囲まれ、京都市の東南部における観光の中心地にある。

博物館創設当時の地は今の敷地の西半（一万二千坪余）が宮内省の所管で七条御料地と称せられていたが、東半（九千坪余）はその殆んどが民有地になっていた。もともとこの七条御料地は、恭明宮と呼ばれる宮廷関係の施設があった所であり、東半の民有地は大部分妙法院に仕える人々の住居であつた。古老の談によると、博物館創設の際にこの民有地は一坪十九銭五厘で買上げられたということである。この御料地の恭明宮のことについては余り世間に知られていないようであるが、明治三年廃仏毀釈によつて宮中から仏教色を一掃された時、この地に御所御黒戸の一部を移して霊牌殿となし、これを恭明宮と名づけ老齢に達した女官達がここに移つて、その御守役を勤めたところである。この由緒ある地に明治二十五年六月、いよいよ陳列館の建設工事が開始され、およそ三カ年余を費して二十八年十月に竣工をみた。工事中に濃尾の大震災がおこり、その被害にかんがみいろいろと設計替えをしたようであるが、創設中の建造物については「開花新聞」（建築雑誌第九十六号所載）に詳しく掲載されている。

帝国京都博物館の内部規定は、当時帝国博物館総長九鬼隆一が発した訓達によつて明かにされているし、列品区分も明細に示され、以後の博物館運営の基礎となつたものである。列品は大別して歴史、美術及び美術工芸の三部とし、また部を小分けして一区から十七区まで設けている。今からみれば少し分時代色のある区分法といえよう。元来博物館は広く古今東西の物品を収集する使命をおびているため、その区割区分は非常に広汎かつ細分化されている。かつ古器宝物の保存を目的としているのでそういった観点から列品区分の内容は上述の三部が中心となつている。その他、帝国京都博物館官制細則、帝国京都博物館社寺什宝受託規則をはじめ観覧心得や構内掲示等にいたるまで多く

の令規が定められ、開館への準備は着々と進められていった。それらの創立以来の細かな規定や経緯はその殆んどが宮内庁書陵部に完存されている京都帝室博物館例規録十数冊に詳しく記録されている。

建物が完成したので、かねての宝物取調べによつて判明した社寺の名宝は新館にぞくぞくと搬入され、明治三十年の春には館内も整備し、列品も充実するにいたつたので、同年五月一日を期し開館の式典が挙行され、この日から公開展示の業務が開始されることとなつた。

初代の館長森本後淵は明治二十七年二月病氣により退官しているので、開館当時における実質上の初代館長は山高信離であつた。なお旧事務所は現在の東門を入つたすぐ南側、枝垂桜の辺にあつた木造の洋風建築であつたが、昭和九年秋の室戸台風で破壊した。現在の事務所はその直後に仮事務所として建築されたもので、昭和十二年二月に完成したものである。また国宝修理所に使用されている土蔵も、やはり創立の当初にできたものでこれは上記の旧事務所と鍵の手に建つていたが、昭和四年に新倉庫ができるまではずつとこれが宝物収蔵庫に使用されてきた。

三 京都帝室博物館の時代

山高信離館長の下には、列品課、庶務課の二課が置かれ、翌三十一年田中勳兵衛、神田香巖等の諸氏が鑑別員として発令され、漸く学芸活動も軌道に乗つてきた。

明治三十三年六月二十六日官制の改正により名称を改めて帝室博物館となり、以後大正十三年京都府へ下賜されるまでの二十数年間当館の館長は東京に駐在する帝室博物館総長の統轄に属して運営に當ることとなつた。

記録によるとこれよりさき三十一年正月には、その年の新年歌会の勅題にちなんで「雪と松竹梅」と呼ぶ展覧会が開かれている。恐らくこれが本館において特別展なるものを開催した最初であつて、以後は毎年正月には勅題をモチ

フとした「新年陳列」が企画されてきた。その内容はその都度発行された「新年陳列目録」によつてしのぶことができ。また明治三十一年は豊公三百年祭に當るので、黒田候爵を会長とする豊公会が生まれ、盛大な豊公祭が大開壇で行なわれたことはよく知られているが、この時本館では四月一日から五月末日までの二カ月間、これを協賛する「豊臣時代大展覧会」を開催している。前記の新年陳列が今でいう特別陳列に當るものとすれば、これは特別展覧会に當るものと解せられる。総合的な企画の下に行なわれた大展覧会としてはこれが最初の催しであつた。

明治三十四年二月には、京阪地方から当時フランスその他へ渡航した人々が持ち帰つた新製品（錦、ゴブラン、印度製ランブリッキン、支那製繡枕掛等の類）を展示したことも記録に残されている。この年の出来事で記しておかねばならぬことは、市内在住の藤原忠一郎氏からその父源作氏の遺品として和漢の書画百十数点と工芸品四十数点が寄贈せられたことである。これは本館がかかる大量の列品寄贈を受けた最初であつた。さらに明治三十六年には大阪で第五回内国勸業博覧会が行なわれ、本館もこれを協賛して「延暦元年より慶応末年に至る時代品展」を開催している。この展覧は歴史的な総合展であつて、三月一日から七月三十一日に至る長期にわたるものであつた。当館の目録をみると、書跡、絵画等は大体十日毎に陳列替えを行ない、一回の展示資料は百数十幅であつたと記されている。今期中を通じて前後二十六回の陳列替えを行なつたということである。なお本館の「御物陳列」——すなわち帝國京都博物館開設に際し、御物中より唐軍扇、千鳥香爐、蔦蒔絵文台並びに硯宮の三品の拝借を許されて陳列した——この御物は以来本館の十四号室に特に御物棚と呼ぶケースを新調して展示されてきたが、大正十三年に恩賜博物館に移管された時も、京都市長は特に引きつづきお貸下げを願ひ出て許可され、本館の名物的存在として、長く親しまれてきたとはまだ記憶されている人も多いことである。

またこれまでは中央ホールの彫刻室に置かれていた万寿寺の丈六阿弥陀像が、今のように正面玄関を飾るようにな

つたのは大正十年十月二十五日からであると記録されている。いつ頃から始まったのかよく判らないが、この仏像の前で毎年仏像供養会が執り行なわれることも年中行事の一つとして、戦前までずっと続けられた。これは仏教連合会の自発的な行事として、行なわれたようであるが、事務室からの行道、仏前の読経、散華楽等が形の通り行なわれ、香煙るとして立ち昇る風景は、来観者にとつてももの珍しいことであつた。

これよりさき明治三十五年館長山高信離の辞職後は、森本後淵が再び館長の職についていたが、明治三十八年に死去したので、青木成一が館長代理を命ぜられ、明治四十一年には久保田鼎が新らたに館長に就任した、学芸方面でも、三十九年の夏から猪熊浅麿が新らたに囑託を命ぜられているし、大正七年には神田香巖が死去した後任として、関保之助が学芸委員として東京から来任した。大正八年には田中勘兵衛が鑑査官に任官して列品課長の職につき、大正十二年には関保之助がこれに代わつて列品課長となつてゐる。

この少し前に明治天皇の御大喪に使用された御須屋と昭憲皇太后の御大喪に用いられた祭場殿が下賜されて、構内の北側に移建され、ここに御輜車と葱華輦とが展示された。昭和八年二月この建物は泉涌寺に移され経蔵となつて現存し、輜車と輦は鴨の河原で焼却処分された。大正四年には大正天皇の即位大札を記念する大典記念博覧会が京都市において催され、その第三会場として極めて大がかりな古美術展が開かれた。その盛況は今も大冊の展覧図録となつて記録に留められている。

なお大正十二年には神戸の武岡豊太氏の所蔵にかかる浮世絵展が催され、初日の参観者千四百余人を数え非常な好評を拍したということであるが、当時の関係者の話によると帝室の博物館として浮世絵のようないわゆる庶民芸術を展示することはどうであるかといつた議論もあつたとか、時代というものを感じさせる話である。

四 恩賜京都博物館の時代

大正十三年一月皇太子（今上天皇）の御成婚を記念して、京都帝室博物館は京都市に下賜されることとなつた。一月二十六日付けで、下賜御沙汰書が京都市長に対して下付され、つづいて牧野内大臣からも京都市長への通牒があつて、下賜のことが確定された。この時館有の列品や参考品等も二千余点が無償で譲渡されることとなつた。その内訳は、列品総数五百八十六点、参考品総数二百五十三点、出版物総数六十二点、写真種板等百七十二点、参考図書等三百五十点であり、この他にも庁用物品が一、二四〇余点あつた。当時京都市では独自の立場で市立美術館設立の計画も進めていた折から、帝室博物館の移管は多年にわたるこの渴望を満たすものとして喜ばれ、全市民の感激もまた大きかつたといわれている。

従来から奈良、京都両館の館長を兼任していた久保田鼎は奈良帝室博物館長に専任し、帝室時代の出品物もその大方は新館に引きつがれ、京都市助役多久安信がとらず館長事務取扱として就任し、初代の専任館長として和田不二男が就任したのは大正十五年九月のことであつた。またその頃久保田鼎、内藤虎次郎、浜田耕作、関保之助の諸氏が新らたに顧問として委嘱された。移管後間もなく四月には京都において東宮御成婚奉祝万国博覧会参加五十年記念博覧会が開かれたので、その第三会場として本館には古美術品を展示することとなり相当の盛況をみた。これが恩賜博物館第一歩の仕事であつた。

新館長和田不二男は永年京都府庁にあり、新任以来昭和十三年に至るまで十数年その職に在つた。別記の事業録を通覧すると、和田氏の在職中は特別展などの開催頻度は最も多いようであり、また帝室時代のいわば欠点でもあつた官僚的な色彩を去り、市民的な運営に重点をおくことにもいろいろと努力が続けられたようである。現事務所の東側

にある二階造りの倉庫も昭和四年に新装されたもので、創立以来の旧態依然たる土蔵を使用していた当時の現状からすれば、これも大きな収獲であつたといえる。しかしこの時構内東北隅の五百四十坪が東山区役所の田地として、本館の敷地から割譲を余儀なくされたことは惜しむべきことであつた。

昭和九年五月には恩賜十周年記念展覧が行なわれ、その盛観は記念図録として刊行されている。この時の記念事業の一つとして、陳列館の玄関左右に現存の翼舎を新築し、これを機会に開館以来三十数年間宮廷専用であつた正面玄関を開放し、一般にも出入りできるようにした。

大正十三年以降毎年八月初旬には夏期講座が開かれ、講演に見学に大いに人気を拍したのもこの頃であつた。こうした活躍はみな和田館長の在任中に企画実行されたわけであつて、久保田鼎館長のあとを継ぐ、館発展の中期における功績者であつたと考えられる。この前後に今も前庭の池畔にそびえている千仏多宝石幢（重要美術品）が福田攻之助氏より当館に寄贈されたし、古鏡研究家広瀬治兵衛氏からは愛蔵の和漢鏡数十面、鳥丸寺之内の松永誠四郎氏からは松永尺五堂の著述、筆跡、文房遺愛の品々、財団法人覚誓会からは法隆寺壁面の原寸写真複製十二幅、杉本哲郎氏からはインド及びシーギリヤで模写将来の壁画数点、伊藤庄兵衛氏から漢代画像石拓本四十一一点、東京の広田松繁氏からは宋窯刻花文壺等が贈られたことは、特筆しておかねばならない。

昭和十三年に和田館長退任のあとをうけて川口知雄、則包末広、土居次義、入山雄一、富岡益五郎の各館長の時代を迎えるが、市財政の不如意、戦時体制下などという悪条件の下にあつて、博物館の運営は苦難の時期であつた。そうした状態は終戦を迎えてもしばらく続かざるを得なかつたし、社会の荒廃と、人心の頹廢は博物館にも無関係ではなかつた。しかし博物館本来の使命に向かつては常に努力が続けられ、外部団体として「友の会」を組織するなど博物館の発展に努めた。また従来は市民公園のように公開されていた園内を非公開とし、園内も着々と整備され、昭和

二十五年夏には神戸の松浦卓氏からロダンの名作「考える人」「アダム」の大きな青銅像も寄託された。その後アダムの方は京都市に買い取られ、市役所前の広場を飾っているが、引きつづいて「考える人」も京都市の大宮庫吉氏の多大の援助によつて昭和三十一年度に園有となつた。

五 京都国立博物館以後

東京、京都、奈良の三つの博物館は帝室博物館として設立され、常に三者鼎立の形で発展してきたのであるが、昭和二十五年文化財保護法が制定され、文化財保護委員会が組織されたので、この機会に当館を再び国営に戻そうという意向は国においても相当に強く京都市においても同じような考えを持つていた。従つて昭和二十六年になると急にこの気運が高まり移管実現に踏み出すこととなつた。参議院文教委員会が両当事者の間にたつて斡旋したので昭和二十七年には移管実施という方向がまず決定され、二十六年四月頃から移管実施の基礎的な折衝がすすめられ、同年九月二十九日には京都市会において正式に恩賜京都博物館を国に無償譲渡することが可決され、この決議書は同年十月八日京都市より正式に文化財保護委員会に提出された。いよいよ移管も軌道に乗つてきたので、この問題を審議するため京都国立博物館設置準備委員会が設置され、国会においても「文化財保護法改正案による京都国立博物館設置の件」が可決された。準備委員会で決められた京都国立博物館創設に伴なう条件は敷地の件、市の所有として残る館有列品、あるいは職員を引きつぎ、市が負担金八百三十万円を支出すること等であつた。また京都国立博物館組織規定や評議員規定等も制定された。新予算については二十七年度の国家予算として六百九十三万余円が認められた。

移管に必要な事務手続、処理も順調に進み昭和二十七年三月三十日、博物館において京都市夏秋助役と委員会事務局の富士川総務部長両当事者の間において正式事務引継ぎが行なわれ、ここに新たに京都国立博物館が文化財保護委

員会の附属機関として創設されることとなった。館長は正式決定まで文化財保護委員会細川護立委員が館長事務取扱
いとなり、富岡益五郎前館長は新たに次長に任命された。

五月一日神田喜一郎氏が新館長に決まり、館長はじめ評議員、定員職員、非常勤職員と陣容も整い、国立博物館開
設の記念展として文化財保護委員会と東京国立博物館所蔵の名品を集めた「国有東洋美術名品展」が五月一日から開
かれた。

なお、京都市から国立博物館に引きつがれた陳列品等の内訳は、寄託列品(社寺、個人並びに短期出品等)二千五百一
件、館有列品八百三十一件、館有参考品四百八十六件、館有図書七千二百八十七冊、写真五千五百十枚。館の事業と
して始められた「友の会」は現在会員二百数十名に達し常設の展示や例会を通じて常に館と親睦の交わりをつづけて
いるし、昭和二十八年十月館の外廓援助団体として発足した「清風会」は京阪神財界の名士等多数が会員となり、常
に館の運営を積極的に援助している。今や移管後八年余の歳月を経て、博物館活動もいよいよ軌道に乗ってきた。

ことに列品の充実整備の面で国立移管後は見るべきものがあり、従来のように一切を寄贈者の意志にまっとういた
消極的な面から、わずかながらも年間予算に列品購入費が計上されたので、毎年少しづつでも優れた館蔵列品が増加
しつつある。

国立移管後の列品に関してここに特筆すべきことは、守屋コレクションの寄贈である。館蔵品の極めて少ない本館
の実情に鑑み、守屋孝蔵氏は秘蔵品のうちから宸翰八点、古経二七六点を寄贈された。この古経は日本並びに中国の古
経を系統的に蒐集した最高のコレクションといい得るものである。また、昭和三十二年には大阪の銭高久吉氏と竹中
ミネ氏から中国古陶の優品数点が、また昭和三十五年二月には上野精一氏から中国絵画の優品一六四件が贈られ
た。その他にも多くの方がたの寄贈の好意をうけ館有列品は購入品と相まって次第に増加の一途をたどっている。

またこの間、特別展覧会をはじめ、特別陳列、特別講座、列品解説、学術講座、夏季講座並びに出版等、各種の博
物館活動を実施してきたが、これらのすべての事業をここに述べることはできないので、その一端を知つて貰うため
に、これらのうち特別展覧会および特別陳列の開催の概要だけを一括して次に掲げることとする。

昭和二十七年(京都国立博物館以後)

- 四・一一―四・二〇 御物若冲動植彩絵展
- 五・一一―五・二〇 国有東洋美術名品展
- 五・二八―六・八 修理完成記念西大寺十二

天画像特別陳列

- 八・二六―九・二三 西本願寺藏蓊帛絵特別陳
- 八・二六―九・二三 黄檗山万福寺障壁画特別

陳列

- 八・二七―九・三〇 シヤム安南の陶磁特別陳
- 九・九―九・二八 摺仏特別陳列

- 一〇・一一―一〇・一六 友松筆建仁寺障壁画特別

陳列

- 一〇・一五―一一・三〇 中国古陶名品特別陳列

- 一〇・二二―一一・一六 第二次指定京都新国宝展
- 一一・一九―一二・二二 中国絵画と書蹟特別陳列

昭和二十八年

- 一・六―一・三〇 故内藤湖南博士蒐集中国
- 二・一〇―三・三一 金石文拓本特別陳列
- 二・一〇―三・三一 煎茶陶器特別陳列
- 二・一〇―三・三一 螺鈿を主とした漆工展

纏

- 二・一〇―三・三一 摺仏と古瓦特別陳列
- 三・一〇―四・三〇 宋陶枕特別陳列
- 三・一一―三・二〇 大乘寺(応挙寺)孔雀図襖

絵特別陳列

- 四・一五―四・三〇 三十六人家集と久能寺経
- 一〇・二〇―一一・二〇 展(春の特別展)
- 一〇・二〇―一一・二〇 山城考古展

- 一一・一三―一一・三〇 中国書画特別陳列
- 一〇・一〇―一二・一三 鳳凰堂雲中供養仏特別陳列
- 一一・一三―一二・一三 蒔絵香道具と文台硯箱特別陳列
- 五・一一―六・二〇 中国の書画特別陳列
- 五・二〇―六・三〇 淡路桃取平の名品特別陳列

昭和二十九年

- 四・一〇―五・三〇 中国古陶展
- 一〇・一五―一一・三 守屋コレクシヨン寄贈記念宸翰古絛展
- 七・五―七・三一 中東學術調査展
- 一〇・一〇―一一・三一 日本の土器特別陳列
- 一〇・一〇―一一・三〇 根来塗特別陳列
- 一一・一〇―一一・二五 雪舟展

昭和三十年

- 三・二九―四・一〇 医学に関する美術資料展
- 四・一九―五・二〇 東方緞通展
- 一〇・一五―一一・二〇 日本の仮面(秋の特別展)
- 三・一一―三・三一 御所人形展
- 三・一五―三・三一 平等院壁面模写特別陳列
- 一〇・二〇―一一・一五 平安時代の美術(開館六十周年記念展覧会)

昭和三十一年

- 五・一一―五・六 厳島神社の平家納経特別陳列
- 五・一一―六・三〇 袖井遺跡の出土品特別陳列
- 三・八―四・三〇 宋代陶枕特別陳列
- 四・三―五・四 中国の絵画特別陳列
- 五・八―六・八 明兆画蹟特別陳列
- 五・一五―六・一五 熊野速玉神社の神服特別陳列

昭和三十三年

- 五・二〇―五・二五 平家納経特別陳列
- 一〇・一〇―一二・九 インド・東南アジアの染織展
- 一〇・二―一一・八 隋唐の美術展

昭和三十五年

- 四・一四―四・一九 平家納経特別陳列
- 五・一一―五・二九 日本の説話画特別展
- 四・一一―四・二〇 上野有竹斎収集中国書画特別陳列

昭和三十四年

最後に記しておきたいことは、表面には余り目立たないが建設後すでに六十余年を経て、ようやく老朽した陳列館に対する補強に、すでに相当多額の営繕費を費したことである。博物館の生命というべき陳列館の補強、塗装並びに螢光灯配電や各種の防災設備の施工、また陳列ケースの近代化等はこの数年來着々とその実を挙げつつあり、すでに二千万をこえる工費を費している。また京都市より交付された京都国立博物館創設補助金と国庫の営繕費とによつて建設された新しい収蔵庫も昭和三十三年春完成し、国立博物館としての整備と充実は日々に整えられつつある。この収蔵庫は、京大教授森田慶一博士の設計になるもので、その工費は二千二百七十七万円を要し、工事は三年余を費し、国立以後に着手された工事としては最大のものであつた。この建物はその位置、構造等のすべてが、将来における本館の最終的な大計画につながる一環であつて、延坪は二一四坪余、その建築の外観は古風な陳列館との調和に最も設計の苦心が払われている。

なお将来への大きな飛躍とその発展の為に、新しい大陳列館の新設と近代的な事務所の新築、庭園の整備などについても具体的な計画案をたてており、近き将来には東山の翠巒を背にする一万五千坪の構内に、内容外観ともに世界に誇るに足る大博物館が建設される日も遠くないと信じている。

思うに創立より京都市下賜にいたる帝室博物館の時代をその第一期の創設期とみるならば、恩賜博物館以降の市立

時代は第二期の發展期にあり、国立博物館として新らたに出発した今日は、いよいよその本格的な完成を遂げて、將來への飛躍を約束されるときと信じ、われわれは文化の名においてその使命達成の誓いを新たにすることを期す。

第三節 奈良国立博物館

一 沿革

明治二十八年一月、帝國博物館長九鬼隆一から本館開設の旨の訓達があつたが、その文中の一節に、

「千歳ノ旧都ニシテ古社旧刹星羅棋布シ所謂名器重宝ノ鍾マル所故ニ先ツ此館ヲ此ニ建テ一ハ以テ温故知新ノ道ヲ啓キ一ハ以テ近傍社寺什宝ノ寄託ニ充ツ而シテ寄託スル所ノ社寺ノ什宝ハ其修理ノ費一切官之ヲ弁シ又歳々館ノ所入ヲ計リテ庶分ノ資助ヲ其社寺ニ給シ其宝物ヲシテ託スル所ヲ得テ兼ネテ資財ヲ獲セシム云々」とあるように、本館の設置は古器宝物の保存を目的とするものであつた。

これよりさき、明治二十二年五月十六日宮内省達第六号をもつて宮内省圖書僚附属博物館を廢し、帝國博物館（東京）、帝國京都博物館、帝國奈良博物館を設置することになり、帝國奈良博物館の敷地は、奈良御料地（大和國奈良県奈良町大字登大路）と定められた。明治二十三年五月六日博物館事務所建築の工を起し、同年七月二十三日まず事務所が竣工した。一方、同年十二月田村宗完外七氏によつて元興寺大乘院門跡の苑内にあつた茶室（八窓庵）が博物館に獻納され、茶室は明治二十五年現在の地に移された。

その後いよいよ陳列館を建設することになり、まず明治二十五年二月帝國奈良博物館建築設計のため内匠頭堤正

誼、同技師片山東照、帝國博物館理事岡倉寛三の三氏が実地検分を行ない、同年六月博物館敷地内に内匠寮出張所を設置するとともに、ただちに建築に着手した。陳列館はその後約二年半を要して明治二十七年十二月十九日をもつて竣工した。

建坪四百五十三坪（工費九万二千七百九十四円四十三銭）、煉瓦造平家建の洋風建築で、中央および南、北の三棟からなり、内部は十三室よりなつてゐる。翌明治二十八年四月二十九日をもつて開館し、ここにはじめて一般公衆の觀覽に供したのである。

その後明治三十三年六月二十六日官制の改正により帝國奈良博物館は、奈良帝室博物館と改称されたが、開設以來昭和二十二年文部省に移管されるまで前後約六十年にわたつて宮内省所管の博物館としてその歴史を歩んだ。その間、昭和二十年八月の終戦前後、一時休館を余儀なくされたが、それ以外は一貫して博物館活動を継続し、主として奈良県下の各社寺から寄託された仏像その他美術工芸品を陳列して一般の觀覽に供してきたのである。

昭和二十二年五月三日奈良帝室博物館は文部省に移管（但し正倉院係は宮内府の所管となる）され、同日政令第八号をもつて国立博物館奈良分館と改称した。昭和二十五年五月三十日文化財保護法が制定（昭和二十五年五月三十日法律第二二四号同年八月二十九日施行）されるとともに国立博物館は文化財保護委員会の附属機関となり、奈良博物館もその傘下に入った。昭和二十七年四月一日国立博物館組織規程の一部改正により東京国立博物館奈良分館と改称したが、同年八月一日文化財保護法の一部改正により東京国立博物館から独立して奈良国立博物館と改称され現在に至つてゐる。

その間昭和十二年十月には陳列品収蔵庫（一八八坪）を竣工し、昭和二十七年には小講堂（四聖堂）を建設したが、昭和三十、三十一年度には陳列館特別修繕工事として総工費五百五十五万八千円をもつて屋根銅板葺替え、天井クラックの補修、床面リノリウム貼り、防火シャッターおよび鉄扉の取付け等大規模な工事を行ない、昭和三十二年

には茶室八窓庵屋根葺替えその他の修繕工事を完了した。また昭和三十三年度には近畿地方建設局の工事設計により総工費一千六百九十三万二千円で庁舎を新築し、昭和三十四年三月三十一日をもつて竣工した。鉄筋コンクリート造平家建二百五十四坪(八四・一平方米)の近代的建築である。なお旧庁舎の一部を茶室八窓庵東寄りに移築改修し、茶室休憩所とした。

二 事業の概要

当博物館の事業としては、①展観、②講演会ならびに列品講座、③映画鑑賞会、④友の会、⑤出版等がある。

展観については奈良県内各社寺からの寄託出品を中心に仏教美術に関する常時陳列を行なっているほか、春秋その他随時に特別展覧会および特別陳列を行なっているが、昭和二十五年度以降における特別展および特別陳列の開催状況は次のとおりである。

| (展覧会名) | 開催時期 | 観覧者数 |
|-----------|--------------|--------|
| 古代農耕文化展 | 二五・四・五～五・六 | 六、九〇五名 |
| 世界の彫刻展 | 三五・五・三～六・〇 | 八六名 |
| 新収名品展 | 三五・九・五～一〇・三 | 三、〇〇〇名 |
| 正倉院展(第四回) | 三五・二・一～二・四 | 四、二八名 |
| 三重考古展 | 三六・三・五～四・七 | 五、六二名 |
| 扇面展 | 三六・五・一～五・三 | 三、八〇二名 |
| 新国宝展 | 三六・一〇・二～一〇・三 | 三、七三三名 |
| 正倉院展(第五回) | 三六・一〇・六～二・四 | 三、〇六名 |
| 日本初期洋画展 | 三七・三・一〇～四・五 | 一、七五〇名 |
| 白鳳、天平美術展 | 三七・四・三〇～六・〇 | 六、八四九名 |
| 正倉院展(第六回) | 三七・一〇・五～一〇・六 | 四、六九七名 |
| 大和文華館第一回展 | 三七・二・三～二・三〇 | 一、八四六名 |
| 醍醐寺名宝展 | 三六・四・三～五・三 | 七、五五名 |
| 正倉院展(第七回) | 三六・二・一～二・四 | 四、五五〇名 |
| 平安初期展 | 三六・四・四～五・六 | 四、五五〇名 |

| 遊代陶磁展 | 元・一〇・一～一〇・四 | 一五、三〇四名 |
|---------------|--------------|---------|
| 正倉院展(第八回) | 元・二・一～二・四 | 四、二四〇名 |
| 法隆寺献納御物展 | 三〇・四・一〇～五・〇 | 五、七六名 |
| 正倉院展(第九回) | 三〇・一〇・三～一〇・三 | 元、六〇名 |
| 春日大社遷宮記念名宝展 | 三〇・二・八～二・三〇 | 六、二二名 |
| 来迎美術展 | 三〇・四・一〇～五・〇 | 三、〇七〇名 |
| 正倉院展(第十回) | 三〇・一〇・三～一〇・三 | 三、九六名 |
| 柳里蒸展 | 三〇・四・三〇～五・〇 | 一、七三二名 |
| 熊野速玉神社御神宝特別陳列 | 三二・七・一～七・三 | |
| 正倉院展(第十一回) | 三三・一〇・三～一〇・三 | 三、七七名 |
| 仏教美術入門展(第一回) | 三三・四・五～五・一〇 | 三、七五名 |
| 正倉院展(第十二回) | 三三・一〇・三～一〇・三 | 三、九四九名 |
| 仏教美術入門展(第二回) | 三三・四・一〇～五・一〇 | 一四、九八名 |
| 天平地宝展 | 三五・四・一〇～五・一〇 | 二、〇三三名 |

これらのうち「正倉院展」は、昭和二十二年以来宮内庁の協力を得て、正倉院宝物の溌涼期間に当る十月下旬から十一月月上旬にかけて毎年実施してきているものであるが、各年度における主要観展品目は次のとおりである。

- 昭和二十五年 古裂屏風、献物帳、種々葉帳、葉物、葉袋、葉塀、葉合子等
- 昭和二十六年 染織、服飾品を中心に約八十五点
- 昭和二十七年 東大寺大仏開眼千二百年を記念し、大仏開眼会に用いられた関係宝物約八十点
- 昭和二十八年 文房具、調度類、文書、経巻等約六十点
- 昭和二十九年 仏器、仏具、文書のほか聖護藏の経巻数巻
- 昭和三十年 鳥毛帖成文書屏風外七十一一点で、杜家立成ほか書跡を中心とした。
- 昭和三十一年 聖武天皇崩御後千二百年を記念し、御遺愛品を中心に御宸筆「雑草」をはじめ「国家珍宝帖」「種々葉帖」等の献物帖および多数の名宝

昭和三十三年 年中行事と武器、武具関係品

昭和三十三年 未公開の宝物及び修理の終わったものの中から伎楽面、鏡、刀子等七十余点
 なお昭和三十四年度は、東京国立博物館において「正倉院宝物展」が開催されたので当館においては開催されなかつた。

また昭和三十三年度から始めた「仏教美術入門展」は、仏像彫刻を中心に廻廊陳列の形式を取り入れた展観で、(一) 仏教美術の区分、(二) 仏像の変遷、(三) 寺院の形態の三部門に分ち、仏教美術を概観できるようにした本館独特の企画であり、昭和三十四年以降は特別展以外も常時この陳列形式をとり、さらに陳列品にも多くの名品を加え、新鮮味を出すよう努めている。

なお、特別展開催の場合には必ずその写真及び解説を収めた展覽会目録を刊行して、一般の鑑賞の便に供している。

講演会、列品講座および映画鑑賞会等はこれらの特別展の会期中はもちろん、そのほかでも年間を通じて随時行なっており、昭和二十五年四月から昭和三十五年四月までに一七三回の多きを数えている。また友の会は昭和二十七年一月からは毎月定例に行なつてきている。

また、当博物館では昭和二十七年年度から館蔵陳列品の購入を行ない、以後昭和三十四年度までの六カ年間に五〇件(総額四百三十五万四千円)を買い取り陳列品の充実を図つている。(第一表参照)

当博物館の最も特色とするところは、修学旅行その他で古都奈良をたずね、併せて当館の展観を参観する団体の多いことで、第二表でもうかがわれるとおり、当館の観覧者は常にその半数前後が団体観覧者となつていたのである。このように当館は、四周を東大寺、春日大社、興福寺等にかこまれた奈良公園内にあつて、広大な苑池とそこに群

がる鹿とともに、常に多くの人々によつて親しまれてきているが、今後なお一層内容を充実させるとともに、より新鮮な構想のもとに文化財の公開活用の使命を果したいと念願している。

第一表 館蔵品購入並びに寄贈受入表
 (昭和25年4月—昭和35年6月)

| 年度 | 27 | 29 | 30 | 31 | 32 | 34 | 計 |
|----|----|--------|----|--------|----|-------|--------|
| 絵画 | | 3 | 2 | 7 (1) | 1 | (1) | 13 (2) |
| 彫刻 | | 7 | 1 | | | | 8 |
| 工芸 | | 2 | 2 | | | 4 | 8 |
| 書跡 | | 1 | 1 | 2 | | | 4 |
| 考古 | 5 | 3 (1) | 3 | 1 | | 4 | 16 (1) |
| 拓本 | | 1 | | | | | 1 |
| 計 | 5 | 17 (1) | 9 | 10 (1) | 1 | 8 (1) | 50 (3) |

上記陳列品購入費総計 4,354,000円 ()内は寄贈分で外数

第二表 観覧者数一覽表
 (昭和35年3月31日現在)

| 種別 | 大 | 人 | 小人 | 学生割引 | | 学生団体 | | 一般団体 | 回数券 | 特別観覧 | 無料観覧 | 合計 |
|----|--------|-------|-------|------|--------|--------|-------|------|-----|--------|---------|----|
| | | | | 高校以上 | 中学生 | 中学以上 | 児童 | | | | | |
| 25 | 29,126 | 1,436 | | | 66,177 | 14,761 | 1,274 | 40 | 1 | 7,510 | 120,325 | |
| 26 | 30,712 | 1,359 | | | 72,631 | 15,100 | 2,249 | 50 | 5 | 6,936 | 129,492 | |
| 27 | 46,335 | 1,653 | | | 79,631 | 14,417 | 3,118 | 43 | | 7,607 | 153,191 | |
| 28 | 50,522 | 1,940 | | | 67,827 | 10,319 | 2,497 | 26 | | 18,531 | 151,896 | |
| 29 | 50,685 | 1,830 | | | 23,307 | 46,119 | | | 8 | 19,519 | 141,462 | |
| 30 | 40,935 | 1,564 | | | 17,763 | 41,333 | | | 18 | 21,886 | 123,499 | |
| 31 | 47,056 | 1,453 | | | 19,019 | 33,503 | | | 32 | 26,875 | 127,938 | |
| 32 | 38,586 | 1,639 | | | 18,984 | 25,673 | | | 22 | 11,701 | 96,605 | |
| 33 | 36,145 | 1,489 | | | 18,928 | 22,919 | | | 67 | 9,266 | 88,814 | |
| 34 | 17,612 | 983 | 1,857 | 451 | 11,786 | 18,981 | 高小中 | 以上 | 22 | 8,029 | 59,721 | |

第十章 国立文化財研究所の沿革とその事業

第一節 東京国立文化財研究所

一 沿革

東京国立文化財研究所は昭和二十七年四月一日発足したのであるが、その前身であり母胎となつたものは、昭和五年に創設せられた帝國美術院附屬美術研究所である。この美術研究所は大正十三年七月、故帝國美術院長子爵黒田清輝の遺言により美術奨励事業のために出捐した資金で遺言執行人が選択決定した事業である。すなわち遺言執行人代表伯爵樺山愛輔は、故子爵の遺志にしたがつて該資金で行なうべき事業の選定を伯爵牧野伸顯に一任された。牧野伯爵は帝國美術院長福原謙二郎及び東京美術学校校長正木直彦とはかつて諸方面の意見を徴し、わが国美術上の必要に照らして次の事業を行なうこととした。

- 一 美術に関する基礎的調査機関として美術研究所を設けること。
- 二 黒田子爵の作品を陳列して同子爵の功績を記念すること。
- 三 前二項の目的を達するために適当な建物を造営すること。
- 四 事業成立のうえは一切これを政府に寄附すること。

この事業を遂行するために昭和元年十二月委員会を設置し、東京美術学校校長正木直彦が委員長に就任し、美術研究所事業に関して東京美術学校教授矢代幸雄、黒田子爵の作品陳列に関して同校教授久米桂一郎、同岡田三郎助、同和田英作、同藤島武二及び大給近清、建築造営に関して同校教授岡田信一郎、会計事務に関して遺言執行人打田伝吉が各委員として事務を分掌した。次いで昭和二年二月美術研究所準備事業を開始し、十月には上野公園内に耐震耐火延三百六十坪余の半地階附二階建の建物一棟を起工した。この建物は翌三年九月竣功したので美術研究所開設のため必要な備品、図書、写真等の研究資料を設備し、また館内に黒田子爵記念室を設けて同子爵の作品を陳列した。昭和四年五月諸般の準備が整つたので遺言執行人代表伯爵樺山愛輔はこの建物、設備、研究資料等一切の外に金十五万円を添えて帝國美術院長に寄附を申出たのである。これによつて昭和五年六月二十八日勅令第百二十五号をもつて帝國美術院に附屬美術研究所が置かれることになり、正木東京美術学校長が研究所主事に補せられた。ここに黒田清輝の遺志による美術研究所開設の準備事業は滞なく完了し、美術研究所は政府の経営において恒久的基礎を置いたのである。同年十月十七日には開所式を挙行した。(これは昭和九年十月八日に以後開所記念日は十月十八日とすることが定められた。)次いで昭和十年六月一日帝國美術院の改革に伴い新たに美術研究所の官制が定められ、文部省所管帝國美術院に附置されたが、昭和十二年六月二十四日官制改正、文部大臣の直轄に改められた。その後昭和二十二年五月三日帝室博物館が廢庁となり、国立博物館の官制が制定されるとともに美術研究所は同館附置の美術研究所となり、さらに昭和二十五年文化財保護法の制定により、同年八月二十九日文化財保護委員会が設立されるに及んで国立博物館から分離し、同委員会の附屬美術研究所となつた。次いで昭和二十七年四月一日文化財保護法の一部改正に伴い、東京文化財研究所の組織規程が定められたが、この改正により研究所の組織、内容が著しく拡大変更され、これまでの美術研究所の研究業務は当研空所の美術部となり、新たに芸能部、保存科学部が設けられ、研究所の名称も昭和二十九年七月一日

に現在の東京国立文化財研究所となった。

昭和五年創設当初は所長は置かれず、前記のとおり東京美術学校長正木直彦が美術研究所主事に補せられ、次いで同六年十一月二十五日東京美術学校教授矢代幸雄が主事に補せられた。こえて昭和十年六月一日美術研究所の官制が公布せられて同日東京美術学校長和田英作が所長事務取扱を命ぜられ、同十一年六月二十二日初めて矢代幸雄が専任所長となつた。以後昭和十七年六月田中豊蔵(所長事務取扱から所長)、昭和二十三年五月福山敏男(所長代理)、昭和二十四年八月松本栄一、昭和二十七年四月矢代幸雄(所長事務代理)の各所長を経て昭和二十八年十一月一日田中一松が所長に任命せられ現在に至つている。

各部の構成及び設置過程、業務概要

東京国立文化財研究所は、文化財保護法第二十三条の規定により文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行なう機関と定められており、内部組織は美術部、芸能部、保存科学部の各研究部と事務的統轄管理を行なう庶務室の三部一室より構成されている。この美術部、芸能部、保存科学部はいずれも出発を異にしている。

美術部は昭和五年美術研究所として創設されてから三十年の歳月を経、その間日本美術、東洋美術、西洋美術の調査研究並びに資料の集成を行ない、昭和七年一月には研究成果発表の機関誌「美術研究」を創刊し、その後引き続き昭和三十四年三月までに二百九号を発行している。同年四月十八日朝日新聞社から帝国美術院に対し明治大正美術史編さん費として昭和七年から向う五カ年間毎年五千円合計二万五千円寄附したい旨の申出があり、同年五月二十六日帝国美術院はこれを受理することとし明治大正美術史編さん委員会規程を設け、編さんに関する事務は美術研究所で行なうこととなつた。また昭和十年四月日本美術年鑑の編さん事務を開始し、同十一年第一号(昭和十一年版)を発刊した。さらに昭和二十四年からは新たに光学的方法による美術品の鑑識に関する研究を行ない、主観的判断に傾きや

すかつた従来の研究方法に一步を進め実証的な自然科学的諸研究法を併用し、美術史発展のたき注目すべき幾多の成果を挙げている。以上の成果はいずれも編集、出版、講演、展覧等によつて公表し、美術研究のために着実な基礎を提供するとともに文化財の保存行政に貢献している。また所内に黒田子爵記念室を設けてその遺作を陳列し、毎週木曜日の午後一般の無料公開をしている。このほか閲覧室を設け、これまで収集または作成した美術関係の図書、写真資料等を美術研究者のために閲覧に供している。

芸能部は昭和二十七年新たに東京文化財研究所の研究部の一つとして設置せられたものであるが、広く日本芸能すなわち演劇、音楽、舞踊、郷土芸能等の実体を調査研究し、資料を収集するとともにその結果を記録して芸能の保存並びに指定に基礎的資料を提供している。芸能の保存に関する科学的研究機関としては国立では唯一のものであり新分野の開拓につとめている。研究室は目下東京芸術大学音楽学部別科教室二室を借用しこれにあてているが、全くの手せまであり保存科学部の庁舎新営を機に同一庁舎内に研究室を設置する方針である。

保存科学部の発足は昭和二十二年にさかのぼり、当時国立博物館の保存修理課に保存技術研究室として設けられたのが端ちよであつた。この当時は合成樹脂による壁画の剝落止、老化材の硬化等の研究が開始された。昭和二十五年八月文化財保護法によつて文化財保護委員会事務局が設置された際、保存技術研究室は同事務局建造物課に所属替えとなつたが、同二十七年四月東京文化財研究所の新発足により当研究所の所屬として保存科学部となつてからは研究体制を整え、文化財及びその保存に関する化学的、分析的、物理学的、生物学的調査研究を行ない、その研究成果により文化財の保存及び修理に関し、基礎的資料を提供するとともに修理技術実施の面にも幾多の貢献をしている。また昭和三十四年国立文化財研究所受託規程が制定されてからは、文化財の科学的調査及び処置に関し委託を受け、その実施に當つている。日本におけるただ一つの文化財の保存と修理についての科学的調査機関であり、美術部、芸能

部の人文科学研究に対し純然たる自然科学研究の部門である。研究室は初め国立博物館地下室の一室であつたが、現在は同館から木造平家建一棟四十坪を借用し、これを改造して研究業務に使用しているが事業の拡大に伴つてこれまた全く手せまとなり目下新庁舎を建設する方針である。

庶務室は美術研究所時代から常に事務部として研究所事務の統轄管理に當つてゐるが現在の所掌事務は、文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の仕事に關すること、経費及び収入の予算、決算その他会計に關すること、行政財産及び物品の管理に關すること、職員の福利厚生に關することなどである。

国際連絡 さらに当研究所と外国の科学研究機関との關係については、たとえばフランスのルーブル博物館附属科学研究所、イタリヤのローマ中央修理研究所ほか五十数カ所と研究資料または學術上、技術上の意見の交換を行なつてゐるが、この他東洋美術、日本美術の国外研究者來朝の際は当所所蔵の資料閲覧、その他研究に關する幾多の助言と便宜とを与へてゐる、今後この種の研究者並びに學術上、技術上の意見または資料の交換がいよいよ活発に行なわれることは必然であり、國際的にも当研究所は新時代に即應する權威ある研究機関として發展し貢獻すべく努力してゐる。

二 事業の概要

東京国立文化財研究所は以上述べたとおり文化財に關する基礎的調査研究を行ない、その研究成果により學術の進歩に貢獻することはもちろん文化財の保存行政に寄与してゐる。昭和二十五年四月以降行なつた各部の研究概要は次のとおりである。

(一) 美術部

美術部は昭和五年帝國美術院附屬美術研究所として發足以來設置されてゐる部門であるが、ここに美術部における主なる調査研究事業の要目を掲げ、この概要を記しておこう。なお、美術部における調査研究は科学研究費の交付により実施し得たものが少なくなく、また他機関の科学研究費交付課題に参加したものもある。またこれら調査研究の成果百数十篇については機関誌「美術研究」に公表してゐる。

1 東洋美術作家資料の作成

美術部は、發足以來、基本的な事業の一つとして、東洋古美術と明治、大正美術に關し、作家別資料、写真カード、落款印譜を作成保存し研究に資してゐるが、ことに戦後美術研究の進展に伴い、未知の史料、作品の紹介や、美術圖書の数多くの出版により、従前の手持ち資料、作品目録だけでは不十分で相当の補正を必要とするに至つた。この蓄積された作家資料を今日の水準により、美術部全員で各専門分野の研究と併行しながら増補訂正を續行してこの事業の拡充と完成を期してゐる。

2 光学的方法による古美術品の鑑識に關する研究(担当者 田中一松外八名)

この研究は、X線透過法、 γ 線透過法、紫外線照射法、赤外線写真法、顕微鏡拡大法などの光学的諸方法によつて、美術品に何等の損傷や変化を与へることなく、その材質や構造を鑑識することによつて、美術史の研究に實証的な基礎を加へ、また保存修理にも役立てようとするものである。この種の方法は、戦前すでに美術研究所写真部において部分的に試みられていたが、昭和二十四年度から科学研究費(各個研究)の交付を受けて、繪画、彫刻、工藝、書蹟などの各部門にわたり、各部門担当の研究員と部外の専門家による研究班が組織され、基礎的な研究に着手した。昭和二十七年には機関研究費によつて本格的な鑑識設備を整へた。さらに二十八、九年度にも総合研究費が継続交付され、二十九年からは一般予算にも組入れられて、組織的な鑑識と調査が続けられてゐる。これら

の研究方法とその結果の一部は、「光学的方法による古美術品の研究」と題する報告書にまとめられた。またこの間に撮影された数千枚に及ぶX線写真、赤外線写真等は、日本美術史研究に貴重な基礎資料を提供している。

3 古代および中世寺院壁画の研究(担当者 田中一松外七名)

この研究は、平安時代から鎌倉時代初期にわたる代表的遺構を荘嚴する絵画資料を、建築との関連において、図像・様式、技法等の各部面より総合的に調査研究し、古代中世絵画史に基礎を与えることを目的とする。昭和二十一年以降継続的に平等院鳳凰堂を調査したのをはじめ、大報恩寺釈迦堂(二十八年)富貴寺大堂(同上)室生寺金堂(三十年)醍醐寺五重塔(三十一、二年)法界寺阿弥陀堂(三十二、三十四年)淨瑠璃寺三重塔(三十一年)、石山寺多宝塔(三十二、三十四年)鶴林寺太子堂(三十二年)海住山寺三重塔(三十三年)等の精密な調査撮影を行なった。これらのうち、醍醐寺五重塔内部荘嚴の総合的調査研究の成果は「醍醐寺五重塔の壁画」(高田修編)と題して公刊され、昭和三十五年度日本学士院恩賜賞を受けた。

4 仏教図像学の研究(担当者 高田修外一名)

(1) 平安鎌倉時代の密教関係絵画の図像学的・様式技法的総合研究——(イ)白描図像の整理と調査研究(大正図像)の整理分類。東寺・園城寺・青蓮院・高山寺その他寺院及び個人所蔵の白描図像の調査研究。(ロ)両界曼荼羅図の調査研究(子島本・高野本・東寺三幅本・久米田寺本など平安時代遺品の調査と研究。そのうち東寺蔵古本三末曼荼羅図は昭和二十九年発見し、翌年にわたり復原修復し、かつ詳細に調査研究した。)(ハ)古代および中世寺院壁画の調査研究(ニ)その他平安鎌倉時代の仏画に関しては、遺品と文献の両面から調査研究を行なった。

(2) 居庸関浮彫の図像学的研究——京大工学部村田治郎の主宰する居庸関に関する共同研究に参加、図像の部を分担し(「居庸関」昭和三十三年刊)、昭和三十四年度日本学士院賞を受けた。

5 日本上代世俗画の研究(担当者 秋山光和)

平安時代を中心とし、古代から中世にわたる日本の世俗画の形成と発展を、文献と作品の両面から実証的に考究する。平安時代の世俗画家伝記資料の集成(昭和二十、三十年)のほか、基礎的作品資料について詳細な調査と研究を行なったが、その主なるものは、平等院鳳凰堂壁障画(昭和十五年より)、源氏物語絵巻(二十四、二十八)、信貴山縁起絵巻(二十九、三十一年)、日本美術史叢書3「信貴山縁起絵巻」、旧法隆寺絵殿障子聖德太子絵伝(三十、三十一年)であり、そのほか法隆寺金堂天蓋、橘夫人厨子絵、東寺唐横絵、宇治上神社本殿屏絵、厳島神社小形松扉絵に及んだ。

6 室町時代絵画の調査研究

(1) 雪舟研究(担当者 熊谷宣夫)——雪舟の出自、前半生の事蹟と画歴、拙宗等揚との関係、入明の時期と事情、帰朝後の行跡、花鳥屏風の真否、画系と師承、雪舟画の展開とその本質等を、雪舟作品ならびに関連画蹟、日本・中国・朝鮮の文献史料につき詳密に考究した。昭和五年以来のこの研究の成果は、昭和三十三年「雪舟等楊」(日本美術史叢書4)として公刊。

(2) 詩画軸の調査(担当者 田中一松)——室町時代詩画軸の現存作品のほとんどすべてを捜訪調査しおわり、主として着賛者の伝歴により制作年次を決定ないし推定し、それら制作時期の明らかな作品を軸として遺存画蹟に総合的整理を加え、作風の展開、画派、画系・画家の究明につとめた。前記室町時代詩画軸展観ならびに講演は、これら成果の総括的発表である。

7 日本近世初期絵画の研究(担当者 持丸一夫)

(1) 近世初期の作品、画派、画家の研究——智積院襖絵、建仁寺障壁画、名古屋城障壁画、浜松図、洛中洛外図、犬追物図、豊臣秀吉画像、宗達筆舞楽図、狩野派、狩野宗秀、狩野光信、曾田友柏、宗達等。

(2) 近世初期障壁画の源流としての絵巻物画・中画の研究——法然絵伝、石山寺縁起、慕婦絵詞等。

8 日本彫刻史の研究(担当者 久野健外一名)

かねて白鳳、天平時代彫刻史の研究を進めていた久野研究員は、昭和二十四年度から開始された光学的鑑識法を応用し、上代彫刻の造像法に関する系統的研究を行なった。これに並行して、総合的調査の一環である鳳凰堂本尊調査(昭和二十五・三十年)を行なうほか、御物四十八体仏ノ線撮影(二十八年)、葉師寺金堂銅像ノ線撮影(同年)、貞観時代彫刻X線撮影(二十九年)、法隆寺天蓋調査(同年)、法隆寺諸像X線・γ線撮影(三十年)、室生寺諸像調査(同年)、葉師寺金堂三尊修理関係ノ線撮影(三十一年)、広隆寺諸像X線撮影(同年)、法界寺本尊調査(三十二年)、靈山寺諸像調査(三十三年)鎌倉大仏修理関係ノ線撮影(三十四年)を行なった。

また貞観彫刻を中心とすり地方彫刻研究のため、綿密な現地調査を行ない。九州(二十八年)、山陰(三十一年)、中部(三十一年)、南海(同年)、信越(同年)、東北(三十二年)、四国(三十三年)、関東(三十四年)、中国(三十五年)各地方の諸像の研究調査にとめた。なかんづく未開拓分野の多い東国彫刻、とくに鉦彫の歴史的研究に力を注いでいる。

9 日本書道史についての諸課題の調査研究(担当者 伊藤卓治外一名)

(1) 仮名書道史——従来の古筆切調査だけでは仮名の年次性変遷過程探究の拠点が足りないで、更に広い観点よりする調査研究が必要である。そのため(イ)仮名文字の成立については訓点本に表われている仮名文字の形成と変化を調査した。(ロ)文章としての仮名書道の様相については近時発見の諸資料(正倉院東院文書、清涼寺釈迦像胎内文書、醍醐寺五十塔天井落書、石山寺経典紙背仮名消息)により、初期仮名書道の姿を捉えることができた。(ハ)仮名書道盛期の研究としては、この時期においても年次の拠点は初期同様紙背文書ならびに紙背仮名消息によつて

明示される資料をさがし調査を進めた。(ニ)古筆の調査研究 奈良・平安時代の写経をはじめ、平安・鎌倉時代の歌切等細大もろさず、古筆と称せられるもの全般にわたり調査し、特に御物は精査している。そのほか静嘉堂の是則集、源氏物語絵巻詞書、本願寺三十六人集、藤原俊成・西行の筆蹟について特殊研究を行なった。

(2) 料紙の資料蒐集——料紙の時代性は筆蹟の時代性鑑識にとつて重要な意義をもつ。とくに古筆の料紙には、素紙、色紙、唐紙、箔チラシ等があり、紙そのものの工芸的意義に富むものがある。したがって古筆の時代鑑定のための唐紙等の資料は、他面、版画、工芸、絵画史の研究に寄与するところが多い。唐紙資料の蒐集はすでに数百点にのぼり、さらに継続中である。この唐紙の中には北宋製の山水・花鳥の版画文様があつて、中国絵画史研究に貴重な遺例を提供する。墨蹟料紙としての元明の蠟箋ろうせんについても同断である。

(3) 唐様書道——主として鎌倉・室町期の墨蹟調査を行つた。特に寧一山、大灯国師等の特殊研究を続けている。墨蹟の性質上、宋元の書道にも及び、また五山流の詩画軸の諸贊も取扱つた。資料としては博多崇福寺の江月和尚墨蹟のうつし(五十余冊)の調査を続けている。

(4) 江戸期の書道——本阿弥光悦の特殊研究を行い、百点近い光悦書道資料を蒐集した。

(5) 明治の書道——副島蒼海、中林梧竹の特殊研究。

(6) 光学研究——筆蹟における双鉤填墨の例を唐模王羲之筆蹟により調査した。

10 工芸の調査研究(担当者 中川千咲外一名)

(1) 陶磁——織部、肥前彩磁、九谷などについて主に意匠の観点から調査研究し、また関連ある明・清初の彩磁に及んだ。その間光学研究としては、古陶磁に関しX線・紫外線・双顕顕微鏡による実験研究を行ない、総合研究「日本美術に及ぼせる宋元明の影響」については、古瀬戸の意匠問題を扱つた。また東博の総合研究「中津川

古窯の調査研究」に協力して調査を行なった。近代窯業についても、昭和二十八年を中心に行なった東京芸術大学の総合研究「明治以降の産業工芸の生産形態、技術、意匠の変遷」に協力して有田及び金沢地方の窯業を調査し、また国立近代美術館の総合研究「近代美術の基礎的研究」に参加して、近代陶芸家の調査ならびに資料の蒐集を行なった。

(2) 染織——①近世染織工芸史(近世模様染発展過程における型の意義、徳川將軍家墓地発掘染織遺品の調査、円山四条派の染織模様及ぼした影響)②明治以降の染織工芸史

11 上代日本建築の研究(担当者 福山敏夫)

住宅、宮殿、都市、神社寺院の、主として平安時代までの諸資料について研究。建築遺構ならびに遺跡に関して、上代都城と宮殿の資料を实地踏査し、藤原宮、平城宮、難波宮、長岡宮、平安宮等および岩手県胆沢城跡、山形県城輪柵跡を調査。寺院については大阪四天王寺及び岩手県平泉観自在王院、無量光院、毛越寺等の発掘調査に従事。その他岩手県、山形県、鳥取県、岡山県の古建築資料の調査ならびに文献的資料の類集、研究。

12 中国および西域美術の調査研究

(1) 中国絵画の調査研究——(イ)中国画家伝記史料の蒐集整理(六朝)明(ロ)口主要作家の作品・関係画蹟・落款印章・伝記史料・著録の総合的研究(便利堂刊「梁楷」) (ハ)明清画蹟調査(大阪市立美術館、黒川古文化研究所、住友寛一、上野精一、山口謙四郎、橋本節哉、橋本末吉等所蔵品)

(2) 大谷探検隊将来品の研究(担当者 熊谷宣夫外一名) 戦前の旅順・京城両博物館所在品、橋本超所蔵品その他日本現在品等、大谷探検隊将来の西域美術品を広く調査し、多数を占める壁画断片については原壁を比定し、特殊貴重なものとしてはクチャ附近将来舍利容器、コータンの仏頭、胡服美人図等の研究を行なった。

(3) 中央アジアおよび敦煌の絵画資料に関する研究(担当者 秋山光和)——日本上代世俗画の研究に関連し、その源流にさかのぼる意図をもって、中央アジアおよび敦煌の絵画資料を調査研究している。ギメー美術館所蔵のペリオ将来品と未刊のペリオ手記を实地調査し、さらにペリオ資料を再調査するとともに、ロンドンおよびニューヨーク・デリーのスタイン資料、ベルリンのル・コック資料を調査撮影し、欧州現存の中央アジア美術および敦煌の美術資料に関してはほぼその全貌をつくし得た。敦煌に関しては右のほか二十九年頃から、中国側発表の資料を加えて、敦煌壁画の編年研究に着手し、また「変文」とその絵画化の問題について、降魔変画巻を中心に考証を加え、日本の絵巻との関連を考察した。

13 インドおよび東南アジア美術の研究(担当者 高田修)

(1) インド古代・中世美術史研究——建築・彫刻・絵画の全般にわたり、昭和二十八年以降継続的に研究を実施した。(イ)イクシャーナ時代の仏教美術(ガンダーラ美術の始源、カニシユカ大塔と舍利容器、マトウラー仏等)(ロ)インド古代・中世の壁画(アジャンターその他)(ハ)インドの建築、特に石窟寺院(ニ)パーラ時代の仏像(宝冠仏)(ホ)インドの金銅仏

(2) インド・東南アジアの遺跡・作品の調査——インド仏蹟踏査隊に参加、三十三、四年にわたりインド・パキスタン・カンボジアの主要遺跡および美術作品を实地調査した。

(3) 東南アジア美術史の研究——(イ)東南アジアの建築(ロ)ジャワの古美術(ポロブドゥル)(ニ)カンボジアの美術(バンテイ・スレイ)

14 明治大正美術の調査研究(担当者 隈本謙次郎外六名)

これは昭和七年朝日新聞社の寄附事業として発足したもので、じ来基礎的資料の収集につとめる一方、その成果

の一部を発表していたが、昭和二十五年以降も主要作家（黒田清輝、浅井忠、高橋由一、狩野芳崖、今村紫紅、藤川勇造等）、美術団体（日本美術院、明治美術会、紅見会等）をとりあげ、その間「日本近代美術資料第三輯」を編集発行した。

昭和二十八年からは、国立近代美術館と協同して総合研究を行ない、科学研究費の交付を受けて調査研究を進めた。その課題名は次のとおりである。

- (1) 明治以降日本美術家の研究（昭和二十八～三十年）——上村松園・楠木清方・藤島武二・中村彝・森田恒友・万鉄五郎・岸田劉生・小出檐重・荻原守衛・末原雲海・山崎朝雲・宮川香山・富本憲吉・西村総左衛門をそれぞれ分担研究。
- (2) 近代日本美術の基礎的研究（代表者河北倫明、昭和三十一・三十二年）——明治美術会・白馬会・太平洋画会・草土社・日本美術院洋画部・鳥合会・前期日本美術院彫刻部・日本彫刻会・明治期の窯業・染織工芸をそれぞれ分担研究。
- (3) 江戸以降に於ける絵画の流派的研究——近代絵画展開の基盤（代表者今泉篤男、昭和三十三・三十四年）——円山四条派・風俗画派・洋風画派。
- 15 現代美術および古美術界の調査（日本美術年鑑）

この調査の成果は「日本美術年鑑」として編集発行している。毎年前年度の美術界の動向を概観および年史として総括記録し、さらに新古美術展覧会記録、物故者の略伝、東洋古美術・日本現代美術・西洋美術の定期刊行物・単行図書文献目録を掲げ、便覧に美術関係法規、観覧施設、研究所、学校、美術団体、美術関係人名録を収めている。

(二) 芸 能 部

芸能部では現在日本で行なわれている演劇、音楽、舞踊、郷土芸能等の優れた無形文化財の実体とその技術の保存活用の万全を期するために、昭和二十七年十月発足以来、次の研究大綱にしたがつて芸能部全員による共同研究と、研究室ごとの専門別研究とを続けている。

- 1 研究現状の把握
- 2 研究方法の研究
- 3 研究資料の所在調査
- 4 研究資料の収集・採録
- 5 研究資料の整理・分類
- 6 研究資料の分析と総合
- 7 保存現状の把握に関する研究
- 8 保存の実施に関する研究

研究現状の把握のための「芸能関係文献の分類目録及び索引カードの作成」、研究方法の研究のための「現行芸能の種目別分類と実態の調査」、研究資料の蒐集・採録の実施など常時恒久的な研究活動が多いが、すでに成果を公表したものの、公表予定の主なものを挙げる。

(1) 共同研究

(イ) 「翁」の総合的研究

「翁」は各時代にわたり、また演劇・音楽・舞踊・郷土芸能各部門に関連をもつもので、この性格を科学的に分析、研究することは、日本における芸能の根本問題を明らかにすることでもある。したがって創立当初より継続的に研究調査を実施してきたが、昭和三十年代には、総合研究費の交付を受けた。右により、現存の「翁」の録音・撮影・筆録などによる資料が多量に集められた。

(ロ) 舞踊譜の研究

日本古典演劇の「型」の記録、日本舞踊の採譜、郷土芸能の実技の記録などの技術的研究は各研究室の共通課

題であり、無形文化財の技術の保存に関する研究の重要課題なので、まず舞楽の型の撮映により、その研究の端ちよをとらえたが、日本舞踊の採譜については、昭和二十九年以降、志賀山・花柳・藤間各流の舞踊家と共同研究を続け、動作単元の名称の拡大に努めてきた。一方、すでに発表されたものの中で、実用的に優れた四世西川己之輔考案の舞踊譜に注目し、ここに改めて西川流との共同研究によつて検討を重ね、譜語七百余の組合せにより、音楽の譜と併行させた表記法を決定し、「標準舞踊譜」と名づけた。二年間にわたつて、坂東(廊八景)・藤間(松)・花柳(松の緑)・若柳(夕月船頭)・西川(扇)の各流について採譜を試み、その成果を「標準日本舞踊譜」と題して三十五年七月公判した。

(2) 専門別研究

演劇研究室(担当者 浦山政雄外一名)

1 関東各地における人形浄瑠璃分布の調査研究(昭和二十七年～三十年)

創立当初より、関東各地に残る農村舞台の調査とともに、人形浄瑠璃の分布状況を調査研究していたが、昭和二十八年には芸能部内の研究会に「群馬・神奈川両県下の人形芝居」を発表した。また葛飾区亀有町の香取神社に人形の頭が残存し、享保四年より文化五年に及ぶ浄瑠璃項目を記した歳番帳が遺つているのを発見したので、「江戸人形浄瑠璃史の資料としての恵明寺文書」と題して演劇学会に発表、同学会の紀要にその概要を載せた。

2 歌舞伎舞踊古曲の研究(昭和二十八年)

老令の舞踊家のみが知り、伝承者のまきに絶えようとする歌舞伎舞踊古曲の採集は、緊急を要するので、まず京都在住の坂東三弥吉(昭和三十四年、八十六歳で没)につき、録音・撮映により、清元の「鞘当」「納豆売」「鯨売」、常磐津の「末広」等を採録した。これは昭和二十九年度に科学研究費の交付を受けたが、更に三十四年度

に再び研究費を得て、名古屋の西川・赤堀各流の老令者による古曲の採録を続行した。

3 末翻刻歌舞伎脚本の研究(昭和二十九年)

まず歌舞伎脚本の所在調査を各大学・図書館について行ない、特に末翻刻脚本の系統的研究に着手した。昭和三十三年―三十四年度に科学研究費の交付を受け、三十三年には「金毘羅利生記の伝来」をまとめて学会誌に発表し、三十五年には「幼稚子敵討」「韓人漢文手管始」の二作の翻刻を日本古典文学大系「歌舞伎脚本集」上巻に収めて公刊した。

4 狂言作者別興行年表の作成(昭和二十九年)

歌舞伎資料としての番附の所在調査は、かねてより全国的に行なっていたが、特に江戸の紋番附の調査が終了したので、作者別の興行年表の形式で、確実な狂言・浄瑠璃名題とともに興行動態を明らかにし、作者連名の集成により、作者の位置・移動を明示しようとした。まず、「河竹黙阿弥作者年表」を完成、三十五年九月公表の予定である。

音楽舞踊研究室(担当者 横道万里雄外一名)

1 能の諸流における動作単元の研究(昭和三十一年～三十四年)

能では演劇的動作も舞踊的動作も、一定の小動作単元に分解される。その単元の総数、単元配列の原理等を知るため、シテ方五流の譜を分析比較して、単元の種類・名称・配列法則の異同を調査研究した。

2 能の旋律型・リズム型の分析研究(昭和三十年～三十二年)

能の音楽は声楽も器楽も含めて類型性が著しく、多くの小旋律型・小リズム型の組合せで一曲ができあがっている。そうした類型の種類・組織・組合せ法則・破律の方式等を、シテ方・囃子方諸流の譜にわたつて分析し

た。その結果は東洋音楽学会で一年間にわたって発表した。

3 能謠・狂言謠の譜の研究(昭和三十年～三十五年)

能謠・狂言謠は時代・地域・流派による変異がはなはだしいので、その状態をきわめなければ正しい保存ができない。そこで変異を知る資料としての古譜や録音を蒐集し、比較研究に便利な様式の記譜法を考えた。そうした記譜法による狂言謠譜等を作成しつつある。またその譜を利用した研究の一部を学会で発表した。

4 能楽資料の調査研究(昭和三十年～三十三年)

国語研究所・能楽研究所・東京教育大学・東京芸術大学等の研究者と共同で、観世宗家・観世左吉家・宝山寺(金春宗家旧蔵品)・厳島神社等に所蔵されるおびただしい資料を調査し、分類格納して確実な保存をはかり、その目録を作成した。

5 黒川能の調査研究(昭和三十年)

山形県東田川郡に残る黒川能は、近世初・中・後期にわたる各段階の様式を残していて貴重な存在であるが、僻遠の地なので詳細な調査が行なわれにくい。その本祭である王祇祭を調査し、多数の写真と録音とを得た。

6 山口県に残る鶯流狂言の調査(昭和三十一年)

鶯流は中央では明治年間に亡びたが、その僅かに残された山口市の狂言を調べた。

7 早歌の研究(昭和二十八年～三十一年)

室町時代に亡びた歌謠で、能謠の源流の一つである早歌の実態を、その譜本を分析することによりかなり詳しく知り得た。その一部を論文集に発表した。

8 琉球舞踊基礎技法の研究(昭和三十年)

琉球舞踊正統の名人玉城盛重の高弟親泊與照について、老人踊・女踊の基礎技法を研究した。

9 伊豆半島系一帯の三番叟の調査(昭和二十八年～三十年)

伊豆半島には約四十カ所に人形または人間の演ずる三番叟が残されており、長野・山梨・東京・埼玉・群馬の各都県にも数カ所散在する。それらの実演のほとんどすべてを調査記録し、同系であることを確かめた。

郷土芸能研究室(担当者 三隅治雄外一名)

1 三・信・遠地方の芸能の実態調査及びその研究(昭和二十七年～三十二年)

愛知長野静岡三県にまたがる山間部に残存する花祭・雪祭・冬祭・田楽祭等の神事芸能群に対して総括的な実態調査を行ない、その調査資料に基づいて、次のような課題のもとに分析・研究を行った。(1)花祭の民俗学的研究、(2)遠山祭の研究(公刊済み)、(3)霜月神楽の研究、(4)田楽の研究、(5)小地域における芸能分布の理法の研究(公刊済み)、(6)雷祭の研究(公刊済み)

2 大和地方の神事芸能の実態調査及びその研究(昭和二十八年)

大和地方に残存する芸能、すなわち奈良春日若宮祭・薪能・上深川題目立・大和万才・篠原踊等を総合的に調査し、それを分析研究した。

3 田楽の研究(昭和二十九年)

茨城・静岡・長野・愛知・京都・和歌山等の地方に残存する田楽の実態調査を行ないその分析、研究を行ないつつある。

4 会仏踊の研究(昭和三十年～三十四年)

全国に散在する念仏系統の芸能のうち、特に南部・会津・信州・三河・京都・九州地方のものを中心として調

査しその分析、研究を行なった。(一部公表済み)

5 南西諸島の芸能の実態調査及びその研究(昭和三十一年～三十四年)

奄美・沖縄・八重山各群島に残存する収獲祭・盆祭・海神祭・人生通過儀礼等に関する芸能の実態を調査研究し資料を収集した。(一部公表済み)

6 郷土芸能の分類の研究(昭和三十年～三十一年)

7 郷土芸能における型の研究、特に神楽の型についての研究(昭和三十四年、一部公表済み)

8 郷土芸能の保存方策についての研究(昭和三十四年)

(三) 保存科学部

保存科学部が今日行なっている文化財とその保存修理に関する科学的研究は、とりわけ法隆寺金堂の壁画保存を中心として参加した自然科学者によつて先鞭がつけられた。そしてそれを背景として国立博物館保存修理科内に研究室が置かれ、合成樹脂による壁画の剥落止めや老化材の硬化などの研究が開始された。その後東京文北財研究所の保存科学部として、昭和二十七年四月一日独立した。保存科学部は化学研究室、物理研究室、生物研究室の三室からなつている。

化学研究室

1 合成樹脂による剥落防止並びに硬化の研究(担当者 岩崎友吉)

化学関係の研究は、合成樹脂の文化財保存及び修理への応用に出発し、昭和二十五年大分県富貴寺大堂内部彩色の剥落止めや、岩手県中尊寺藤原三代遺体及び遺品の保存、静岡県登呂遺跡土木工品の硬化などが手始めに開始された。昭和二十六年ではデスマチルス化石の接着処置も試みられた。

法隆寺の焼損壁画の取り外し及び硬化は一大事業であつて、昭和二十六年七月から昭和三十年一月完成まで四年半を要したが、東京大学の浜田稔教授及び桜井高景助教授が中心となり、特に当研究室の岩崎技官はこれに参加し、アクリル樹脂による彩画面顔料の剥落止めと、尿素樹脂による土壁の硬化に成功し、合成樹脂による修理技術がその基礎をここに確立することができた。

このようにして、合成樹脂による剥落止めは、国宝重要建造物の解体修理には、多少なりとも伴われ、美術工芸品の修理にも漸次応用されるようになり、その応接に暇がないほどとなつた。とりわけ、昭和二十八年から三十年までの京都府平等院鳳凰堂、昭和三十年から三十一年までの醍醐寺五重塔の板絵など建築彩色の剥落止めは、その文化財としての価値が国宝級であるだけに、得られた成果は特に値するものであり、合成樹脂による壁画、建築彩画の剥落止めの技術は大成されたと認められる。昭和三十四年からこの種文化財の修理に伴う剥落止め等の事業実施の円滑を図るため、研究受託制度を設けた。

合成樹脂の応用はきわめて広くなりつつあるが、剥落止めは紙本、絹本の絵画にも実施され、昭和二十八年京都府仁和寺孔雀明王図、昭和三十年愛知県大樹寺障壁画等はその一例で、その他多くの指導を行なつた。また講習会を通じ表具師に合成樹脂の応用についての普及に援助を与えた。一方考古学的遺跡や遺物については、茨城県出土の丸太舟の硬化を昭和三十一年、三十三年で実施しており、遺跡の保存については、静岡県蜷塚ではじめて試みられ、貝塚や住居址の露出保存に有効であることが実証された。

石を素材とした文化財の風化防止には、珪素樹脂の表面塗布が、そのもつ撥水性によつて、凍害を防ぐに有効であるので、昭和二十九年三重県庵部陀落寺町石に応用した。その効果については後考をまつ次第である。

2 薬剤による殺虫並びに防霉処置の研究(担当者 同右)

文化財の虫害の防止は、まず殺虫から始めねばならないが、メチール・プロマイドの応用が進められた。文化財にはほとんど影響を与えないで、きわめて有効で、倉は勿論、ビニールの袋を被せることによつて、仏像の殺虫も容易となつた。昭和二十六年京都府醍醐寺霊宝館、昭和二十七年根津美術館、及び東京国立博物館倉庫等はその好例である。

木材の腐朽防止のためP・C・Pがきわめて有効であるので、法隆寺五重塔に建設省建築研究所の森徹博士の指導以来、建造物の修理には一般に今日普及しているが、蟻害対策とともに、昭和三十一年高知型高知城の解体修理に際し、特に土壌の化学的処理と、木材への熱冷浸漬の方法の指導が特記される。

3 正倉院空気汚染の美術品に及ぼす影響の研究 (担当者 同右)

昭和三十年頃から正倉院北側道路に連結する観光道路ができ、自動車による排気ガスと塵埃による空気汚染が、正倉院の美術品に及ぼす影響が懸念され議会の問題となつたので、昭和三十一年、三十二年の二カ年にわたり各研究室協力して現地での調査研究を総合的に行なつた。

4 文化財材質の分析的研究 (担当者 江本義理)

青銅鏡等の古代金属器の標本を収集し、特に国宝重要文化財建造物解体修理を機会に、和釘を収集してそれらの組成及び金属学的研究、冶金・鑄造技術の研究に従事している。一般に文化財関係の資料は得難く、かつ得られる場合も少量に過ぎず、あるいは全くふれることも許されない場合が多いので、非破壊分析(放射化分析・X線蛍光分析)の研究に主力を注いでいる。何分にもそれらに必要な機器が購入できないので、大学等の研究機関の施設を利用してゐる。一例として石川県金沢城石川門の鉛瓦や古墳出土金属類について、放射化分析を行なつた。また昭和三十三年京都府醍醐寺五重塔の相輪をはじめとし、小判等についてX線蛍光分析の試験も行なつた。

5 美術品に及ぼす空気汚染の研究(担当者 同右)

昭和三十一年、三十二年に正倉院の空気汚染が美術品に及ぼす研究を行なつたが、これには主として亜硫酸ガスの定量とその金属への影響について研究した。なお昭和三十四年には、汚染空気文化財への直接影響調査として岡山県観音院及び京都府平等院の銅鐘を対象としての硫化の調査を行なつてゐる。

物理研究室

1 文化財材質の物理的研究(担当者 登石健三)

昭和二十七年以来、物理的方面を担当し、仏像の玉眼の材質が水晶であるか硝子であるかを光学的に判定する方法を見出し、分光分析については必要の都度、文化財の材質研究に協力してきた。又日本魔鏡の原理についても研究するところがあつた。

2 螢光灯の美術品に及ぼす影響とその防止についての研究(担当者 同右)

特に螢光灯の日本画に及ぼす影響についての研究を、昭和二十八年から継続して行なつたが、岩絵具について赤系統の色が影響を受けることを明らかにし、合成樹脂による紫外線フィルターとしての円筒状カバー又は塗料の塗布を選択し、その効果あることを実験し、その結果を東京及び京都の国立博物館に実施し、効果を上げつつある。

3 放射線同位元素による透視撮影についての研究(担当者 同右)

放射性同位元素による金銅仏等の透視撮影は、昭和二十七年法隆寺伝来四十八体仏に關し、美術部と共同研究としてとりあげ、昭和二十八年に奈良で薬師寺七体、興福寺一休、奈良国立博物館数体、昭和三十年に東京国立博物館の金銅仏展出品三十数体の透視写真を作成して、金銅仏の研究に多大の貢献があつた。昭和三十一年には奈良県薬師寺本尊台座修理に當り、多数の透視写真をつくり、同台座の修理に貴重な資料を提借することができたし、更

に昭和三十四年、神奈川県鎌倉大仏については、最も大規模に実施した。これによつて、鑄造技術の解明、亀裂と
鬆の探索、厚さの測定に役立たすことができた。

4 密閉梱包又は密閉陳列函内の湿度調節に関する研究(担当者 同右)

美術品の保存と温湿度との関係について、昭和三十二年国宝欧州巡回展のため、密閉梱包について、ゲルによる
自働湿度調節の発明が行なわれ、同展の実施に多大の貢献をした。一方この方法によつて、螢光灯照明が湿度との
関係で染料に及ぼす影響の各種を実験し、美術品の保存に最も適当な湿度の範囲を提唱した。ちなみに昭和三十二
年日本魔鏡の原理について自説を得ている。

5 強力照明の美術品に与える影響の限界についての研究

美術品の公開活用に際して、映画、テレビ、特に天然色撮影が頻繁に行なわれるようになり、その都度強力な照
明を受けるので、照光度が美術品に影響を与えない実用限を実験によつて求めた。

6 正倉院汚染空気中の美術品に及ぼす影響の研究

昭和三十一年、三十二年にわたり正倉院校倉内外に銀等の試片をおいて、空気汚染の分布と影響を照度の減少を測
定することにより明らかとし、併せてその原因について考察した。又塵埃の量についても同様の方法を用いて効果
があつた。

生物研究室

1 正倉院汚染空気中の菌種の研究(担当者 江本義教)

昭和三十一年、三十二年の正倉院空気汚染の美術品に及ぼす影響の研究で、正倉院の校倉内外の空気中の菌種を明
らかにした。

2 日光東照宮建築装飾微害の防止に関する研究(担当者 同右)

昭和三十年以来栃木県日光東照宮その他の建築装飾上に生ずる微害の防止について実験し、その原因と予防法を
明らかにしている。

(四) 研究成果の発表

これらの研究成果はあるいは研究論文により、あるいは展覧会・公開講演により、あるいはまた図書の刊行等によ
つて一般に発表しているが、それらのうち昭和二十五年以降の主な刊行物を左に掲げる。

(ただし※印は当研究所の刊行によらず主として当研究所員の共同研究による成果として別途に刊行されたものである。)

| | | | | | |
|------------------|---------|-----|------------------|----------|------|
| 近代日本美術資料 | 第三輯 | 昭二六 | 美術研究 | 自第五百五十六号 | 五十四冊 |
| 墨跡資料集 | 第三輯 | 昭二六 | 日本美術年鑑 | 自昭和二十二年版 | 九冊 |
| 榮山寺八角堂 | | 昭二五 | 榮山寺八角堂の研究※ | 至 同三十四年版 | 九冊 |
| 東洋古美術文献目録 | 自昭和二十一年 | | 光学的方法による古美術品の研究※ | | 昭三〇 |
| 法隆寺金堂建築及び壁画の文様研究 | 至同 二十五年 | 昭二八 | 梁 | | 昭三一 |
| 黒田清輝作品集 | | 昭二九 | 醍醐寺五重塔の壁画※ | | 昭三五 |

第二節 奈良国立文化財研究所

一 設立の由来

奈良国立文化財研究所の設立は、文化財保護法第二十三条によるもので、文化財に関する調査研究、資料の作成およびその公表を行なうことを任務と定められている。

しかし文化財保護委員会の附属機関として東京・京都・奈良の三国立博物館と東京国立文化財研究所のほかに、新たに奈良市に文化財研究所を設立するに至ったことは、そこに重要な理由と目的とがあつたことと併せて、奈良県の官民一致の熱心な希望があり実現の運びに至つたことも忘れてはならないであろう。そく、聞するに吉田茂総理大臣が奈良県を視察の際に、県職員に対する訓示に法隆寺以下の文化財の保護宣揚に専念すべきことを力説され、奈良に美術学校ないし古美術研究所設立の構想が胸中にあつたと伝えられている。昭和二十五年五月文化財保護法の制定に伴い東京・奈良の博物館と東京美術研究所が文化財保護委員会の附属機関と決定するに及び、奈良県知事をはじめ県内有志は奈良に文化財研究所を設立するために設置準備委員会を組織して熱心に立ち上り、奈良県選出の両院議員とともに当時文教委員長であつた堀越儀郎氏ならびに県会議員は中央官庁と議会に働きかけ、その熱意により議員立法として成立を見るに至つたものである。奈良県当局の犠牲的好意により、春日大社参道に面する県立商工館の建物が園に寄附され、この建物に研究所が置かれたのも以上の理由によるものである。

昭和二十六年九月に東京において奈良文化財研究所の組織と事業計画とが立案される際に、南都七大寺以下奈良県の著名寺院・神社・宮址・寺址・史跡の調査が先ず取り上げられ、次いで滋賀・京都・大阪・兵庫・和歌山・三重の近畿六府県の神社・仏閣・庭園・史跡・絵画・彫刻・工芸・古文書等の調査研究が設立目標となつてゐることは、当初から奈良文化財研究所の行く手を明示し、奈良を中心とする日本文化発祥発展地帯の現地調査を眼目としていたことが明らかである。奈良県民の意気も、文化財保護委員会の考えも、ほぼ同一であることが知られる。今日文化財保護法による指定物件の半数以上は近畿七府県に在り、特に貴重なものについてはその大半を占めている状況である。

直接に重要文化財に接し、生きた保存法を調査実施することが本研究の最大の目的とされたのもここにゆえんがあるのである。

東京文化財研究所と奈良文化財研究所との関係、特に研究調査の目標と方法とが初めから問題とされた。東京にあつては全国的であり世界的比較研究を目標とするが、奈良においては直接に文化財に接して実地研究を主目的とする。たとえば東京にない歴史考古部門では、直接に社寺の古文書記録を調査して文化財研究資料を探索し、古墳・寺地・宮跡を発掘してその本質を明らかにし保存方法を研究するのである。建築庭園部門にあつては、修理のための解体建造物による実際調査と装飾・彩色を直接研究でき、織内に多い庭園と茶室等の実測調査は他に見られないものである。保存技術に関する部門は東京にあつて奈良にないが、直接に建築や彫刻の解体修理により、その腐朽度と装飾の変化を実見し、技術的に保存方法を研究することができる。演芸技能も奈良に研究機能は無いが、工芸技術の専門家を置き工芸品の製作技法を研究し、新しい工芸製作に対する指導を考慮した点は多とすべきである。奈良文化財研究所の組織は、東京において小林剛技官その他の関係者により立案され、美術部（絵画・彫刻・工芸・工芸技術各研究室）歴史部（古文書・考古各研究室）建造物部（建造物・遺跡庭園各研究室）総務部（庶務・会計二課）の四部制定員六十二人の理想的のものであつたが、主として人員と経済面とで難航し、四室定員十五人という当初考慮の四分の一度をもつて発足することになつた。かくて昭和二十七年四月一日をもつて奈良文化財研究所が奈良市に設立され、同日東京国立博物館黒田奈良分館長が所長に併任され、その第一歩を踏み出したのである。

一 創立後の経過

奈良文化財研究所は設立されたが、しばらくの間博物館奈良分館の一室に仮事務所を置き、黒田所長の下に新任の

技官・事務官・雇員以下開所準備に着手した。昭和二十七年七月に県立商工館は興福寺本坊の東側の仮設商工館に移り、研究所は旧商工館の事務室に移転して本館の改装工事に着手し、十二月をもって間仕切りと二階架設その他を竣工した。翌二十八年一月研究所は新研究室に配置され、ここに研究調査および庶務会計の事務は本格的に開始されるに至り、同年二月十六日東京国立博物館田沢坦資料課長が研究所長に任命され、黒田博物館長の併任が解除されるとともに、はじめて独立した文化財研究所の発足を見たのである。

五月十五日には奈良ホテルに多数の来賓を招いて開所式を挙げ、研究所の目的と事業計画とを報告し、新研究所の階上には南都七大寺関係の資財帳・巡礼記・古記録類を展覧して研究目標の一端を紹介した。さらに昭和二十九年三月には近畿地方建設局施工の鉄筋コンクリート造りの書庫が完成し、三十年三月には附属建物として写真室を増設し、三十一年三月には宿直室作業員室を新営し、小規模ながらこれをもって一応の建物は具備した。

しかしながら二十七年開設の当時は、美術工芸・建造物・歴史・庶務の四室に、技官七、事務官二、雇員四、備人二十名の定員に限られ、各研究室の研究員は奈良学芸大学・京都大学人文科学研究所等からの併任官その他で補なう有様で、歴史研究室も田沢所長みずから兼務の止むなき状態であった。研究所員の少ないこと、特に技官の少ないことは研究費に影響し、当初の目的達成に困難が伴った。

昭和三十四年度から五ヶ年計画の平城宮跡の発掘調査が奈良研究所の新任務として追加され、歴史・建造物の両研究室の全員が参加し、わが国にあつては空前の大発掘事業が国営として開始されたのである。この年六月四日に田沢所長は東京国立文化財研究所の美術部長に転任し、同時に石田奈良国立博物館長が暫定所長として併任となり、八月一日には東京芸術大学藤田亮策教授がその後任として任命され、石田所長の併任は解かれた。

昭和三十五年八月現在、当研究所は敷地一、九六六坪(奈良市春日野町五十番地、奈良公園内)、本館木造二階建延二

八六坪、書庫鉄筋コンクリート造三十三坪、写真および遺物整理室木造六十一坪、宿直室木造十七坪、倉庫三十一坪で、内部組織は三研究室、一庶務室からなり、職員は館長以下非常勤職員をふくめて二十二名である。

庶務室は庶務会計事務のほか図書・写真の事を行なっているが、美術工芸研究室は絵画・彫刻・工芸品・書跡のほか、建造物の装飾・工芸技術に関する研究を行ない、建造物研究室では建築物の实地調査のほかに遺跡庭園の研究を行なっている。また歴史研究室では記録文書の調査とともに史跡その他の考古学的発掘調査を行ない、奈良研究所の特色の一つとなっている。

三 研究事業の概要

研究所の事業としては各研究室の調査研究が主体であり、毎年度の計画を立てこれによって写真・謄写・人夫等の経費を考慮し、翌年五月に主要項目の成果を発表し、またこれを報告書・論文集として刊行することである。

調査研究事業は研究課題によつて総合研究と各個研究とに分かれる。昭和三十五年夏に全研究員の協力によつて行なわれた唐招提寺の仏像・工芸・絵画・建築物・古瓦類・古文書等の实地調査並びに旧寺域全般の実測調査は総合研究の例であるが、本研究所は総合研究に重点をおき、昭和三十六年度以降にあつても南都七大寺を順次に総合的に調査する計画をたてている。各分野の専門家が同時に行なう調査は極めて有効であり、時間と経費のうえからも便益が多いからである。

以下、開所以来本研究所で行なつた調査研究のうち主なものを左に掲げる。

総合研究

西大寺敬尊の研究

(彫刻・絵画・工芸) 昭和30~35 一 鳥羽殿遺跡調査

(建築・庭園) 昭和33

南部諸大寺伽藍配置調査地形測量(建築・庭園) 昭和34~35
 元興寺極楽坊發見遺物研究(美術工芸室・歴史室) 昭和33~35
 飛鳥寺址発掘調査 (建造物室・歴史室) 昭和30~32
 川原寺址発掘調査 (建造物室・歴史室) 昭和32~34

各 個 研 究 (共同研究を含む)

(4) 美術工芸研究室

柳生村文化財調査(小林剛・守田公夫・岡本康子) 昭和28
 仏師運慶の研究 (小林剛・岡本康子) 昭和28
 俊乗坊重源の研究(田沢坦・小林剛・杉山二郎) 昭和28~35
 彫刻作家の研究 (小林剛) 昭和29~35
 能狂言面の研究 (小林剛・杉山二郎) 昭和31~32
 藤原時代彫刻の研究 () 昭和31~34
 能面能衣裳及び小袖の研究 (守田公夫) 昭和28~35
 工芸作家の研究 () 昭和29
 唐招提寺レースの研究 () 昭和31~32
 興福院織紗の研究 () 昭和31
 舍利塔の様式的研究 () 昭和31~35

伝飛鳥板蓋宮址発掘調査(建造物室・歴史室) 昭和34
 平城宮址発掘調査 () 昭和29~35
 高山寺聖教経類調査(杉山信三・浜田隆・田中稔) 昭和31~32
 仁和寺古文書聖経類調査 () 昭和33~35

厨子の研究

平安時代仏画の研究 (守田公夫) 昭和32~34
 初期真宗絵画の研究 (浜田隆) 昭和29~34
 南都仏教の講会絵画 () 昭和32
 () 昭和33~34

(5) 建造物研究室

修学院離宮の復原的研究 (森蘊) 昭和28~30
 京都御所柱離宮仙洞御所の復原的研究 () 昭和29~31
 大乗院庭園復原的研究 () 昭和30~33
 小堀遠州関係庭園の研究(森蘊・牛川喜幸) 昭和34~35
 解体修理中の建造物の調査研究(杉山信三・鈴木嘉吉
 浅野清・工藤主章) 昭和28~35
 (法華寺・極楽坊・唐招提寺宝庫・手向山神社宝庫・法
 隆寺東室・当麻曼茶羅堂・石山寺本堂等)

頭塔形態の復原的研究 (杉山信三) 昭和29
 僧房の研究 (鈴木嘉吉) 昭和29~30
 天竺様建築の研究 () 昭和31
 奈良・平安時代仏寺建築の研究(杉山信三・工藤圭章) 昭和30~35
 六勝寺遺跡の調査 (杉山信三) 昭和33
 (イ) 歴史研究室
 国分寺の調査研究 (田中一郎) 昭和28
 古代井戸資料の収集調査 () 昭和29~30

東大寺関係古文書調査 (田中稔) 昭和29~30
 興福寺関係古文書調査 () 昭和31~34
 南都諸大寺古文書の調査 () 昭和35
 古瓦の編年的研究 (坪井清足) 昭和31~35
 弥生式時代墓制の研究 (金関怒) 昭和31~33
 土師器等の編年的研究 (田中琢) 昭和34~35
 大和国条里制の研究 (岩本次郎) 昭和35

本研究所の事業としては、以上のような調査研究のほか、これらの調査研究の結果得られた出土品その他の研究資料の展覧、研究発表としての講演会等を行なっているが、さらに次のような報告書を刊行してそれぞれの研究成果を発表している。

仏師運慶の研究(奈良国立文化財研究所学報第二冊) 昭和二十九年九月 小林剛
 修学院離宮の復原的研究(同 学報第二冊) 昭和二十九年九月 森蘊
 文化史論叢(同 学報第三冊) 昭和三十年十二月 小林剛、森蘊、杉山信三、田中一郎、田中稔
 奈良時代僧房の研究(同 学報第四冊) 昭和三十三年二月 浅野清、鈴木嘉吉
 飛鳥寺発掘調査報告(同 学報第五冊) 昭和三十三年三月 坪井清足、浅野清、杉山信三、鈴木嘉吉
 中世庭園文化史(同 学報第六冊) 昭和三十四年二月 森蘊

興福寺食堂発掘調査報告（同 学報第七冊）昭和三十四年三月 鈴木嘉吉、坪井清足
文化史論叢（同 学報第八冊）昭和三十五年二月 小林剛、浜田隆、杉山二郎、守田公夫
川原寺発掘調査報告（同 学報第九冊）昭和三十五年三月 杉山信三、坪井清足、鈴木嘉吉、田中 稔、工藤圭章、田中琢
南無阿弥陀仏作善集複製（同 史料第一冊）昭和三十年三月
西大寺寂尊伝記集成（同 史料第二冊）

第十一章文化財保護委員会関係予算の変遷

文化財保護委員会は昭和二十五年八月二十九日という会計的には年度の途中に発足したのであるが、その予算措置として、文部本省、国宝其他保存費及び国立博物館の各項から予算の移し替えが行なわれその第一歩をふみ出したわけである。以下本委員会の予算について年度をおつてその概略を記し、予算の変遷をたどつてみることにする。（別表参照）

第一節 歳入歳出予算について

当委員会の歳入予算の主なものは、国立博物館の観覧料収入で、その他の収入としては国立博物館及び国立文化財研究所が発行した刊行物の売払代、国立博物館が開催する講座等の講習料、当委員会が版權を有する刊行物及び映画等の複製の場合の版權料収入、国立文化財研究所受託規程による受託調査収入、国立博物館の講堂、茶室等の建物及び委員会所有の映画等の貸付料収入等がある。

各年度の歳入予算については、別表を参照されたい。

昭和二十五年 前述のとおり本委員会は年度途中に発足したので、その予算措置として、文部本省（一、六六九千円）、国宝其他保存費（二〇三、四七〇千円）及び国立博物館（九〇、七六八千円）の各項から合計二九五、九〇七千円の予

算の移し替えが行なわれた。ほかに、文化財保護委員会事務局運営費、ジェーン及びキジア台風による姫路城、国宝重要文化財建造物及び史跡名勝天然記念物災害復旧費、政府職員給与改善費及び年末手当支給の経費として五三、七二七千円の補正予算が追加されて、歳出予算額は三四九、六三四千円となった。

右の歳出予算決定後、文部省調査普及及び管理局から事務局の人員費に八一七千円が移用されて、本年度歳出予算現額は三五〇、四五一千円となった。

右のほか、史跡緒方洪庵旧宅（大阪府）、東京及び奈良国立博物館の各所修繕費、退官退職手当等に、文部省から別途配賦されたものが一、七五〇千円あつた。

昭和二十六年度 当初予算額は四三二、三六四千円であつたが、恩賜京都博物館の国立移管及び奈良国立文化財研究所設立のための準備費、国宝重要文化財買取費の追加、重要文化財建造物過年度災害復旧費、松本城及び日光神橋の修理促進の経費、給与改善等に伴う経費の追加並びに行政整理に伴う退官退職手当として九三、一七一千円の予算補正追加額があり、さらに行政整理による人員費の減少並びに既定経費の節約として三、〇二六千円の予算修正減少額があつたので、本年度の歳出予算額は五二二、五〇九千円で、前年度歳出予算額に比較して一七二、八七五千円の増である。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された大泉寺観音堂（新潟県）及び気多神社本殿（富山県）の文化財保存修理費補助金九一一千円と、予備費使用の経費として米國サンフランシスコにおける日本古美術展覧会開催費一一、〇三八千円及びブルース台風による国宝その他建造物並びに史跡名勝災害復旧費補助金一、六九三千円とがあつたので、本年度歳出予算現額は五三六、一五一千円となった。

右のほか、サンフランシスコにおける日本古美術展覧会派遣職員の外國旅費及び英・米・仏・伊・各国における文化財の保存、利用状況の視察等のための國際會議諸費、東京及び奈良国立博物館の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与等に、文部省から別途配賦されたものが七、五九二千円あつた。

昭和二十七年 当初予算額は五六三、二一七千円であつたが、給与改定に必要な経費、文化財保護法の改正による文化財保護委員会委員の委員長以外の四人の委員が非常勤の委員（特別職の給与に関する法律第九条）となつたことによる委員手当の増額、国宝重要文化財買上費の増額及び中尊寺収蔵庫建設費補助として二四、二〇二千円の予算補正追加額があり、さらに文化財保護法の改正による前記の文化財保護委員会委員の非常勤制、部長制を次長制に変更されたことによる人員費の減少及び物件費の節約等により三、九〇六千円の予算補正減少額があつたので、本年度の歳出予算額は五八三、五一三千円で、前年度歳出予算額に比較して六〇、〇〇四千円の増である。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された松本城及び湯島聖堂（東京都）の国有文化財修理費一、五一七千円、法隆寺金堂壁画其他保存施設費補助金並びに瑞巖寺本堂（宮城県）、名古屋城東南隅櫓（愛知県）、円満院宸殿（滋賀県）、吉村邸住宅、金剛寺本堂及び桜門（以上大阪府）、太山寺仁王門、本興寺三光堂（以上兵庫県）及び護国院桜門及び塔婆（和歌山県）の文化財保存修理費補助金一二、五八四千円計一四、一〇一千円と予備費使用に係る経費として、米國における日本古美術展覧会開催費六、一七六千円、重要文化財建造物震災復旧費補助金、国宝宝物類震災復旧費補助金及び特別史跡姫路城跡石垣災害復旧費補助金一〇、〇六八千円があつたので、本年度歳出予算現額は六一三、八五八千円となった。

右のほか、武力紛争の際の文化財保護条約の最終起草委員会等へ出席のための國際會議諸費と事務局、東京、京都及び奈良三国立博物館、東京及び奈良両研究所並びに湯島聖堂の各所修繕費と退官退職手当、休職者給与とに、文部省から別途配賦されたものが七、〇七四千円あつた。

昭和二十八年年度 当初予算は六七八、〇〇三千元であつたが、熊本城長堀災害復旧費、台風二号、北九州水害、紀伊大和水害及び台風十三号による国宝その他建造物、記念物、宝物保存施設の文化財災害復旧費補助金、政府職員給与改訂及び期末、勤勉手当の改訂の人員費として二六、九二〇千円の予算増額があり、さらに既定の補助金の節約による一一、七三六千円の予算増額があつたので、本年度の歳出予算額は六九三、一八七千円で、前年度と比較して一〇九、六二四千円の増である。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された大乘寺(兵庫県)宝物類の文化財防災施設費補助金八五〇千円と予備費使用に係る経費として、台風十三号等によつて損害を受けた京都及び奈良国立博物館建物その他災害復旧費、奈良国立文化財研究所排水施設災害復旧費及び法隆寺防災施設災害復旧費補助金四、〇〇〇千円があつたので、本年度歳出予算現額は六九八、〇三七千円となつた。

右のほか、東京、京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所並びに湯島聖堂の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与とに、文部省から別途配賦されたものが五、八九五千円あつた。

さらに建設省所管で、官庁営繕費として、京都国立博物館収蔵庫建設費(五、一三二千元、第一年度)、奈良国立文化財研究所書庫建設費(二、三三四千元)及び東京国立文化財研究所屋根修繕費(一、〇一九千元)の八、四八四千元がある。

昭和二十九年年度 当初予算は六八〇、四八二千元であつたが、既定の物件費、交付金、補助金等の節約による三〇、一六二千円の予算増減少額があつたので、本年度歳出予算額は六五〇、三二〇千円で、前年度と比較して四二、八六七千円の減である。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された那谷寺鐘楼(石川県)の文化財(建造物)保存修理費補助金、法隆寺国宝の他保存修理費補助金、平出遺跡(長野県)出土埋蔵文化財収蔵庫建設のための文化財防災施設費補助金、中尊寺宝物類収蔵庫建設費補助金、蒔醬及び存清(香川県)の技術記録製作製費のための無形文化財補助金の七、九二二千元があつたので、本年度歳出予算現額は六五八、二四二千元となつた。

右のほか、事務局、東京・京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所並びに湯島聖堂の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与、賠償償還払戻金とに、文部省から別途配賦されたものが、一一、三六六千円あつた。

さらに、建設省所管で、官庁営繕費として、京都国立博物館収蔵庫建設費(第二年度)四、八五五千元がある。

昭和三十年年度 当初予算額は五九〇、五二九千円であつたが、芸能調査研究費二、五〇〇千円が、衆議院民自両党の共同修正によつて増加されたので、本年度歳出予算額は五九三、〇二九千円で、前年度と比較して五七、二九一円の減となつた。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された金剛寺食堂(大阪府)の文化財(建造物)保存修理費補助金、和銅(島根県)技術記録製作の無形文化財補助金の七九九千円があつたので、本年度歳出予算現額は五九三、八二八千円となつた。

右のほか、事務局、東京、京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与とに、文部省から別途配賦されたものが一一、六五九千円あつた。

さらに、建設省所管で官庁営繕費として京都国立博物館収蔵庫建設費(第三年度完成七、〇六一千円)と東京国立博物館の事務室を収蔵室に改造費(一、五〇四千元)との八、五六五千円があり、特別修繕費として、奈良国立博物館陳列館屋根等補修費(第一年度、四、八〇〇千円)と奈良国立文化財研究所屋根補修費(一、〇〇〇千円)との五、八〇〇

千円がある。

昭和三十一年度 当初予算額は六七五、一四二千円であつたが、大蔵省所管の大蔵本省から国有資産所在市町村交付金に移替を受け、一六千円が増加されたので、本年度歳出予算額は六七五、一五八千円で、前年度に比較して八二、一二九千円の増となつた。

右の歳出予算決定後、国立劇場設立準備費より国立学校の人件費へ移用減少額、一一、九八五千円があつたので、本年度歳出予算現額は六六三、一七三千円となつた。

右のほか、事務局、東京、京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与等に、文部省から別途配賦されたものが七、九〇千円あつた。

さらに、建設省所管で、官庁営繕費として、京都国立博物館収蔵庫と陳列館との渡廊下建設費二、四二九千円と特別修繕費として奈良国立博物館陳列館屋根等補修費（第二年度、完了）一、七六〇千円とがある。

昭和三十二年 当初予算額は七二三、九八三千円であつたが、大蔵省所管の大蔵本省から、国有資産所在市町村交付金に移替を受け、三二千円が増加されたので、本年度歳出予算額は七二四、〇一五千円で、前年度に比較して四八、八五七千円の増となつた。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された、史跡名勝常磐公園（茨城県）の文化財保存修理補助金二、六七九千円と予備費使用に係る欧州における日本古美術品展覧会開催費七、六〇三千円があつたので、本年度歳出予算現額は七三四、二九七千円となつた。

右のほか、事務局、東京、京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所、湯島聖堂の各所修繕費、退官退職手当、賠償償還及び払戻金に、文部省から別途配賦されたものが八、四二四千円あつた。

さらに、建設省所管の官庁営繕費として、東京国立文化財研究所書庫増築費一、九五〇千円がある。

昭和三十三年 当初予算額及び歳出予算現額は七三三、一四二千円で、前年度に比較して九、一二七千円の増となつた。

右のほか、事務局、東京、京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所、湯島聖堂の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与に文部省から別途配賦されたものが八、六一五千円あつた。

さらに、建設省所管の官庁営繕費として、奈良国立博物館庁舎新築費一六、九三二千円がある。

昭和三十四年 当初予算額及び歳出予算額は七七七、九五一千円で、前年度に比較して四四、八〇九千円の増となつた。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された姫路城大天守西大柱木材購入のため国有文化財修理費と香川県漆芸研究所建築費補助のための無形文化財補助金三、八八一千円と予備費使用に係る伊勢湾台風及び七号台風による名勝名古屋城二の丸庭園災害復旧費、国宝、重要文化財建造物及び史跡名勝天然記念物の災害復旧費補助金として一〇、〇三二千円と文部本省から人件費に移用増額一、六一五千円とがあり、本年度歳出予算現額は七九三、四七九千円となつた。

右のほか、事務局、東京、京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所、湯島聖堂の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与に、文部省から別途配賦されたものが、一五、九〇七千円あつた。

昭和三十五年 当初予算額及び昭和三十五年六月末日現在の歳出予算額は九〇一、六一八千円で、前年度に比較して一二三、六六七千円の増となつた。

右の歳出予算決定後、前年度から繰越された国宝高德院銅造阿弥陀如来坐像（神奈川県）の文化財保存修理費補助金

と名神道路関係遺跡緊急調査のための文化財防災施設費補助金とに四、六五八千円があつたので、本年歳出予算現額（昭和三十五年六月末日現在）は九〇六、二七六千円となつた。

右のほか、昭和三十五年六月末日現在、東京、京都及び奈良国立博物館、東京及び奈良国立文化財研究所、湯島聖堂の各所修繕費、退官退職手当、休職者給与に、文部省から別途配賦された六、三九二千円がある。

第二節 文化財保護委員会の予算定員について

当委員会が発足した昭和二十五年八月二十九日の予算定員は次のとおりである。

| | |
|-----------------------|------|
| 文化財保護委員会委員 | 五人 |
| 事務局 | 一一四人 |
| 国立博物館（東京 一九三人、奈良 四八人） | 二四一人 |
| 国立文化財研究所（東京） | 三一人 |
| 計 | 三九一人 |

なお、事務局の予算定員は、社会教育局（一七人）、調査普及局（二人）、管理局（九人）及び東京国立博物館（八六人）からの移替等により構成された。

昭和二十五年補正予算により昭和二十六年一月一日から事務局に二四人の増員があり予算定員は四一五人となつた。

昭和二十六年補正予算により昭和二十七年二月二十八日から、行政整理で一四人（事務局九人、東京国立博物館三

人、奈良国立博物館及び東京国立文化財研究所各一人）の減員があり、予算定員は四〇一人となつた。

昭和二十七年において、京都国立博物館の移管により同年四月一日から四九人の増員があつた。

奈良国立文化財研究所の設置により同年四月一日より三人、及び同年七月一日より二人、合計一五人の増員があつた。

東京国立文化財研究所で保存科学部の設置により同年四月一日から事務局から二人の振替増及び同年六月六日から芸能部の設置等により、五人増、計七人の増員があつた。

文化財保護委員会委員が文化財保護法の改正により同年七月三十一日から委員長以外の委員が常勤より非常勤職員になつたことにより、四人の減員となつた。

事務局において、同年四月一日より東京国立文化財研究所へ二人振替減及び同年七月三十一日より文化財保護法の改正で二部長制が次長制に変更したことにより一人減があつた。

さらに本年度行政整理で同年六月三十日より一四人（事務局七人、東京国立博物館六人、奈良国立博物館一人）の減員があつた。

右記の異動により本年度末の予算定員は、四五一人となつた。

昭和二十八年度の行政整理で、同年四月一日から一人（東京国立博物館）減員があり予算定員は、四五〇人となつた。

昭和二十九年年度の行政整理で同年六月一日から一六人（事務局七人、東京国立博物館六人京都及び奈良国立博物館、東京国立文化財研究所各一人）減員があり、予算定員は四三四人となつた。

昭和三十年度の行政整理で同年七月一日から九人（事務局三人、東京国立博物館四人、京都及び奈良国立博物館各一人）減

員があり予算定員は四二五人となつた。

昭和三十三年度において常勤職員の定員化により同年四月一日から二人（京都国立博物館）増員となり予算定員は四二七人となつた。

昭和三十四年度において、常勤職員の定員化により同年七月九日から二人（東京及び奈良国立文化財研究所各一人）増員があり予算定員は、四二九人となつた。

右の如く数度にわたり、異動があつたので昭和三十五年六月末日現在の予算定員は、次のとおりである。

文化財保護委員会委員長

一人

事務局

一〇九人

国立博物館（東京二七三人、京都四九人、奈良四四人）

二六六人

国立文化財研究所（東京三七人、奈良一六人）

五三人

計

四二九人

昭和25年度以降文化財保護委員会予算経過表

| 区 分 | 昭和25年度 | 昭和26年度 | 昭和27年度 | 昭和28年度 | 昭和29年度 | 昭和30年度 | 昭和31年度 | 昭和32年度 | 昭和33年度 | 昭和34年度 | 昭和35年度 |
|------------------------|----------------|----------------------------|---------------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|----------------|---------------------|----------------|
| (歳出予算) | | | | | | | | | | | |
| 文化財保護委員会 | 31,250 | (11,038) 71,918 | (6,176) 82,007 | 90,677 | 85,633 | 88,550 | 103,925 | (7,603) 116,116 | 124,189 | 124,664 | 139,148 |
| I 文化財保護委員会一般行政 | 29,000 143人 | (11,038) 53,698 134人 | (6,176) 60,107 120人 | 74,446 120人 | 70,933 113人 | 69,887 110人 | 83,083 110人 | (7,603) 83,116 110人 | 92,839 110人 | 90,224 110人 | 99,708 110人 |
| 1. 人件費 | 15,508 | 31,026 | 34,004 | 42,060 | 46,015 | 45,801 | 47,961 | 52,945 | 55,448 | 57,971 | 62,146 |
| 2. 委員会開設 | 774 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 3. 法令趣旨徹底 | 218 | - | 269 | 95 | - | - | - | - | - | - | - |
| 4. 事務局運営 | 2,847 | 6,709 | 8,265 | 9,929 | 8,629 | 5,831 | 5,859 | 6,184 | 5,616 | 5,539 | 6,183 |
| 5. 国有文化財修理管理 | - | - | - | 326 | 221 | 188 | 188 | 188 | 179 | 475 | 417 |
| 6. 文化財専門審議会 | 987 | 744 | 1,152 | 939 | 900 | 872 | 872 | 933 | 872 | 829 | 829 |
| 7. 権限委任 | 478 | 1,912 | 3,739 | 3,157 | 3,056 | 2,712 | 2,712 | 2,712 | 2,599 | 2,470 | 2,470 |
| 8. 文化財等調査指定 | 1,599 | 3,675 | 3,574 | 2,913 | 2,831 | 2,571 | 2,871 | 2,916 | 3,154 | 3,025 | 3,025 |
| 9. 重要美術品等認定物件緊急特別処理 | - | - | - | - | - | - | - | 300 | 285 | 271 | 1,423 |
| 10. 文化財特別調査 | - | - | - | - | - | 172 | 172 | - | - | 1,000 | 972 |
| 11. 文化財台帳調製 | - | - | 579 | 640 | 579 | 1,007 | 1,437 | 1,437 | 1,864 | 1,779 | 1,779 |
| 12. 埋蔵文化財発掘施行 | - | 1,044 | 877 | 638 | 575 | 860 | 1,268 | 1,194 | 1,019 | 1,506 | 1,463 |
| 13. 埋蔵文化財届出処理 | - | - | 574 | 2,054 | 1,028 | 1,026 | 1,026 | 1,026 | 1,026 | 2,026 | 2,026 |
| 14. 文化財保護補償 | - | 200 | 200 | 200 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 15. 美術刀剣類登録審査製作承認 | 1,337 | 506 | 174 | 141 | 133 | 126 | 126 | 126 | 124 | 119 | 119 |
| 16. 文化財模写検造模型製作 | 4,492 | - | - | 733 | 1,963 | 3,816 | 5,163 | 5,758 | 4,702 | 4,573 | 5,839 |
| 17. 文化財修理技術者養成 | - | - | - | 432 | 422 | 414 | 414 | 414 | 407 | 388 | 388 |
| 18. 国宝重要文化財調査修理報告書等刊行費 | 460 | - | - | 322 | 290 | 247 | 247 | 247 | 235 | 1,224 | 1,224 |
| 19. 文化財普及宣伝 | - | 5,971 | 4,845 | 3,819 | 2,724 | 2,743 | 4,847 | 5,235 | 5,375 | 5,066 | 5,107 |
| 20. 国宝重要文化財等公開 | 300 | 1,273 | 1,855 | 1,633 | 1,467 | 1,401 | 1,401 | 1,401 | 1,383 | 1,367 | 3,367 |
| 21. 輸出鑑査証明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 496 | 831 |
| 22. 海外に於ける日本古美術品展覧会 | - | (11,038) 638 | (6,176) | 4,415 | - | - | 6,419 | (7,603) | 8,451 | - | - |
| II 国立劇場設立準備 | - | - | - | - | - | 2,500 | 4,842 | 17,000 | 16,150 | 20,000 | 25,000 |
| III 国宝重要文化財等買上 | 2,250 | 18,220 | 21,900 | 16,231 | 14,700 | 16,163 | 16,000 | 16,000 | 15,200 | 14,440 | 14,440 |
| 文化財保存修理費 | 246,147 | (1,693) 368,939 | (10,068) 383,589 | (3,490) 461,703 | 424,637 | 354,256 | 395,244 | 438,400 | 434,400 | (10,032) 470,261 | 559,409 |
| I 文化財保存修理費補助 | 201,564 | 303,580 | 283,844 | 332,861 | 313,835 | 271,933 | 278,530 | 269,214 | 255,500 | 267,725 | 319,740 |
| 1. 建造物 | 182,000 | 283,435 | 261,444 | 296,143 | 280,772 | 238,933 | 240,650 | 234,850 | 226,125 | 229,819 | 268,472 |
| 2. 宝 物 | 12,000 | 15,500 | 15,500 | 16,691 | 14,287 | 15,900 | 19,900 | 18,475 | 14,875 | 21,131 | 26,095 |
| 3. 記念物 | 7,564 | 4,645 | 6,900 | 20,027 | 18,776 | 17,100 | 17,980 | 15,889 | 14,500 | 16,775 | 25,173 |
| II 国有文化財保存修理 | 18,600 | 25,239 | 36,217 | 48,966 | 44,374 | 30,500 | 63,550 | 89,100 | 84,645 | 78,094 | 77,881 |
| 1. 姫路城 | 13,000 | 11,250 | 15,000 | 18,965 | 20,355 | 9,500 | 47,450 | 70,000 | 65,550 | 62,368 | 60,175 |
| 2. 松本城 | 5,000 | 9,189 | 11,517 | 10,268 | 8,592 | 4,500 | - | - | - | - | - |
| 3. 福山城 | - | 3,400 | 2,000 | 4,414 | 810 | - | - | - | - | - | - |
| 4. 熊本城 | - | - | 3,000 | 5,143 | 6,447 | 7,000 | 6,000 | 7,000 | 7,530 | 7,976 | 7,578 |
| 5. 金沢城石川門 | - | - | (1,600) | 4,386 | 5,739 | 5,700 | 5,100 | 5,100 | 5,795 | - | - |
| 6. 大阪城 | - | - | - | - | - | 3,800 | 5,000 | 5,000 | 3,870 | - | - |
| 7. 池田屋敷表門 | - | - | 3,000 | 4,090 | 180 | - | - | - | - | - | - |
| 8. 榎倉 | - | - | - | - | 800 | - | - | - | - | - | - |
| 9. 高梁城 | - | - | - | - | - | - | - | 2,000 | 1,900 | 4,750 | - |
| 10. 赤門 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,000 | 10,128 |
| 11. 湯島聖堂 | 600 | 1,000 | 1,700 | 736 | 749 | - | - | - | - | - | - |
| 12. 緒方供庵旧宅 | - | 400 | - | 172 | - | - | - | - | - | - | - |
| 13. 名古屋二の丸庭園 | - | - | - | 792 | 702 | - | - | - | - | (465) | - |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| Ⅲ 文化財防災施設費補助 | 20,700 | 28,455 | 52,400 | (3,490) 68,865 | 57,706 | 42,900 | 43,214 | 69,995 | 74,631 | 104,066 | 140,048 |
| 1. 建造物 | 20,000 | 25,146 | 34,695 | (3,490) 41,810 | 33,793 | 25,028 | 22,693 | 30,832 | 37,276 | 48,940 | 71,165 |
| 2. 宝物 | - | 1,854 | 13,830 | 23,992 | 17,141 | 11,883 | 16,218 | 30,050 | 25,485 | 35,063 | 39,149 |
| 3. 記念物 | 700 | 1,455 | 3,875 | 2,063 | 5,452 | 5,059 | 2,659 | 5,202 | 7,434 | 8,302 | 13,440 |
| 4. 埋蔵文化財 | - | - | - | 1,000 | 1,320 | 930 | 1,644 | 1,911 | 2,436 | 7,711 | 12,798 |
| 5. 民俗資料 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,250 | 1,750 |
| 6. 法隆寺管理費 | - | - | - | - | - | - | - | 2,000 | 2,000 | 1,800 | 1,746 |
| Ⅳ 無形文化財等保存活用 | 1,300 | 6,226 | 7,585 | 7,246 | 5,205 | 5,092 | 5,067 | 5,067 | 14,813 | 15,773 | 17,137 |
| 1. 無形文化財補助金 | - | - | 2,375 | 2,773 | 2,165 | 2,466 | 2,470 | 2,470 | 4,320 | 5,804 | 7,466 |
| 2. 無形文化財記録作成 | - | 3,990 | 3,610 | 3,097 | 1,800 | 1,147 | 1,147 | 1,147 | 1,089 | 1,035 | 1,004 |
| 3. 無形文化財資料作品買上 | 1,300 | 2,236 | 1,600 | 1,376 | 1,240 | 1,054 | 1,025 | 1,025 | 9,000 | 8,550 | 8,294 |
| 4. 民俗資料記録作成 | - | - | - | - | - | 425 | 425 | 425 | 404 | 384 | 373 |
| Ⅴ 事務費 | 3,983 | 5,439 | 3,543 | (115) 3,765 | 3,517 | 3,831 | 4,883 | 5,024 | 4,811 | 4,603 | 4,603 |
| 国立博物館 | 67,110 | 73,082 | 106,682 | 116,663 | 120,423 | 122,725 | 130,106 | 137,194 | 138,584 | 148,850 | 161,580 |
| Ⅰ 人件費 | 241人 31,397 | 237人 39,732 | 279人 62,578 | 278人 78,785 | 270人 85,307 | 264人 83,821 | 264人 88,415 | 264人 97,638 | 266人 101,165 | 266人 105,365 | 266人 114,185 |
| Ⅱ 東京国立博物館 | 33,159 | 29,179 | 33,684 | 25,997 | 21,888 | 23,152 | 28,298 | 25,807 | 26,160 | 27,585 | 29,810 |
| 1. 事業管理等 | 16,987 | 19,471 | 23,603 | 17,698 | 15,014 | 16,304 | 17,247 | 18,713 | 17,660 | 17,750 | 19,370 |
| 2. 陳列品購入 | 14,986 | 8,758 | 8,824 | 7,345 | 5,980 | 5,994 | 5,813 | 5,552 | 6,600 | 6,530 | 6,321 |
| 3. 特別展覧会開催 | 1,186 | 950 | 1,257 | 954 (255) | 894 | 854 | 5,238 | 1,542 | 1,900 | 3,305 | 4,119 |
| Ⅲ 京都国立博物館 | - | 547 | 7,174 | 7,933 (255) | 8,034 | 11,414 | 8,553 | 7,942 | 7,022 | 10,570 | 9,975 |
| 1. 事業管理等 | - | 547 | 6,883 | 6,859 | 7,140 | 5,566 | 7,705 | 6,209 | 5,335 | 6,963 | 6,060 |
| 2. 陳列品購入 | - | - | - | 860 | 760 | 5,720 | 720 | 722 | 969 | 2,923 | 2,836 |
| 3. 特別展覧会開催 | - | - | 291 | 214 (135) | 134 | 128 | 128 | 1,011 | 718 | 684 | 1,079 |
| Ⅳ 奈良国立博物館 | 2,554 | 3,624 | 3,246 | 3,948 (135) | 5,194 | 4,338 | 4,840 | 5,807 | 4,237 | 5,330 | 7,610 |
| 1. 事業管理等 | 2,317 | 3,432 | 2,954 | 3,481 | 3,825 | 3,173 | 3,693 | 3,777 | 4,237 | 4,692 | 5,934 |
| 2. 陳列品購入 | - | - | - | - | 920 | 722 | 712 | 1,400 | - | 638 | 633 |
| 3. 特別展覧会開催 | 237 | 192 | 292 | 467 (120) | 449 | 443 | 435 | 630 | - | - | 1,043 |
| 国立文化財研究所 | 5,944 | 9,481 | 25,336 | 24,994 | 27,549 | 28,297 | 33,898 | 34,984 | 35,969 | 39,672 | 46,139 |
| Ⅰ 人件費 | 31人 4,074 | 30人 6,441 | 52人 12,122 | 52人 17,554 | 51人 18,291 | 51人 19,178 | 51人 20,391 | 51人 22,463 | 51人 23,762 | 53人 25,326 | 53人 28,239 |
| Ⅱ 東京国立文化財研究所 | 1,870 | 2,449 | 4,904 | 4,903 | 6,020 | 5,421 | 5,660 | 5,932 | 5,981 | 6,646 | 7,911 |
| 1. 事業管理等 | 1,870 | 2,449 | 4,904 | 4,903 | 6,020 | 5,421 | 5,660 | 5,932 | 5,981 | 6,318 | 7,280 |
| 2. 受託研究 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 328 | 631 |
| Ⅲ 奈良国立文化財研究所 | - | 591 | 8,310 | 2,537 (120) | 3,238 | 3,698 | 7,847 | 6,589 | 6,226 | 7,700 | 9,989 |
| 1. 事業管理等 | - | 591 | 8,310 | 2,537 | 3,238 | 3,698 | 4,847 | 3,584 | 3,276 | 3,164 | 3,165 |
| 2. 受託研究 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 500 |
| 3. 飛鳥遺跡発掘調査 | - | - | - | - | - | - | 3,000 | 3,005 | 2,950 | 1,000 | - |
| 4. 平城宮跡発掘調査 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,536 | 6,324 |
| 計 | 415人 350,451 | 401人 536,151 | 451人 613,858 | 450人 698,037 | 434人 658,242 | 425人 593,828 | 425人 663,173 | 425人 734,297 | 427人 733,142 | 429人 793,429 | 429人 906,276 |
| 内歳出予算額 | 349,634 | 522,509 | 583,513 | 693,187 | 650,320 | 593,029 | 675,158 | 724,015 | 733,142 | 777,951 | 901,618 |
| 内前年度より繰越額 | - | 911 | 14,101 | 850 | 7,922 | 799 | - | 2,679 | - | 3,881 | 4,658 |
| 内予備費使用額 | - | 12,731 | 16,244 | 4,000 | - | - | - | 7,603 | - | 10,032 | - |
| 内移用増減額 | 817 | - | - | - | - | - | △11,985 | - | - | 1,615 | - |
| 別途配賦予算 | | | | | | | | | | | |
| 1. 文部省 | 1,750 | 3,865 | 6,387 | 5,895 | 11,366 | 11,659 | 7,901 | 8,424 | 8,615 | 15,907 | 6,392 |
| 人件費関係 | 268 | 2,869 | 2,187 | 1,414 | 6,234 | 6,727 | 3,183 | 3,342 | 4,676 | 9,766 | 3,134 |
| 各所修繕等 | 1,482 | 996 | 4,200 | 4,481 | 5,132 | 4,932 | 4,718 | 5,082 | 3,939 | 6,141 | 3,258 |
| 2. 国際会議諸費 | - | 3,727 | 687 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 計 | 1,750 | 7,592 | 7,074 | 5,895 | 11,366 | 11,659 | 7,901 | 8,424 | 8,615 | 15,907 | 6,392 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 外に建設省所管 | | | | | | | | | | | | |
| 1. 東京国立博物館事務室 を収蔵庫改造 | | | | | | 1,504 | 2,429 | | | | | |
| 2. 京都国立博物館収蔵庫 新設 | | | | 5,131 | 4,855 | 7,061 | | | | | | |
| 3. 奈良国立博物館陳列館 屋根等補修 | | | | | | 4,800 | 1,760 | | | | | |
| 4. " 庁舎新設 | | | | | | | | | 16,932 | | | |
| 5. 東京国立文化財研究所 屋根修理 | | | | 1,019 | | | | | | | | |
| 6. 東京国立文化財研究所 書庫増築 | | | | | | | | 1,950 | | | | |
| 7. 奈良国立文化財研究所 書庫新設 | | | | 2,334 | | | | | | | | |
| 8. " 屋根補修 | | | | | | | 1,000 | | | | | |
| 計 | | | | 8,484 | 4,855 | 14,365 | 4,189 | 1,950 | 16,932 | | | |
| 合 計 | 352,201 | 543,743 | 620,932 | 712,416 | 674,463 | 619,852 | 675,263 | 744,671 | 758,689 | 809,386 | 912,668 | |
| (歳入予算) | | | | | | | | | | | | |
| 1. 国立博物館観覧料 | 9,133 | 3,980 | 7,752 | 13,074 | 14,499 | 17,396 | 15,005 | 14,347 | 13,322 | 22,792 | 20,443 | |
| 2. その他の収入 | 3,386 | 7,858 | 1,947 | 2,692 | 3,044 | 4,316 | 3,315 | 3,686 | 4,635 | 4,504 | 6,659 | |
| 合 計 | 12,519 | 11,838 | 9,699 | 15,766 | 17,543 | 21,712 | 18,320 | 18,033 | 17,957 | 27,296 | 27,102 | |

1. 本表の予算科目及事項名は昭和35度を基礎として配列した。
2. 予算額は、予算現額を記入（当初予算補正予算前年度より繰越額、移用増減額を含む）。
3. 予算額の欄の（ ）書は予備費使用額を示し別計算とする（但し計の欄では合算）
4. 人件費及計の欄の定員は、年度末の定員を示す。
5. 昭和35年度の予算額は、昭和35年6月末日現在を記入。
6. 予算額は、千円単位で記入し千円未満は四捨五入する。
7. 大阪城保存修理工事は34年度より補助金工事に切替